

# 水俣市議会会議録

平成17年第3回定例会（6月3日招集）

# 水俣市議会会議録

平成17年第3回定例会（6月3日招集）

水俣市議会事務局

# 平成17年6月第3回定例会（6月3日招集）会期日程表

（会期 6月3日から22日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月3日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員及び議会運営委員の選任 議案上程 提案理由説明
2	4日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	5日	日			市の休日（日曜日）
4	6日	月			議案調査
5	7日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	水			議案調査
7	9日	木			議案調査
8	10日	金			議案調査
9	11日	土			市の休日（土曜日）
10	12日	日			市の休日（日曜日）
11	13日	月			議案調査
12	14日	火			午前9時30分
13	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・西田弘志君・藤本寿子君・ 吉田正和君）
14	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（緒方誠也君・清水晶夫君・中村幸治君・ 中山徹君） 議案質疑 委員会付託
15	17日	金	——	委員会	委員会
16	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	19日	日			市の休日（日曜日）
18	20日	月	——	委員会	委員会
19	21日	火		休 会	議事整理日
20	22日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会



# 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成17年6月3日（金）— 1日目—

出欠席議員.....	1 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第1号.....	2
開 会.....	3
全国市議会議長会表彰状の伝達.....	3
大川久洋君のあいさつ.....	3
開 議.....	4
諸般の報告.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
休憩・開議.....	6
副議長の辞任について（日程追加）.....	6
採 決.....	6
竹下武義君のあいさつ.....	8
休憩・開議.....	8
副議長の選挙について（日程追加）.....	8
大川久洋君のあいさつ.....	10
日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について.....	10
日程第4 特別委員の補欠選任について.....	11
休憩・開議.....	11
正副委員長互選の結果.....	11
議案上程.....	12
日程第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について.....	13
専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	
日程第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について.....	14
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について.....	17
専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 （第4号）	

日程第 8	議第51号	専決処分の報告及び承認について.....	1 ~ 18
		専第 6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 9号）	
日程第 9	議第52号	専決処分の報告及び承認について.....	20
		専第 7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 1号）	
日程第10	議第53号	水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定につい て.....	21
日程第11	議第54号	水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について.....	23
日程第12	議第55号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について.....	23
日程第13	議第56号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について...	24
日程第14	議第57号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	24
日程第15	議第58号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	26
日程第16	議第59号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	27
日程第17	議第60号	水俣市土地開発公社定款の変更について.....	27
日程第18	議第61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 2号）.....	28
日程第19	議第62号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）.....	30
日程第20	議第63号	平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1号）.....	31
日程第21	議第64号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1号）.....	32
日程第22	議第65号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）.....	32
日程第23	議第66号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1号）.....	33
		市長の提案理由説明.....	34
散	会	.....	39

平成17年 6月14日（火） — 2日目 —

出欠席議員.....	2 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第 2号.....	2

開 議.....	2 ~ 2
諸般の報告.....	2
日程第1 一般質問.....	2
岩阪雅文君の質問.....	3
1 産業廃棄物最終処分場問題について.....	3
2 第4次総合計画の推進と財政健全化計画について.....	3
3 産業振興による地域活性化について.....	4
市長の答弁.....	5
岩阪雅文君の再質問.....	5
市長の答弁.....	7
岩阪雅文君の再々質問.....	8
市長の答弁.....	8
総務企画部長の答弁.....	8
岩阪雅文君の再質問.....	10
市長の答弁.....	12
総務企画部長の答弁.....	13
岩阪雅文君の発言.....	13
産業建設部長の答弁.....	14
岩阪雅文君の再質問.....	15
産業建設部長の答弁.....	15
休憩・開議.....	16
谷口真次君の質問.....	16
1 産廃問題について.....	16
2 市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事について.....	17
3 旧湯之児病院について.....	17
4 肥薩おれんじ鉄道について.....	17
5 みなくるバスについて.....	18
6 鶴田橋架設工事について.....	18
市長の答弁.....	18
谷口真次君の再質問.....	19
市長の答弁.....	20
谷口真次君の発言.....	21

産業建設部長の答弁.....	2~22
谷口真次君の再質問.....	23
産業建設部長の答弁.....	23
谷口真次君の再々質問.....	24
産業建設部長の答弁.....	24
総合医療センター事務部長の答弁.....	24
谷口真次君の再質問.....	25
市長の答弁.....	25
谷口真次君の発言.....	26
総務企画部長の答弁.....	26
谷口真次君の再質問.....	28
総務企画部長の答弁.....	29
谷口真次君の発言.....	30
総務企画部長の答弁.....	31
谷口真次君の再質問.....	31
総務企画部長の答弁.....	32
谷口真次君の発言.....	32
産業建設部長の答弁.....	32
谷口真次君の発言.....	33
休憩・開議.....	33
野中重男君の質問.....	33
1 水俣病問題について.....	34
2 水俣湾のダイオキシン類の除去について.....	35
3 特殊地下ごう対策について.....	35
市長の答弁.....	35
野中重男君の再質問.....	37
市長の答弁.....	39
野中重男君の再々質問.....	39
市長の答弁.....	41
福祉環境部長の答弁.....	41
福祉環境部長の答弁.....	41
野中重男君の再質問.....	43

福祉環境部長の答弁.....	2 ~ 44
野中重男君の発言.....	45
産業建設部長の答弁.....	45
野中重男君の発言.....	46
休憩・開議.....	46
淵上道昭君の質問.....	46
1 産業廃棄物処分場問題について.....	46
2 自主防災組織について.....	47
3 市役所前駐車場問題について.....	47
4 宝川内線道路改修について.....	47
5 学校統廃合について.....	48
市長の答弁.....	48
淵上道昭君の再質問.....	49
市長の答弁.....	50
総務企画部長の答弁.....	50
淵上道昭君の再質問.....	51
総務企画部長の答弁.....	52
淵上道昭君の発言.....	52
総務企画部長の答弁.....	52
淵上道昭君の再質問.....	53
市長の答弁.....	54
産業建設部長の答弁.....	54
淵上道昭君の再質問.....	55
産業建設部長の答弁.....	55
教育長の答弁.....	56
淵上道昭君の再質問.....	57
教育長の答弁.....	59
淵上道昭君の発言.....	61
散    会.....	62

平成17年6月15日(水) — 3日目 —

出欠席議員.....	3 ~ 1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第3号.....	2
開 議.....	2
諸般の報告.....	3
日程第1 一般質問.....	3
牧下恭之君の質問.....	3
1 環境問題について.....	3
2 障害者給付金該当者への対応について.....	4
3 少子社会対策について.....	5
4 薬物乱用対策について.....	6
5 アレルギー疾患対策について.....	6
6 学校の安全対策について.....	7
市長の答弁.....	8
牧下恭之君の再質問.....	10
市長の答弁.....	10
牧下恭之君の再々質問.....	11
市長の答弁.....	11
福祉環境部長の答弁.....	12
牧下恭之君の発言.....	12
福祉環境部長の答弁.....	12
牧下恭之君の再質問.....	14
産業建設部長の答弁.....	15
福祉環境部長の答弁.....	15
牧下恭之君の発言.....	16
福祉環境部長の答弁.....	16
牧下恭之君の再質問.....	17
教育長の答弁.....	17
牧下恭之君の発言.....	18
福祉環境部長の答弁.....	18
教育長の答弁.....	19

牧下恭之君の再質問.....	3~20
総合医療センター事務部長の答弁.....	20
福祉環境部長の答弁.....	20
牧下恭之君の発言.....	21
教育長の答弁.....	21
総務企画部長の答弁.....	23
牧下恭之君の発言.....	23
休憩・開議.....	23
西田弘志君の質問.....	24
1 自治会制度について.....	24
2 ごみ問題について.....	25
3 最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について.....	25
市長の答弁.....	25
総務企画部長の答弁.....	26
西田弘志君の再質問.....	27
市長の答弁.....	29
西田弘志君の発言.....	29
福祉環境部長の答弁.....	30
西田弘志君の再質問.....	31
福祉環境部長の答弁.....	32
西田弘志君の発言.....	33
市長の答弁.....	34
西田弘志君の再質問.....	35
市長の答弁.....	38
西田弘志君の発言.....	39
休憩・開議.....	40
藤本寿子君の質問.....	41
1 児童虐待、女性へのDV防止について.....	41
a, 児童虐待について	
a,, 女性へのDVの現状について	
2 水俣市のごみ処理について.....	42
a, 分別ごみについて	

æ,, ごみ減量について	
3 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について.....	3~42
4 国立水俣病総合研究センター主催の「健康セミナー」での滝澤助役の発言につい て.....	43
市長の答弁.....	44
福祉環境部長の答弁.....	44
藤本寿子君の再質問.....	45
福祉環境部長の答弁.....	47
藤本寿子君の発言.....	47
福祉環境部長の答弁.....	48
藤本寿子君の再質問.....	49
福祉環境部長の答弁.....	50
総合医療センター事務部長の答弁.....	50
藤本寿子君の発言.....	50
水道局長の答弁.....	50
福祉環境部長の答弁.....	51
藤本寿子君の発言.....	52
市長の答弁.....	53
藤本寿子君の再質問.....	54
市長の答弁.....	56
藤本寿子君の再々質問.....	56
市長の答弁.....	58
休憩・開議.....	58
吉田正和君の質問.....	58
1 産廃最終処分場問題について.....	58
2 教育について.....	62
3 議員定数削減について.....	63
4 市長の資質について.....	65
市長の答弁.....	66
吉田正和君の再質問.....	68
市長の答弁.....	71
吉田正和君の再々質問.....	72

市長の答弁.....	3～73
教育長の答弁.....	74
吉田正和君の再質問.....	74
市長の答弁.....	75
吉田正和君の再々質問.....	75
市長の答弁.....	76
総務企画部長の答弁.....	77
市長の答弁.....	77
吉田正和君の再質問.....	78
市長の答弁.....	79
吉田正和君の再々質問.....	79
市長の答弁.....	80
散 会.....	80

平成17年6月16日（木）— 4日目—

出欠席議員.....	4～1
事務局職員出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
議事日程第4号.....	2
開 議.....	3
諸般の報告.....	3
日程第1 一般質問.....	4
緒方誠也君の質問.....	4
1 水俣病の教訓について.....	5
2 「環境モデル都市づくり宣言」の趣旨について.....	6
3 水俣病新対策について.....	6
4 防空ごう対策について.....	6
市長の答弁.....	6
緒方誠也君の再質問.....	8
市長の答弁.....	10
緒方誠也君の再々質問.....	11

助役の答弁.....	4~12
市長の答弁.....	13
緒方誠也君の再質問.....	13
市長の答弁.....	13
緒方誠也君の発言.....	16
福祉環境部長の答弁.....	17
緒方誠也君の再質問.....	18
市長の答弁.....	19
緒方誠也君の再々質問.....	20
市長の答弁.....	20
産業建設部長の答弁.....	20
緒方誠也君の再質問.....	20
産業建設部長の答弁.....	21
緒方誠也君の発言.....	21
休憩・開議.....	21
清水晶夫君の質問.....	21
1 障害者自立支援法案について.....	21
2 水俣の土石流災害の教訓と課題について.....	23
3 大地震に備える震災対策について.....	24
市長の答弁.....	24
福祉環境部長の答弁.....	24
清水晶夫君の再質問.....	25
福祉環境部長の答弁.....	26
清水晶夫君の発言.....	26
市長の答弁.....	27
清水晶夫君の再質問.....	28
総務企画部長の答弁.....	29
清水晶夫君の発言.....	30
総務企画部長の答弁.....	30
清水晶夫君の再質問.....	30
総務企画部長の答弁.....	31
清水晶夫君の再々質問.....	31

総務企画部長の答弁.....	4~31
休憩・開議.....	32
中村幸治君の質問.....	32
1 第4次水俣市総合計画について.....	32
2 教育関係について.....	33
æ, 絶対評価について	
3 災害について.....	33
市長の答弁.....	34
中村幸治君の再質問.....	37
市長の答弁.....	41
総務企画部長の答弁.....	41
中村幸治君の再々質問.....	42
市長の答弁.....	43
教育長の答弁.....	43
中村幸治君の再質問.....	46
教育長の答弁.....	46
総務企画部長の答弁.....	47
中村幸治君の再質問.....	48
総務企画部長の答弁.....	49
中村幸治君の発言.....	50
休憩・開議.....	50
中山徹君の質問.....	50
1 IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場について.....	50
æ, IWD東亜熊本の住民説明会開催について	
æ,, 市「廃棄物最終処分場検討委員会」について	
æ" 「予定地買い上げ」問題について	
2 談合問題と入札制度改善について.....	52
æ, 談合問題の基本的認識について	
æ,, 平成16年度水俣市発注工事入札結果について	
æ" 入札制度改善について	
市長の答弁.....	53
中山徹君の再質問.....	55

市長の答弁.....	4~57
中山徹君の再々質問.....	59
市長の答弁.....	60
総務企画部長の答弁.....	61
中山徹君の再質問.....	64
市長の答弁.....	67
休憩・開議.....	68
質 疑.....	68
日程第 2 議第48号 専決処分の報告及び承認について.....	68
専第 3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 8号）	
日程第 3 議第49号 専決処分の報告及び承認について.....	68
専第 4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 4 議第50号 専決処分の報告及び承認について.....	69
専第 5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 （第 4号）	
日程第 5 議第51号 専決処分の報告及び承認について.....	69
専第 6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 9号）	
日程第 6 議第52号 専決処分の報告及び承認について.....	69
専第 7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 1号）	
日程第 7 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定につい て.....	69
日程第 8 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について.....	70
日程第 9 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について.....	70
日程第10 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について...	70
日程第11 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	70
日程第12 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	70
日程第13 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	71
日程第14 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について.....	71

日程第15	議第61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号)	4~71
日程第16	議第62号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	71
日程第17	議第63号	平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)	72
日程第18	議第64号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	72
日程第19	議第65号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	72
日程第20	議第66号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	72
委員会付託			72
散 会			73

平成17年6月22日(水) — 5日目 —

出欠席議員	5~1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認についてから日程第19 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)まで19件に関する委員会の審査報告	3
総務文教委員長の報告	4
厚生委員長の報告	8
産業建設委員長の報告	10
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	14
討 論	14
清水晶夫君の反対討論(議第49号)	14
採 決	14
日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	15
採 決	16
閉会中継続審査・調査申出書	16
議案上程	17

日程第21	議第67号	固定資産評価員の選任について.....	5 ~ 18
日程第22	議第68号	監査委員の選任について.....	18
日程第23	意見第3号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について.....	18
日程第24	意見第4号	地方議会制度の充実強化に関する意見書について.....	19
日程第25	意見第5号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について.....	20
日程第26	意見第6号	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書について.....	21
日程第27	意見第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について.....	22
		市長の提案理由説明（議第67号・議第68号）.....	23
		松本和幸君の提案理由説明（意見第3号）.....	23
		中村幸治君の提案理由説明（意見第4号）.....	24
		竹下武義君の提案理由説明（意見第5号）.....	25
		野中重男君の提案理由説明（意見第6号）.....	26
		緒方誠也君の提案理由説明（意見第7号）.....	27
質	疑	.....	27
討	論	.....	28
採	決	.....	28
閉	会	.....	29

平成17年6月3日

平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成17年6月3日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成17年6月3日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成17年6月22日午前10時57分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成17年6月3日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時57分 散会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（吉村明賢君）	次	長（久木田一也君）
議事係長（栄永尚子君）	書	記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収入役（徳富邦博君）	総務企画部長（森	近君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長（松	田大作君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	教育長（宮本勝	彬君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	福祉環境部次長（中	田和哉君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	水道局長（山	田敏博君）
教育次長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田	上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）		

議事日程 第1号

平成17年6月3日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第4 特別委員の補欠選任について
- 第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について  
専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第8号)
- 第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について  
専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第8 議第51号 専決処分の報告及び承認について  
専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第9号)
- 第9 議第52号 専決処分の報告及び承認について  
専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
- 第10 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について
- 第11 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について
- 第18 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 第19 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

副議長の辞職について

副議長の選挙について

---

開会

午前10時0分 開会

議長（松本満良君） ただいまから平成17年第3回水俣市議会定例会を開会します。

---

全国市議会議長会表彰状の伝達

議長（松本満良君） 会議に入ります前に、去る5月25日、東京都で開催された全国市議会議長会第81回定期総会において、真野頼隆議員、清水晶夫議員、本井道弘議員、大川久洋議員、以上4人の議員が議員10年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達いたします。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

議長（松本満良君） 被表彰者を代表し、大川久洋議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

大川久洋議員。

（大川久洋君登壇）

大川久洋君 おはようございます。

僭越ではございますけれども、受賞者を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま私たち4名、真野頼隆議員、清水晶夫議員、本井道弘議員、そして私大川久洋、全国市議会議長会の81回という定期総会におきまして、議員10年勤続の表彰をただいまいただいたところでございます。

ちょっと余談になりますが、10年前、初議会のときに、ここに参加をしたとき、そのときは7名でございました。だから会派を「七人の侍」という会派をつくろうかという話もあったのを今思い出しておりますが、それが今4名ということでございます。

我々4名生き残ったことを、このことはやはり市民各位、それから市御当局、さらには議員各位の皆様方の御指導、御支援のたまものであったと、今厚く感謝を申し上げます。

ただいま本市の第4次総合計画「エコポリスみなまた」基本構想ですが、これが先だって我々にもその構想誌が回ってまいりました。これが作成をされました、今年度が初年度であります。これを機に、私たちも本総合計画実現のために頑張る決意をここに新たにいたしまして、ごあい

さつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

議長(松本満良君) 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

---

議長(松本満良君) これから本日の会議を開きます。

---

議長(松本満良君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

次に、去る3月定例会で可決された発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書外1件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、繰越明許費の報告2件、予算の繰越しの報告2件、財団法人水俣市振興公社、水俣市土地開発公社及び株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告各1件、以上7件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年2月分、3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、森総務企画部長、吉海福祉環境部長、松田産業建設部長、葦浦総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、伊藤財政課長、宮本教育長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(松本満良君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西田弘志議員、中山徹議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

議長(松本満良君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

平成17年6月第3回定例会（6月3日招集）会期日程表

（会期 6月3日から22日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月3日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員及び議会運営委員の選任 議案上程 提案理由説明
2	4日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	5日	日			市の休日（日曜日）
4	6日	月			議案調査
5	7日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	水			議案調査
7	9日	木			議案調査
8	10日	金			議案調査
9	11日	土			市の休日（土曜日）
10	12日	日			市の休日（日曜日）
11	13日	月			議案調査
12	14日	火	午前9時30分		本会議
13	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	17日	金	——	委員会	委員会
16	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	19日	日			市の休日（日曜日）
18	20日	月	——	委員会	委員会
19	21日	火		休 会	議事整理日
20	22日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

議長（松本満良君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

---

議長（松本満良君） この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時9分 休憩

---

午前10時23分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下武義副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがって副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

副議長の辞職について（日程追加）

議長（松本満良君） 副議長の辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

（職員朗読）

---

#### 辞 職 願

今般、一身上の都合により水俣市議会副議長の職を辞職いたしたく存じますので、御許可くださいますようお願い申し上げます。

平成17年6月3日

水俣市議会副議長 竹 下 武 義

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

---

議長（松本満良君） これから竹下武義議員の副議長の辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松本満良君） ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（松本満良君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（松本満良君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

副議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

議長（松本満良君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松本満良君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に真野頼隆議員及び谷口真次議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

議長（松本満良君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 16票

反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって竹下武義議員の副議長の辞職については、許可することに決定しました。

(竹下武義君入場)

議長(松本満良君) 前副議長の竹下武義議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

竹下武義議員。

(竹下武義君登壇)

竹下武義君 副議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ちょうど2年前、議員改選後の臨時市議会において、皆様方の御推挙により、副議長という要職に就かせていただきました。

非学短才の身でございましたけれども、江口市長を初め市職員の方々、議員、そして市民の皆様方の御支援により無事に務めることができましたことを厚く御礼申し上げます。

今後とも、議員の一員として、市政の発展に努力していきたいと存じますので、今まで同様皆様方の変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、退任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

議長(松本満良君) 議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時40分 開議

議長(松本満良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

副議長の選挙について(日程追加)

議長(松本満良君) これから副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（松本満良君） ただいまの出席議員数は21人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（松本満良君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（松本満良君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

議長（松本満良君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松本満良君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に真野頼隆議員及び谷口真次議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

議長（松本満良君） 選挙の結果を報告します。

投票総数21票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 1票

有効投票中、

大川久洋議員 11票  
緒方誠也議員 5票  
中山 徹議員 3票  
岩阪雅文議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

したがって大川久洋議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大川久洋議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

議長(松本満良君) 大川久洋議員。

(大川久洋君登壇)

大川久洋君 ただいまの選挙におきまして、副議長に御選任をいただきありがとうございます。

水俣市議会の議会活動の主宰者であり、水俣市議会の代表者である松本議長の補佐ができるの  
かいささか不安ではございますけれども、議員の皆様方の御協力を得て、市民の負託にこたえ得  
る水俣市議会になるように頑張りたいというふうに思います。

簡単ではございますが、ごあいさつにかえます。

どうもありがとうございました。(拍手)

---

### 日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

議長(松本満良君) 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松本満良、藤本寿子議員、真野頼隆議員、淵上道昭議員、清水晶夫議員、大川久洋議員、竹下武義議員、以上7人を総務文教常任委員に、福田斉議員、吉田正和議員、谷口真次議員、本井道弘議員、松本和幸議員、緒方誠也議員、中山徹議員、以上7人を厚生常任委員に、西田弘志議員、中村幸治議員、大川末長議員、田中功議員、牧下恭之議員、野中重男議員、岩阪雅文議員、以上7人を産業建設常任委員に、中村幸治議員、淵上道昭議員、野中重男議員、本井道弘議員、竹下武義議員、松本和幸議員、緒方誠也議員、以上7人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

---

#### 日程第4 特別委員の補欠選任について

議長（松本満良君） 日程第4、特別委員の補欠選任を行います。

6月3日付で公害環境対策特別委員の西田弘志議員、大川末長議員、真野頼隆議員、淵上道昭議員、大川久洋議員、竹下武義議員、以上6人から、高速交通対策特別委員の福田斉議員、田中功議員、本井道弘議員、岩阪雅文議員、松本和幸議員、以上5人から、議員定数検討特別委員の大川久洋議員から、それぞれ特別委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により議長において辞任を許可しました。

ただいま欠員となっております公害環境対策、高速交通対策並びに議員定数検討の各特別委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、公害環境対策特別委員に、福田斉議員、田中功議員、本井道弘議員、岩阪雅文議員、松本和幸議員、以上5人を、高速交通対策特別委員に、西田弘志議員、大川末長議員、真野頼隆議員、淵上道昭議員、大川久洋議員、竹下武義議員、以上6人を、議員定数検討特別委員に竹下武義議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたそれぞれの議員を特別委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会では、正副委員長互選のため直ちに関係委員会を御開催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時37分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告します。

本日開催の水俣豪雨災害対策特別委員会において、松本和幸委員長から委員長の辞任願が、公害環境対策特別委員会において、藤本寿子副委員長から副委員長の辞任願が提出され、それぞれ許可されました。

次に、各常任委員会、議会運営委員会並びに各特別委員会の正副委員長互選の結果を報告しま

す。

総務文教常任委員会

委員長 真野頼隆議員

副委員長 清水晶夫議員

厚生常任委員会

委員長 中山徹議員

副委員長 谷口真次議員

産業建設常任委員会

委員長 田中功議員

副委員長 大川末長議員

議会運営委員会

委員長 松本和幸議員

副委員長 中村幸治議員

公害環境対策特別委員会

委員長 緒方誠也議員

副委員長 吉田正和議員

高速交通対策特別委員会

委員長 谷口真次議員

副委員長 西田弘志議員

水俣豪雨災害対策特別委員会

委員長 淵上道昭議員

議員定数検討特別委員会

委員長 竹下武義議員

以上です。

---

日程第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第8 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第 6 号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 9 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第 7 号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について

日程第11 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について

日程第12 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について

日程第18 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第19 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第20 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第21 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第22 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第23 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（松本満良君） 日程第 5、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第23、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第 1 号まで、19件を一括して議題とします。

---

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成17年 6 月 3 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

専第 3 号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）

専第 3 号

専 決 処 分 書

平成16年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年3月24日専決

水俣市長 江 口 隆 一

(専決処分を必要とする理由)

退職者の追加に伴う退職手当の増額のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

### 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

平成16年度水俣市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,307千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,221,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第8号)

歳 入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰越金		97,798	9,734	107,532
	1. 繰越金	97,798	9,734	107,532
20. 諸収入		889,339	15,573	904,912
	4. 雑入	431,852	15,573	447,425
補正されなかった款に係る額		13,208,655		13,208,655
歳 入 合 計		14,195,792	25,307	14,221,099

歳 出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		1,812,833	25,307	1,838,140
	1. 総務管理費	1,240,826	25,307	1,266,133
補正されなかった款に係る額		12,382,959		12,382,959
歳 出 合 計		14,195,792	25,307	14,221,099

### 議第49号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

専第4号

#### 専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成17年3月31日専決

## 水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第36条の2第1項中「第3項」を「第4項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第63条の3第2項中「本項」を「この項」に改め、「翌年度又は翌々年度」の次に「（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）を加える。

第74条の2第1項中「翌年度又は翌々年度」の次に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加え、同項第2号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「翌年度分又は翌々年度分」の次に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）」を加える。

附則第8条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第10条の3第1項中「施行規則附則第7条の2第11項各号」を「施行規則附則第7条の2第13項第1号」に改め、同条第2項中「平成8年度から平成17年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」に改める。

附則第15条中「、第31条の2の2第1項又は第39条第7項若しくは第8項」、「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項若しくは第39条第7項若しくは第8項」と、及び「、第31条の2の2若しくは第39条第7項若しくは第8項」を削る。

附則第15条の2第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

附則第16条の4第1項中「本項」を「この項」に改め、同項第2号中「（附則第18条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額。以下本号において同じ。）」を削る。

附則第19条第1項中「本項、次項及び第3項並びに次条第1項」を「この項及び次項並びに附則第19条の3」に、「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第2号中「附則第19条第4項」を「附則第19条第3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第19条の4を削る。

附則第19条の3中「法附則第35条の2の3」を「法附則第35条の2の4」に改め、同条を附則第19条の4とする。

附則第19条の2第1項中「前条第1項」を「附則第19条第1項」に、「令附則第18条の2第2項から第4項まで」を「令附則第18条の3第1項から第3項まで」に、「本条」を「この条」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改め、同条第2項を削り、同条を附則第19条の3とする。

附則第19条の次に次の1条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額としてそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規

定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第19条の4において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第19条の5第2項中「第4項」を「第3項」に、「附則第19条の2の」を「附則第19条の3の」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3」に改める。

附則第20条第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「附則第19条の2の」を「附則第19条の3の」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3」に改め、同条第7項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号並びに第36条の2第1項及び第3項の改正規定、附則第19条の改正規定、附則第19条の次に1条を加える改正規定、附則第19条の2から附則第19条の5までの改正規定、附則第20条の改正規定（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。）並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

4 市は、平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「水俣市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第27号）附則第2条第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

6 市は、平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円

以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「水俣市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第27号）附則第2条第6項」とする。

7 新条例附則第19条の2の規定は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新条例附則第20条（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお、従前の例による。

9 新条例附則第20条（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の改正時期が遅れ、市税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第50号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

専第5号

### 専 決 処 分 書

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年3月31日専決

水俣市長 江口 隆一

（専決処分を必要とする理由）

年度末における起債許可額の確定に伴う起債限度額の変更により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

第1表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
公共下水道事業	215,600				199,900			
過疎対策事業	58,400				74,100			
補正されなかった事業に係る額	21,900				21,900			
合計	295,900				295,900			

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口隆一

専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第6号

専決処分書

平成16年度水俣市一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年3月31日専決

水俣市長 江口隆一

（専決処分を必要とする理由）

年度末における起債の許可額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成16年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成16年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175,505千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,045,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第9号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		202,295	△9,597	192,698
	1. 分担金	16,337	△9,597	6,740
14. 国庫支出金		1,834,278	△43,502	1,790,776
	1. 国庫負担金	1,578,307	△43,502	1,534,805
15. 県支出金		1,153,095	△58,624	1,094,471
	2. 県補助金	670,356	△55,907	614,449
	3. 委託金	70,471	△2,717	67,754
18. 繰入金		209,013	△4,382	204,631
	1. 基金繰入金	209,013	△4,382	204,631
21. 市債		1,478,500	△59,400	1,419,100
	1. 市債	1,478,500	△59,400	1,419,100
補正されなかった款に係る額		9,343,918		9,343,918
歳入合計		14,221,099	△175,505	14,045,594

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 民生費		3,646,159	0	3,646,159
	1. 社会福祉費	1,454,218	0	1,454,218
4. 衛生費		1,771,057	0	1,771,057
	2. 清掃費	619,170	0	619,170
5. 農林水産業費		825,803	△4,956	820,847
	1. 農業費	711,887	△4,956	706,931
	3. 水産業費	40,379	0	40,379
7. 土木費		1,552,585	0	1,552,585
	2. 道路橋りょう費	421,648	0	421,648
	3. 河川費	52,980	0	52,980
	4. 港湾費	29,022	0	29,022
	5. 都市計画費	961,085	0	961,085
8. 消防費		406,496	0	406,496
	1. 消防費	406,496	0	406,496
10. 災害復旧費		665,585	△170,549	495,036
	1. 農林水産施設災害復旧費	150,788	△53,570	97,218
	2. 公共土木施設災害復旧費	504,706	△116,979	387,727
	3. 文教施設災害復旧費	8,404	0	8,404
補正されなかった款に係る額		5,353,414		5,353,414
歳出合計		14,221,099	△175,505	14,045,594

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
10. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	千円 6,200

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	千円 93,800	過年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	千円 128,800

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業（財源対策債等分）	千円 38,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	38,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業（海岸事業）	千円 16,600				千円 18,500			
一般公共事業（港湾事業）	23,400				0			
一般公共事業（農業農村事業）	11,200				10,000			
一般公共事業（水産基盤事業）	4,900				0			
一般公共事業（災害関連事業）	23,100				25,800			
一般単独事業	71,500				9,300			
過疎対策事業	170,300				245,400			
県道路整備事業負担金	13,100				0			
臨時地方道整備事業	54,000				74,900			
災害復旧事業	169,500				75,900			
補正されなかった事業に係る額	920,900				920,900			
計	1,478,500				1,380,700			

議第52号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年6月3日提出

専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第7号

専 決 処 分 書

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年4月22日専決

水俣市長 江 口 隆 一

（専決処分を必要とする理由）

オーストラリア・デボンポート市からの友好訪問団受入のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成17年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,662,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18. 繰入金		307,263	877	308,140
	1. 基金繰入金	307,263	877	308,140
補正されなかった款に係る額		12,354,447		12,354,447
歳 入 合 計		12,661,710	877	12,662,587

歳出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		1,844,969	877	1,845,846
	1. 総務管理費	1,298,943	877	1,299,820
補正されなかった款に係る額		10,816,741		10,816,741
歳 出 合 計		12,661,710	877	12,662,587

議第53号

水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について

水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理について、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる公の施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることのできる公の施設については、それぞれの公の施設の設置及びその管理に關する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を管理する市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)に市長等が定める期間内に申請しなければならない。

α、 管理の業務に關する事業計画書

α<sub>ニ</sub>、 前号に掲げるもののほか、市長等が特に必要なものとして別に定める書類

2 前項の申請に關して必要な事項は、あらかじめ、市長等が公告する。

(選定基準)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適當と認める団体等を指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

α、 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

α<sub>ニ</sub>、 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

α<sub>三</sub>、 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

α<sub>四</sub>、 その他市長等が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしていること。

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

α、 第3条第1項の規定による申請がなかつたとき、又は前条の選定の結果指定管理候補者となるべき団体等がなかつたとき。

α<sub>ニ</sub>、 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

α<sub>三</sub>、 指定管理者が、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

(協定の締結)

第6条 市長等は、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者の指定を行うときは、指定管理候補者と当該公の施設の管理に關する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

α、 第3条第1項第1号の事業計画書に記載された事項

α<sub>ニ</sub>、 法第244条の2第7項の事業報告書に關する事項

α<sub>三</sub>、 市が支払うべき管理の業務に係る費用に關する事項

α<sub>四</sub>、 指定の取消し及び管理の業務の停止に關する事項

α<sub>五</sub>、 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に關する事項

α<sub>六</sub>、 その他市長等が別に定める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者の指定のための手続を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第54号

##### 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について

水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

##### 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例

水俣市社会福祉法人助成条例(昭和50年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に交付決定をした者に対する助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

国の社会福祉施設等整備費補助金の制度改正に伴い、水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第55号

##### 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

##### 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の2項を加える。

3 印鑑登録者は、第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織(当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と市長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して申請することができる。この場合において市長は、規則の定めるところにより、申請の意思を確認しなければならない。

4 市長は、前項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請した者に対して印鑑登録証明書を交付する場合には、郵送により行うことができる。

第12条に次の1項を加える。

3 印鑑登録者は、第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して印鑑登録の廃止申請をすることができる。この場合において、当該申請を行った者は、印鑑登録証を亡失した場合を除き、速やかに印鑑登録証を返納しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(提案理由)

市民が、印鑑登録証明書の交付及び廃止申請について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにし、もって市民の利便性の向上を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

議第56号

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「、熊本県職員、水俣芦北消防組合職員、水俣市外3か町衛生施設組合職員、水俣芦北広域行政事務組合職員」を、「、職員以外の地方公務員」に、「国、国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)、熊本県、水俣芦北消防組合、水俣市外3か町衛生施設組合、水俣芦北広域行政事務組合若しくは水俣市振興公社において職員」を「国家公務員等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員以外の地方公務員等が水俣市職員となった場合に、退職金の計算を行う際に勤続期間の計算の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

議第57号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2級の項第4号中「腕関節」を「手関節」に改める。

別表第3第2級の項第5号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第5級の項第4号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第6級の項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「及び示指」を削り、同表第7級の項第6号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の4」に改め、同項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第10号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同項第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したものの又は母指以外の4」に改め、同項第8号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第9号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第9級の項第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同項13号中「手指」の次に「の用を廃したものの又は母指以外の3の手指」を加え、同表第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に

次の1号を加える。

æ., 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したものを」を削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同表第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

æ 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

æ., 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項中第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例によ改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 新条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年6月30日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したものと、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給さ

れた障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第3条 非常勤消防団員等が平成16年6月30日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例第10条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合又は当該期間において新条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第12条第4項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第10条の規定による遺族補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償費の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成17年政令第47号）が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第58号

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中「570名」を「530人」に改める。

第3条中第1号を次のように改める。

æ, 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人口の減少などにより定員の回復は難しい状況にあること及びサラリーマン団員の増加により、水俣市に居住していなくとも昼間活動ができる水俣市勤務の消防団員を確保するため、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第59号

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

264,000円	359,000円	459,000円
249,000円	334,000円	424,000円
229,000円	304,000円	384,000円

を

」

「

266,000円	361,000円	461,000円
251,000円	336,000円	426,000円
231,000円	306,000円	386,000円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第48号)が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第60号

水俣市土地開発公社定款の変更について

水俣市土地開発公社定款の一部を次のように変更することとする。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市土地開発公社定款の一部を変更する定款

水俣市土地開発公社定款（昭和49年熊本県指令地第157号）の一部を次のように変更する。

第18条第1項第2号中「区域内造成地」を「造成地」に改め、「であって、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域をいう。以下この号において同じ。）内に所在するものを」を削り、「当該構造改革特別区域内への」を削る。

#### 附 則

この定款は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

#### （提案理由）

これまで水俣市土地開発公社は構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定に基づく水俣環境リサイクル産業特区の認定により、賃貸事業を実施してきたが、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）が改正され、全ての土地開発公社で賃貸事業が可能になったため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、本案のように提案するものである。

### 議第61号

#### 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成17年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,796,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表地方債補正」による。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		1,483,995	83,730	1,567,725
	1. 国庫負担金	1,201,534	20,010	1,221,544
	2. 国庫補助金	272,361	63,720	336,081
15. 県支出金		962,993	△1,125	961,868
	2. 県補助金	405,332	△4,776	400,556
	3. 委託金	52,653	3,651	56,304
17. 寄附金		50	100	150
	1. 寄附金	50	100	150
18. 繰入金		308,140	△9,297	298,843
	1. 基金繰入金	308,140	△9,297	298,843
20. 諸収入		301,019	8,949	309,968
	4. 雑入	136,810	8,949	145,759
21. 市債		824,700	51,900	876,600
	1. 市債	824,700	51,900	876,600
補正されなかった款に係る額		8,781,690		8,781,690
歳 入 合 計		12,662,587	134,257	12,796,844

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		177,004	△2,594	174,410
	1. 議会費	177,004	△2,594	174,410
2. 総務費		1,845,846	△55,521	1,790,325
	1. 総務管理費	1,299,820	△50,854	1,248,966
	2. 徴税費	184,197	△13,917	170,280
	3. 戸籍住民基本台帳費	69,027	△171	68,856
	4. 選挙費	46,973	122	47,095
	5. 統計調査費	210,415	9,267	219,682
	6. 監査委員費	35,414	32	35,446
3. 民生費		3,739,991	96,274	3,836,265
	1. 社会福祉費	1,495,676	31,874	1,527,550
	2. 児童福祉費	1,545,602	69,163	1,614,765
	3. 生活保護費	698,713	△4,763	693,950
4. 衛生費		1,798,098	30,190	1,828,288
	1. 保健衛生費	660,570	△1,273	659,297
	2. 清掃費	629,965	4,014	633,979
	4. 環境対策費	116,581	27,449	144,030
5. 農林水産業費		344,230	21,230	365,460
	1. 農業費	227,565	21,964	249,529
	3. 水産業費	43,329	△734	42,595
6. 商工費		229,828	484	230,312
	1. 商工費	229,828	484	230,312
7. 土木費		1,632,705	△3,664	1,629,041
	1. 土木管理費	156	1,032	1,188
	2. 道路橋りょう費	431,278	△2,027	429,251
	5. 都市計画費	881,112	1,862	882,974
	6. 住宅費	268,208	△4,531	263,677
9. 教育費		829,293	14,858	844,151
	1. 教育総務費	119,725	9,653	129,378
	2. 小学校費	160,947	760	161,707
	3. 中学校費	153,638	60	153,698
	4. 社会教育費	173,263	4,531	177,794
	5. 保健体育費	221,720	△146	221,574
10. 災害復旧費		39,747	33,000	72,747
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,442	33,000	43,442
補正されなかった款に係る額		2,025,845		2,025,845
歳出合計		12,662,587	134,257	12,796,844

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業債	千円 27,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	27,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
過疎対策事業	124,400				138,900			
災害復旧事業	5,400				15,300			
補正されなかった事業に係る額	694,900				694,900			
計	824,700				849,100			

議第62号

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,529,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,239,677	3,469	1,243,146
	1. 国庫負担金	831,807	3,469	835,276
8. 繰入金		223,036	342	223,378
	1. 他会計繰入金	223,035	342	223,377
9. 繰越金		308,069	6,979	315,048
	1. 繰越金	308,069	6,979	315,048
補正されなかった款に係る額		1,747,946		1,747,946
歳入合計		3,518,728	10,790	3,529,518

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		62,314	342	62,656
	1. 総務管理費	32,588	51	32,639
	2. 徴税费	23,645	291	23,936
3. 老人保健拠出金		717,651	11,113	728,764
	1. 老人保健拠出金	717,651	11,113	728,764
4. 介護納付金		170,418	△665	169,753
	1. 介護納付金	170,418	△665	169,753
補正されなかった款に係る額		2,568,345		2,568,345
歳 出 合 計		3,518,728	10,790	3,529,518

## 議第63号

## 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,166千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,714,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

## 第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

## 歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		364,975	79	365,054
	1. 一般会計繰入金	364,975	79	365,054
5. 繰越金		1	13,552	13,553
	1. 繰越金	1	13,552	13,553
6. 諸収入		4	6,535	6,539
	2. 雑入	3	6,535	6,538
補正されなかった款に係る額		4,329,523		4,329,523
歳 入 合 計		4,694,503	20,166	4,714,669

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		26,038	79	26,117
	1. 総務管理費	26,038	79	26,117
3. 諸支出金		1	20,087	20,088
	1. 諸支出金	1	20,087	20,088
補正されなかった款に係る額		4,668,464		4,668,464
歳出合計		4,694,503	20,166	4,714,669

## 議第64号

## 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成17年度水俣市介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,013千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,629,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

## 第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

## 歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6. 繰入金		402,802	△2,013	400,789
	1. 一般会計繰入金	402,802	△2,013	400,789
補正されなかった款に係る額		2,229,038		2,229,038
歳入合計		2,631,840	△2,013	2,629,827

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		82,821	△2,013	80,808
	1. 総務管理費	38,770	△2,416	36,354
	2. 徴収費	9,270	403	9,673
補正されなかった款に係る額		2,549,019		2,549,019
歳出合計		2,631,840	△2,013	2,629,827

## 議第65号

## 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,308,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江口 隆一

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		85,000	△1,300	83,700
	1. 国庫補助金	85,000	△1,300	83,700
4. 繰入金		695,375	8,375	703,750
	1. 繰入金	695,375	8,375	703,750
7. 市債		233,000	△1,200	231,800
	1. 市債	233,000	△1,200	231,800
補正されなかった款に係る額		289,230		289,230
歳入合計		1,302,605	5,875	1,308,480

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		381,573	5,875	387,448
	1. 公共下水道事業費	381,573	5,875	387,448
補正されなかった款に係る額		921,032		921,032
歳出合計		1,302,605	5,875	1,308,480

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 231,700				千円 230,500			
補正されなかった事業に係る額	1,300				1,300			
計	233,000				231,800			

議第66号

平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度水俣市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成17年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費	405,356千円	3,457千円	401,899千円
第1項 営業費用	319,717千円	3,457千円	316,260千円
第2項 営業外費用	84,332千円	0千円	84,332千円
第3項 特別損失	307千円	0千円	307千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,973千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,802千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,165千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,164千円」に、「過年度分損益勘定留保資金96,808千円」を「過年度分損益勘定留保資金96,638千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	183,014千円	171千円	182,843千円
第1項 建設改良費	98,755千円	171千円	98,584千円
第2項 企業債償還金	83,259千円	0千円	83,259千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条第1号中「132,694千円」を「128,726千円」に改める。

平成17年6月3日提出

水俣市長 江 口 隆 一

---

議長（松本満良君） 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 平成17年第3回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち一言申し上げさせていただきます。

これから暑くなつてまいります。国は、地球温暖化防止の国民運動の一環として、環境月間である6月から「夏の軽装運動」を実施いたしております。

省エネ・省資源を初めとして環境モデル都市づくりを推進している本市におきましては、既に6月から9月までの期間を「サマー・エコスタイル」と称し、省エネ執務環境に対応した能率的な服装（半そで・ノーネクタイ）の推進をいたしております。

これからは、地球温暖化防止のため、市内事業所等においても率先して「エコスタイル」を奨励していただきますよう御協力依頼をいたし、市民の方々にも周知して御協力をいただき、エコスタイルが夏場における水俣市民の正装となるような運動を展開していきたいと考えております。

本市を訪れたほかの市町村の方々からも「水俣だけん、みんなあざんエコスタイルにしとっ

とたいね。」と受け入れてもらえるように頑張っていきたいと考えております。

市議会の皆様方におかれましても、御指導をいただき、エコスタイルが水俣市民の正装となりますよう、運動の盛り上げに御協力いただきますようお願いを申し上げます。

次に、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成16年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

本案は、退職者の追加に伴う退職手当の増額により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,530万7,000円を増額し、補正後の総額を142億2,109万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に退職手当を計上し、その財源として、第19款繰越金及び第20款諸収入を充当いたしております。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月25日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1点は、個人の市民税に係る改正で、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の段階的な廃止、給与支払報告書の提出対象者の範囲を年の途中で退職した者まで拡大するものです。

次に、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等を創設するものであります。

第2点は、固定資産税に係る改正で、震災等による被災住宅用地に対する特例について、避難指示期間が災害発生年の翌年以降に及んだ場合、避難指示解除後3年間まで適用可能とするものです。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴う下水道事業債と過疎対策事業債の起債限度額の変更について、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、地方債限度額について、下水道事業債を1,570万円減額し、また、過疎対策事

業債を1,570万円増額いたしております。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成16年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,550万5,000円を減額し、補正後の総額を140億4,559万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第5款農林水産業費で、中山間地域総合整備事業、第10款災害復旧費で、公共土木施設及び農業施設に係る過年発生補助災害復旧事業等を減額いたしております。

その財源といたしまして、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正といたしまして、農業施設に係る現年発生補助災害復旧事業を追加し、公共土木施設に係る過年発生補助災害復旧事業の金額を変更いたしております。

地方債の補正といたしましては、一般公共事業・財源対策債等分を追加し、過疎対策事業外9件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成17年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、オーストラリア・デボンポート市からの友好訪問団受け入れのため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万7,000円を増額し、補正後の総額を126億6,258万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、国際交流推進事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第18款繰入金を充当いたしております。

次に、議第53号水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者の指定のための手續を定めるために、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第54号水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の社会福祉施設等整備費補助金の制度改正に伴い、水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する必要があるため、制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

申し上げます。

市民が、印鑑登録証明書の交付及び廃止申請をする場合に、電子申請の方法でできるようにし、市民の利便性の向上を図るため、本案のように制定するものであります。

次に、議第56号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員以外の地方公務員が水俣市職員となった場合、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償費の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、手指の障害の等級及び目の障害の等級等を改正するものであります。

次に、議第58号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市消防団員の定員を570人から530人に削減すること及び入団資格を従来の水俣市に居住する者から、水俣市に居住する者と水俣市内に勤務する者に改正するものであります。

次に、議第59号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市の一部の非常勤消防団員等に対する退職報償金を2,000円引き上げ、処遇を改善するものであります。

次に、議第60号水俣市土地開発公社定款の変更について申し上げます。

本案は、水俣市土地開発公社が、これまで構造改革特別区域法第4条第8項の規定に基づく、水俣環境リサイクル産業特区の認定により実施してきた賃貸事業について、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の改正により、すべての土地開発公社で賃貸事業が可能になったため、同公社定款を一部変更しようとするものであります。

なお、土地開発公社定款の変更に当たっては、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、市議会の議決が必要とされておりますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第61号平成17年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,456万9,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ127億9,715万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、

地域省エネルギービジョン策定事業、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、健康管理事業、第5款農林水産業費に、九州新幹線湯水等被害対策事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰入金、第9款教育費に、人権教育推進のための調査研究事業、第10款災害復旧費に、現年発生公共土木施設災害復旧事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、社会福祉施設整備事業債の追加、過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第62号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,079万円を増額し、補正後の予算総額を35億2,951万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、老人保健拠出金を増額、介護納付金を減額するものです。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、繰越金を増額いたしております。

次に、議第63号平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,016万6,000円を増額し、補正後の予算総額を47億1,466万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、平成16年度の収支決算の結果、支払基金等の返還金が生じたため、第3款諸支出金に計上しております。

なお、これらの財源としましては、繰越金と諸収入をもって充当しております。

次に、熊本県市町村職員共済費に不足を生じたため、人件費を増額いたしております。

この財源といたしましては、繰入金を増額いたしております。

次に、議第64号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ201万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億2,982万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費の調整をいたしております。

これらの財源といたしましては、繰入金で調整いたしております。

次に、議第65号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ587万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ13億848万

円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の増額及び国庫補助事業費確定に伴う事業費の減額であります。

この財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

次に、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成17年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を345万7,000円減額し、補正後の収益的支出の額を4億189万9,000円にするとともに、予算第4条に定める資本的支出の額を17万1,000円減額し、補正後の資本的支出の額を1億8,284万3,000円とするものであります。

なお、資本的支出の補正に伴い、補てん財源の額をあわせて変更するものであります。

補正の主な内容といたしましては、平成17年4月1日付人事異動に伴い職員給与費関係経費を減額し、事業用資産の所管がえに伴う他会計負担金を増額いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第48号から議第66号までについて、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松本満良君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明4日から13日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により14日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は7日正午まで、議案質疑の通告は14日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時57分 散会

平成17年6月14日

平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成17年6月14日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時26分 散会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中 功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山 徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次 長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（江口隆一君）	助 役（滝澤行雄君）
収 入 役（徳富邦博君）	総務企画部長（森 近君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長（松田大作君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	教 育 長（宮本勝彬君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	福祉環境部次長（中田和哉君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	水道局長（山田敏博君）
教 育 次 長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	

---

議事日程 第2号

平成17年6月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1 岩 阪 雅 文 君 | 1 産業廃棄物最終処分場問題について       |
|             | 2 第4次総合計画の推進と財政健全化計画について |
|             | 3 産業振興による地域活性化について       |
| 2 谷 口 真 次 君 | 1 産廃問題について               |
|             | 2 市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事について    |
|             | 3 旧湯之児病院について             |
|             | 4 肥薩おれんじ鉄道について           |
|             | 5 みなくるバスについて             |
|             | 6 鶴田橋架設工事について            |
| 3 野 中 重 男 君 | 1 水俣病問題について              |
|             | 2 水俣湾のダイオキシン類の除去について     |
|             | 3 特殊地下ごう対策について           |
| 4 淵 上 道 昭 君 | 1 産業廃棄物処分場問題について         |
|             | 2 自主防災組織について             |
|             | 3 市役所前駐車場問題について          |
|             | 4 宝川内線道路改修について           |
|             | 5 学校統廃合について              |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

議長（松本満良君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。  
初めに、岩阪雅文議員に許します。

(岩阪雅文君登壇)

岩阪雅文君 おはようございます。

自由民主党会派の岩阪雅文です。よろしくお願ひ申し上げます。

水俣市の青写真であります総合計画も策定をされまして、少子・高齢化、財政の厳しい中でのスタートであります、その実現に向けて頑張ってもらわなければならないと、私ども思っております。

それでは会派を代表して、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、産業廃棄物最終処分場問題についてお尋ねをいたします。

本問題につきましては、昨年3月1日、事業者による方法書の公告及び縦覧開始以後、本会議でも最大の課題として、多くの議員が質問をしてきていることは御承知のとおりであります。議会としましては、市民の請願を受け、一致して建設反対の意見書を知事を初め、国に対しても提出をしております。

いずれにしても、水俣市の置かれた立場を思いますときに、その必要性は理解しつつも、一方ではなぜ水俣なのかという思いもまたぬぐえないのも確かであります。

そのような中、事業者は一連の法手続に従って粛々と進めているというのが現状ではないかと思っております。

市長は、昨年の7月2日、事業者に対して透明性を高めるため、あるいは情報公開や資料提供、説明等に誠心誠意対応するよう建設計画について申し入れを行っております。

そして8月23日、事業者から回答がございました。

その後の事業者の動きについては、的確に把握していなければならないと思っておりますが、その後の動きについて、次の点についてお尋ねをいたします。

□Aとしまして、昨年7月30日、熊本県知事は事業者に対しまして、意見書を提出していますが、その後の事業者の対応はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

□Bとしまして、市長が昨年7月2日、事業者に対して申し入れを行ってから1年になりますけれども、その後、市長は何らかのアクションをとられたのかどうかお尋ねをいたします。

□C番目に、今後の市の対応についてお尋ねをいたします。

次に、第4次総合計画の推進と財政健全化計画についてお尋ねをいたします。

今回の基本構想は、長引く景気低迷、国による三位一体改革、抜本的な地方行政改革など、厳しい状況の中、第3次総合計画の策定の実施に対応できなくなったとしまして、1年前倒して実施をしております。しかも総合計画は、本来10年を基本構想として策定するのが通常でありますけ

れども、今回は5年の基本計画としています。計画は本来人口の増加を予想し、将来の夢を描くものなのでしょうけれども、人口を従来の増加から減少し、より現実に沿った計画と言えるとは思っております。

行財政健全化計画の中のスタートです。厳しい財政状況の中での運営が予想されますけれども、何としてでも市民と一体となって実現させていかなければならないというふうに私自身も思っております。今後その実現に向けてのシステムづくり、財政計画といったものをしっかりと構築し進めていかなければならないと、そのように思っております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

□A番目に、5年間をめぐりとして計画している総事業費は幾らぐらいと試算されているのか、まずお尋ねをいたします。

□B番目に、推進に当たっての財政計画はおおむね5年間は一般的に必要なとされていますけれども、策定についていかがかお尋ねをいたします。

□C番目に、平成15年度一般会計決算における経常収支比率について、どのように評価されているのかお尋ねします。

3番目に、産業振興による地域活性化についてお尋ねをいたします。

水俣市の産業団地も平成13年のエコタウン指定以来、市長、執行部の努力もありまして、着実に進捗しているようであります。特に地場産業の育成や誘致企業は地域の活性化に欠かせないものでありまして、雇用の促進はまことに大切な問題であるというふうに思っております。

市長は平成15年3月の施政方針の中で、産業振興について、木質系廃材や焼却灰のリサイクルなど複数の企業とエコタウン進出について具体的な話を進めている旨の答弁をされています。

また、同年6月議会では、木質系の廃材や焼却灰リサイクル企業などの質問に対しまして、熊本県等の協力を得ながら協議を重ねている旨の答弁をされています。また、同年の12月議会においても、企業の進捗状況について、積極的に協議を進めている旨の発言をされています。

雇用の厳しい昨今で、市民の期待も大きいわけでありましてけれども、次の2点についてお尋ねをいたします。

まず□A番目に、木質系リサイクル企業の誘致について、積極的な発言がなされていますが、その後、新たな動きがあるのかお尋ねをいたします。

□B番目に、これまで誘致、立地したエコタウン企業の現状についてお尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 岩阪議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

産業廃棄物最終処分場問題につきましては私から、第4次総合計画の推進と財政健全化計画については総務企画部長から、産業振興による地域活性化については産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、昨年7月、県知事が事業者に「意見書」を提出した後の事業者の対応はどのようになっているのかについてお答えいたします。

熊本県環境影響評価条例に従い、県知事は事業者から出された環境影響評価方法書に対して、環境保全の見地から審査した結果を「知事意見」として昨年7月、事業者に出しておられ、その中には地元からの意見も送付されております。

その「意見書」を受けた事業者の対応はどうなっているかという御質問だと思いますが、県にお尋ねしましたところ、それらの意見は、現在、事業者が行っているさまざまな調査に反映され、次に提出される環境影響評価準備書に取り入れられることになっているとのこととあります。

次に、市長が事業者に対して申し入れをして1年になるが、その後、市長は何らかのアクションを取ったのかについてお答えいたします。

昨年7月の株式会社IWD東亜熊本への申し入れ及び相手方からの回答については既に議員も御承知のとおりでございます。その後も中立の立場を保ちながら、環境省、県、そして事業者に対していろいろな働きかけをしておりますが、その中で、先日、IWD東亜熊本へ安定型処分場の計画中止について申し入れをいたしたところ、受け入れる方向で検討するという返事をいただくことができました。

本市に計画されております最終処分場は、安定型と管理型であります。埋立期間が長く、また、専門家の通説になっている「一般に問題が起きやすいのは安定型処分場である」ということを考えますと、今回の申し入れを受け入れる方向で検討していただくことは、本市にとっても大変喜ばしいことだと思います。

次に、今後の市の対応についてお答えします。

事業者に対してこれまで同様、必要な申し入れをしていくことはもちろん、次の段階として事業者から出される環境影響評価準備書について、十分検討するとともに、水俣市最終処分場検討委員会、市議会、市民各位の御意見を伺いながら、論理的かつ冷静に判断してまいりたいと思います。

議長（松本満良君） 岩阪雅文議員。

岩阪雅文君 今の答弁を聞きますと、流れに従って進んでいるというのは、何か目に見えているようですが。私も改めて、この知事意見書というのに目を通して見たんですが、全般的事項から事業目的、あるいは施設計画、遮水、それから排水処理等々数項目にわたって意見が述べられて

おりまして、この事業者は、今後これに準備書を作成して、知事、市町村に示して、それから住民へ公示、それから縦覧、住民への説明会、こういうふうに進んでいくわけですが、事業者は、許可権のある県が指摘した事項について、忠実に実行していけば、建設に向けて、さっき言いましたように進んでいくということであろうと思います。

ことしの2月25日に、湯の鶴地区の自然環境を育てる会の方々から、市長に対して陳情がなされております。それらの内容は、法令の基準を満たせば、県知事、県議会、市長、市議会、住民の反対があっても許可されることになっているのではないかとしておりまして、その中で建設阻止の一つの方法として、建設地買い上げ案について、こういうふう述べております。市提案の建設予定地買上案についても、何ら検討されず、最も影響を受ける地区住民に相談もないまま、反対の表明があるなど、当事者である私たちは、今後、取り返しのつかない状況になるのではないかと、不安を抱くものでありますというふうに訴えられております。

私も全くそのように思うんですけども、現在までのこの議論を考えますときに、反対は当然なんですけど、ただ反対を唱えるだけで、果たして建設阻止ができるのだろうかというふうな、私もそうですし、恐らく議会もそうだろうと思うんですが、住民の方々にすれば、そういった心配、不安のあらわれであろうというふうに思っております。

ですから、この一連の手続の流れを見て、あるいは環境担当課の全国の調査なんかを見ましても、約90%が建設されていると。裏を返せば、私たちはその10%の不許可に対して期待をしながら反対の運動をしている意見を述べているわけですけども、しかしながら、法的な手続に沿えば認可されるという部分も、また一方では認識しなければならないというふうに思うわけですね。であれば、湯の鶴地区の方々から陳情のあった建設予定地の買い上げ案についても、やはり狭まった中でも、その一つの手段として、やはり取り上げるべき一つの私の方策ではないかと思うわけです。いずれにしても、やはり反対もそうなんですけど、そういった議論を一つ一つ積み上げることによって、またそういう議論をしながら、やっぱり市民の不安とか、心配を取り除いていくという努力は私たちにあると思うんですよ、またしなければならないというふうに思っております。もちろんこの件については、議会内にも特別委員会ができましたので、恐らく議論されるのではないかとこのように思っておりますけども、もしこの点が中途半端なまま、あいまいなままいけば、私は市民に対しても申し開きができなくなれば困るなという一面もまた考えております。

そこで、ちょっと確認をしたいんですが、市長が、今年の3月定例議会の中で、緒方議員の質問でしたが、環境対策課の調査結果について、申請があればほとんどの場合、許可されているという状況を改めて認識したと。また中山議員の質問に対しても、建設反対の署名、要望に対しましては、これまで熊本県から、住民が反対しても法の基準を満たしていれば許可するとの説

明がなされていますし、今回の環境対策課の全国の都道府県等の調査結果からも、住民の反対運動により、不許可になった事例も1件上がっておりますと。建設反対の署名、要望等では建設阻止はできないものと理解しておりますと言われておりますけれども、このことに変わりはないか、その辺を1点確認をしたいと思います。

それから中立ということで、事業者との交渉をされていらっしゃるかもしれませんが、その効果があると思っただけなのかどうか。

それから3番目に、安定型から管理型に変更を取りつけた旨の、今、言われましたけれども、それらを事業者との間で文書で確認するとか、昨年のように文書で申し入れをするとか、そういうことは考えていらっしゃるかどうかお尋ねをいたします。

以上3点です。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員がいろいろこれまでの事例を取り上げて、経過、そして県の立場というものを御説明されましたけれども、この産廃問題で、私も今、岩阪議員の御質問を聞きながら振り返りましたのは、この産廃の法律というものをよく理解せずに、これまでずっと話を続けてきたのではないかとこのように考えております。これは法律でありますので、それぞれが違う立場で解釈も違うということではなくて、法律を理解するとどのようになってるかというのは、まあ私の判断を聞くまでもなく、決まってることございまして、その法律を理解されないまま希望的な憶測といえますか、解釈で進めてきたことがこういう幾つも流れが分かれることになったのではないかとこのように私は理解をしております。

今、議員の中で言われましたように、県庁の方につきましても、要件を満たせば許可しますということを何度も、反対派の方々の陳情、また私たちの前でも申されておりますし、また、熊本県という他地域に比べますと、公共関与で産廃処分場をつくりたいという表明をしている、めずらしい県でもあります。公共関与とはちょっとわかりにくい言い方ですが、今現在、県が進めている方策を見ると、もう公営と、まあ県営と言っても、まあ何というんですかね、おかしくないぐらいのやり方を進めますということで、その県が公立で産廃処分場をつくりたいと言っている県が、まあ民間があればそういうことを県はしなくてもよかったわけでありまして、県が許可を出したい、出したいといいますが、もう民間があれば県営をつくらなくていいわけございまして、そういう面では他県よりも私は踏み込んでいる熊本県ではなかろうかというふうに理解をいたしております。

それと今、議員が御質問の中で、安定型を管理型に変更ということではなくて、これは安定型、そして管理型、この2つをつくるということにして、その2つの中の半分の安定型をやめていた

だきたいということをお願いをしましたところ、それを受けとめたいということの、今、御返事をいただいております、ただ私の方では口頭をお願いをしたもんですから、文書の方でも、また正式に依頼をしたいというふうには、今、議員のおっしゃったように、確実にするためには文書の方でもお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、これは先ほども申し上げましたけれども、約200万立米の安定型の処分場を中止していただくということになりますと、当然、車の通行する量も半分になりますし、また一般的には安定型、管理型、どちらが処分場としては不安かというのでは、安定型の方に不安が残るというふうな専門家の方々の意見も多く聞かれましたので、不安の率からいきますと50%以上の確率で住民の方々の不安を取り除くことは、私は今回の件でできたのではないかというふうに考えております。

これからも、この企業に対しては、鋭意、注文、またいろんな条件をつけながら、環境モデル都市として、できる限りのことをやっていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 岩阪雅文議員。

岩阪雅文君 中立ということで、事業者との交渉は続けられるというけども、その効果はあったかという点と、それから文書の点についてはわかりました。

それと今の中立の立場で、今後、交渉を続けられていくのかどうか、その辺お尋ねしたいんですけど。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 効果はあったかということですが、向こうの方から、まだ準備書が出てきませんと、私どもの方もデータというものが現在ないもんですから、今、請求してもそれが出るまで、待っていいですか、また企業としても出すに出せない状態でございますので、その準備書ができるまで、現在こちらとしてもなかなか動くに動けないという現状であります。

ただ、今、議員がおっしゃったように、それぞれ反対の立場で活動されている方々も大勢いらっしゃいますけども、中立という立場を守ってきたからこそ、このような条件を引き出すことができたのではないのかというように私は考えておまして、そういう意味ではこの私の中立の立場という方の選択は間違っていないかというふうに、現在でも確信をいたしております。

議長（松本満良君） 次に、第4次総合計画の推進と財政健全化計画について答弁を求めます。

森総務企画部長

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、第4次水俣市総合計画の推進と財政健全化計画についてお答えします。

まず、5年間をめどとして計画している総事業費をどれくらいと試算しているかとの質問ですが、長引く景気低迷の中、税源移譲・補助金削減・地方交付税の見直しからなる国の三位一体改革、抜本的な地方行財政改革の進展等、地方財政、地方自治体を取り巻く社会環境は急激な変化を遂げており、市の財政状況についても見通しを立てることが難しい状況にあります。

このような中で、第4次水俣市総合計画においては、計画期間の5年間で重点的に推進する施策として6つの重点戦略を上げております。

具体的には、水俣病問題の解決や環境施策を推進する「環境首都への挑戦プログラム」、産業振興を推進する「元気なみなまたづくりプログラム」、交通ネットワークの整備や生活環境整備を推進する「暮らしを支える社会基盤充実プログラム」、住民主体の地域づくりや市民の健康・福祉を推進する「健康で安心安全な暮らしづくりプログラム」、安心して子育てができる仕組みや環境を整える「子育て支援プログラム」、まちづくりの基盤となる人づくりを推進する「人づくり推進プログラム」の6つを重点戦略として位置づけ、5年間の事業費を43億3,304万円と試算をしているところです。

次に、財政計画の策定についてお答えします。

総合計画の各事業の実施については、財源の裏づけが必要であり、複数年度にわたる事業については後年度の財源の見通しも必要であります。

しかしながら、財源の確保については、三位一体の改革の影響が大きく、地方交付税等一般財源については平成18年度まで総額を確保することが明示されておりますが、平成19年度以降については言及されておらず、地方交付税の大幅な削減も予想されるところです。また、特定財源である国庫補助負担金については、本年度の改革についても、いまだ詳細が明らかになっていないものがあり、今後の生活保護や施設整備にかかる補助負担金の改革がどのようになるかなど、不明の点が多く、歳入の見通しが難しい状況であります。

また、歳出についても社会福祉や介護保険制度の変更が予定されており、それに伴う市町村の財政負担も不透明な状況であります。

このように歳入・歳出ともに不確定要素が大きい中で、財政計画を策定することは難しいところであります。

現在、財政健全化計画の取り組みを進めておりますが、情勢の変化に伴い、取り組み内容の見直しが必要となっております。一般会計予算規模など、財政計画については中期財政見通しを基準としながら、平成16年度の決算や、平成17年度普通交付税の算定状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、経常収支比率についてお答えします。

経常収支比率は、御存じのとおり、経常一般財源の収入額を分母、歳出の経常経費に充当した

一般財源等の額を分子として算出するもので、財政構造の弾力性を示す指標であります。

平成15年度決算における経常収支比率は92.7%であり、分母となる経常一般財源等は約86億8,000万円、分子の経常経費充当一般財源等は約80億5,000万円で、その差し引き6億3,000万円の余裕しかなく、財政構造の硬直化が非常に進行した状況にあると言えます。

熊本県内の状況としては、経常収支比率の市の平均は前年度から0.7ポイント上昇し、91.2%となり、4年連続の上昇となっております。これは、地方税や普通交付税の減少と、扶助費や補助費等や繰出金の増加に伴うものであります。

本市の15年度の率は県下の市の平均より1.5ポイント高くなっておりますが、平成14年度の値と比較しますと1.2ポイント改善されました。

歳入一般財源は他市と同様に減少しておりますが、歳出の経常経費の執行抑制に努めた結果と思われます。しかしながら、依然として高い率であり、今後も経常経費の削減等により、経常収支比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 2番目のなんですが、5年間の総事業費が43億3,000万ということですが、これを5で割りますと、約8億6,000万ですか、約8億になるんですけども、財政計画の中では、平成20年度の一般会計予算規模110億程度を目標にすると。その中で重点戦略を中心に選択と周知を徹底して、目標達成を目指すということでございますけども、御存じのように、歳入にも歳出にも限界があるわけですが、現状を考えますときに、なかなか厳しいなというのは十分わかります。しかし、1年間に8億余りをそういった中で捻出しなければいけないんですけども、何かそれについて、方法なり、知恵があればお尋ねをしたいというのが一つです。

それから財政計画の件ですが、この中にも、毎年、毎年度予算と確実に整合させた計画としますということだけで、あとは全く、今つくっていらっしゃるのかどうか知りませんが、財政計画そのものがここに載ってないわけなんで、まさに夢が描けないんで、財政面からの夢が描けないんで、非常に苦勞するんですが、しかし財政計画がないということは、やはり逆に言えば財政破綻に陥る一つの原因でもあるというふうに思いますし、市民には金がないから厳しい厳しいと言っているながら、やっぱり説明がつかないんじゃないかなという気もするわけです。ですから、少なくとも実施計画は3年間ですので、その3年間の財政計画というのはぜひ必要だろうというふうに、本当に思うんですね。そうしないと、画竜点睛を欠くといえますか、要するに真っ白な画用紙に登り龍を書いたとしても、それが果たしてそうなるのかどうかというのは、一つの言葉の例えとして出るんですけども、今、その点について、3年間分出せないのか、本当に。熊本市はここにありますが、出してありますが、いかががお尋ねをします。

それから3番目の経常収支比率ですが、これは一般的に財政状況を見る数値というのはいろいろ

ろありますけれども、経常収支比率は全体予算の中の総枠を見る上で、一つの大きな数値として、私はまた別の角度からは非常に見やすいんじゃないかなと思って、これだけを取り上げてみたんですが。さっき言われましたように、財政の硬直化、柔軟性、いわば経常収支比率が高ければ高いほど新規予算に投入する財政のゆとりがあるということになると思うんですよね。

御存じのように、経常収支比率は、義務的経費、いわゆる人件費、公債費、扶助費、この割合をまず考えます、第一義的に。先ほど言われましたように、6億ぐらいあったということなんですが、ところが、この6億をじゃすべて投資、今言いましたゆとり、投資的経費とかに使えるかという、そうではない。決算カードを見るとわかるように、第二義的には、物件費だとか維持補修費だとか、それから繰出金、積立金、こういったものに、次、6億円を配分していく。さっき言いました義務的経費の3つの部分の後に、こっちの方に第二義的な分に投資が行くと。その残りが、いわゆる普通建設事業費だとか、投資的経費だとか、新規事業に回せるわけですよ。まあそういうことになると思うんですよ、まあ全体比から見れば。そういうのがあつたわけで、必ずしもその6億円残ったから、ありがたいということではないんじゃないかなというふうな気がしております。

それからさっき言いました経常比率92.7%の残り13.3%ですか、これが6億円に相当するわけですが、じゃこの金が、総事業費が平成15年度で170億ありました。これは災害等がありましたから、大きかったと思うんですけど、今年度は126億です。全体の総枠の予算は縮小しても経常費そのものは減らないんですよ、当然ながら。そこが一つ、私やっぱりこれからの財政を維持する上では大変なのかな。事業費が大きくなれば経費も大きくなるわけですので、その辺は、またある程度は見られたとしても、やはり今後この辺は十分注意していかなければ、ゆとりとしてのその新規事業への投資額というのは回ってこないんじゃないかなというふうな気がしております。

こういうふうに考えていきますと、やっぱり市民には、さっき言いましたように、辛抱をお願いするんですから、説明責任として市はもっとその辺明確にする必要があるというのがございます。

そういうことで、こういった中で、本当にこの実施計画が描けるのかどうか、計画によりますと、平成18年度までには、これで読みますと、平成18年度には約10億程度の財源不足になると。これは赤字再建団体の転落も予想されるということで、16年2月に出された健全化計画なんですが、そういう状況の中で、改革ができたと思うんですが、そう考えますと、非常に心配しながらも、計画を達成させたいなと思いつつも、心配するわけですが、本当に実施計画、財政支援というものができるのかどうか、その辺、ちょっと思いをお尋ねしてみたいなと思いつつも、いかがでしょう。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 今、岩阪議員の2回目のお答えさせていただきます。

今、議員から、この計画を実行できるのかと、まあ大まかに言えば、そういう質問でございますが、それと市民に明確にきなさいということでございますけども、私が市長になりまして、相当明確にしてきたというふうに思っております。といいますのが、市が金がないということを堂々と、これだけ市民の方々に言った市長は、水俣市始まって以来ではなからうかというふうに思っております。といいますのも、平成14年度から起債の償還がピークでして、私の一番の仕事というのは、借金を返すのが仕事であったと言っても過言ではないというふうに思っております。

その中で、必要な経費というものをいかに抑えるかということから始めまして、そういう意味では大変、市役所の職員の方々も約2割近くの職員の数を減らしていただきましたし、足かせになっていた医療センターについても、黒字を毎年計上することができまして、相当、改革は進んだのではないかとこのように考えております。

ただ、総合計画を1年前倒しして、作り直したというのも、実は理由がございまして、これまでの総合計画というのは、人口を3万5,000人というものを設定いたしておりました。総合計画で、現在の人口を減らした計画をつくったというのも、また水俣市始まって以来のことでございますが、衰退するのを認めた上での計画ということを実は考えたわけでありまして、これには私自身も実は相当勇気が要ったことですが、やはり絵にかいたもちをつくっても意味がないということ、それと国が三位一体の改革をやりまして、どんどん地方への予算というのが削られていく中で、むだな計画をつくっても、私は意味がないと思いましたが、相当実効性のあるものをつくったというふうに考えております。

今、議員の御質問で、非常に矛盾するところ、難しいんでしょうけども、金がないから何もするなというふうなことではございますが、そうすると水俣の衰退に指をくわえて、そのまま見ていくということじゃなくて、こういうときだからこそ、やはり飛躍を信じてやるべきことも私はあるのではないかとこのように、この計画をつくらせていただいたわけでありまして。

ただ、先ほど答弁の中でもありましたとおり、国庫負担金の今後の推移の問題や、例えば交付税等もどうなるかということがちょっとまだ見通しが立たない段階でもありますし、また国が今まで出してきた補助金のあり方というのも、随分、今、形が変わってきておりますので、そこをある程度、また見守らせていただく必要があるのではないかとこのように思います。そういたしますと、また先ほども言いましたように、実施計画をつくったけれども、常に変更を大幅に余儀なくされるということになりますと、当然、職員もむだな仕事をさせることにもなりますし、また実効性がないものになりますので、そこは多少お時間をいただきたいというふうに考えております。

それと水俣市の方もこの3年間での行財政改革を推進し、それから国が大体、平成2年度ぐら  
いの財政を目標にということで、言ってまいりましたもんですから、水俣市の方は、ほぼそれ  
にもう近い状態になっておりまして、他市に比べますと、相当短い期間で行財政改革、また将来に  
ついての体制をとることができたというふうに考えておりまして、これは市議会の皆様方を初め、  
御協力のたまものではないかというふうに考えております。これからも本当に絵にかいたもちで  
はなく、水俣市発展のために、一生懸命努力をしてみたいと思いますので、どうかこれから  
も御指導、御協力のほどを議会の皆様方にも重ねてお願いをしたいと考えております。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） 岩阪議員の第2の質問のうち、最初の8億円を捻出する方法や知恵  
ということが、御質問ありましたけども、今、市長が申し上げましたように、行財政改革を進め  
る中で、そういった財源の確保ということで、大なたを振るった予算編成等を行っております。

続きまして、財政計画を3年間の実施計画に伴ってつくるかということですが、今、市長言  
いましたように、なかなか不透明な部分があります。しかし、実施計画を出す段階では、その  
財源、そういったものは精査する必要がありますので、そういった方向で検討してみたいと  
思っております。

また、実施計画が推進できるかということですが、今、岩阪議員がお示しになりました、  
平成15年度の決算を危機感として、行政の方もとらえまして、それに伴って行財政改革検討委員  
会、行財政計画を立てて、このままじゃ赤字団体になるという危機感の中で、今取り組んでおり  
ます。そういった意味で、こういった総合計画につきましても、そのときそのときに見直しをか  
けながら、実施できるような形で頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（松本満良君） 岩阪雅文議員。

岩阪雅文君 私も、15年度の決算カードを見てびっくりしたのが、92.7%に、今お話をされてい  
たんですけども、100.5%というのが2つありまして、これ、平成13年度から国の掲載事項が  
変わったんですが、つまり国の減税政策でももって、減収補てん債ですか、これと、それから臨時  
財政特例債、これが入って92.7%と。もしこれを入れなければ100.5%という数字になるん  
ですよ。ですからこれ見て、ちょっとこの質問にこだわったんですが、その後16年、17年と改善は  
されているとは思いますが。170億、このとき170億強の予算ですからですね。その後ずっと下が  
ってきて、今回126億ということなんで、幾分か安心はしてるんですが、この100.5%にこだわ  
ったときに、減収補てん債、臨時財政対策債を入れて92.7%ですので、じゃこれを維持するとす  
れば、じゃこの債権といいましようか、金はずっと借り続けないと維持できないという話にも  
なってくるんですよ。それが一つと、それと臨時財政対策債というのは平成18年で終わるとい  
うふうに

聞いているんですけど、そうするとこちらからの借入れがなくなってきましたと、あと減収補てん債でしか補てんができなくなってくる。さあ、さてそうしたらあとどっから金来るんだらうかというふうなことが心配はするわけですね。ですから、この決算カード見ますと、実際、歳入と歳出が逆転してまして、マイナス4,000万ぐらいになってまして、聞いたところが、いや違う、まあこっちの方で決算額の方に入るとるとというようなことでしたので、安心はしたんですが、まあそういうことで18年には臨時財政対策債がなくなってくると、こちらの方の金がなくなるということには、これはますます厳しいのかなあとということで、多少、心配は私しております。いずれにしても、これは、ただこう言うだけじゃなくて、市民もですし、我々議員としても、やはりこの財政の内容については、やっぱり特段、気を使った上で、やっぱり取りかかっているかないと、またいけないんじゃないかなというのはつくづく感じました。そういうことで終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（松本満良君） 次に、産業振興による地域活性化について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 次に、産業振興による地域活性化についてお答えします。

まず、木質系リサイクル企業の誘致につきましては、水俣産業団地奥にありますチッソ株式会社の遊休地の一部を活用し、日本初の技術でストランドボードを製造する工場施設建設の計画がございます。

先般、立地予定事業者が開催しました、地元説明によりますと、製造されるボードは木材を短冊型のブレイク状態に切削し、接着剤を使い、プレス加工をして設計するものであり、構造用パネルやフロア材として使用されます。そのため、原料となる木材は、間伐材や曲がり材、製材の背板でもよく、林地残材等の活用による林業の活性化が見込まれるとともに、建築廃材のリサイクル事業としても期待されるものであります。

また工場で使用される電気や熱についても、樹皮や製材くずなど、木質資源を直接燃焼させ、蒸気タービンを通じて発電を行うバイオマス発電、蒸気の熱を直接利用するバイオマス熱利用などの新エネルギーの活用が予定されています。

現在、事業者が国に対して新エネルギー事業者支援に係る補助金及び債務保証の申請を行っており、8月には結果が示されますが、認可された場合には、これらの建設事業計画が実現に向けて大きく動き出すことにもなりますので、市議会議員の皆様にも御協力をよろしく申し上げます。

今後、今回の事業が国の承認を受け計画が実行されると、雇用予定80人との話もあり、本市にとって大きな経済効果が期待できることから、市としまして可能な限りの支援を行ってまいりた

いと考えております。

次に、エコタウン企業の現状についてお答えします。

平成13年2月に水俣エコタウンプランが国に承認され、これまでに環境リサイクル関連企業8社が立地しており、約120名の雇用に結びついております。各企業とも経営状況は順調に推移しており、本市の経済活性化に大きく寄与いただいております。

特に、廃プラスチックのリサイクルを行うリプラ・テック株式会社では、リサイクル率を従来の50%から80%まで高めるため、建築材のコンクリートパネルの代替品となる樹脂パネルを製造する第2工場を建設中であります。8月には操業開始が予定されており、この事業によって13名の新たな雇用が生まれております。

また家電リサイクル施設のアクトビーリサイクリング株式会社やびんのリユース・リサイクル施設の株式会社田中商店におかれましても、設備の増設を計画されておられます。

本市としましては、水俣エコタウン事業の普及、啓発に努めるとともに、新たな企業の誘致や環境リサイクル産業を含む、地場企業の新事業創出支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 岩阪雅文議員。

岩阪雅文君 この不況下の中に、企業進出があるということは非常に喜ばしいことで、これまで何件かあったことに対しましても、市長、あるいは執行部に対しては、大変な御苦労があったと思いますけれども、まず感謝を申し上げたいと思います。

これからも市長も、みずからこのセールスに、トップセールス選手になってもらっていただきたいと思うんですが、今度の、今、木質系につきましても、ぜひ誘致ができますように努力をお願いしたいと思います。

ところで、産業団地の用地ですけれども、ほぼ完売はできたというふうにお聞きしていますが、あるところでは一部ちょっとございますけれども、いずれにしても足りないという状況が来た場合、今後どういうふうに対応されるというふうにお考えなのか、その一点だけ聞いておきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部長（松田大作君） 産業団地内の用地についてお答えします。

産業団地の用地については、昨年度は3区画を賃貸借によって活用を図っております。現在のところ、誘致のために供用できる土地は残ってはおりません。

今後は用地をどのように確保するかということが課題であります。ただ、新たな用地の開発は、財政上困難と思われることから、産業団地、遊休地、隣接する遊休地や工場跡地などの活用を、民間同士の売買についてあっせんなどの協力を行うなどの支援で対応したいと考えております。

議長（松本満良君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時28分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口真次議員に許します。

（谷口真次君登壇）

谷口真次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口真次です。よろしくお願いたします。

さて、全国的に少子・高齢化が進み、本市においても人口3万人を既に切る状況となりました。厚生労働省が6月1日に発表した2004年の人口動態統計で、1人の女性が生涯に産む子どもの数とされる全国特殊出生率が過去最低の2003年を下回る1.289であることが公表されました。景気の低迷でフリーターの急増が少子化の原因であると、新たに注目がされております。この中で、特に二十代の出生率が大幅な低下傾向にあるとの調査結果であります。

また、ある調査によりますと、フリーターの年収は正社員の3分の1以下、フリーターが結婚する割合は、正社員の半分、さらに正社員になれないことにより、婚姻数が年間最大11.6万組も減少していると、この結果、最大で26万人の子どもが生まれなくなっていると言われております。

学校を出て、就職して、結婚して、そして子どもを生み育てるという常識的なパターンが崩れかけています。

特に若者や女性の就労支援は社会全体を根本的に見直さなければならないのではないのでしょうか。

そんな厳しい社会情勢の中にありながら、今国会では衆議院特別委員会において郵政民営化の本格審議が開始されました。全国の世論調査でも民営化を内閣の最優先課題にしている小泉首相の施政に対して、国民の65%が納得できないとしています。

なぜ今民営化なのか、「そもそも論」から十分に議論をいただき、利用者や国民、そして27万人の職員の立場に立って、さらには経済や地域の活性化につながるよう、今後とも国民のための郵政事業であることを強く求めていきたいものであります。

そんな国の情勢にも気を配りながら、地方議員は地方議員として、まず地元の活性化、そして安心・安全なまちづくりのために、市民の皆様からいただいた貴重な意見を踏まえ、通告に従い、順次質問に入ります。

初めに、産業廃棄物最終処分場についての質問であります。

御存じのとおり、昨年9月議会で地元住民の方々から建設反対の陳情書が提出され、議会では全会一致で県への意見書を採択、さらに12月議会では国への意見書も採択をいたしました。議会でも特別委員会を設け、議論を続けているところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

□A 昨年6月議会より、市長は公正・公平な中立という立場を貫いてこられました。現在も変わりはないのかお尋ねをいたします。

次に、□B 第三者水俣市廃棄物最終処分場検討委員会での現状についてお尋ねをいたします。

□C 買い上げ案について、9月議会の全員協議会の場で、一つの選択肢として、市長の意向を示されたものと認識していますが、これを正式に議案として提案しようと考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、□D 環境モデル都市の看板を外さないとの考えは、変わらないのかお尋ねをいたします。

次に、2、市道桜ヶ丘・大戸口線新設工事についてお尋ねをいたします。

少子・高齢化の進む中、地方都市はますます厳しい状況にあります。人が動き、物が動くことが活性化の第一歩ではないでしょうか。

この交通網整備は、市民が大きく期待するところでもありますので、以下、お尋ねをいたします。

□A 工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

□B 現在工事中の岩石（転石）等についてお尋ねをいたします。

□C 水俣田浦線（県道）との結合地点の交通渋滞についてお尋ねをいたします。

□D 工事に伴い新設された側溝（排水路）の流末の排水能力についてお尋ねをいたします。

次に、3、旧湯之児病院についてお尋ねをいたします。

昭和40年に全国初の自治体立リハビリテーション専門病院として開設され、水俣病リハビリ患者さんを初め、述べ77万人が通院された当病院が、経営難と老朽化により40年の歴史に幕を閉じました。市立総合医療センター内にリハビリ館として生まれ変わりました。これまで、御尽力をいただきました職員並びに関係者の方々から感謝を申し上げまして、次の質問に入ります。

当病院は3月末閉院となりましたが、□A 今後の財産処分の考え方について、また現在の状況についてお尋ねをいたします。

次に、□B 旧湯之児病院の温泉の給湯問題はどのように対応しているのかお尋ねをいたします。

次に、4、昨年3月13日に開業した肥薩おれんじ鉄道についてお尋ねをいたします。

□A 経営状況についてお尋ねをいたします。

□B 今後の施設整備計画、赤字対策等についてお尋ねをいたします。

□C 快速列車の利用状況等についてお尋ねをいたします。

次に、5、平成15年1月6日に導入されましたみなくるバスについてお尋ねをいたします。

□A 経営状況についてお尋ねをいたします。

次に、□B 今後の路線計画についてお尋ねをいたします。

最後に、6、鶴田橋架設工事について。

この件は当初計画より3カ月ほど延期されて、一刻も早い開通を望む声があります。6月末には完成と聞いておりますが、確認の意味で、以下、2点お尋ねをいたします。

□A 進捗状況についてお尋ねをいたします。

□B 開通式の日程についてお尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 谷口議員の御質問に順序お答えをさせていただきます。

まず、産廃問題については私から、市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事及び鶴田橋架設工事につきましては産業建設部長から、旧湯之児病院については総合医療センター事務部長から、肥薩おれんじ鉄道及びみなくるバスにつきましては総務企画部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、市長は公正・公平な中立という立場を貫いてきたが、現在も変わりはないかという御質問ですが、一貫して中立の立場を保っており、変わりはありません。

先ほど岩阪議員の御質問の中で、事業者が安定型処分場の計画中止の申し入れを受け入れそうだという話をいたしました。これも、これまで市として中立の立場を保ち、毅然とした態度で事業者に接してきた成果ではなかろうかというふうに思っております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の現状についてお答えします。

昨年8月に発足以来、検討委員会はこれまで4回開かれ、事務局からの現状説明、県からの環境アセスメントに関する各種手続等説明、事業者からの方針説明、廃棄物処分場についての講演会、さらに市民団体との意見交換が行われております。

なお、4月に開かれました第4回の検討委員会におきましては、検討委員会としては環境影響評価準備書が出た段階で、具体的な検討に入るとした上で、それまでできることとして、例えば建設予定地の買い上げも念頭に置いて、建設場所の変更、事業目的の変更などについて議論するその結果によっては市長への中間答申もあると、次回の検討委員会に向けて話し合われたと事務局から聞いております。

今後、検討委員会には委員各位の専門性を生かし、環境保全の観点から、準備書等も十分検討し、IWD東亜熊本の事業計画を論理的かつ冷静に判断していただきたいと期待しております。

次に、買い上げ案については一つの選択として、意向を示されたものと認識しているが、正式に議案として提案しようと考えているかについてお答えいたします。

これまでも答弁してきましたように、許認可の権限のない市として、確実に建設を阻止できる一つの方法として、買い上げの方法があるのではないかと判断し、議会に打診をいたしたわけですが、一部の議員の皆様方には御理解いただきましたものの、議会としての御理解はいまだ得られていない状況であります。買い上げとなりますと、高額な経費が予想され、市民の御理解や議会の議決をいただかなければなりませんので、議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会や各議員の皆様方の御意見を賜りながら、慎重に判断したいと考えております。

なお、これまで何度も申し上げておりますが、建設阻止のため、他にいい対応策があればぜひ提示をしていただきますよう、重ねてお願いをいたします。

次に、環境モデル都市の看板を外さないと処分場建設に反対はできないとの考えは変わりないかについてお答えいたします。

この御質問に関しましても考えは変わっておりません。水俣市から出る産業廃棄物は他市町村に持ち込んで処分しているのにもかかわらず、環境モデル都市宣言をしている水俣市が、それらを自分の市に持ち込むことは一切許さないという考え方はいかがなものかと思っております。環境モデル都市をどう認識するかという以前に、自分のまちさえよければ他のまちはどうなってもいいという考え方は道徳的にもおかしいのではないのでしょうか。

処分場の必要性は認識していますが、心情的には本市に建設してほしいと望んでいるわけではありませんので、環境モデル都市にふさわしくない事業者と判断すれば、毅然とした態度で反対していきたいと考えております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 答弁いただきました。2回目の質問に入りたいと思います。

今までも中立という立場を貫いてこられて、今後ともころころと変わる市長じゃないと思いますので、そこら辺は確認をしながら、質問をしたいと思いますけども。

水俣病関係の3団体から4月27日、市長に対して、明確な計画拒否の表明を求める文書が提出されて、会談後、市長は全国の情報を調べ直して、対応を再検討したいと話しておられたそうですけども、それについて何か調査をされ、それについて検討されたのか、それが1点ですね。

それと市長は中立の理由の一つに中立でない企業との交渉の場が閉ざされてしまう、きちんと要望や要求をするためにもと述べられています。この1年間、中立としての何かその具体的にメリットが、先ほどもちょっと話が出ましたが、具体的なメリットがあったのか。また市、ま

たは企業から、何らかのアクションがあったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それと、15番目の検討委員会の現状についてですが、次回の検討委員会で、私もちょっと傍聴はしてたんですけども、適地ではないんではないかというような中間答申を提出したい、次回の検討委員会で検討したいという旨の話があったようでございますけども、もし今の現状が適地じゃないと、第三者検討委員会で中間答申が出た場合の市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それと買い上げ案については、市民の血税を安易に使うことは後にも先にも産廃場ができることと匹敵するぐらいの大きな私は問題じゃないかと思えます。この財政難の折、厳しい、まことに厳しい中ですので、市民の理解をどんな方法で得ようとして考えておられるのか。また、議会の承諾も得ないといけないということですが、どのような方法でその市民の理解を得ようと考えておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

そして、確実に阻止できる方法と今思ってるの、確認のためにお願いいたします。

それと環境モデル都市の看板を外さないという、この考えも変わりはないと。今までいろいろ答弁されていますから、また同じような答弁になりますので、答弁の方は同じ答弁は要りませんが、とにかく自分のまちに産廃場をつかってほしいという市長はいないと、確実に阻止する方法があれば、反対に回るということをおっしゃられます。私たちはあくまでも確実に阻止する方法を議会と市民と一緒に考えてほしいという気持ちは今も変わっておりません。しかしその中で、水俣市は平成4年の11月に水俣病の経験を貴重な教訓として、自然の生態系に配慮した環境モデル都市づくりを宣言して、市議会でも同年の6月には環境、健康、福祉を大切にすまちづくりを宣言して、第3次、第4次総合計画にも、それを継承して、市民一丸となって今取り組んでいるわけです。それでも現実的に議会や市民の理解を得られて看板を外せると思われるのかをお尋ねしたいと思います。

以上、お願いします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっとたくさんございましたので、すべてうまく答えることができませんけれども、まず、全国を調査してとめる方法を検討しているのかということについてでございますが、鋭意、現在努力中でございます。

また、水を守る会の方々にもとめる方法があるというふうなことを言われておられましたので、どこかでそういう現状がありますかということもお尋ねをいたしております。ただ現在のところ、そういう提示されたところも調べましたけれども、今のところ反対運動と、とまったところはないというふうな認識であります。しかし、これもぎりぎりまで何らの方法がないかを探ってまいりたいというふうな考えております。

それと中立での何か前進はあったかということでございますが、先ほど岩阪議員の御質問にもお答えしましたとおり、企業に対して安定型の処分場の操業をやめてほしいと、操業といいますか、建設をやめてほしいと申し入れましたところ、それを受けとめるということで御返事をいただいております、これも中立であればこそできたのではないかというふうに考えております。

それと検討委員会の方で適地でないというふうな答申が出たときにどうするんだというお答えでございますけれども、多分、普通に考えますと、適地でないところに県が許可を出すはずはないというふうに思っておりますので、そういう先ほどのちょっと認識、谷口議員がこの間の検討委員会での認識と、ちょっと我々があとで議事録等を拾い上げたところとちょっと違いますけれども、そういう御返事が出たときには当然考えると、しかし適地である、適地でないは県が判断することにもなりますので、当然、その答申を受けて県との協議もしてまいりたいというふうに考えております。それと買い上げにつきまして、市民の理解が得られるのかどうかということでございますが、当然先ほどもお答えいたしましたとおり、市議会の皆様方の議決も要りますので、ああ環境モデル都市ですね。環境モデル都市の看板についてもどうかということですが、これも買い上げと同じで、当然議会の皆様方とも協議をしながら進めていかなければいけないと。ただ自分たちが他のまちに廃棄物を持ち出しながら、他市がそれをするのは許さないというのは、環境モデル都市以前に、私は道徳的にどうなのかということをもまず含めて考えることが必要だろうというふうに思っております、そこも含めてぜひ市議会の方でも検討していただければというふうに思っております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 今、道徳的にどうのこうのと言われましたけども、じゃ水俣病の教訓はどうなるんですか。本当に、理屈がどうのこうのじゃなくて、水俣はほかのまちとは、同じ基準や立場で語れないと思うんですよね。だからそこら辺のところを、水俣だからこそ環境モデル都市宣言の看板を私は逆に高くと挙げて反対すべきじゃないかと。市長がいろいろな中立の理由とか、反対できない理由とか、いろいろ言われてますけども、なんかその中立にも賛成に軸足を置いた中立なのか、反対に軸足を置いた中立なのか、どうしても理解できない、かみ合わないところが多々出てきているものですから、やはり本当に市長が建設をしてほしくないというのであれば、私はこの会社との交渉があったといいますけども、50%くらいは安心感が得られたらという話ですけども、じゃこれを水俣のど真ん中に、管理型だけですからつくっていいですよというようなことが言えますか。やはり危険性があるから山の上ということで、原子力発電も一緒です。都心のど真ん中につくることは多分許されないでしょう。私はそれが本当の水俣の阻止するための看板こそが最強の武器じゃないかと思えます。権限がないから権利を与えられておるわけですから。だからそういう面を考えて、市長はもう今までいろいろと答弁をされてきましたから、変わりは

ないと思いますので、私の気持ちを述べて終わりたいと思いますけども、ぜひ、市長には水俣の後世に悔いが残らない、間違いない判断と行動力をお願いして1番目の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 次に、市道桜ヶ丘・大戸口線の新設工事についてお答えします。

まず、工事の進捗状況についてお答えします。

桜ヶ丘・大戸口線は全体計画延長が1,470メートルで、現在舗装まで終了している区間が橋梁も含めて320メートルです。

進捗率であります。事業費ベースで見ると、平成17年5月末時点の完了は約55%です。平成17年度末で舗装まで終了する区間は780メートルになる予定です。

次に、現在工事中の岩石などについてお答えします。

御指摘の転石については、地元からも通報がありましたので、この区間の工事を行った施工業者によりまして、安全な状態になるよう対処しております。

次に、水俣田浦線との結合地点の交通渋滞についてお答えします。

桜ヶ丘・大戸口線は、牧ノ内・大迫線が朝夕の通勤通学時に非常に混雑しますが、道路幅員が狭く危険な状態であることから、それを分散緩和するため、バイパス道路として計画しております。平成13年7月に県道水俣田浦線の日当交差点、牧ノ内・大迫線上の2カ所、計3カ所で交通量調査を行い、桜ヶ丘・大戸口線が開通した場合の将来の交通量の推計を行っております。

その結果、現在、牧ノ内・大迫線を通行する車両の9割が桜ヶ丘・大戸口線に流れると想定され、県道水俣田浦線との接続地点においては混雑することは予想しております。

このため、この県道水俣田浦線との接続地点と日当交差点を改良し、混雑の緩和を図りたいと考えております。

現在、日当交差点につきましては、熊本県に改良を要望しているところです。

次に、新設された側溝の流末の排水能力についてお答えします。

この流末排水路は、新設道路の延長約540メートルに集まる約7.8ヘクタールの雨水を外平雨水幹線に流入させるための排水路です。

外平雨水幹線の水路断面は今回の道路新設部分も集水計画に含んだところで計画されております。

道路新設に伴って雨水が流れ込みやすくなって、流れ込む時間が早くなることによって、流入

量が一時的にふえますが、下水道施設の整備計画には支障ないものと考えております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 お答えいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まずAについては、進捗状況の方は大体わかりました。17年末で700メートルぐらいの舗装ができるということで、最終的にはいつごろの完成予定か、ちょっとそれをお願いしたいと思いません。

それと転石については対応していただいたということで、住民の方々から、非常に土石流災害の教訓から、やっぱり住民の方々の防災意識が高まってきたという認識もいたしております。そういった点から考えまして、住民より先にやはり市の方でそういった問題というのは把握すべきじゃないかと。後で住民から言われるんじゃないかと、定期的にやっぱり公共事業というものは見回って、進捗状況、あるいは安全、もちろん企業としては、安全第一でやっておられると思えますけども、ちょっと私も写真を持ってきたんですけども、かなり、やっぱりびっくりするぐらいの石が出てます。それと工事に伴った大きい石から小さい石まで、そして木に引っかけてあるような状況がありましたので、びっくりしたわけですけども。これは対応していただいたということで、安心をいたしました。特に梅雨の時期ですので、こういった災害が起きないように十分ひとつ見回り、定期的に現状を、公共事業についてされているのか、そこら辺をひとつ確認したいと思えます。

それとB番目ですが、ちょうどあそこが小・中学生の通学道路でありまして、朝はかなり今現状でも混雑があります。1回の信号機で通れない、2回目で通れるというような状況で、かなり混雑しておりますので、調査の方は3カ所されたということですけども、県の方に交差点の改修工事等をされているということでもありますので、具体的にどういうふうな、改良の方法がわかれば教えていただきたいと思えます。

それとC番目の、流末排水についてですけども、以前も何回か桜ヶ丘市営住宅の周りの水が、一時的に降ったときに道まであふれたということが何回かありましたので、そこら辺は特に市営住宅ですので、老人や、あるいはひとり暮らしの方々が多数いらっしゃいます。ぜひ、そこら辺の計画されているということでもありますけども、状況次第では、いち早くやはりその災害が出ないように対応をお願いをしたいと思えます。

以上、お願いいたします。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部（松田大作君） ただいまの御質問にお答えします。

完成予定ということでありましたので、完成予定が平成19年度を予定しております。

それと交差点の具体的な改良ということでもありますけど、まだ県の方に要望している段階であ

りまして、県の方の予算が今厳しい状態にありますけど、その予算がつくという段階になりましたから、具体的な方法、調査とか入ることになると思います。

それとこの流末、外平雨水についてですけど、これにつきましては、現在あそこをつくった時点で7年確率でつくっておりますので、計算上は問題ないということで、御返事いたします。

それと石の話ですけど、転石の話ですけど、議員御指摘のとおり、今後は施工中、あるいは段階検査、竣工検査など十分注意して対処していきたいと考えております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後のその土地の道路の方ですけども、これは民家の移転も考えた道路拡張になるわけですか。そこら辺をちょっと最後をお願いします。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部長（松田大作君） 改良計画、まだ計画入っていませんので、現在の道路は狭い状態ではありますので、そこら辺も多分入るだろうとは予想されます。

議長（松本満良君） 次に、旧湯之児病院について答弁を求めます。

葦浦総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 葦浦博行君登壇）

総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 次に、旧湯之児病院の今後の財産処分等の考え方、現在までの状況についてお答えします。

旧湯之児病院の財産といたしましては、主に土地約7,457平方メートルと、鉄筋コンクリートづくりの建物等約7,070平方メートル、その他医療機器、器具、備品、自動車等があります。

財産の処分の考え方ではありますが、現在、旧湯之児病院の土地、建物の活用策はございません。今後、時期を見て、売却する方向で進めてまいりたいと考えております。

現在までの財産の処分の状況につきましては、平成17年4月の統合前に、院内に湯之児病院の医療機器、器具、備品類の移転計画策定チームを設置し、その中で医療機器等の利用や廃棄等についての検討を行いました。そこで使用可能であったポータブルエックス線装置、全自動錠剤分包機、リハビリ機器等の医療機器やベット、机、いす等については3月末に医療センターへ移転し、活用をしております。

また、公用車等につきましても、購入年、走行距離、車体の状況により、引き続き使用しているものもありますし、必要性のない公用車については、今後入札による処分、または廃車を行うこととしております。そのほか、器具、備品、消耗備品等、使用可能なものにつきましては、市役所等で活用してもらっております。また、不要な備品等につきましては、スクラップとして売却したいと考えております。

なお、土地、建物については、これまで数件の引き合いがありました。売却に至るような積極的なアプローチはあっておりません。

次に、温泉の給湯問題はどのように対応しているかとの御質問についてお答えします。

現在、旧湯之児病院の泉源から温泉水の一部を周辺の5軒に給湯しております。給湯をするようになったのは、市が新たに泉源を掘削し、湯之児病院が温泉を使用し始めたところ、共有泉源に湧出量の減少等の影響を与えたため、温泉を供給することとなっております。

今回の湯之児病院の閉院に伴い、3月上旬に5軒を訪問し、湯之児病院が3月末で閉院となること、泉源については、市において今後の方針がまだ決定していないこと、詳細については、後日協議を行いたいことなどを説明しております。

なお、湯之児病院閉院後においても、泉源等のポンプやコンプレッサーの調整、お湯の交換等を行っています。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 答弁ありがとうございました。

前回の水天荘の件もありますので、ぜひひとつ市として責任のある対応をとっていただきたいと思っております。あと建物と温泉がありますけども、それは一緒にペアで売却されようと考えているのか、またその計画するに当たっての時期的なものはどういうふうを考えておられるのか、それとまた有効活用策として、高齢化対策の一環として介護保険の関係で地域包括支援センターというのがあるんですけども、そういったのには使おうと考えていないのかお尋ねをしたいと思います。

それと給湯問題についてですが、これはもう3月末に閉院されて、既に2カ月半になるわけですが、既に本来ならば、閉院前に住民の方と解決しておくべきことじゃなかったかなと思ってるんですけども、温泉と土地の問題がありますし、38年間使われた温泉の源泉設備ですので、なかなか老朽化もしていると思っておりますので、住民の方はやっぱり今後の維持管理というのを非常に心配されておりますので、ぜひそこら辺は話し合っ、トラブルのないようにしていただきたいと思っております。

今で質問よろしいですか、その1点。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

総合的なことも絡んでまいりますので、私の方が適当だろうということで。利活用につきまして、今、議員がおっしゃっておりますとおり、泉源等の問題がございました。私も初めてその泉源等の問題を今回の病院のことからお聞きしますと、相当昔のことでございますが、湯之児病院用に掘ったところ、ほかの方々が使ってる泉源に対して影響が認められたということで、相当何

か譲歩をした内容になっておりまして、今ではちょっと考えられないような中身になってるなどというふうに感じております。ただ、湯之見病院の跡地につきましては、統合の計画は上がっておりますけれども、跡地利用につきましては、全然協議をされていなかったというのが、これまでの現状でございまして、あそこを欲しいと本気でもし言われる方が出てきた場合に、条件等にもよりますもんですから、現在のところどうするかということは決めておりませんが、そのもし相手が出てきた場合の条件次第では、今のような泉源を使うのか、それとも要らないと言われた場合には使わない方向で、当然検討するべきだろうというふうに考えております。

それと今ちょっと言われた中で、地域包括支援センターの問題等がございまして、これをあそこに持っていった場合にはちょっと利便性が悪いところにもなりかねないもんですから、それはちょっと現実問題としては難しいかもしれませんけれども、さっき言ったようなことで、もし相手が出てきた場合の相手次第の条件で変わってくるというふうに考えていただいた方が適当ではなからうかというふうに思っております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 では、まだこれからセットで売るかどうかというのは、まだ検討するという段階ですね。そしたらその旨を、ぜひ地元の方々と話し合ってくださいまして、責任ある対応をぜひお願いをいたしまして、要望としたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、肥薩おれんじ鉄道について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、肥薩おれんじ鉄道についてお答えします。

経営状況については、去る6月6日、熊本県を中心とした沿線自治体や民間団体で構成する肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会総会時の肥薩おれんじ鉄道嶋津社長の報告によりますと、平成16年度の収入状況は5億5,087万2,000円であり、平成14年10月の肥薩おれんじ鉄道の設立時に策定されております経営基本計画の収入予測6億9,300万円の約8割で、大変厳しいものとなっています。その中でも通勤・通学の定期収入が対経営基本計画の88%に対し、定期外が74%と、定期以外の収入が予想より少ないとの報告がありました。

詳細につきましては、今月末予定されております肥薩おれんじ鉄道株主総会において報告されることとなっております。

次に、今後の施設整備計画、赤字対策等についてお答えします。

施設整備計画については、昨年の開業までに各駅のホームかさ上げやスロープの設置等を行ってきたところですが、今後の施設整備計画については、会社としては現在のところはない旨をお聞きしております。

安全施設の整備につきましては、今年4月25日にJR福知山線で発生した列車脱線事故により、5月27日付国土交通省から、「急カーブに進入する際の速度制限に対する対策について」が示されたことにより、肥薩おれんじ鉄道の区間に対する速度超過防止用の列車自動停止装置ATSの設置箇所は上り4カ所、熊本県側1カ所、下り2カ所、熊本県側1カ所となっており、平成21年度末までの5年間で整備する計画となっています。

赤字対策につきましては、肥薩おれんじ鉄道では、今年3月1日に沿線自治体と連携してダイヤ改正を実施しており、八代駅でのJR九州在来線との接続の改善、同一ホームでの乗りかえ本数の増加、快速列車の増便など実現させ、さらに新駅「たのうら御立岬公園駅」が開業し、利便性の高いダイヤ編成となっております。

本年度も収入増となる利用促進を図るため、昨年に引き続き企画切符の販売や好評な「つばめ・おれんじ ぐるりん切符」や今後発売予定の「JR・おれんじ とことこ4枚切符」など、JR九州との共同企画による切符の販売、納涼ビール列車や沿線の観光資源を活用した企画ツアーが実施されます。

また、旅行者の利便性を図るため、去る6月1日より、折り畳んで専用の袋に収納した自転車等手荷物の車内持ち込みが無料でできるようになりました。

今後は、独自の旅行を企画するため、第2種旅行業を取得し、収入増となるよう、主催旅行を充実させる予定となっています。

さらに駅舎及び遊休資産を有効活用し増収に努めるとともに、今年2月から募集している肥薩おれんじ鉄道友の会へのさらなる会員増加を図ることや、ホームページ等を活用して沿線の情報を収集し、沿線内外に情報を提供していくこととなっております。

また、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会では、今年度より、さらに具体的な事業を組織的に推進するため、沿線自治体、民間団体及び肥薩おれんじ鉄道の実務担当者による推進プロジェクトチームを設置し、事業の推進を図っていくこととなっております。

肥薩おれんじ鉄道の経営は、今後とも厳しい経営が予想されておりますことから、取締役であります市長も、取締役会のたびに赤字とならないよう、経営の改善に向け、強く意見を申しているところです。

今後とも肥薩おれんじ鉄道や関係団体と連携をとりながら、沿線の住民の方々を初め、一人でも多くの方に利用をいただけるような事業を推進し、肥薩おれんじ鉄道の経営の安定化に寄与していきたいと思っております。

次に、快速列車の利用状況等についてお答えします。

快速列車につきましては、土曜、日曜、祝日のみの運行であります。今年3月のダイヤ改正時に、これまで上りが川内から佐敷間、下りが新八代から阿久根間各1便であったものを、上り

を川内から出水間、川内から新八代間、出水から新八代間の3便、下りを新八代から出水間、新八代から川内間、出水から川内間の3便と、上下線とも各2便を増便するとともに、3便のうち1便を新八代から川内間を乗り継ぎなしの便に改正しており、利便性が高まっております。

このような中で、利用状況について、肥薩おれんじ鉄道にお尋ねしましたところ、新水俣駅から水俣間を走る快速列車上下各2便の5月の利用状況につきましては、上り2便、合計307人、下り2便、合計314人となっており、快速列車が増便したことにより、利用しやすくなったものではないかと思っております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 ありがとうございます。

経営状況については、るる説明をいただきました。

通勤・通学の方は88%、それ以外がちょっと落ちていて、74%ということでありましたですけれども、あと〇番目の、今後の施設整備計画についてですけれども、この前もちょっと会派の方で熊本に出張に行きまして、いわゆるぐるりん切符を利用して行ったわけですが、ちょうど2月の寒い朝で、また風のある日であったんですけれども、新幹線と比べるとかなりのやっぱり格差がありまして、ホームに行こうかといっても、ホームまで行く間に雨よけがないということで、またホームに行っても、今度は吹きさらしと、ただ格子をしてあるだけで、もうかなり寒い思いをして行って来たんですけれども、そういった関係で、JRの駅舎からホームまでの間に、その屋根を何とか設置できないかと。それとホームで多少風よけになるような、今のさくに風を防げるような透明な板をつけられないか。ちょうどホームの一番先が行きどまりになってますから、そこら辺をちょっとあれをつけるだけでも、寒さ、風はしのげると思いますので、ぜひそこら辺を市長の方から申し上げていただきたいという気持ちであります。

それと通学生の件ですけれども、水俣高校生が大体85名、それと工業高校生が67名、全校生徒の約15%ぐらいがおれんじ鉄道を利用している状況であります。ぜひ、これももう前回から何人があったと思いますけれども、水俣高校の近くに新駅をぜひひとつつくっていただきたいをお願いをしたいと思っております。

それと南福寺の踏み切りなんですけれども、あそこがJR時代から、かなり地元の方々から危険性があるということ、狭いということで拡張の工事を申し入れが何度かあったかと思っておりますけれども、今度肥薩おれんじ鉄道になったから、多少はその交渉あたりが変わってくるのではないかと思いますので、そこら辺をぜひ、要望をしていただきたいと思っておりますが、いかがかお尋ねをいたします。

それとJR時代と比べますと、水俣着のいわば通学列車といいますが、それが今までよりも10分ぐらい到着が遅いということで、始業時間を10分ぐらいおくらせて、学校がやっていると

いう状況ですので、もしその10分間が短縮、早くできれば、そこら辺もぜひひとつ要望として、協議会を通じてお願いをしたいというふうに思います。

A T Sの問題は対策を取られたということで。それと快速便なんですけども、快速便の増便をお願いしたいという気持ちもあるんですけども、経営難で多分難しいだろうと思いますので、それはいいと思います。

それと高校生がこれだけ、15%も列車を使ってよそから来てくれているということは、非常に喜ばしいことで、しかしながら、まだまだ地元高校としては、定員割れで本当にやっぱりもちろん水俣の子どもたちが水俣の学校を卒業していってくれるのが一番いいんですけども、よそから来ていただいて、定員割れの起きないような、やっぱり環境づくりというのもひとつ大切じゃないかと思います。せっかくの水俣の人材がよそに行って、学校を卒業して、そしてやっぱり高校、大学となれば、やっぱり第2のふるさとというような感覚がどうしてもありますので、できれば水俣の高校の環境づくりをよくしてやって、ぜひ水俣の優秀な人も水俣から卒業して、そして水俣に帰ってくると、そういったことがこれから大事になってくるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上、お願いします。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） それでは谷口議員の第2の質問にお答えさせていただきます。

まず、新水俣駅のホームの通路に屋根がかけられないかということなんですけども、建設段階でもいろいろ検討したみたいなんですけども、何せ建設費にやはり3,000万近くの経費がかかるという形で、なかなか乗客の方の不便はわかると思うんですけども、なかなか今の現状では難しいんじゃないかなと思っております。

続きまして、水俣高校下に駅ができないかということなんですけども、これにつきましても、いろんな要望が出ておりますけども、基本的に請願駅になるのかなと、そうしますと今年3月に開業しました田浦の御立岬公園駅が設計工事だけで3,400万ぐらいの経費がかかっております。そういったことで、今現在すぐにそういった形ができるかという難しい状況もあります。市の財政状況もありますので、今後そういったことも含めて検討していきたいなと思っております。

南福寺踏切の拡幅交渉につきましては、JRの段階から行っておられたということで、一応お話を聞いてみましたが、基本的にはどういう状況なのか、もう一回、現状をぴしっと調査をして、その状況のもとに検討していくのかなと。こういった部分につきましても、各工事になりますと、すべて水俣市の負担という形になってまいりますので、財政状況ともかんがみながら、まずは必要なかどうなのかということ調査しながら、検討してみたいと思っております。

それと通勤列車の到着時間なんですけども、これは以前からもそういった部分があると思いますけ

ども、また協議会等を通じまして、要望をしていきたいと思っております。

それと高校の環境整備ということですが、それは駅舎の問題を含めて、そういったことを含めて、水俣に残っていただくということにつきましては、おれんじ鉄道とはちょっと関係もないのかなと思いますけども、今後ともそういったことを含めまして、通学とか、そういった部分の環境整備につきましては考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 そういう環境づくり、学校の周辺の環境づくり、来やすい学校にしてほしいという意味で言ったわけでございます。

それと踏切の拡張の件ですが、6月末に鶴田橋ができて、その後、ぜひひとつ検討していただきたいと思えます。

それとご意見等がいろいろあるということですが、ホームページの方が、この前ちょっと調べてみたんですけど、これ投稿があつてまして、肥薩おれんじ鉄道のホームページには御意見欄が全くないということが投稿をされておりましたので、ぜひそこら辺も協議会の方でお願いをしたいと思えます。

それとこれはひとつ余談になるんですけども、JRと一緒に、やっぱりいろんなことをやっていかないと難しいと思うんですけども、ここに一つだけインターネットの投稿に、こんな残念な記事が載っていますので、一応そこらあたりも協議会の方でぜひお願いして終わりたいと思えますけども。

2005年の4月11日です。きのう2歳の息子が電車に乗りたいたということで、八代駅に車で行きました。有料駐車場に入れたまではよかったのですが、水俣方向に行きたくて、時刻表を見ました。それらしきものがありません。一体、水俣にはどうやって行くのだろうと、改札の駅員さんがいたので、聞きました。そしたらここからは水俣駅方面には行けませんとのお言葉をいただきました。ニュースなんかで、まだローカル電車の姿を見た記事がありますので、ニュースで見たよと食い下がりましたが、前の言葉のとおり冷たいお言葉、あきらめて新八代駅の方かなと、そちらに参りました。また有料駐車場にとめて、駅員さんに尋ねたら、一たん八代駅に行って乗り継いでくださいと言われました。八代駅での話をしましたら、そんなことは言わないでしょう。軽くあしらわれ、時刻表を見せられて、11時32分ですね、八代駅発は12時云々ですと言われましたが、余りの対応にむかつかしました。もう乗る気もうせて息子と八代港に行き遊びました。あんなふうではJRももうだめですね、私の父は国鉄マンでしたが、この現実を見たらきっと嘆くでしょう。ちなみに家に帰り、水俣方面にはおれんじ鉄道というのに変わったと知りました。それすら教えてくれなかった八代駅の改札係君、君は鉄道マンとして失格だよと。こういうような投

稿も一応出てますので、やはりJRとおれんじ鉄道は一緒になって、経営を進めていかなければうまくいかないのじゃないかと思しますので、そこら辺も協議会の方でひとつお願いをしたいと思えます。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、みなくるバスについて答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、みなくるバスについて順次お答えします。

まず、経営状況についてお答えします。

現在運行しておりますコミュニティバスみなくるバスは、水俣産交から茂川、水俣産交から梅戸港の往復型の2路線を統合し、平成15年1月6日から運行を開始いたしました。

みなくるバスにつきましては、おかげをもちまして大変好評であり、乗車人数が導入前の平均10人から19人と、大幅に増加しております。これに伴い、バス事業者に対する赤字欠損補助額は平成16年度では205万5,000円となっており、導入前の平成14年度の411万4,000円と比較して、約半分にまで赤字額を削減することができました。

次に、今後の路線計画についてお答えします。

本市におけるバス路線全体の利用状況につきましては、自動車の普及に伴う住民の多様な生活様式の変化に、既存のバス路線では対応し切れず、また人口の減少、少子・高齢化の影響により、バス利用者は年々減少し、赤字欠損額も膨らんでいます。

しかし、運転免許証を持たない高齢者の通院や買い物、また児童・生徒の通学にはバスは欠かせない公共交通機関であると考えております。

現在運行しているみなくるバスの赤字額は削減されたものの、新たなコミュニティバスの導入については、地域のニーズ、運行方法、路線の選定、料金の設定、赤字額の削減等、十分な検討が必要であると考えています。

現在、今年4月に庁内関係機関において、コミュニティバス導入委員会を設置し、新たに赤字欠損額が特に大きい大川線、中屋敷線について、今年度内の導入に向け、検討を行っております。

大川線、中屋敷線のコミュニティバスの導入後、市内完結路線である湯の児線、茂道漁港・湯の鶴線についても、順次見直しを行い、コミュニティバスの導入を検討してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 第2の質問に入ります。

確かに物が動いて、人が動いて、活性化の第一歩だと思いますけども、第4次総合計画の中に

も、第2節に豊かな暮らしの創造ということで、コミュニティバス導入によるバス路線の利便性の向上をうたっておりますので、赤字の補助額が少なくなったということで、非常に利用状況もいいようでありますので、今後も見守って、進めていただきたいと思いますけれども。

今年度内に大川、中屋敷線ということで計画をされているということですが、どちらの方を、久木野の方面に行くのにこっちの釣橋のところから二手に別れてますね。右側の方が主要地方道の人吉水俣線という道路、そして川の向こうが市渡瀬・羽迫線という、あっちの線になるんですけども、ぜひこれを検討していただく上では、やっぱり乗車率も考えて、住宅が多い、ぜひ市渡瀬・羽迫側を通っていただきたいなど。今度大きいバスからコミュニティバスみなくなるバスになりますと、多分運行もできるんじゃないかというようなことで、ぜひそれを検討していただけないかというのが一つと、それと湯の児線については、ちょっとまだ時期がはっきりわからないということで、多分だろうと思いますけれども、湯之児病院の閉院で、湯之児病院のバスを利用された方が、かなり今困っていらっしゃいます。ぜひ、こちら辺は早急にみなくなるバスの導入をお願いできないか、その2点、お願いいたします。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） まず、大川、中屋敷線のルートにつきまして、人吉水俣線ではなく、人家が多い市渡瀬・羽迫線を通るルートにできないかということなんですけれども、今現在、乗降調査等の結果を踏まえまして、大川、中屋敷線全体のルートを検討しているところです。確かに市渡瀬・羽迫を通るルートについても、人家が多いということで、今現在どういう形ができるのかということで、今庁内のプロジェクトで検討をしておりますので、ただやっぱり道路が狭かったり、先の方に人家がなかったりとか、一部落石があつた辺はありまして、梅雨時に交通が遮断されとか、そういったこともありますので、そういったことを総体的に検討しながら、今後進めていきたいなと思っております。

続きまして、湯の児線につきましては、確かにそういった話も聞いておりますので、今後、大川、中屋敷線が開通しました後、また順次検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 ぜひ前向きに積極的に検討いただいて、要望として終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、鶴田橋架設工事について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 次に、鶴田橋架設工事についてお答えします。

まず、工事の進捗状況についてお答えします。

鶴田橋が流出してから仮設歩道橋を設置し、御利用いただいておりますが、車両の通行に対しましては市民の皆様方に大変御不便をおかけしております。復旧工事につきましては、下部工の工事が完成し、上部工のけた架設を5月末で完了しました。

現在ではけた同士を一体化するため、PCケーブルで緊張して締めつける横締め作業も終わりました。橋本体の最も重要な部分である床版が完成しております。

工事の進捗としましては、おおむね80%の進捗率であります。

次に、開通式の日程に対する御質問についてお答えします。

鶴田橋の開通は市民の皆様が最も待ち望んでおられることであると認識しておりますので、6月末の完成予定に向け、1日でも早く開通できることを目指しておりますが、今後、梅雨に入り、橋面の防水工程において雨の影響が最も懸念されます。そのため開通式を実施することは検討中ではありますが、1日でも早く交通を開放するため、工事が完成し竣工検査を終えた時点で供用を開始したいと考えております。

議長（松本満良君） 谷口真次議員。

谷口真次君 執行部の方も一日も早くという積極的な考え方ですので、ぜひそのように進めていただきたいということで要望で終わります。

議長（松本満良君） 以上で谷口真次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

---

午後1時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

野中重男君 日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの命と健康を守る立場から質問いたします。

さて、水俣市の人口は3万人を切りました。農業や漁業の衰退と、生産人口の減少、地方都市にあった製造業の海外移転など、原因は数々あると思います。

一地方の自治体の努力ではどうにも立ち行かない事態であることも事実であります。そのような中でも、地方自治体にできること、水俣病を経験した水俣だからこそできることを賢明に探求することを続けていきたいと考えています。

さて、もう一つ、今、社会問題になっているのが、憲法と教科書問題であります。憲法についての私たちの日本共産党の考え方は、3月議会で述べました。

特に憲法9条2項の改正は、明確に海外での武力行使を想定し、改正しようとするものであり、絶対に認められないと思います。

集団的自衛権の行使、つまりアメリカ軍などととも、海外で軍事行動をすること、いわゆる集団的自衛権については最近の世論調査でも59%が反対であります。

もう一つ、教科書問題については、水俣市でも6月17日から教科書の展示が小学校と体育館において行われるというように聞いてます。私は扶桑社の歴史教科書を書店で取り寄せ、全部読んでみました。古代史、中世史、近代史、従軍慰安婦、南京事件、15年戦争など、指摘したいことがたくさんありますけれども、1点だけ述べます。

それは極東軍事裁判についてであります。

この教科書は、裁判官はすべて戦勝国で占められるなど、不当な裁判であったと描いています。

また、戦争への罪悪感という見出しがつけられていまして、GHQや戦勝国の数々の宣伝や極東軍事裁判は自国の戦争に対する罪悪感を培ったと述べ、さきの戦争を肯定しています。

これらはかつて村山総理大臣の談話や、本年6月2日に衆議院予算委員会での小泉総理大臣が極東軍事裁判について、サンフランシスコ平和条約で受託しており、異議を唱える立場ではない、A級戦犯は戦争犯罪人と認識していると述べたことにも反するのではないのでしょうか。

この教科書は日本政府の公式見解とも違いますし、この教科書の歴史観は戦後、世界が作り上げた民主主義への挑戦だと私は思います。

このような教科書は採用されるべきでないと考えます。

総論は以上にしまして、以下、市政に関する具体的な質問に入ります。

#### 1、水俣病問題について。

水俣病の認定申請者は新たに熊本県、鹿児島県で2,200人を超えています。この事実はまだ取り残されていた水俣病被害者がたくさんいたことを示していると考えます。私はこの間、多くの方からお話を聞かせていただきました。なぜ今申請になったのですかと聞きますと、「以前は子ども結婚適齢期で反対されていた」、「申請すると、孫が学校でいじめられはしないか心配だった」など周りの偏見や差別から今になってしまったというものがありました。

また同時に、「手足を切っても痛みがわからないとか、熱い、冷たいなどの感覚が鈍い。物を取り落とす、少しのことでもつまづいて転ぶ、そしてからす曲がりや頭痛などは年取ればだれにでもあることだろうと思っていた」、「どのような症状が水俣病なのかわからずにいたけれども、医師からこれらの自覚症状と神経所見は水俣病だと言われ、初めて水俣病のことを知った」、また、「仕事の関係でこれまで名乗り出ることができなかった」という方もいました。

さらに、「水俣病はどのようにすれば認定申請できるのか知らなかった」、「1995年の政治解決策のときにも、どこにどのように申し出ればいいのかわからなかった」という声もありました。

私は、水俣病問題の根深さを思い知った一人であります。

そこで、これらの視点から幾つか質問いたします。

□A 環境省は4月7日に新しい水俣病対策を発表しました。ところでこの保健手帳については本年年末から支給を開始すると報道されていますが、いつから始めると聞いておられるかお尋ねいたします。

□B この保健手帳の支給を受けようとすれば、水俣病の認定申請は取り下げなければならないと報道されていますが、どのように聞いておられるかお尋ねします。

□C 引きかえ条件については、熊本県は、県議会で「問題である」と答弁したと報道されていますが、どのように考えておられるかお尋ねします。

□D また熊本県と協力して、環境省に引きかえ条件としないように働きかけるお考えはないかお尋ねします。

## 2、水俣湾のダイオキシン類の除去について。

このことについて私はこの間何回となく質問し、一日も早い抜本的な対策を要望してきました。新たな段階になり、課題が出てきてますので、以下、質問いたします。

報道などによりますと、費用の負担割合について、県の審議会や検討会で協議されていると聞いています。その内容はどのようになっているのかお尋ねします。

費用負担について、「チッソが異議を申し立てたため除去工事がおくれている」と見出しがついた報道がされています。事実関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

□C 水俣市が管轄する江添川については、水俣市とチッソとの負担割合の議論が出てきますが、水俣市はどのように望む予定かお尋ねします。

## 3、特殊地下ごう対策について。

このことについても、一般質問で何回が取り上げました。住宅地の下にある地下ごうについては本年度予算でも対策が盛り込まれました。これは一步前進だと考えます。この特殊地下ごうについては、その後全国的に大きな課題に浮上してきてますので、以下、質問します。

□A 鹿児島県で中学生が特殊地下ごうに入り、酸素欠乏で死亡する事件が起きて、全国的に調査が指示されています。水俣市でも調査され、またその結果はどうだったのかお尋ねします。

□B 水俣市の特殊地下ごうの今後の対策はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 野中議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、水俣病問題については私から、水俣湾のダイオキシン類の除去につきましては福祉環境部長から、特殊地下ごう対策については産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

水俣病問題について、順次お答えさせていただきます。

まず、保健手帳の再開について、いつから始めると聞いているかについてお答えさせていただきます。

環境省が4月7日に発表した水俣病対策のうち、保健手帳の再開については、今後、実施内容の詳細や再開手順等について環境省と熊本県との間で協議が行われるものと承知いたしておりますが、そのスケジュールについては、ことしの秋には再開し、ことし中をめどに手帳の交付を、年明けには医療費の支給を開始したいとの意向であるとお聞きいたしております。

なお、国と県におかれましては、水俣病対策を早急に行うため、全力で取り組んでおられますので、一刻も早い再開を切望しております。

次に、保健手帳の支給を受けようとするれば、水俣病の認定申請は取り下げなければならないと報道されているが、どのように聞いているかについてお答えします。

環境省においては、拡充後の保健手帳の申請について、これまでの保健手帳の制度と同様に、申請者本人の希望により、保健手帳の申請と公健法の認定申請のどちらかを選択することとし、またどちらかの制度に一度申請を行ったものについても、随時もう一方の制度に乗りかえることが可能となるような制度にする意向であると聞いておりますが、詳細については、今後、環境省と熊本県との間で協議が行われるものと承知いたしております。

次に、この引きかえ条件について、熊本県は県議会で「問題である」と答弁したと報道されていることについて、市長はどのように考えているかについてお答えします。

熊本県議会の特別委員会で、ある議員の発言に対して、県の執行部の課長が「問題意識を持っており、国と協議し混乱がないようにしたい」との報道かと思えます。

この件については、国と県の協議の対象である事項とっており、県の課長が言われるように、申請者の混乱がないよう、国と県との協議を見守りたいと思えます。

次に、熊本県と協力して環境省に引きかえ条件としないよう働きかける考えはないかについてお答えします。

さきに申し上げましたとおり、総合対策医療事業の拡充による保健手帳の再開の内容につきましては、国と県との協議の対象であり、今後の推移を見守りたいと思えます。

環境省の新たな水俣病対策には、地域の中で安心して暮らしていけるよう、今後の被害者の生活を見据えた取り組みとして、福祉対策や社会活動支援、地域振興策等が必要であると考え、そのために、水俣病対策実施の実現に向けて最高裁判決後から、直ちに国会議員を初め、国や県、

関係各所に要望を行ってまいりました。

また、八代海沿岸の地域再生、融和及び振興を考慮し、芦北町、津奈木町、御所浦町の3町と合同で自民党水俣問題小委員会に具体的な要望書も提出し、今日に至っております。

なお、市としましては、すべての水俣病被害者が安心して地域で暮らしていけるよう、引き続き環境省や熊本県に必要な意見を伝えてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問させていただきます。

保健手帳と公健法の認定申請の引きかえ条件については、推移を見守りたいという話でした。

そのことで被害者の人たちが不利益になるとしたら、地元自治体の市長として不利益にならないように、国とか、あるいは熊本県にも意見を上げていただくというのが、私は当該患者を抱える自治体の市長に期待されていることなんではないかなと思います。

そういうつもりで当たっていただけるということを前提に、以下、質問をずっと続けたいと思います。

6月10日、11日には私ども日本共産党の市田忠義書記局長が水俣に訪問いたしまして、市長、議長にも時間とっていただきました。明水園とか、ほっとはうすとか資料館だとか、水俣協立病院の医師とか、あるいは職員の人だとか、各患者団体とも懇談しましたので、党は党として政策提言をこれからしていくものというふうに思います。

ところで、交換条件のところの、いわゆる引きかえ条件のところなんですけれども、私はこれは被害者の人たちは治療が必要だということで、病院等に通っておられると思います。3割負担、70歳以下の人で3割負担ですので、それでも治療が必要なんだけれども、医療費がなかなか大変なもんですから、治療を控えてる人も私も聞いている中で、何人もありました。ですから、治療が必要だ、そのためには保健手帳をどうしても手にしたい、保健手帳があれば医療費の自己負担分が補助されるわけですから、という願いはあると思います。しかし、それを望むと、保健手帳を選択すると公健法の認定申請を取り下げなきゃいけないということであれば、公健法の現在の判断条件なり、現制度で救われる人まで、医療費だけがまんしなさいということを選択を迫ってしまうことに私はなるんだと思うんです。どう考えてもこれは不合理だと私は思います。

また、もう一つは、1995年のいわゆる政治解決のときの、例えば総合対策医療事業の中で、医療手帳該当者については一時金だとか、療養手当だとか、医療費の全額だとか出ました。これについても保健手帳だけで、もうあとはしないよということですから、医療費だけがまんしなさいということで封じ込めてしまうことになるのではないかな。それが被害者の利益になるんだろうか、つくづくそのように思います。

それで質問なんですけれども、この間、きょうも御答弁いただいたように、いろんなところ、

国会議員にもずっと要望されてきた、あるいはいろんな意見を言ってきていただいた、それは感謝したいと思います。これからもどんどん動いていただきたいというふうに思います。

その中で、12月議会、3月議会、きょうの答弁の中でもあったんですけども、環境省がこの間出した政策については、今の環境省の内容につきましては大変物足りなさを感じておりますので、政治決着で私どもの要望も入れてほしいというような御答弁をいただいています。

この市長が考えておられるその中身、大変物足りないというふうに思っちゃる中身。今、答弁ありましたように地域振興だとか、財政的支援だとか、そういうのも当然あると思います。それは理解した上で、絞って、被害者の救済問題について物足りないという部分があると思っちゃるとすれば、その中身はどういうことを考えておられるか。これが第1点であります。

質問の2点目です。水俣病問題を解決するには一人残らず被害者を救済するということが、まず大前提であります。人の命と健康にかかわることは第一義的に考えなきゃいけないというのは、私どもいつも議場の皆さんすべてだと思いますけれども、共通の認識だと思います。

それで、残念ながら1995年の政治解決のときに、もうみんな終わったんだろうと思ってたんです。実は私もひょっとしたらまだ残ってるかなと思いつつも、もう被害者の救済問題はほぼ終わったのかなというふうに思っていました。そういう意味では、私自身も認識不足であったということ率直に反省しながら、この轍を二度と踏まないようにしなきゃいけないということ今強く思っておるところなんです。

それで、例えば認定申請をする、あるいは保健手帳に手を挙げる、こういうものを新聞とか、テレビだとか、あるいは隣近所からのうわさだとか、あるいは民間のところの動きだとか、任せちゃっておれば、結局、制度を知らなかった、どこに申し込めばいいのか知らなかったという人をまた残すことにならないだろうかということ、今本当に考えてます。

実は、津奈木町の例を聞きましたら、1995年の政治解決のときに、町長を先頭に町民の皆さんに名乗り出なさいということ随分お勧めになったんだそうであります。ですから、今の認定申請者2,200人、熊本県の方が多いですけれども、芦北町、田浦町などに比べると、津奈木町は人口比からしても比較的少ないんです。だから95年のときに随分比率としては高い比率で名乗り出られたんじゃないかなというふうに思います。

そう考えると、もう今から、今度また何らかの形、市長おっしゃるように政治解決したとしても、そのときに名乗り出なかった、あるいは名乗り出るチャンスをなくしたと、知らなかったという人が残っていて、再度また同じことを繰り返すのかということになると、これは被害者にとっても不幸なことですし、そういう対策を扱う行政にとっても、大変な労力と力が要る仕事になると思います。ですから、この際、健康に不安がある方はお医者さんの診察を受けて、なければいということ、あなたは心配しなくていいですよというふうに言ってもら、あったらちゃん

と手続をなささいということ啓発する、こういうことが今必要なのではないかなというふうに思うんです。それを市報などで、市民の皆さんに周知されるようなお考え、市報だけに限定しなくてもいいと思いますが、そういうお考えはないかどうか。これを2点目、お尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 野中議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、被害者の救援策で足りないと思っていることはないかということでございますが、私、大きな観点から2つございます。

まず、この水俣の地域すべての方が私は被害者でもあるというふうを考えておりまして、よくマスコミ等では新たな申請をした方々に当然、焦点を絞ったいろんな報道がなされますけれども、この地域も被害者であるということで、当然、地域の活性化策等の支援の要請も行っております。

それともう一つ、一時金をもらったから、それで救済されたということではなくて、非常に水俣病ということで、なかなか一般の仕事につけないような方々につきましても、その後のアフターケアと言われるようなもの、またひいては胎児性の方々も、どんどん年齢を、高齢になってまいりまして、保護者の方々が一番心配されているのは自分たちが面倒見れなくなったり、先に亡くなったときにどうするんだということを御心配されておりますので、そういうところまできちっと、アフターケアという言葉が適当なのかわかりませんが、そういうところまで、ぜひ支援体制をきちっとしていただきたいというふうを考えております。

また、社会福祉事業団の立場で申し上げますと、明水園等も年々入園者等が減ってきておりまして、またあそこの運営というものも、つい4年前には赤字を一度計上したことがございまして、その後の対策等、またそこをもうちょっと充実させていただくことも、私はできたらありがたいというふうと考えておりまして、そのような旨の要望等も一緒に行っております。

それと、今、議員がおっしゃいました、そういう制度をなかなか申請をしにくかった、知らなかったという声もあるんじゃないかという御指摘でございますが、私も全く同感でございまして、知らなかったと言われるような方が、この水俣市内には一人もいないような状態は当然つくるべきであるということで、今後、周知徹底を図っていきたいというふう考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 市報などで市民の皆さんにお伝えするという事ですので、ぜひ担当課の方で市長の指示を受けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから一番目の、その物足りなさのところなんですけれども、私も一時金が出たから救われたというふうには実は思ってません。もういっぱいいろんなことがあるんだと思います。ただ、議

論を整理して考える必要があるのは、健康被害が明らかに医師の診断で、ある方について、それが何の対策もとられてない人については、その人たち独自に対策が要ることなんです。これが一つですね。それから地域全体が、おっしゃる被害者というのは、何回もこの間、その言葉を使われてましたので、どういう意味なのかというのは実はよくわからなかったんです。地域全体が被害者だから、地域振興のための特別の援助だとかが要ということが、その地域住民が被害者という意味なんだなというのが今よくわかりました。それはそれで必要だと思います。

それから胎児性の人たち、今ほっとはうすなどで頑張っておられますけれども、社会参加、明水園に行ったときに胎児性のある方が言いました。今何が一番したいねと言ったら、外に出たいと言ってました。まちに出たいと言ってました。だから、そういう意味では社会の中で生きていく、外に出る機会をいっぱい作るだとかというのも、そういう意味では対策の一つなのかもしれません。ですから、こういう被害者の人たちの社会復帰だとか、社会参加だとか、あるいは親が亡くなった後の、その方たちのケアの問題だとかという課題も当然あると思います。

私が今ここで申し上げたのは、そういうのは当然あるということは前提なんですけれども、健康被害があるということで認定申請している人たちがいる。しかも95年の総合対策で医療手帳を再開しなくて、保健手帳だけが再開されようとしている。こういうのは、以前からずっと申し上げてますように、きょうも認定申請との関係で申し上げましたが、私は改善しなければならないことなんじゃないかなと思ってのんです。市長も同じ意見だろうと思って、その物足りなさの中身を実はお伺いしたというのが、さっきの物足りなさの中身の議論なんです。

一時金だけが救済ではないと思いますけども、例えば交通事故で歩いて、後ろから車が突き当たってきて死亡したら、損害賠償請求しますでしょう、加害者に対して。それさえもされないという事態はやっぱり何とかしなきゃいけないんじゃないかなというのが私の認識なんです。私は一時金だって支給されなきゃいけないし、療養手当だって支給されなきゃいけないし、医療費だって支給されなきゃいけないという考え方持ってるんですけども、市長のこの辺の考え方はいかがでしょうか。さっきの答弁で、どうもよくわからないところがありましたので、これが1点目です。

それから2点目です。もう総論的な話になります。

行政責任が確定したわけですから、応分の費用負担を国や熊本県にも求めて、同時にチッソにおいても、水俣病を解決した企業として、社会的信用をつくっていくことが、これからの企業イメージをつくって行って、発展につながるんじゃないかなと私は常々に思っていました。そういう意味でも、私はチッソと国と熊本県において、今名乗り出てる人たちについてもきちっと解決する。そのことが水俣市にとっても、企業にとっても、患者さんにとっても、最もベターなことだというふうに考えてのんです。その辺についての市長の見解、もうダブるかもしれませんが、

改めて考え方をお示しいただきたいと思います。

以上です。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 野中議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

今の話を要約しますと、ちょっと認定基準の問題になってくるのではないかなというふうに思っております。まあ申請者すべての方を救済するように働きかけないかということでございますが、認定基準につきましては、私、ドクターではございませんので、当然、国と県の中でしっかりと話をさせていただけるものということで、言及は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども被害者の、チッソ、国、県につきましては、救済をするようにということでございますが、当然、チッソの方につきましても、法的ということではございませんが、そういう方々に対しての、やはりこれまでの原因企業としてできる限りのことをやっていただきたいということは、当然私どもも求めてきておりますし、また、先ほども、私繰り返しなりますけれども、やはり水俣地域の発展のために、今まで水俣病ということで、長年にわたり、この地域に迷惑をかけてきたと。それでもう一度再生、チッソを再生する意味でも、そういう社会にぜひ貢献をしていただきたい、特に来年がまたチッソも創立100周年ということで、そういう要望を現在も続けております。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） それでは御答弁させていただきますが、医療手帳等の申請受付再開とか、そういったのを含めての御質問だったと思っておりますけれども、これにつきましては、現在、環境省では検討されておりますが、一時金の支給等につきましては、平成7年度の政府解決策のときに政治判断でできたわけでございますけれども、今回については、できないということで、環境省の意見がございまして、これも行政の範囲外であるというふうな見解が出ておりますので、そういった医療手帳の申請受付、再開については難しいというふうに認識しております。

それと先ほど市長が申し上げましたように、健康被害を受けられた方のそういった補償とか、そういったものにつきましては、認定基準、そういったものの問題もございまして、先ほど申しました医療手帳の申請の受付再開が難しいということでございますので、今後、国と環境省と県の方の協議の内容を私どもとしましては、推移を見守らせていただくとともに、一日も早いそういった健康被害に遭った方々の救済ができるような方策を求めたいと思っております。

議長（松本満良君） 次に、水俣湾のダイオキシン類の除去について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、水俣湾のダイオキシン類の除去についてお答えいたします。

はじめに、県の審議会で協議されている費用の負担割合の内容はどうなっているかについてお答えいたします。

この事業は、いわゆる汚染者負担の原則の考えに基づき、公害防止事業費事業者負担法に定める規定により、汚染原因者に公害防止事業費の負担を求め、公害防止事業として実施されるものであります。

事業を実施するときは、公害防止事業費事業者負担法第6条の規定により、審議会の意見を聞いて、費用負担計画を定めなければならないとあり、熊本県の場合は、熊本県環境審議会に諮問することになります。

今回の事業は、ことし1月28日に開催された熊本県環境審議会で費用負担計画が承認されております。

費用負担計画の主な内容につきましては、公害防止事業費の総額を9億3,600万円として、そのうちチッソの負担分を約3分の2の6億1,776万円とする。汚染の原因は自然汚染や家庭排水等も考えられるが、河川水質、工場排水水質、水量等から汚染原因の99%がチッソの事業活動のものであると算出される。しかし、底質ダイオキシン類の環境基準が定められる前に、汚染物質が蓄積されていた等の事情を総合的に勘案して、3分の1を減額することが適当である等が審議会で承認されております。

次に、費用負担について、「チッソが異議を申し立てたため除去工事がおくれている」と報道されましたが、事実関係はどうなっているかについてお答えいたします。

「チッソの異議を受け、県、着工見合わせ」という見出しで、新聞に報道された内容について、熊本県に問い合わせをいたしましたところ、平成17年4月22日付で、チッソから熊本県に対し、事業費の事業者負担金額決定処分の取り消しを求める異議申し立てが行われ、現在、県では異議申立書の内容精査等に精力的に取り組んでいるとの回答でありました。

工事着手の時期であります。県では異議申立の採決までは、着手は見合わせたいとのことでありましたが、住民の健康に関することであり、できるだけ早く着工したいと聞いております。

また、チッソが異議申し立てをした理由について、チッソに問い合わせをいたしましたところ、十分な意見を述べる機会が与えられなかったこと、環境基準を下回る地点も除去範囲としており、公害防止事業を超える負担を求めることは違法であること、事業者負担法4条2項において通常のしゅんせつ工事に要する費用部分及び排出規制が行われなかった期間を考慮すれば、チッソの負担割合は2分の1以下であることなどの理由であるとお聞きしております。

次に、水俣市の管轄する江添川のチッソ負担金について、水俣市はどのように望むかについてお答えいたします。

水俣市の管理する百間雨水幹線、いわゆる江添川のダイオキシン類除去工事につきましては、

今年度、事業の詳細設計を行い、工法、事業費等が決定した上で、費用負担計画を水俣市環境審議会に諮問することになりますので、チッソの費用負担についても、審議会で検討していただくことになります。

なお、市で作成する費用負担計画の諮問案につきましては、水俣市が管理する百間雨水幹線も、熊本県が管理する百間排水路及び水俣港内と同様の状況で汚染されていますので、熊本県で決定された費用負担計画がベースになるものと考えております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 ダイオキシン類の除去について、2回目の質問をさせていただきます。

私の基本的な考え方は、できるだけ早く工事に入って、危険なダイオキシン類については除去されるべきだというのが基本的な考え方ということをもっと最初に申し上げておきたいと思えます。

それで、最初に実務的なことなんですけれども、今御答弁ありましたように、異議があって、その後、審査会で審議されてるといふふうにおっしゃいましたので、伝聞で結構ですから、何回か審議されてるかどうか、聞いておられれば、それをお答えください。聞いておらなければ、それは結構です。

それから2番目です。費用負担についてなんですけれども、江添川のところについても、水俣市が管轄するわけですから、水俣市が2分の1出すのか、あるいは3分の1出すのか、あるいはもっと少ない負担でいいのか。そうなりますと、その百間排水口のところから、水俣湾の限られた範囲のところは9億3,000万ぐらいですよ。水俣川のところが何千万になるのかわかりませんが、せめて水俣市の負担が、それこそ3分の1だったとしても、数千万円単位で出てくるのではないかというのが考えられます。そういう意味では費用負担の議論というのは厳密にされなきゃいけないというふうには実は思ってるんです。県の方から資料をちょっといただきました。私も勉強させていただきました。

この資料の中で、本件における寄与率というのが計算されてました。寄与率というのは何のことかなと、いい意味で何らかにこう寄与したというのはあるんですけれども、この寄与というのはまた違う意味なんだそうです。こういうふうに書いてありますね。寄与率をどういうふうにして求めるかということ、事業活動が当該公害防止事業にかかわる公害について、その原因となると認められる程度のことを言うんだと。そして費用を負担させる事業者の事業活動が、どの程度寄与しているかに応じて決めるとされている。それで幾つか条件が書いてあります。例えば、江添川については、周辺に焼却施設があったけれども、焼却施設の灰だとかはきちっと管理されてるから、これはもうゼロと考えていいとか。あるいはその江添川に山手とか多々良から、川がありますから、そちらから流入するのがないかどうかと、これも水田だとかはないし、農薬がその辺

でまかれてることもないので、寄与率ゼロと考えていい。それから田添川の雨水路についても、ほぼこれゼロと考えていい。ただし水俣川からチッソは取水しているわけで、水俣川については上流に水田があって、そこで農薬等をまかれてる可能性もあるし、そのダイオキシンが取水口からそのまま入ってきているのもあるんで、それを1%だと考えると、99%というふうに。チッソの事業活動が寄与してるというようになってるんですね。こういう計算の仕方も実はあるのかと思って、私もちょっとびっくりしながら見ました。

今、部長答弁の中で、その費用負担の議論は環境基準が決まる前に堆積していたものというような議論がありましたね。それで、例えば水俣市の場合、百間の排水口までの水路については、水銀のヘドロ工事によって、一回全部下を張りましたよね。完成したのが何年でしょうか。そういう意味では、その水俣湾もある部分で一緒かもしれないんですけども、独自に、その水俣市が管轄する江添川については、あの工事が終わった後たまっているダイオキシン類というふうになるわけですね。そこはですから一定水俣湾とはまた違う要素が僕は水路についてはあるんじゃないかなと思ったりもします。独自に、この辺については割合を僕は考えなきゃいけないんじゃないかな、県の方をベースにして、そのままいいのかなというのが、実は疑問に思ったりします。それで、本件における概定割合についてということを経済部が結論部分でこういろいろと書いてあるんですけども、僕が見ても実はよくわからないんです。3分の1に減額するという根拠が。実はこれよくはわかりません。3分の1を減額して3分の2をチッソ負担にするという、その根拠がよくわからないんです。この資料を読む限りではよくわかりません。

同時に、水俣市は水路部分ですので、独自の計算が僕は要るんじゃないかなというふうに思ってるんですが。ここはもうちょっと最後にまとめて聞きますね。

汚染物質の寄与率を99%としながら、負担率を66%ということで、根拠があいまいな負担率にしてしまったことが、異議申し立てを受けて、結果的に工事を遅らせてるということにならないかどうかと思ったりするんですけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

以上です。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の質問にお答えいたします。

先ほど概定割合、寄与率等についての御説明を一応いただきましたが、これにつきましては、県の方でも環境審議会等の方で諮られて、こういった負担割合というのを出されておりますけども、市につきましても、環境審議会というのが当然ございまして、環境条例の中で7名の委員の方がいらっしゃるわけですが、そういった審議会において、市長から諮問をいたしまして、そちらから答申を受けて決定をするというふうになります。

そこで、議員おっしゃいましたように、この内容につきましては、公害防止事業費の事業者負

担法の中の法律の規定に基づきまして、公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度とか、公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間との事情とか、公害防止事業費すべてを事業者の負担とすることがどうなのかと、こういったような事情を勘案して、法律の7条によつての概定割合でございますか、こういったところを決定するというふうになっております。

したがいまして、県の概定割合等がベースになると、先ほどお答えいたしました、そのようなことも踏まえまして、環境審議会の方で慎重にこれは諮問のための検討を行っていただき、市長が答申を受けると、その上で決定をするという形になるかと思ひます。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 最後はちょっと要望しておきます。

熊本県の方で、その減額すべき比率について、環境審議会等でもいろいろと議論がされると思ひます。その中身については、十分お仕事されてると思ひますけれども、また後でもお伺いすることもあると思ひますし、聞きに行くこともあると思ひますので、根拠が明確になるような資料をぜひ取り寄せていただいて、それで水俣市のところで計画つくるときは、こういう根拠だから水俣市の負担は幾ら、あるいはチツソの負担は幾らということが明確に出せるようにしておいていただきたいと思ひます。それがないと、結果的にまた異議申し立てが出来れば、同じように何回も議論せないかんということになりますので、そこを要望しておきたいと思ひます。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、特殊地下ごう対策について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 次に特殊地下ごう対策についてお答えします。

まず、水俣市では調査はされ、またその結果はどうだったのかについてお答えします。

鹿児島市での痛ましい事件を受けまして、市では各区長を通じまして、防空ごうと地域で特に危険と思われる箇所について調査を行ったところでは、その結果、防空ごうにつきましては44件、その他の危険箇所につきましては8件の報告が上がってきております。

次に、水俣市の特殊地下ごうの今後の対策はどのように考えているかについてお答えします。

今後の対策につきましては、先ほどお答えしましたとおり、各区長から報告のありました防空ごうの現地調査の結果を踏まえて、危険性などの判断をしてまいりたいと考えております。

なお、第一小学校裏の防空ごうにつきましては、子どもたちが中に入る危険性があり、緊急性がありましたので、早速、土のうで出入り口をふさぐ対応をしております。

議長（松本満良君） 野中重男議員。

野中重男君 具体的な事実は私も全部つかみ切れておりません。ただ調査の結果、このように44件と8件あったということですので、現地調査はこれからですよ。今、区長さんから上がってきて、総務の方でまとめていただいた数がこの数だというふうに思いますので。調査をされて、危険箇所については対策を打っていただきたいと思います。

それから売却されて民地になって、例えばこの間、私がお願いしてましたところだとかは、対策がとられるようになってますけれども、そういう箇所があることも考えられます。ですから、生命と財産をなくすようなところについては、そのところから早く手を打っていただくということで、施策を進めていただければというふうに思います。

以上、要望で終わります。

議長（松本満良君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午後2時19分 休憩

---

午後2時29分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

淵上道昭君 大変お疲れさまです。

1日目の最後の質問を行いますので、おつき合いをいただきたいと思います。

新水会の淵上でございます。通告に従い、私見を交えて質問いたしますので、執行部の責任ある答弁をお願いいたします。

土石流災害の宝川内集地区、新築4軒のうち1軒、仮設住宅から引っ越しされ、また農業をこれからもずっとやりたいと、強い信念の中、農地復旧も終わり、6月7日に1の方が2年ぶりの田植えを終えられ、喜びがひしひしと伝わっている姿が大変うれしく思いました。

被災前とは一変し、約10アール、約1反の整然と区画された田んぼを約4ヘクタールも今週中に終えると思います。復旧に際し、県、市、そして工事各社の方々の献身的な取り組みに、地元住民は感謝されておられると思います。

さて、産業廃棄物処分場問題は、市民の多くの方々が強い関心を持ち、これまでも定例会ごとに多くの議員が取り上げ、6月議会でも7人の議員が取り上げています。市長は、再三自分のまちに最終処分場を建設してほしいと思っている市長はどこにもいないと発言されておられます。

また、市民の多くの皆様が反対運動されていることは当然であると理解しており、否定するものではないと発言されている中、最初の質問、産業廃棄物処分場問題についてお尋ねをします。

□A (株) IWD東亜熊本に対し、多くの市民が強い不安を持っている中、双方のトップが現状を認識し、突っ込んだ話が必要と思いますけれども、市長の御見解をお尋ねします。

## 2、自主防災組織について。

19人の命を奪った水俣豪雨土石流災害から、あと40日で2年、大きな石が山積していた現場では、1個もなくなり、2年ぶりの田植えが被災された方、親戚、友人で行われており、あすへの希望、そして元気を出され、前進されることと確信をいたしております。

私は、7月20日の出来事は決して忘れてならない、今回の教訓を生かして、速やかに組織づくりを実施すべきと質問し、6月1日、防災会議の方針の中に、水俣豪雨災害の教訓を風化させることなく、防災体制の強化に向けて取り組みを実施するとある中、以下、2点お尋ねします。

□A 水俣土石流災害後の9月議会で取り上げられ、全市的に推進すると答弁されてから、はや2年を迎えようとしています。平成17年4月現在、44%設立となっていますけれども、なぜ設立が進まないのかお尋ねします。

□B 災害の教訓は絶対忘れてならないと思います。みずからの身はみずから守る、災害はいつ発生するか予測できない中、100%設立に向け、説明会など、活動を強化すべきと思いますけれども、お考えをお尋ねします。

## 3、市役所前駐車場問題について。

市役所に用事があり、車で着いた途端、駐車場がなく、何回となく探してもとめられず、あくのを待ってもなかなかあかず、いらいらされた市民の方は大変多いと思います。特に雨の日はなおさらであろうと思います。水俣市の中心街は特に駐車場で、多くの方々から苦情が多いことをよく耳にします。

医療センターも、長年患者さん、ほかの方々の苦情に対し、立体駐車場で問題を解決したと思います。市役所前駐車場も市民サービスに早く答えるべく、対策を早急に必要と認識すべき中、以下、2点お尋ねをします。

□A 市民サービスを高める理念は重要と認識されていると思いますが、市民の駐車場利用の現状についてお尋ねをします。

□B 特に月曜日、雨の日が車をとめられず、利用者の方が苦労されているようで、駐車場確保は極めて重要と思います。いかがお考えかお尋ねをします。

## 4、宝川内線道路改修について。

平成15年7月20日、土石流災害発生により、災害復旧工事のため、大型ダンプ、重機車両等で宝川内線道路が通常よりかなり車両が多く走行し、工事関係者と地元で安全な工事をするため、たび重ねて会議を実施しておられるようです。道路損傷も何回となく発生し、修復をしていたのが現状です。また、川原地区から中屋敷方面の道路も幅が大変狭く、交通事故が約3年前も生徒

が自転車走行中、車両との事故でけががあっており、住民からも一日も早い道路改修が強く求められます中、以下、2点お尋ねをします。

□A 川原地区から中屋敷方面への今後の改修についてお尋ねをします。

□B 今回の災害復旧工事車両で釣橋地区の道路は補修が数多く発生しており、現在も同じです。改修はどうなっているかお尋ねをします。

最後です。学校統廃合について。

地域住民として学校とのかかわりは大変長く、これからも続くと思います。スローガンは平成4年12月発足での健全育成事業、通称「もやいの会」、国道268号線沿いに看板を掲げております。

地域の子は我が子、郷土の宝をスローガンといたし、教育環境の支援を続けています。教育委員会の担当職員に看板の移転での件に対して、手続等で速やかに対応していただいたことに感謝いたします。

さて、生徒減少での複式学級、部活動の廃止等の問題、今後の教育のあり方を真剣に考え、統廃合は避けて通れないと、強く認識し、平成15年9月議会で取り上げ、今回で4回目です。新水会として3月24日、栃木県芳賀町を視察研修し、本市での参考に生かしたいと思っております中、以下、4点お尋ねをします。

□A 2,300人余りを対象に実施されたアンケートをどのように総括されているか、お尋ねします。

□B アンケートの中で、一番問題になっていることは何かお尋ねします。

□C 複式学級のよい点、悪い点をお尋ねします。

□D 9月以降、校区単位で意見交換を開き、来年3月中に実施計画をまとめるとあります。住民の方に事前に学校問題等の資料の配布など、情報提供の提案は極めて重要と認識しますが、お考えをお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 淵上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。私も元気よくいきたいと思っております。

産業廃棄物処分場問題については私から、自主防災組織及び市役所前駐車場問題については総務企画部長から、宝川内線道路改修については産業建設部長から、学校統廃合については教育長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、産業廃棄物処分場問題について、双方のトップの話し合いが必要ではないかという御質

問についてお答えいたします。

株式会社IWD東亜熊本に対しましては、昨年7月に情報公開と事業概要の十分な説明など、誠意ある対応を求める申し入れを行い、翌8月に文書で回答をいただいたところであります。

双方のトップが現状を共通認識し、突っ込んだ話し合いが必要との議員の御意見でございますが、これまでも検討委員会への出席など、場面場面において、市として申し入れを行ってきております。

また、先ほどもお答えいたしましたように、先日、IWD東亜熊本へ安定型処分場の計画中止について申し入れをいたしたところ、受け入れる方向で検討するという御返事をいただくことができました。今後とも必要に応じて申し入れ等を行ってまいりたいと考えております。

これからは次の段階として、環境影響評価準備書の縦覧などが始まってまいります。最終処分場問題は市民の大きな関心事でありますので、市民が不安を抱かないよう、この事業計画や双方の話し合い等に関するさまざまな情報を今後も機会があるごとに、議会を初め、市民の皆様方に提供してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目に入ります。

企業を含めて、やっぱりトップの発言、あるいは行動というのは極めて重いことは、すべての方が認識されておられると思います。

特に今、市長の行動力というのはだれもが認めておる。首長の日程でもわかるとおり、いろんなところに行かれて、即アクションをやられているということですね。今後とも、ぜひそのような行動というのをひとつ重視しながらやっていただきたいなと思います。

さて、今回答弁でも、今、安定型ですか、俗に言う5品目ということで、廃プラ、瓦れき、ガラス、金属くず、あるいはゴムくずというのが5品目というふうなことでございましょうけれども、これを申し入れしたところ、中止を受け入れる方向で検討ということで、先ほど岩阪議員の質問と、答弁でもありましたとおり、このようなことでございます。

市長やっぱり、今問題は、今回もだから多くの方の議員が質問されておられます。これ産廃問題というのは本当に大きな問題です。市民の大きな関心事であり、また非常に難しい問題も多々あると思いますけれども、今後、この管理型、今、安定型が200万ちょっとですかね、管理型も200万立米ということでございますけれども、管理型もひとつ中止できないかどうか、そこらも、このような市長の中立の中で、このようなことで私はできるだろうと思うんですね。そういうお願いというか、申し入れはできないものであろうか、そこらをお聞きをしたいということで、この産業廃棄物問題は質問を終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 淵上議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

安定型の処分場の建設をやめていただけないかという御要望をしたときに、県庁の方とお話をしたときに、試算で約30年以上の操業になるのではないかというふうな試算も一部出てまいりました。もし建設をされると仮定した場合に、私が70歳を超えている段階でも操業をしているというのは余り好ましいことではないのではなかろうかというふうに感じましたし、また30年後に企業が存続しているのかといったような保証もやはりできかねますので、できれば中止をしていただきたいという、それなりの理由がございました。今、議員がおっしゃったように、管理型の方の操業もやめていただけないかということですが、不安だということでの反対ではなくて、論理的な、かつ冷静に私どもは対応していかなければいけないと。毎回、答弁でもお答えしておりますが、管理型の方で操業も中止していただきたいという、中止をしてほしいという理由等があれば、直ちに企業にもそういう申し入れを行いたいと思っておりますし、また企業が環境モデル都市にふさわしくないと、そしてまた我々に誠意的に答えてくれないといった場合には、毅然たる態度で中止を求めていくというふうな、これまで申し上げてきたことの態度についても、全く変わってはおりませんので、もし理由、また機会があれば、そういう申し入れも行っていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、自主防災組織について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、自主防災組織についてお答えします。

まず、なぜ設立が進まないかについてお答えします。

自主防災組織につきましては、一昨年の土石流災害における最大の教訓としまして、市内全域に自主防災組織をつくることを目標に設立を進めてきており、現在約50%の組織率となっております。

市では、設立を促進するための地域説明会を一部地域を除き、既に31回開催しており、地域住民の方に自主防災組織の必要性和組織づくりの重要性について説明を行い、設立のお願いをしているところです。

また、現在、来年度から移行します自治会の説明とあわせて説明を行うようにしており、自治会組織に組み入れて設立していただくようお願いをいたしております。

説明会を通じて、自主防災組織の必要性は理解していただいております、説明会を行っていない地域を除いて、組織設立には至らないまでも準備していただいている地域も多くありますので、今後組織率が上がっていくものと考えております。

次に、説明会等、活動を強化すべきと思うについてお答えします。

先ほどお答えいたしましたとおり、市としましては、地域説明会を随時開催しておりまして、同時に設立支援の取り組みも行っております。

今後も引き続き説明会が開催されていない地域での組織設立の動きを促進するとともに、市報等を通じまして、自主防災組織の必要性和組織づくりの重要性などを訴え、組織設立に努力してまいります。

また、9月4日に予定されています県の総合防災訓練におきまして、サブ会場の葛彩館で、自主防災組織の訓練を中心に計画をしております。各地域から見学いただき、自主防災組織の理解と設立推進を図りたいと考えております。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

神戸の人と、防災未来センターですかね、あそこの方に私たちも何遍かお会いしたんですけども、永松さん初め、他の職員の方おられます。また我々も1年ほど前ですかね、視察に行ったんですけども、やっぱりこの方がおっしゃるのは、やっぱりあそこも神戸で震災を経験したところですけども、やっぱり自主防災、これは非常に大事だなということをよくおっしゃいました。ですから水保も早くこれはつくっていただいた方がいいですよということで、前回、即取り上げたんですけども、今、この前の防災会議では44%だったけれども、若干上がりまして、50%という組織率ですけども、ひとつぜひこれは、もういろいろこう、例えばもう災害はうちではないだろうとか、そういうのがあられると思うんですね。もうめったに来ないだろうとか、ここが大きな間違いであって、災害がないから逆につくらなければならないと思うんですね。そういう発想を逆発想で、つくっておらない地区は早くつくっていただきたいなと。そういうことで、ぜひ行政当局も、またさらに積極的に設立の方向に向けて頑張っていただきたいと思ます。

そこで、2点質問をさせていただきます。

今、組織率が50%と答弁をされておられましたが、これは普通何カ所で設立され、また補助金が、たしか13万か枠があったと思うんですけども、その補助金の交付金ですか、これは幾ら、例えば出ておるか、あるいは見込みか、そこらもお願い、まず1点目。

2点目、今回の9月4日、葛彩館で自主防災組織訓練を行うとあります。よくあるのはひな形はつくったけれども、これが全く機能しない組織図がよくあるんですね。だから、今回自主防災組織が、我々もできておりますけれども、連絡網はできております。そういうので訓練をするというのは定かな方法だろうと思うんですね。この訓練はどのようなことでやられるのか、あるいは東部地区だけがやるのか、あるいはほかのできたところを巻き込んでやられるのか、この2点を2回目の質問といたします。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） それでは淵上議員の2回目の質問にお答えいたします。

組織率50%につきましては、結局自主防災組織の組織につきましては、組織率の分母になりますのは世帯数になります。それに対する組織された世帯が何%かということで、今現在6,122世帯が一応組織化されたという形でとらえております。

続きまして、交付金の額ですけれども、16年度で149万6,780円、これは1地区に3万円としておりますけれども、3万円以下の実績しかないところがありまして、149万6,780円、17年度がこれまで84万という形で交付を行っております。今年度も組織された地域につきましては、交付をしてみたいと思っております。

続きまして、葛彩館での訓練ですけれども、これは熊本県の防災訓練の一環として実施をするということで、9月4日にエコパークを中心に実施を予定しております。これは想定としまして、豪雨発生による土石流災害、それに大規模地震が発生したということ想定して、それぞれの自衛隊、消防、警察、行政機関、そういうものが一体になって、防災訓練をする。その一環としまして、葛彩館を中心に情報伝達訓練、避難誘導訓練、資機材運用訓練、炊き出し訓練といったものを主に9区から14区の自主防災組織の皆さんを中心にやっていただくと。これにつきましては知事も視察に見えるというような形になっておりますので、各地域の自主防災組織につきましても、エコパークの訓練及び葛彩館におきます訓練につきましても、皆さん参加をしていただいて、それぞれの防災意識を高めていただくきっかけにいただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 3回目は質問ではありません。さらに要望ということで聞いていただきたいと思いますが、先般ありました防災会議、この中の平成17年主要事業の中での基本方針の最後の段に書いてありますけれども、自主防災組織ですけれども、先ほども言いましたけれども、自主防災組織設立を動きを加速させ、活動を支援し、行政と市民が一体となって地域の防災体制を整え、安心して暮らせるまちづくり、地域づくりを進めてまいりますということですから、さらに推し進めていただきますよう、再度要望いたします。

議長（松本満良君） 次に、市役所前駐車場問題について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、市役所駐車場問題についてお答えします。

まず、市民サービスを高める理念は重要と認識されていると思いますが、市民の駐車場利用の現状についてのお尋ねにお答えします。

市役所を利用される市民のために用意している駐車場は普通車70台、大型車1台の計71台分を市役所前に用意しております。うち1台分は身障者専用駐車場として設置しております。

また、秋葉会館にもう1台、身障者専用の駐車場を設けております。

駐車場の利用状況は、市民課や税務課への要件が一番多く、そのほか市金庫やATM、会計課の利用が多くなっております。しかし、ほとんどのお客様が30分以内で帰られている状況にありますので、駐車場が平日、特に混み合うようなことは見受けられておりません。しかし、市役所で会議が開かれたり、入札や税の申告、また市議会が開かれているときなど、来庁者が長時間駐車する必要があるときには満車になることが多いようです。

次に、特に月曜日、雨の日が車をとめられず、利用者の方が苦勞されているようで、駐車場確保は極めて重要と思いますが、いかがお考えかとのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、利用者への便宜を図るために、駐車場を確保することは極めて重要であると、十分に認識いたしております。

駐車場を広げる余地があれば、すぐにでも対応するところですが、周囲を道路に挟まれ、拡張はできない状況にあります。

これまでISOの取得により職員の通勤車両の削減や、財政健全化の推進に伴い、昨年4月から集中管理により年式の古い公用車等12台の廃車を行い、来庁者の駐車台数をふやすための試みは続けているところです。

また、長時間の駐車については、早朝、昼と夕方の3回、ナンバーの確認を行い、市役所を利用せずに駐車している車の所有者には厳重に注意をしております。

現在のところ、駐車場が満車になるときは、天候や行事に左右され、経常的なものではありません。原因の一つである会議の開催はできるだけ重ならないように計画し、利用者の便宜を図りたいと思います。

また、6月から袋、湯出、釣橋、久木野の4郵便局で住民票発行などのサービスが開始されましたので、雨の日の混雑も緩和されるのではないかと期待しております。

このサービスも始まったばかりで、利用者がまだまだ少ないようです。引き続き広報等で利用の促進をお願いしてまいります。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 2回目の質問に入らせていただきます。

本当に長い間、この駐車場問題というのは大きな問題で、なかなか解決しない。もう本当にやっぱりスペースがないもんだから、どうしても今、手の打ちようがないなという感じでしょうけれども、私は常々思うのは、やっぱり例えば商店街でも一緒ですね、今のお客様というのは、駐車場が一番なんですね、車社会ですから。そういう中で市役所もいろんな方々が御利用されま

すけれども、いつ来ても駐車場があれば本当にいいんだけどなと思うんですけれども、先ほど答弁でもあったとおり、十分認識している、広げる余地があれば、すぐでも対応するということがございます。しかし、なかなかスペースがない。そこで市長、まあ給食センターが改築予定にありますけれども、そこがもし本格的に動いたならば30台、40台か、とめられるだろうと思うんですね。そういうこともありますけれども、この駐車場、市民の方々がしょっちゅう利用される市役所前の駐車場問題について、市長さんどのように、このお気持ちをひとつ、市長は特に市民を顧客ととらえておるといことがうたわれております。顧客というのは、非常にこれはありがたいこと、そういう大事な市民を顧客ととらえておる中で、ちょっとお考えをお聞かせ願いたい。これで質問を終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 洲上議員の再質問にお答えさせていただきます。

実は全く予想しておりませんで、今ちょっとびっくりしておりますけれども。市民の皆様方は今、議員おっしゃるように、店で言えばお客様といったようなとらえ方で、サービスの向上を常に検討してまいったわけでありまして。先ほど部長の答弁でもありましたとおり、市で使っている公用車も12台、これは経費の面、また使い方を集中管理ということで、合理化をした結果でございまして、市役所でもむだに置いてる車を減らそうということで行いました。このちょうどこちらから見て、眺めていただいてもおわかりのとおり、学校と道に囲まれていて、まあなかなかこの中でスペースを見出すことは現在のところ、非常に困難でありまして、なかなかいい対処方法が正直申し上げてないというのが、本音のところでありまして。ただ、先ほどもお話ありまして、4つの郵便局の方で住民票とか、戸籍謄本等の発行もできるということで、直接、水俣市役所に来ていただかなくても、利便性の向上も果たしておりますので、もしかしたら、これまでよりももう少し駐車場の活用というものがしやすくなったのではないかとこのように考えております。

ただ、市役所の方々の人間も相当減ってまいりますので、そういう意味では、以前よりも改善はしているかと思っておりますけれども、ただ雨の日等で私も見ますと、やはりいっぱいということもございまして、またない知恵を、頭を使いまして市役所の皆様方、また議会の皆様方とも協議しながら、何らかの対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、宝川内線道路改修について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 宝川内線道路改修についてお答えします。

宝川内線は平成6年から事業に着手し、全体計画延長1,100メートルのうち、平成15年の災害

復旧事業と改良費の合併施工により、集川にかかる宝川内橋と、その前後の道路を復旧し、あわせて改良しましたが、その区間も含めて約700メートルが完了しています。

今後、採石場入り口付近までの延長約400メートルの用地取得等、地域の協力を得ながら3カ年で完了する計画であります。

次に、宝川内線、釣橋地区の舗装改修についてお答えします。

釣橋地区にあります市道宝川内線は宝川内・集地区方面の災害復旧工事に伴いまして、大型ダンプや建設機械運搬車両など、多くの重車両が頻繁に通行したことや、本地区の舗装の厚みが薄いことなどが影響し、至るところで舗装がはがれ、部分的な舗装修繕で対応している状態です。

これらのことから、本地区の舗装改修工事は必要であると判断しておりますが、現在も継続して災害復旧工事が行われており、工事車両も頻繁に通行していることから、現段階で舗装工事を行いますと、再度、工事車両による舗装の傷みが懸念されます。

したがって、今後、宝川内・集地区方面における災害復旧工事の進捗状況と重車両の往来が減少する時期に工事の発注を考えておりますが、今のところ本年9月ごろを予定しております。  
議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 宝川内線道路改修について、2回目の質問をさせていただきます。

採石場入り口まで約400メートル、3カ年で改良をやりたいということございまして、よろしく願い申し上げます。

また、釣橋地区です。もうここは頻繁に本当に道路が凹凸がありまして、恐らくかなりなもんかなと思っております。現在もこのごろまた補修をしたですかね。そういう中で、十分認識していただきまして、9月ごろにやりたいという御答弁をいただきましたので、感謝申し上げます。安心して地域の方も、釣橋地区の方ですけれども、喜んでおられるかなあと思っております。

そこで、1点質問をさせていただきます。

この宝川内線でございますけれども、特に宝川内地区はもう市長もよく御承知のとおり、高齢者が一番多いでございます。そして、このごろ電動車いすですかね、あれが非常にまあ東部地区もそうですけど、増えております。ということは足腰の悪い高齢者の方が目に見えておる現状でございます。そのような現状の中、この改修計画、まあ集まではきちんと歩道ができておりますけれども、その改修計画の中で歩行者の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部長（松田大作君） 第2回目の質問にお答えします。

歩行者の安全対策についてということだったと思いますが、歩行者の安全については、十分

認識しております。それで今度改良部分につきましては、自動車の運転手が歩行者の通行帯であると識別できるような形で、歩行者が安全に通行できるような対策を講じていきたいと考えております。

議長（松本満良君） 次に、学校統廃合について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 次に、学校統廃合についてお答えします。

昨年2月に、市PTA連絡協議会、校長会、区長会、婦人会等の代表者からなる水俣市小・中学校再編成審議会を設置し、当教育委員会から、児童・生徒数が減少を続ける中、よりよい教育環境の充実を図るためにはどうしたらよいかという諮問をいたしました。

このことについて、これまで14回にわたり審議会を開催され、5月31日に答申をいただいたところです。

この審議会において、さまざまな角度から再編成に向けた活発な論議が交わされ、その内容が答申に反映されたと聞いております。

遡上議員御指摘のアンケートにつきましては、この審議会から、各学校PTA、各区区長、行政協力員など、2,361人を対象に実施され、回収されたものが1,501人分、回収率63.57%となっているとのことです。

審議会の答申におけるアンケートの総括では、再編成を行った方がよいかという質問に対し、校区の見直しを行い、現状の学校を維持する、現状のままでよいといった意見が過半数を超える数となっているが、望ましい学校数とはという質問に対しては、現状よりも少ない学校数を選ばれているという結果でありましたので、今後、多角的な面からの再編成の検討が必要であるとしています。

この答申を受け、教育委員会内に再編成に係るプロジェクトチームを設立し、答申の内容、アンケートの内容などの検討を行い、今年度中に小・中学校再編成に関する実施計画の策定を目指していきたいと考えております。

次に、アンケートの中で、一番問題となっていることは何かではありますが、アンケートの質問や回答について、一つ一つが大切な御意見であり、それぞれの意見を尊重していきたいと考えます。

しかしながら、アンケートの御意見の中、あるいは審議会の委員の皆さんからの意見として、一番多かったものは、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境を与えることを第一義とすることでありましたので、このことを旨に今後の再編成の推進を図っていくこととしたいと考えております。

次に、複式学級のよい点、悪い点についてであります。例えば少人数で教師の目が届きやすい、家族的な雰囲気の中、きめ細かい指導ができるなどの反面、切磋琢磨の機会がなく、競争心が生まれにくい、授業中に同一の作業ができないための集中力がつかないなどといった問題があると認識しています。

今後も、複式学級のよい点、悪い点について多くの方々の意見を聞きながら、さらに検討していきたいと考えます。

次に、学校問題等の資料配布等につきましては、御指摘のとおり、極めて重要であると考えておりますので、広報「みなまた」への掲載や、各校区単位での説明会の実施、またはマスコミでの掲載など、機会あるごとに情報の提供をしていきたいと考えます。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 学校統廃合について、答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

この問題は、私も質問の要旨は慎重に今まで過去4回ずっとやってきた、自分ではつもりと思います。この4回目にして、私も少し掘り下げてみたいなと思っておりますけれども、アンケートは約64%、これ非常に私は、高いか低いかわかりませんが、関心は高かったかなと思っております。私たちもちろんこれにはいろいろ書きました。そういうことで、いろんな方々が関心があるアンケートだろうと思っております。

また、先ほど答弁でもありましたとおり、審議会の方々が14回、本当にボランティアの中で遅くまでいろいろ論議された、感謝をしたいなと思っております。その中でも多かった意見として、先ほど述べられました、次の世代を担う子どもたちに最良の教育環境を与えることを第一義とするを旨にという言葉がありました。今後、推進を図りたいということでございます。この言葉というのは、一字一句が非常に大きく私たちの胸にも入り込むかなあと、私は思っております。

また、複式学級もいろいろ聞きましたけれども、私も複式学級はよく見に行きます。我が住む1[渡]小学校も百有余年にして初めて複式学級というのが始まっております。もちろんよい点もいっぱいあります。また悪い点もいっぱいあります。また先生方もいろんな御苦労があるでしょう。また保護者の方も初めての経験でいろんな問題があるようでございます。それは別に置きまして、私たちは、先ほど本壇でも言いましたけれども、この統廃合の先進地研修ということで、事務局の方にお願いたしまして、最も御苦労しておられる地域を選んでいただきまして、栃木県芳賀町というところに行ってきました。ここは人口1万四、五千だったと思うんですけども、お金はここあるところなんです。財政力は13とか14とか、非常に裕福なまちでございますけれども、その地域に行きまして、ことし3月24日ですけども、ここにレジユメがあるんです。そしてここも9校あった学校を3校にしたということでございますけれども、いろんな問題も今でもあ

っているということですね。跡地利用も大変な問題とか、いろいろいまだに未解決な場所がまだ多くあるということでございます。これは前段といたしまして、そして複式の中でも、ここの教育長さんは、前高校長ですね、その先生がおっしゃったのが、非常にいろいろあるんですけど、その中でリストアップしてみますと、まず小規模校、小さな学校から高校に行ったお子さんは、まず1点目、カルチャーショックになるとか、あるいは登校拒否になるとか、あるいは競争心がないとか、これはしかし全体とは言えませんが、そういう傾向も随分まあ経験をしたということをおっしゃって、今思い切って統廃合を進めたという話もなされております。そして、ここでぜひこの場で言いたいのは、何が重要であったかといいますと、やっぱり事前の情報提供を、例えば市町村合併でも県から、県の便りということで随分来ましたね。合併の問題でよい点、悪い点とかいろいろありましたけれども、この学校もしかりで、やっぱり事前に冊子を渡す、その学校を考えると、いろんなもろもろで、そういう資料を非常に重視した、逆な発想ですと一番やっぱりこれがキーワードだったかなということでございます。その資料が、この資料ですね。学校を考えると、この資料でございます、漫画的に、あるいはわかりやすく書いてあります。私はこれは非常に重要だろうと思うんです。ですから、このようなことを事前に地域説明会とか、あるいはいろんな説明があります。これからが本番だろうと思うんですね。そういう中で、このような資料をやっぱりやっていただきたいということを提案したんですけれども、まあ重視しておるとことでございますから、芳賀町のこの資料も再度また精査していただいて、参考になるところは参考にさせていただければなと思っています。いろいろこう書いてある、わかりやすく書いてあります。このようなことでございます。

そこでまとめて、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

5点ですから。まず1点、答申が5月31日に行われております。この答申というのは大変重いと思うんですね。その答申に対して、教育長、御決意をちょっとお願いしたいと思います。

2番目、アンケート一つ一つが大切であろう、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境を図ると答弁をされておられます。基本的な考えをお願いいたします。

3番目です。審議会で適正規模校での統廃合の話が相当議論されておられると思うんですね。その案というのはどのようなことであるか。

4点目、複式学級の解消が私は必要と思うんです。大きく伸びる個性の可能性がどちらかというと摘み取られることも多い複式学級、その中で新しい仲間と出会えて、適正規模数の統廃合が早く求められるが、いかがお考えかお願いします。

最後です。やっぱりこれから学校説明、いろいろ回られます。特に中山間地の保護者の方、あるいはじいちゃん、ばあちゃんたち、早い話がおらが学校というのがあるんですね。自分たちの目の黒いうちは学校は云々というのがよくあると思うんですね。そういう中で、長年親しまれ

た学校、答弁でも極めて重要、そして今、芳賀町の話もしましたけれども、その資料を、今言った資料を再度、やっぱりよく考えていただいて、もっとわかりやすく資料をつくっていただいて、提供するお考えないか、そこらを再度お願いしたいと思います。

以上、5点お願いいたします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） それでは渚上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、答申を受けての教育長としての決意ということでございます。

今、あえて申すまでもありませんけれども、学校の中の一つの学級の集団といたしますのは、学習の集団であると同時に、社会の集団であるという側面も持っていると思います。その学級の集団は同質ではありません。異質の者の集まりでございます。

したがって、その集団の中ではいろんなもめごとが起きたり、あるいは対人関係に悩んだり、その中で自分を律する力を育てていったり、思いやりを持つ、そういうような場面がたくさんございます。考えてみますと、一般社会の縮図に当たる部分ではないかなと思っております。

子どもたちがこれから人生に向かって生きていきますが、その中の基礎的なところをつくる場面でありまして、いつも申し上げておりますように、生きる力を育てるところが学級であろうと、そのように思っております。

また、21世紀の真ん中で、今私たちの目の前の子どもたちは生きていくこととなります。先行き不透明と思える、その21世紀の中で、やっぱり強たくたくましく生きていく子どもたちを私たちは育てなければならない。そのように思っております。

したがって、議員がおっしゃっておりますように、やはり適正な規模での人数というのは必要ではなかろうかなと思っておりますし、一人一人の個性の違う人間と多く出会う、そういう機会を持つということは、やはり私たちの責務ではなかろうかと、そのように思っております。したがって、今回の答申を重く受けとめまして、子どもたちを中心に据えて、子どもにとって何が大切なのかということをしっかり押さえながら、取り組んでいきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、大変こう学校に対して熱い思いを持っていらっしゃる方もございますし、またいろんな思いを持っておられる方もたくさんございます。そういう意味では、できるだけ多くの合意を得るような努力を最大限に払いながら、この再編成の問題に取り組んでいきたいと、そのように思っております。

それから2番目のアンケートの結果をどう受けとめているかということでございます。今回のアンケートの調査につきましては、たくさんの返事をいただきまして、御意見をいただきまして感謝を申し上げているところでございます。文言で、記述式で書いていただいたのも相当ございます。したがって、この再編成に対する思いの深さといいますが、関心の高さというものを

受けとめていたところでございます。

さっきも申し上げましたように、このアンケートの一つ一つを重く受けとめ、そして真摯に取り組んでいかなければならない、そのように思ったところでございます。

先ほど議員からも御指摘がございましたように、このアンケートの中には複式学級の問題でありますとか、部活動の問題でありますとか、校区割の問題でありますとか、いろんな問題が出てきております。要はこのアンケートを通して私たちはしっかり実態をつかんで、そして問題意識は何なのかということを出しながら、一つ一つそれに向かって行かなければならないと思えますし、また、それぞれの思い、それぞれの要望等もできるだけ反映できるように取り組んでいかなければならないと、そのように思っているところでございます。

今後、この問題は大変厳しいことが予想されると思いますが、急ぐべきは急ぎ、時間をかけるところは時間をかけながら、メリハリのある再編成ができたならと、今思っているところでございます。

3番目は、適正規模というのは、どんなふう話し合いがなされたかということによろしいですかね。

この件につきましては、当然、審議会の方でも、数回にわたって話し合いがなされました。小学校を何校にするとか、あるいは中学校を何校にする、じゃ小学校はどこどこを一緒にしたらいいのか、中学校はどこどこを一緒にしたらいいのか、人数はどのくらいが適当なのかというような案を出されまして、その案に向かって審議委員の方々が相当数回にわたって検討されました。しかしながら、いろんな問題が検討するうちに出てまいりまして、残念ながらまとめることができませんでした。再編成の難しさというものを感じたところでございます。果たして、私も、どの規模が適当なのかということは、現在のところなかなか難しい問題でございますが、検討を重ねていくうちに、それも次第に見えてくるのではないかなと、そのように思っております。

また、法の改正もございますので、その辺も見きわめながら進めてまいりたいと思っております。できるだけ早い機会にこの部分は基本線を出しまして、皆さん方の御意見をちょうだいできればと、そのように思っております。

次に、4番目に、複式学級の解消についてどう思うかということでございますが、議員御指摘のとおり、本市には4校の複式学級がございます。さきのお言葉にもありましたけれども、担当の先生には大変御苦勞をおかけしているということでございます。

複式学級は確かに厳しい現実がございます。しかし、先ほどもおっしゃいましたように、複式ならではのよさもございます。既に御案内のように、複式学級というのは、直接指導と間接指導という、それを交互に授業の中で繰り返してまいる、そういうような授業のスタイルをとっております。したがって、とらえ方によっては、間接指導の部分は子どもたちが自分で課題を見

つけて自分で課題を発見する時間ということになります。そういうことからいきますと、今、私たちが求めている子どもたちの力といえますか、その力を発揮できる、その力を養う時間になるのではないかと思います。

複式学級が教育の原点であると言われるゆえんも、そこにあるのではないかなと、そんなふうにも思っております。子どもたちや先生方に大変こう御迷惑をおかけしているところでございますけれども、複式学級のデメリットに目を向けるのではなくて、複式学級のよさに目を向けてもらって、そのよさをいかして、どのようなやり方ができるのかと、工夫改善をしていただければという思いで、今現在の、現状ではそういうような形で、先生方をお願いをしているところでございます。

また、少人数の学級というのは、練り上げる力が大変弱いとも言われております。したがって、そこは、先ほど申し上げましたように、先生方の創意工夫で授業を組み立てていただき、また、学校全体を挙げての組織の力で子どもたちに対応してもらって、今後も続けていってもらわなければならないと思っておりますが、議員御指摘のように、複式学級の解消というのは、やはり、私たち急ぐべき課題であるということは認識しております。

最後に、情報提供の重要性についてということでございますが、今、なぜ学校再編成が必要なのかとか、あるいはまた再編成に向けて、今どこまで進んでいるのかといったことが、地域の皆様方にはまだまだ浸透していない現実があります。

そこで、再編成を進めていく上で、情報がひとり歩きしないようにするためにも、やっぱりその都度その都度提供していかなければならないと思っております。さきの答弁で申し上げましたように、市報を利用いたしまして、月1回の割合で連載みたいな形で出させていただくようにもしておりますし、今度、校区に回りますので、その校区あたりでいろんな提起をしてみたいと思っております。現在のところ、議員がおしゃいました冊子の件につきましては考えておりませんが、それにかわるようなパンフレット等をぜひ配らせていただきながら、私たちの思いも含めて、情報の提供をさせていただければと思います。

最後にお願いでございますが、いずれにいたしましても、この再編成の問題というのは、私たちだけでできるものではないと、そのように受けとめております。どうか皆様方の協力を得て初めて素晴らしいものとしてでき上がるのではないかと、そういう思いもしておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

議長（松本満良君） 淵上道昭議員。

淵上道昭君 ありがとうございます。

本当に大きな問題でございます。特に教育委員会といたしましても、これからいろんな御苦労があろうと思っておりますけれども、真剣に立ち向かっていただいて、そして私たちも、この統廃合問

題というのは十分やっぱり論議しながらいきたいなと思っております。

以上で終わります。

議長（松本満良君） 以上で渚上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時26分 散会

平成17年6月15日

平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成17年6月15日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後4時0分 散会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田  斉君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中  功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山  徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次	長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書	記（赤司和弘君）
書	記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市	長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収	入  役（徳富邦博君）	総務企画部長	（森  近君）
福祉環境部長	（吉海安丈君）	産業建設部長	（松田大作君）
総合医療センター事務部長	（葦浦博行君）	教 育  長	（宮本勝彬君）
総務企画部次長	（仁木徳子君）	福祉環境部次長	（中田和哉君）
産業建設部次長	（桑畑達美君）	水道局長	（山田敏博君）
教 育  次  長	（森田幸治君）	総務企画部総務課長	（田上和俊君）
総務企画部財政課長	（伊藤亮三君）		

---

議事日程 第3号

平成17年6月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 牧下恭之君
  - 1 環境問題について
  - 2 障害者給付金該当者への対応について
  - 3 少子社会対策について
  - 4 薬物乱用対策について
  - 5 アレルギー疾患対策について
  - 6 学校の安全対策について
- 2 西田弘志君
  - 1 自治会制度について
  - 2 ごみ問題について
  - 3 最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について
- 3 藤本寿子君
  - 1 児童虐待、女性へのDV防止について
    - æ, 児童虐待について
    - æ,, 女性へのDVの現状について
  - 2 水俣市のごみ処理について
    - æ, 分別ごみについて
    - æ,, ごみ減量について
  - 3 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について
  - 4 国立水俣病総合研究センター主催の「健康セミナー」での滝澤助役の発言について
- 4 吉田正和君
  - 1 産廃最終処分場問題について
  - 2 教育について
  - 3 議員定数削減について
  - 4 市長の資質について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

議長（松本満良君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

## 日程第1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含め、1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

牧下恭之君 おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問いたしますので、簡潔な前向きな答弁を期待して、早速質問に入ります。まず、環境問題について。

温暖化は予想を超えるスピードで進んでおり、近年世界では猛暑や洪水、干ばつなど、温暖化の影響とされる異常気象が頻発しております。

昨年の我が国は夏の平均気温の高さ、史上最多の台風上陸や集中豪雨等、まさに気候の変動を実感させられた1年でありました。

国立環境研究所などの予測では、このまま温暖化が進み、地球上の気温が上がっていくと、海面の上昇、気候の変化、洪水や砂漠化など、さまざまな問題が起きるとともに、マラリアなどの熱帯性伝染病の発生範囲の拡大、病害虫の大量発生による穀物生産の大幅な減少、それによって引き起こされる深刻な食糧難等、想像を絶する被害が予想されています。

また、太平洋の島々では、国土そのものが水没してしまうという危険さえ指摘されております。

このような地球温暖化防止のための「京都議定書」が2月16日に発効いたしました。地球環境保護への第一歩であり、温室効果ガス削減へ向け、世界的な規模で具体的な一歩を踏み出す意味は大きいと考えます。

我が国の温室効果ガスの削減義務は1990年比で6%、ところが2003年度の国内総排出量は1990年比で8%も増加しており、2008から2012年までに合わせて14%も削減しなければなりません。政府は、輸送の効率化や乗用車の燃費基準の強化など、運輸部門、風力や太陽光など新エネルギー部門などで対策を進めていますが、目標を達成するにはハードルが高くなってしまい、小泉首相の「目標達成は極めて困難」との発言もあり、厳しい状況下にあります。しかし、議長国として取りまとめた国際約束をどう実現するのか、日本の覚悟が試されようとしております。

国のレベルでは、日本に義務づけられた温室効果ガスの削減目標を達成するための具体策の一つとして、2005年度予算政府案に排出量取引制度が事業費として盛り込まれたほか、今後、環境

税の創設に関し、白熱の議論も予想されるところであり、また、地球温暖化対策推進大綱も議定書発効とともに、日本の目標達成計画として、見直し作業が進められており、各界各層の一層総力を挙げた取り組みが求められております。

三位一体改革など、地方分権が大きく進展する中、「環境モデル都市」水俣市として、地方の役割をしっかりと踏まえながら、同時に大局観に立って、人類益、地球益の視点から、この問題に対処していくことが必要であると考えます。

条約の採択から実に13年、京都議定書の発効はゴールではなく、地球温暖化対策のスタートであり、ぜひ今年を環境元年とするぐらいの思いを込め、実効ある計画づくりを進めていかなければならないと思います。

そこで、お尋ねいたします。

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策に対して、市はどのようにお考えでしょうか。また、これまで「環境モデル都市みなまた」を目指してのISO14001、学校版ISO等々の成果をお尋ねいたします。

次に、障害者給付金該当者への対応について。

昨年12月の特定障害者給付金支給法の成立を受け、本年5月から特別障害給付金が支給されることになり、101億円が計上されました。

この法律は、国民年金が任意加入だった時期に未加入のまま障害を負い、年金が支給されない人たちを救済するもので、対象は障害基礎年金を受給していない障害者のうち、国民年金が強制加入となる以前、障害を負ったときに、年金制度に加入していなかった元学生と専業主婦が対象で、支給額は、障害1級に相当する人は月5万円、同2級で4万円支給されます。高額所得者には、支給制限を設けています。

ただし、自己申告制で、社会保険庁が認定・支給の事務を行い、申請の受け付けが4月から市町村で始まりました。厚生労働省の推計では、全国で約2万4,000人いるとしています。

受給者は申請すれば、国民年金保険料が免除され、福祉的措置の給付金として年金保険料ではなく、税金で賄うことになります。

その費用は、年間約130億円とも言われております。法が成立した背景には、学生無年金障害者が全国9カ所の地域で一斉に起こした行政訴訟があり、東京と新潟地裁で昨年、救済を怠った国の責任を認める判決が続きました。学生無年金障害者訴訟全国連絡会議などは、法成立について、「障害基礎年金を受給できない人たちの深刻な生活状況を改善するものとして、法改正の第一歩を踏み出した点は評価する」という共同の声明を発表、同時に法の不十分な点を幾つか指摘しています。1つは、年金制度の不備を改正すべきだという判決の趣旨が生かされず、基本的性格が年金とは異なる特別給付金とされた点、これまで障害基礎年金を受給できずにきたことへの

補償もない。支給額が障害基礎年金（1級は月約8万3,000円、2級は約6万6,000円）に比べ低い点も問題視しています。こうした経過の中で成立した法律であり、少しでも実効性のあるものとして、対象者の把握、周知徹底の対策をお尋ねいたします。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。

女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成元年に急落して以降、年々低下の一途をたどり、昨年はずいぶん過去最低の1.29まで落ち込んでおります。少子化傾向に歯どめがかかっていないのが現実であります。

そこで、本市の出生率はどのように変化しているのかお尋ねします。

子どもは国の宝、社会の宝とはだれでも言うところではありますが、問題は、安心して生み育てられる社会になっていないことでもあります。理想の子ども数を持たないという理由の62.9%が子育てや、教育にお金がかかり過ぎるからという圧倒的な答えが返ってくるそうです。

子育て支援には、どうしても経済的支援が重要であることは論をまたないところであります。少子化に歯どめをかけるためには、子育て支援のための予算配分を今後も重点的に行わなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

昨年12月に公表された少子化社会対策基本法に基づく初めての「少子化社会白書」によると、日本の総人口は平成18年にピークを迎え、その後減少に転じる「人口減少社会」となると指摘しております。そして第2次ベビーブーム世代の女性が出産年齢期にある5年間で人口減少の流れを変えるチャンスとして、出産や子育て支援の施策を積極的に展開することが重要であるとしております。

また、昨年12月に政府が「新エンゼルプラン」にかわる新たなプランとして策定した「子ども子育て応援プラン」においては、若者の自立とたくましい子どもの育ち、仕事と家庭との両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、子育ての新たな支え合いと連体の4つの重要課題に沿って、2005年度から2009年度までの5年間に取り組むべき施策を掲げております。

我が公明党は、これまでも社会活力や社会保障制度を維持するためにも、少子化対策は重要な課題であると受けとめ、児童手当の対象年齢の引き上げなど、数多くの政策を提案し、実現してまいりました。しかしながら、少子化傾向が依然として続く中、より一層の政策の推進が必要であるとして、今年を「少子化対策元年」と位置づけ、党内に「少子社会総合対策本部」を設置し、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえつつ、3月に少子社会対策トータルプランの策定に向けた「基本的な考え方」と「少子社会対策」の中でも、特にニーズが高く、2006年度予算への反映を目指す「緊急提言」を発表しました。

少子化対策を進めるに当たっては、子育て中の親のさまざまな悩み等を解消し、安心して子ども

もを生み育てることができるよう、地域社会全体で支援するための体制の整備が重要であると考えております。

子育て支援の第1は、何といたっても出産費用の負担軽減、児童手当の支給、医療費の無料化などの経済的支援であり、第2が環境整備であります。女性の社会的活動が多様化している社会では、仕事をしながら子育てができる環境整備として、育児休業制度の実施や取得率アップのための対策、再就職支援、さらには保育所や保育サービスの徹底的な取り組みなど、まだまだ課題は多く残されていると思います。

そこで、さらなる少子化対策についての今後の取り組みについてお尋ねします。

次に、薬物乱用対策についてお尋ねいたします。

日本の薬物乱用問題は戦後に始まりました。敗戦の憂き目に遭った国民は、国の復興に不眠不休で頑張った歴史があります。その時期に「眠気覚まし」として、ヒロポン（覚せい剤）が市販され、流行を呼びました。これに便乗して国内各地に密造工場が誕生し、第1次覚せい剤乱用期を招く結果となりました。同時にこの問題は、殺人などの凶悪犯罪を増加させ、社会の秩序、国民生活を脅かすこととなり、そこで法律で規制し、全国の密造工場を壊滅することによって、覚せい剤乱用を撲滅させました。しかし、高度成長期に入って暴力団が薬物の不正売買に手を出し、第2次覚せい剤乱用期を招き、そして乱用が一向に終息しないまま、未成年者に薬物乱用が拡大し、今日の第3次覚せい剤乱用期を迎え、高水準で推移しているというのが現状であります。

薬物の不正売買の方法は多様化し、携帯電話やインターネットなどを通じて売買されており、イランや東南アジアの不法滞在者が薬物を売買しているが、その背後には暴力団の存在がありません。

一方、南米では麻薬マフィアが世界的ネットワークをもって国家に対抗し、米国でもマフィアが暗躍しております。ロシアではアフガニスタン撤退と同時に、麻薬に汚染された兵士が帰還し、国内に麻薬汚染が拡大しました。さらに、モスクワの巨大マフィアが麻薬取引を行い、アジアからヨーロッパへの密輸ルートの中継地にもなっています。米国ではクリントン大統領時代、南米コロンビアの麻薬マフィアから密輸されてくるコカインを撲滅するため、コロンビア、ボリビア、ペルーに軍を派遣して、不正密造を壊滅する麻薬戦争を行いました。現在も米国は同様の壊滅作戦を展開しているが、米国内に薬物乱用者がいる限り、作戦は終結できないのです。薬物乱用防止は、薬物乱用者を新たにつくらないことに尽きるからです。

最近では外国人密売組織を通じて、薬物が手軽に入手しやすくなり、中・高生の検挙数は急増し、小学生にまで薬物汚染の低年齢化が深刻さは増していると聞きますが、どのように把握されているかお尋ねいたします。

次に、地域で取り組むアレルギー疾患対策についてであります。

アレルギー疾患で苦しんでいる人がふえ、今後もふえ続けることが危惧されております。

アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎やぜんそく、食物アレルギー、花粉症などがあります。

特に本年は、報道によりますと、花粉の飛散量が例年に増して非常に多く、もしかすると花粉症を発症する人が多く出てくるのではないかとと言われておりました。20歳代前半では、約9割の人が既に発症しているか、予備軍と国立生育医療センター研究所の調査でされております。地域レベルにおきまして、患者さんにとって最も必要な情報の取得や気軽に相談、受診できる体制づくりが求められております。

アレルギー疾患の実態調査及びアトピー性皮膚炎対策についてをまとめた自治体も福岡市のようにございます。

慢性疾患でありますアレルギー疾患は、最新の治療ガイドラインに基づく、一人一人にあった治療で、日常生活に支障がないよう症状をコントロールすることが必要なのですが、実際には専門でない医師による治療が行われたり、それによって長く疾患で苦しんだり、または無責任なマスコミ情報に踊らされるなどして、アトピー商法にかかっているとされる患者さんも少なくないとのことです。

そこで、お尋ねします。

水俣市のアレルギー疾患に対する何らかの取り組みをされているのかお尋ねいたします。

また、食物アレルギーに対して、学校給食での対応はどうされているのかお尋ねいたします。

最後に、学校の安全対策についてお尋ねいたします。

普通、学校は襲われないもの、守らなければならないものといった社会の漠然とした意識がありました。この意識が犯罪抑止のベースでありました。その意識が崩壊し、抑止力に頼れない現実があります。文部科学省は、2001年12月に、安全教育参考資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」を作成、さらに2003年2月には、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を発行しました。これらをもとに、各学校では地域性を考慮して、個別に安全マニュアルをつくっております。

今年の2月、17歳の少年による大阪府寝屋川市立中央小学校の教職員殺傷事件がありました。この小学校にも独自のマニュアルがあり、昨年10月には警察の協力を得て、防犯訓練を行ったにもかかわらず、このような痛ましい事件が発生したことは、大きな衝撃でありました。

そこで、お尋ねいたします。

各学校で従来のマニュアルの点検、見直しを急ぎ、児童・生徒も加えた防犯訓練をぜひ実施するべきと思いますが、お尋ねいたします。

また、大切な子どもたちの生命を守る、子どもたちを犯罪から守るためにも「子ども安全プラン」を策定し、PTA、住民代表、警察を構成員とした学校安全管理委員会を設置できないかお

尋ねいたします。

昨年3月議会で提案しました、子どもたちが自分で自分を守るように、みずからが持っている力を引き出すことの大切さを教える、CAPプログラムの実施はできないかお尋ねいたします。

同じく、防犯意識の啓発、犯罪者への警告として、「パトロール中」のマグネット式ステッカーを提案しましたが、いつからできるのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境問題については私から、障害者給付金該当者への対応、少子化対策及び薬物乱用対策については福祉環境部長から、アレルギー疾患対策については福祉環境部長及び教育長から、学校の安全対策については教育長及び総務企画部長から、それぞれお答えさせていただきます。

まず、京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策に対して市はどのように考えるかについてお答えします。

本年2月に京都議定書が発効し、我が国は1990年を基準年として、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の5年間で6%削減する必要があります。

各国政府は、気候変動に関する国際連合枠組条件第4条及び同京都議定書第7条に基づき、温室効果ガスの排出量等の目録を作成し、条約事務局に提出することとされています。また、条約の国内措置を定めた地球温暖化対策の推進に関する法律第7条において、「政府は、毎年温室効果ガスの排出量を算定し、公表すること」とされています。これらの規定に基づき、平成15年度の温室効果ガス排出量を算定した結果が5月26日に公表されましたが、基準年の総排出量に比較して8%上回っており、あわせて14%削減する必要があることとなります。

我が国が目標を達成するには困難な状況下にあります。地球温暖化問題は経済社会活動、国民生活全般に深くかかわるもので、事業者、国、地方公共団体、そして国民一人一人が協力して取り組むことが重要です。

そこで国は、「チーム・マイナス6%」と題して、「冷房は28度に設定しよう」、「蛇口はこまめにしよう」、「エコ商品を選んで買おう」、「アイドリングをなくそう」、「過剰包装を断ろう」、「コンセントをこまめに抜こう」といった6つの具体的な行動を呼びかける地球温暖化防止の「国民運動」を推進・展開しております。

本市におきましては、地球温暖化対策の推進に向けた実行計画の策定を義務づけた「地球温暖化対策推進法」第21条の規定に基づき、みずからの環境負荷を減らし、地球環境の保全・再生等

に関する地方公共団体の役割を積極的に担っていくため、平成13年度から平成17年度の5年間を計画期間とし、平成17年度までにCO<sub>2</sub>排出量の5%削減を目標とした「水俣市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、さきに認証取得しているISO14001の環境マネジメントシステムにのっとり、LPガス、重油、灯油、公用車燃料の使用量削減等の実行計画を推進しております。

また、開会日の冒頭でも申し上げましたが、市として6月から9月までの期間を「サマー・エコスタイル」と称し、率先して省エネ執務環境に対応した能率的な服装の推進をいたしておりますが、地球温暖化防止のため、市内各事業所160カ所や市民に対しても取り組んでいただくよう、市報や文書で依頼をしたところでございます。

地球温暖化対策に対して市はどのように考えるかとの御質問でございますが、これまでも推進しているISO並びに地球温暖化対策推進実行計画の着実な推進による削減目標の実行と、市民に対しては水俣オリジナルの家庭版、学校版、保育園・幼稚園版、旅館・ホテル版といったISOのより一層の普及・啓発により、地球温暖化対策に貢献してまいりたいと考えています。

次に、「環境モデル都市みなまた」を目指してのISO14001、学校版ISO等々の成果についてお答えします。

議員も御承知のとおり、水俣市は水俣病の教訓を生かし、環境で苦しんだまちだからこそ環境に徹底的にこだわり、環境で立ち直っていこうということで、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行い、市民と協働で環境モデル都市づくりを推進してきました。その中で、平成11年にISO14001を認証取得し、その後、平成15年から市民監査による自己宣言方式へ移行し、今日に至っております。

その間、ISOの成果につきまして、市役所の内部的な成果は、1、庁舎管理費など、省エネ・省資源による経費の節減及び自己宣言方式による継続認証審査費用の削減、2、行政の合理化・行革の進展、3、環境に関する職員の意識改革と具体行動の進展等が挙げられます。

市民への影響・成果としましては、市役所が取得したことにより、市民の環境意識の向上と具体的な行動への波及をもたらし、家庭版、小・中学校の学校版、保育園・幼稚園版、旅館・ホテル版、畜産版といった水俣オリジナルのISO、エコショップの認定等への広がりを見せてきたことなどが挙げられます。

また、ISOや22種のごみの分別収集、エコタウンの承認など、さまざまな環境モデル都市づくりを推進してきたことにより、対外的には地域イメージが向上し、高い評価を受け、本年3月には環境首都コンテスト全国ネットワーク主催によるコンテストで、水俣市は第2位を大きく引き離して、全国総合1位となりました。

来年度は、日本初の「環境首都」の称号を目指して、さらに努力してまいります。

環境首都の称号を得ることが、これまで取り組んできた環境モデル都市づくりの評価をより高

め、国内外からの視察者がふえるなど、水俣市が目指す「環境と経済、そして健康で安心安全な暮らしがバランスよく調和して、持続的に発展していくまち」に近づいてまいるものと確信いたしております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 地球温暖化の影響は、北極の氷が溶けて海水面が上昇するという話が多いのですが、温暖化の最大の問題は、我々が生きていく上で、一日も欠かすことのできない食料の生産現場、すなわち農業に決定的な悪影響を及ぼすことでもあります。温暖化は農業の生命線である気温と降水量を変えてしまうからです。例えば、平均気温が一度上がると、農産物の栽培適地は標高を100メートル上げるか、100キロ北上させなければなりません。こうした植生の変動は、既に各地で起こっており、農業の現場では温暖化は現実の問題として深刻に受けとめられております。温暖化は、世界の食料輸入国である日本の安全保障にかかわる大きな問題です。

政府は地球温暖化対策に取り組むために、地方公共団体を中心に、意識啓発や知識の向上、効果的な対策についての情報提供を行う体制を整備するために、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域協議会の設立を各地で進めておりますが、水俣市において、地球温暖化対策推進協議会の設立ができないかお尋ねをいたします。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 牧下議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策地域協議会の設立をしないかということでございます。現在、地域協議会の設立状況につきましては、平成15年10月現在、全国の29の都道府県で64の協議会が設立しており、熊本県においては熊本市の「環境パートナーシップくまもと市民会議」と本渡市の「美しい天草づくりネットワーク推進協議会」の2つとなっておるそうでございます。

水俣市におきましては、既に設置・活動している「ごみ減量女性連絡会議や」や「ISO市民監査委員会」等の組織や、水俣オリジナルの、先ほど申し上げましたけれども、学校版、保育園・幼稚園版、旅館・ホテル版ISO、エコショップ等が、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し、必要な措置について協議し、具体的な対策を現在実践し、地球温暖化防止に貢献しておりますので、今のところ、本地域協議会を設置する必要はないものというふうに考えております。

なお、地球温暖化対策推進法第23条の規定によりまして、地域住民への地球温暖化防止対策の普及、啓発、推進のため、都道府県ごとに「地球温暖化防止活動推進員」を設けることとされており、平成11年度から熊本県の推進員として、水俣市にも市民の1名の方が現在委嘱をされているというふうな現状であります。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 国においては地球温暖化を強化するために、一定規模以上の企業などに温室効果ガスの年間排出量の算定、報告を義務づけ、国がデータを公表する「改正地球温暖化対策推進法」が10日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。来年4月1日より施行されますが、情報の開示によって、国民の目を意識させ、企業の自主的な対策を促すのがねらいだそうです。

水俣市では早くから家庭版ISOに取り組みされており、他市からの視察等も数多くあったと思いますが、温暖化の現状を考えると、私たちの生活の上で、節電や物を大切に、再利用する心がけなど、資源やエネルギーのむだ遣いをなくしていくことが最も重要になってくると思います。小さな努力から地球を守る第一歩が始まることを、市民挙げての取り組みが必要だと思います。我が国の温室効果ガス削減義務は14%ですが、家庭部門では19%削減と言われております。現在の家庭版ISOを目標を定めて、再度、取り組むべきと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

また、地球温暖化対策地域協議会は地方公共団体、都道府県センター、事業者、住民等が連携して対策を協議し、協力して地球温暖化対策に取り組む組織です。各地域の実情に応じた効果的な取り組みや参加メンバーの役割等について協議し、地域密着型の対策を講じることにより、日常生活における温室効果ガスの削減を図ることを目的としていますので、「環境モデル都市みなまた」には大変必要な協議会と思いますが、再度、お尋ねをいたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 牧下恭之議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、もう一度、再度意見をということと、その中で家庭版ISO等の話も出ました。現在、水俣の方での家庭版ISOというのは、きちっと機能しているというふうな意味ではちょっと言いがたい状態であるという現状でございます。ただ、これは環境にいいことをする家庭には市長が水俣市独自の認証を与えるというもので、これをもう一度見直し、改良していかなければいけないという段階に来ているんじゃないかというふうに思っておりまして、ひいてはこれが地球温暖化防止にも貢献するというので、今、議員がおっしゃいました名前の「地球温暖化対策地域協議会」という名前にはならないかもしれませんが、こういういるんなところとの連携等を模索しながら、そういった組織に近いものというものを連携、またつくることも今後は必要ではないかというふうに感じるところもございます。

水俣市は総合計画の中で、エコポリス構想というのもつくりましたのも、先進技術等を持ち寄りまして、現在やっている地球温暖化の防止・抑制にもつながらないかということも考えておりますので、また総体的に、また周りを、推移を見守りながら、また検討をしまいたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、障害者給付金該当者への対応について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、特別障害給付金該当者への対応についての御質問にお答えいたします。

特別障害給付金制度は、議員がおっしゃるとおり、国民年金の任意加入の時期に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、福祉的な観点から給付金を支給する制度です。対象者は平成3年3月31日以前の学生、または昭和61年3月31日以前の、厚生年金等に加入していた人の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1級、または2級に該当する方々です。

1級で月額5万円、2級で月額4万円が支給されます。

御質問の本市の対応状況といたしましては、特別障害給付金制度と請求の受付等につきまして、平成17年3月15日号の広報「みなまた」で周知を図るとともに、市役所の関係窓口にパンフレットを備えるなどして対応しているところでございます。

また、社会保険庁におきましても、インターネット上のホームページを初め、新聞、雑誌を通して、広報活動に努めております。

市といたしましては、今後も引き続き広報「みなまた」等により制度の周知に努めるとともに、視覚障害者の方には点字等による周知も努めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 朝日新聞の5月20日付に記事が載ってましたが、特別障害給付金を支給する制度が4月より始まったが、請求件数が伸び悩んでいる。対象となる元学生と専業主婦は推計で約2万4,000人いるが、4月28日時点で4,498人しか届け出をしていない。請求がおくれた分は給付金を受け取れなくなる。社会保険庁は本人が対象者と自覚していないケースが多いなどとして、早い請求手続を呼びかけているとありました。

水俣市において請求手続漏れがないように強く要望して終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、少子社会対策について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、少子社会対策についての御質問にお答えいたします。

まず、本市の出生率はどのように変化しているかについてお答えをいたします。

先日、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当する合計特殊出生率は、全国では昨年1.29の過去最低であったと発表がございました。水俣保健所からの資料で、本市の合計特殊出

生率を昭和58年から5年平均の推移で見ますと、昭和58年から昭和62年は1.92、昭和63年から平成4年は1.81、平成5年から平成9年は1.77、平成10年から平成14年は1.68と、本市におきましても年々出生率の低下が見られています。

国・県の合計特殊出生率は、平成14年において、それぞれ国が1.32、県が1.50となっておりますので、本市の数値自体は国・県に比べて高い状況です。

また、本市の出生数について、過去5年間の推移を見ますと、平成12年は251人、平成13年は257人と少し増加しましたが、翌平成10年は245人、平成15年は227人、平成16年は199人と年々減少しております。

合計特殊出生率と同様に、出生数自体も減少傾向にあります。平成15年からは特に減少が著しく、昨年は200人を切り、今後も少子化は進むものと思われまます。

次に、子育て支援に経済的支援が重要、予算配分も重点的に行わなければならないと考えるがとの御質問にお答えします。

本市におきましては、議員が御指摘のとおり、少子社会対策において、子育て支援のための経済的支援は重要だと考えております。

現在、本市でさまざまな経済的支援を行っており、まず、保育所の保育料においては、国の基準額よりも個人負担額を約3分の2としており、幼稚園におきましても幼稚園就園奨励費補助金を支給しており、費用負担の軽減を図っております。

それに、水俣市国民健康保険に加入されている方を対象にした「出産育児一時金受領委任払制度」を設け、出産に伴う費用の負担の軽減を図っているところであります。

また、乳幼児医療費の小学校就学前までの無料化も行っており、昨年4月からは児童手当が小学校第3学年終了までとなり、支給対象者が拡大されたところであります。

そのほか、経済的支援以外には、安心して子育てできる環境を整えるため、共働き世帯等の小学校低学年の児童を対象とした学童クラブへの助成を行っております。

また、市内の保育所におきましても、待機者はゼロで保育所への入所は可能な状況であります。

さらに、保育につきまして、延長保育や一時保育、休日保育を行っており、保育ニーズに対応しているところでもあります。

市内幼稚園におきましても、通園日や土曜日、夏休みなどの長期休業日には「預かり保育」を実施しており、満3歳未満児の受け入れも行っております。

また、ことし3月をもって閉園しましたさわやか保育園を活用して、4月から子育て支援の拠点施設として「こどもセンター」を設立し、育児相談や育児講座、つどいの広場事業、地域療育事業などに取り組んでいるところであります。

さらに、新生児訪問や両親学級・母親学級、離乳食教室などを実施し、子育て不安の解消や仲

間づくり等を行っているところであります。

以上のように、本市におきましては、子育て支援のための経済的支援や育児支援を行ってきているところであります。

今後におきましては、市民の皆様の声を十分お聞きしながら、また他市町村を参考にしながら、少子化に歯どめがかかるように、子育てしやすい、産みやすい環境にしていきたいと考えており、本市の厳しい財政状況でもありますが、経済的支援の維持に努めていながら、本年3月に策定いたしました「水俣市次世代育成支援行動計画」に基づき、重点的に実施してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策についての今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、これまでの経済的支援は維持しながら、水俣市次世代育成支援行動計画に基づき事業を実施してまいりたいと考えておりますが、まずはこどもセンターを子育て支援の拠点として、機能の充実を図っていくことが重要であると考えております。

また、仕事と育児の両立が図られるように、育児休業制度の実施や取得率アップのため、各企業等への理解促進に努めてまいります。

さらに保育サービスなど、子育て支援に関して、市のホームページ等を活用して、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

これまで取り組んでおります子育て支援につきましても、保育ニーズ等を的確にとらえ、さらなる充実を図ってまいります。

先ほど申し上げましたように、本市の出生率は低下傾向にあります。現在の出生率を維持できるように、保健・医療・福祉の各分野を初め、雇用の拡大、教育環境の充実など、さまざまな施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 淡路島の西海岸にある兵庫県五色町というところがありますが、人口は約1万1,000人、農漁業中心のまちです。かつては若者が流出する過疎のまちでしたが、子育て、介護など、健康と福祉のまちづくり、雇用促進、住宅供給などを粘り強く推進してきた相乗効果によって、1990年に1.72だった合計特殊出生率は、2000年に1.82に上昇しました。全国的な出生率急低下の中であって、出生率が上がるまちとして注目を浴びているところであります。

親子体験講座など、多彩なメニューと、子どもの居場所も充実しており、子育て支援策をベースに、定住化を図るための企業誘致などによる雇用創出、住宅供給に力を注いできたのも大きな特徴であります。

また、女性が子育てをしながら働ける場の創出に力を注いできた結果、夫は近接の工場で働き、妻は子どもを保育園に預けてパートで働くことができるようになったそうであります。

また、誘致企業の要望を受けて、まちは1990年から良質な住宅の供給に着手しておりまして、これまでに県営住宅105戸、町営住宅393戸、宅地分譲750戸を建設しております。子育て世代が町外、県外から転入してきており、若返りにより出生率が増加したとのことであります。

国においては、出産育児一時金の増額、出産の保険適用、児童手当の小学3年生から6年生までと支援策が改善されてくると思います。

水俣市においても乳児医療費を就学前まで取り組んでおり、他市に抜きん出ております。企業誘致においても江口市長のトップセールスにおいて目に見える形になってきました。しかし、これからもさらに頑張ってください、雇用拡大のために頑張ってもらいたいと思います。

さて、水俣市において充実させなければいけないものは市営住宅と子どもの居場所の充実と、子育て支援センターと思いますが、お尋ねをいたします。

また、次世代育成支援に関する行動計画を実行力あるものにすることが大事だと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部長（松田大作君） 牧下議員の再質問にお答えします。

少子社会対策として、水俣に足りないものは市営住宅との質問にお答えします。

市営住宅の整備状況につきましては、世帯数当たりの市営住宅の割合が県下各地の中で、ほぼ中程度となっている状況で、市の財政状況から見ても、平均以上に整備がされてきている状況であります。これまで管理上の特定目的住宅として高齢者や障害者に対する入居枠の配慮は行ってまいりましたが、少子化対策としては、制度上難しい状況にあります。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 子どもの居場所の充実と子育て支援センターのお尋ねについてお答えいたします。

子どもの居場所づくりや子育て支援センターについてでございますけども、こどもセンターにおいて、子育てニーズに答えていくため、乳幼児から小学生を対象として、さまざまな取り組みを始めているところでございますし、今後は市民の皆様の要望等をお聞きしながら、子どもの居場所や子育て支援センターの拡充を考えてまいりたいと思います。

それから、次世代育成支援に関する行動計画を実効力あるものにすることが大事であるとの御質問にお答えしますけども、次世代育成支援に関する市町村行動計画は、次世代育成支援対策推進法により、全市町村で本年4月からの施行を前に、策定が義務づけられ、本市におきましても策定いたしましたところでございます。

この行動計画は、「誰もが安心して、生み育てられるまち みなまた」を基本理念に、主要な施策であります保育サービスなどの特定14の事業を中心に実効あるものとするために、市役所内

の関係各課と連携をし、また各医療機関、保健・福祉・教育の関係機関とも連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 地域が子育てを優先する社会を実現するにはチャイルドファースト子ども優先社会のように、子どもが育っていくことを最優先に考える地域社会をつくるという視点が大事だと思います。産みたい、子どもを持ちたいにもかかわらず、持てない人がいるとしたら、その要因をなくしていくことが政治の役割であると思いますので、出生率の向上、少子社会対策にこれからもさらに頑張ってもらいたいことを強く要望して終わります。

議長（松本満良君） 次に、薬物乱用対策について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、薬物乱用対策についての御質問にお答えします。

まず、薬物汚染の低年齢化は深刻を増しているが、把握しているかとの御質問にお答えします。

覚せい剤等の薬物乱用についての全国的な状況は、第3次覚せい剤乱用期と言われるまで汚染が深刻化しており、取り分け青少年層への浸透が見られ、大変懸念されるところであります。

熊本県における平成16年中の薬物乱用に係る犯罪の状況ですが、覚せい剤事犯の検挙者数165人のうち、少年は7人で、平成13年をピークに減少をしてきています。シンナー等の乱用による検挙者数は148人のうち、少年は106人と、平成13年以降は横ばいの状況ではありますが、いまだ憂慮すべき事態にあります。大麻事犯による検挙者数48人のうち、少年は6人でありますが、成人による事犯を含めた大麻の押収量、検挙者数は近年ともに大きく増加しております。

また、ことし3月には県内の中学生が新型の錠剤型合成麻薬MDMAと言いますが、これの使用で逮捕されるなど、若者への薬物乱用の広がりが懸念されているところでございます。

本市における薬物乱用に関する少年の検挙者数につきましては、極めて少ない状況であり、シンナー等の乱用による少年の検挙者数が平成14年2人、平成15年はゼロ、平成16年1人——ただし、この1人は、住所がほかの市町村の少年でございました——となっております。

このように、全国的に深刻な薬物乱用の状況にかんがみ、特にあすの日本を担う青少年たちが、これ以上薬物にむしばまれることのないように、県を中心として、各種薬物乱用対策事業が強力に推進されております。

これまでも、小・中、高校生を対象にした薬物乱用防止教室、街頭活動、地区別モデル事業などが展開され、広範な社会的キャンペーンが繰り広げられているところでもあります。

本市としましても、少年の検挙者数は、今のところ少ないものの、全国的な低年齢化の影響に注視し、県からの情報収集を絶やさず、教育委員会や水俣警察署とも密接な連携・協力をしなが

ら、今後の青少年の薬物乱用を未然に防ぐよう努力したいと考えております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 薬物乱用防止対策で最も大切なことは、薬物を乱用していない人々に、薬物防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用に決して手を染めないように、「だめ、絶対」を徹底することです。

そして、できるだけ低学年から啓発することが大切であると言われております。

麻薬、覚せい剤乱用防止センターでは、小学校五、六年生から中学生を対象に薬物乱用防止キャラバンカーの巡回キャンペーンを精力的に実施しています。キャラバンカーは特殊な大型バスで、車内にあるパソコンで児童・生徒がパソコンゲームを楽しみながら、薬物乱用防止の正しい知識を習得することができるようにセットされています。巡回キャンペーンに参加した小・中学生からは、多くの感想が寄せられています。キャラバンカーに乗ったり、ビデオを見たりして、薬物は人間に害をもたらすととても怖いものだということがわかった。キャラバンカーが学校に来て、薬物の恐ろしさを教えてもらった。家族にもこのことを教えてあげたい。また、担当教室からもキャラバンカーによる薬物乱用防止教室は、子どもたちがパソコンゲームやインターネットを活用して、生き生きと学習することで、知識を身につけることができた。こうした活動を今後も促進してほしいとの激励の手紙も届いているそうです。

このように地域が一体となって、青少年を薬物乱用から守る活動こそが、薬物乱用に歯どめをかける最大の防止策になると思います。

昨年3月議会で薬物防止キャラバンカーでの啓発活動推進を提案しましたが、それについてお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 牧下議員の第2の質問でございますが、薬物キャラバンカーの活用についてどうかというような御質問でございます。

議員御指摘のとおり、薬物乱用の害をもたらす犯罪でありますとか、あるいは身体をむしばむといったような、そういった厳しい状況にあるということは、私たちが厳しく受けとめさせていただいているところでございます。今、さきの答弁でもございましたように、子どもたちの間にも薬物乱用の害が忍び寄ってきているというのを、恐怖感すら覚えているところでございます。したがって、学校におきましては、今、学校薬剤師を学校に招きまして、学校薬剤師の指導のもとに、いろいろそういった指導をしていただいております。

また、養護教諭あたりが特設の時間を設定いたしまして、その防止の授業に努めているところでございます。しかしながら、今指導が十分行き渡っている、啓発が十分進んでいるというような状況ではないようでございます。したがって、議員御質問がございました薬物防止キャラ

バンカーでの啓発活動についてでございますが、ぜひ、今後とも計画的にやっていかなければならないと、そのように思っております。

ただ、16年度で4校が実施をさせていただきました。今年度はまた4校、その実施計画を予定しているところでございます。

ただ、正直申し上げまして、教育課程の編成上もございまして、各学校ではその日程等の都合上で苦慮しているというような言葉も聞いておりますが、今、議員の方からお話ございましたように、子どもたちを薬物乱用から守る活動こそが、薬物乱用の歯どめをかける最大の防止策というような、議員の今お言葉がございました。その言葉をしっかり受けとめさせていただきながら、この薬物キャラバンカーの活用等も含めまして、さらにこの学習、あるいは啓発活動に徹底を図っていきたいと思います。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 事件が起きてしまう前に対策を講じて、はじめて防止の意味があると考えます。あってはならないことが、今後出てくるものと考えて、薬物乱用がはびこりにくい水俣社会の風潮を築いていくことが重要であると思います。そのために、水俣市でも何らかの具体的な策をまずは一つ実施してもらいたい。そういう意味で、薬物防止キャラバンカーでの啓発活動の推進について、さらに取り組んでいただきたいことを重ねて強く要望して終わります。

議長（松本満良君） 次に、アレルギー疾患対策について、答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、アレルギー疾患対策についてお答えします。

まず、本市のアレルギー疾患に対する取り組みについてお答えします。

気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症などのアレルギー性疾患を有する患者は、近年増加しており、国民のおよそ30%に上ると言われています。

アレルギー疾患は素因、遺伝的な体質のほかに、ほこり、ダニ、ペット、紙類や花粉、卵などのアレルゲン——抗原物質と言うそうすけども、大気汚染、ストレス等、さまざまな環境因子が絡み合って発症しており、近年の増加の原因もこれらのさまざまな要因が関係していると考えられています。

その原因や発症は一人一人異なり、確かな原因やアレルゲンが特定できない場合も多く、治療法も対症療法がほとんどで、根治療法が確立されていない状況です。さらに民間療法も含め、膨大な情報が反乱しており、正しい情報の取捨選択が非常に困難な状況にあります。

そこで、国はアレルギー対策を重要な問題としてとらえて、病気の原因及び病態の解明、治療法の研究を推進するため、アレルギー疾患についての研究事業を行い、正しい情報を整理し普及

することを目的として、相談員養成研修会の実施、診療ガイドラインの作成、広報活動を行っております。

また、県では、健康相談やパンフレットの配布による広報を行っております。

本市の取り組みとしましては、子どものアレルギー疾患については、乳幼児検診や家庭訪問、一般の健康相談等を通して、個別に相談を受けており、必要な方には医療機関への受診を勧めております。また、成人の方についても、一般の健康相談で対応しておりますが、これまで相談等はあってはおりません。これからも一般健康相談を窓口にして、随時、保健所や県にも相談し、今後はアレルギー科を有する市内医療機関等とも密接な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 食物アレルギーに対しての学校給食での対応についてお答えします。

学校給食センターでは、年度初めに各学校へ保護者からのアレルギー対応食の希望調査を依頼し、その希望を把握して対応する体制をとっております。

具体的には、担任の先生、保護者、児童・生徒との面接を実施し、情報を把握した上で、その要望に沿って、学校給食センターで実施可能な対応食を提供しています。

対応食の内容としては、例えば卵アレルギーの場合は、オムレツをハンバーグに変更する等、全く別の食品を使った代替食を用意しています。また、食材にアレルギーの原因食品がある場合は、その食品を除去して個別に調理しています。

除去する場合は、他のたんぱく質を含む食品を多目に使用して、栄養素が不足しないように配慮しています。

さらに設備面においては、調理を別に行うためにアレルギー専用こんろを増設しています。また、でき上がったアレルギー対応食を対象者に確実に配食できるように、個別に密封容器を備える等して、より細やかな対応ができるように努力をしているところです。

アレルギー対応食を提供している児童・生徒は、平成17年6月現在では10名です。昨年度は6名に対応していましたので、年々増加傾向にあります。食物アレルギーのある児童生徒にとって、アレルギー対応食は安心して学校給食を食べることができ、成長期に必要な栄養素を不足することがないよう、別の食品から接種することができるという意味合いでも大切であると考えております。

今後も学校給食センターの重要な課題の一つとしてとらえ、学校、家庭との連携をさらに深め、食物アレルギーへの対応に取り組んでいきたいと思っております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 先ほどの福岡市で行ったアンケートによりますと、実際に専門医が診断にかかわった実態調査をもとに、市民が抱えている不安を分析した形で、6人に1人はアレルギーに関して困った問題を抱えている。市民がかかりつけの医師と専門医療機関相互のシステムとしての連携は必ずしも十分ではなく、医療機関情報も不十分である。そのために患者側はさまざまな医療機関を転々としたりすることになっているということでございます。

このような理由から、地域の基幹である総合医療センターに専門医がいるアレルギー科を設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

学校は、保健所や保健センターでは手の届かないすべての子どもを把握しています。予防、啓発のためにも、またアレルギー疾患を持つ子どもたちに対する差別をなくすためにも、総合学習や保健科目を通じて、理解を深めさせるべきです。またPTA主催の専門医による講演会などへの講師の派遣などで、地域の基幹病院、総合医療センターなどと連携をするべきだと思います。

そしてまた、学校内での農薬散布や使用する教科書、学用品などが原因で、シックスクール症候群が疑われる生徒やその家族から訴えがあった場合に、素早く対応できるように、校医の先生や校長先生、教諭などを対象にした研修を行うことが大切だと考えます。

またアレルギー疾患については、別の観点からの課題もあります。地域が一体となって取り組むための行政が進める話し合いの場の必要性です。専門医療機関やお医者さん、地域の医師会、学校、市民の代表、行政の代表などで構成し、横のつながりの強化をする必要があります。アレルギー疾患のある人は、その症状から大きなマイナス面を持たれていますが、周囲からはそのマイナス面についての認識が意外と薄いのではないかと思います。

以上のことを含めて、地域でのアレルギー疾患についての知識の普及、啓発を図れるようお願いしたいと考えますが、お尋ねいたします。

議長（松本満良君） 葦浦総合医療センター事務部長。

総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 医療センターにアレルギー科の設置が必要ではないかという御質問だと思いますけども、現在、医療センターにおきましては、アレルギー疾患に対しては内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科と、それぞれ症状にあわせて診療を行っているという状況でございます。特に小児科におきましては、ぜんそくアレルギーに対して、水曜日の午後、特別に診療を実施するというように、積極的に対応しているという状況でございます。

現状におきましても、アレルギー科を設置した場合と同様の遜色のない診療を行っておりますので、現在のところはアレルギー科を設置するというようなことは考えておりません。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2番目の質問の中で、地域でのアレルギー疾患についての知識の普及、啓発を図ってもらいたいかどうかということでございますけども、アレルギー疾患につき

ましては、高血圧や糖尿病といった生活習慣病等に比べて、一般には知られていない状況にあるかと思えますし、一方で膨大な情報が反乱して、住民を混乱させているような状況もあるようでございますので、地域での正しい知識の普及、啓発は必要なことであると考えております。病気の原因や治療法など、これからの研究をまたなければわからない点も多くあると思えますけども、本市といたしましては、今後、厚生労働省作成の診療ガイドラインや一般向けパンフレット等に沿って、また市内の専門の医師の指導等も仰ぎながら、広報などで正しい知識の普及、啓発を図ることを検討してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 牧下恭之議員。

牧下恭之君 アレルギー対策は深刻な問題であります。これから悩める人たちのために、さらに真剣に取り組んでいただきますよう要望して終わります。

議長（松本満良君） 次に、学校の安全対策について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 従来のマニュアルの点検・見直しを急ぎ、児童・生徒も加えた防犯訓練をぜひ実施すべきだと思うが、どう考えるかとお尋ねにお答えいたします。

最近の子どもをめぐる事件は多様化しており、残念ながら子どもが犠牲となるような犯罪も増加傾向にあります。かつて学校は聖域であり、学校の中に不審な人物が侵入するような事態は想定できませんでした。

しかし、ここ数年、学校侵入事件や登下校中の児童・生徒を狙った凶悪な事件が多発しており、学校の安全確保が重要な教育課題になっているという現状にあります。

幸いなことに、水俣市においては、これまで不審者による学校侵入事件等による被害の発生はありませんが、登下校中の児童・生徒に対する不審な人物の接近等は、この1年間でも数件発生しています。もちろん具体的な被害がなかったと安心して油断はできません。日ごろから非常事態に備えた体制を築いておくことが大切です。

水俣市内の各学校においては、4年前に発生した大阪池田小学校の児童殺傷事件以来、防犯マニュアルが大きくつくり変えられました。その後も全国各地で児童・生徒が被害者になる学校事件や登下校中の犯罪等が発生するたびに、その事案に学びながら修正が加えられ、現在に至っています。

各学校での防犯マニュアルは、継続的に見直しが進められているものと認識しているところで

す。また、防犯訓練についても、かつては火災や地震、風水害のような自然災害等を想定した避難訓練が主流でしたが、2年前から市内各学校で犯罪を想定した避難訓練が児童・生徒の参加もと

に実施され始めました。

この2年間で市内のすべての学校で警察の御指導のもとに、不審者侵入を想定した防犯訓練や下校中の不審者による連れ去り事案を想定した避難訓練等が実施されています。

しかし、児童・生徒の生命を守る手だてにこれで十分ということはありません。常に危機意識を強く持ち、学校だけでなく、警察や行政機関、子どもたちを取り巻く地域社会等と一体となって子どもの安全を守る努力を続けていきたいと考えているところです。

「子ども安全プラン」を策定し、PTA、住民代表、警察を構成員とした学校安全管理委員会を設置できないかというお尋ねにお答えします。

現在、市内すべての小・中学校では、児童・生徒の安全確保に関する組織として、「生徒指導委員会」を設けてあります。この委員会は、いじめ、不登校や非行等、生徒指導上のさまざまな課題に対応するばかりでなく、子どもたちの生命や身体の安全確保に関する具体的な対応策を検討していくための組織です。

これまでのところ、各学校から安全管理に関する新たな組織を設ける必要性を訴える声は出ておりません。当面は現在の体制で維持できる状況にあるのではないかと考えています。

しかし、議員御指摘の「学校安全管理委員会」の設置は、学校だけで子どもの安全を守るという考え方から、地域、保護者、関係機関等の連携による地域ぐるみの犯罪防止のネットワークへという考え方に立つ試みであり、大いに効果が期待できるものであらうと思われま

す。また、御指摘の「子ども安全プラン」が具体的にどのような内容をイメージしているのかも十分に検討できておりませんので、直ちに策定するということはできませんが、子どもの安全確保のために、皆様方からの知恵を集め、学校、保護者、地域住民が一体となって犯罪から子どもを守るプランをつくっていくことには、大きな意義があるものと考えております。

今後、県内外の先進事例等を研究しながら、子どもたちを守る施策について検討を重ねていきたいと考えているところです。

次に、CAPプログラムの実施ができないかというお尋ねにお答えします。

議員御指摘のCAPプログラムは、1978年にアメリカで始まった子どもへの暴力防止・人権教育プログラムで、日本では、CAPセンタージャパンがNPOとして活動しているということを伺っています。

CAPプログラムには、就学前・小学生・中学生を対象としたものがあり、それぞれに2時間程度のワークショップを実施するという事です。実施するには学級単位で1時間程度のワークショップと30分程度のトークタイムで構成されており、主に、子どもたちが犯罪被害者になる場面を想定した対応について訓練していく内容になっているということです。

議員御指摘のとおり、CAPプログラムは、新たな児童・生徒の自己防衛学習として意義ある

ものと考えますが、現在、児童・生徒の自己防衛に関する実習や訓練は、この2年間で市内すべての小・中学校で実施されており、その内容も警察や専門家を招いての避難訓練や避難実習、講話などであり、当面必要な事項について、ある程度の効果的な防犯訓練ができていないかと考えています。

とはいえ、今後CAPプログラムの内容等については、教育委員会としてもできる限り情報を集めて研究をしながら、学校の教育課程の中で実施できる状況を探り、子どもたちが犯罪の犠牲になることがないような安全の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 残り時間がわずかとなりましたので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 最後に、「パトロール中」と表示したマグネット式ステッカーの製作についてお答えします。

平成16年3月議会において議員より御指摘をいただきましたので、市販のマグネットシートを購入し試してみましたが、常に車体に張りつけておくには、材質、管理等問題があるように思いましたので、市長の発案により防犯意識の啓発や警戒対策のため、5月15日号の広報「みなまた」に掲載しましたとおり、公用車の1台をパトカーと同じ配色を施し、青色回転灯の整備も行い、市内を走るときに防犯の点検、監視を行うようにしたところです。

なお、議員御提案のステッカーについては、水俣警察署、その他各団体が構成される水俣地域防犯協会等と協議し、よりよいものを検討してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 残り時間2分程度ですので、簡潔に。

牧下恭之議員。

牧下恭之君 P T A、住民代表に警察も加わり、子どもの安全を守るために真剣に知恵を出し合い、安全対策を発信し続ける学校安全管理委員会の早期設置とCAPプログラムの早期実現を強く要望して終わります。

議長（松本満良君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前10時53分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

西田弘志君 おはようございます。

朝日会の西田でございます。

きのうから産廃問題いっぱい出ております。今回の議会でも産廃問題取り上げる議員の方が多いですが、私も4回目、産廃問題取り上げることになりましたが、産廃問題が水俣市民に忘れられることのないように、その都度取り上げていきたいというふうに思っております。

先日、日本の自殺者が7年連続で3万人を超えたと新聞報道がありました。自殺未遂、そういうのは10倍から20倍あるというふうにも聞いております。大変な時代に入ったなというふうな気がしております。病気を苦にだったり、40代、50代ではリストラに遭って経済的なものからという原因があるというふうにも聞いております。これからのこの不透明な時代、経済の活性化、時代にあったまちづくり、大変だなというふうに思いますし、まちを経営する手腕が試される時だというふうにも思います。

今回出ました第4次水俣市総合計画も、次の世代にどんな水俣を残せるか、残してやれるか、そういう非常に大事なものだというふうに思っております。この総合計画が実りのあるものになって、育てていていただきたいというふうにも願っております。

昔は都会で働く若者が地方にお金を送った時代がありました。今は逆に地方から東京圏に年間5兆円くらい送られているそうです。

田舎のお金がどんどん都会に吸い上げられている。水俣も同じだというふうに思います。

一方、高齢者の預貯金は全国平均で1,800万円くらいある、そういう報道もありました。今からは水俣にお金をどうやって使ってもらうか、水俣に1人でも多くの人に住んでもらう、そういう考えを、努力しなければいけないというふうに思います。

水俣は土地が狭い、よく言われます。でも水俣はこの中心部、非常にいっぱい集まっております。病院、市役所、警察、銀行、大型ショッピングセンター、体育館、考えると、大変便利なまちだというふうに思います。こういうところもぜひアピールしていくことも必要ですし、今からは高齢化がどんどん進むわけでございます。高齢者に暮らしやすいまち、高齢者に喜ばれるまちづくり、商品づくり、商店街づくり、そういうのも必要だというふうに思います。

議会でも水俣の活性化、住みやすいまちをつくるような議論、そういう議論が活発にできればなというふうに思っております。私も好きこのんで産廃ばかりやっておるわけでもありません。

今回、少しでも住みやすい地域の活性化になるような議論、自治会問題、防犯問題、ごみ問題、そういうものを取り上げていきたいと思っております。執行部の皆さんの前向きな、建設的な御意見を、御答弁をいただければというふうに思っております。

順次、質問の方をさせていただきます。

1、自治会制度について。

A、18年4月1日から自治会制度が本格的に始まります。現在の区長、行政協力員制度から自治会制度へ移行したときのメリットは何か。

現在の進捗状況をお尋ねします。

B、区長会申し合わせ書の中に、「自治会の規約や組織は、各地域に合わせて編成します」とあります。今、市内の学校単位で安全パトロールが活発化しております。子どもたちの安全を考えると、この動きと連携が重要だと感じます。

「地域の安全パトロール隊」などを組織の中に組み込むように行政から指導、要望をする予定はないかお尋ねをいたします。

2、ごみ問題について。

A、近年の資源ごみの量、地域に還元しているリサイクル推進助成金の状況をお尋ねします。

B、市報にて紙の分別を推進する記事が掲載されました。紙を分別すると可燃ごみの減量となり、ひいては広域行政事務組合ごみ処理負担金の削減などメリットがあります。市民への啓発活動とともに、紙も廃プラと同様に、月に1回資源ごみ収集とは別に設けるべきと考えますが、予定はないかお尋ねをいたします。

3、最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について。

A、3月議会の答弁の中で、(株)IWD東亜熊本のポーリング調査資料の提出を求めるとありました。その後をお尋ねをいたします。

B、(株)IWD東亜熊本から、市民へ説明する窓口は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会へ一本化が希望であるという趣旨の発言が、廃棄物最終処分場問題特別委員会でありました。

市民の最終処分場についての心配する点や疑問点、企業として当然説明すべきだと考えます。会社側が市民の質問に答えるように、市が窓口となる気はないかお尋ねをいたします。

C、4月20日の水俣市廃棄物最終処分場検討委員会で、建設事業目的の変更を含め、委員会で検討することになりました。このことについて、市長の考えをお尋ねいたします。

本壇からは以上です。

議長(松本満良君) 答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

市長(江口隆一君) 西田議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、自治会制度については総務企画部長から、ごみ問題については福祉環境部長から、最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会については私から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長(松本満良君) 自治会制度について答弁を求めます。

森総務企画部長。

( 総務企画部長 森 近君登壇 )

総務企画部長( 森 近君 ) 次に、自治会制度についての御質問に順次お答えいたします。

まず、自治会制度のメリット及び現在の進捗状況についてお答えします。

現在、本市の自治会組織として、一部の地域においては独自の自治会や地区振興会などを組織され、地域活動を行っている地区がありますが、多くの地区では区長・行政協力員の方々が、地域の行事などの地域活動の担い手となっているのが現状であります。

つまり、市から委嘱されている区長・行政協力員の方が同時に地域自治会活動の役員などを兼ねているという形になっております。そのため、市がお願いしている職務の部分と地域活動の部分を混同してとらえている場合が多く、また地域の代表者として位置づけられていることもあり、その負担も大きいのではないかと思います。

さらに、住民の方も、区長・行政協力員の方々に依存してしまうところがあり、地域活動への参加も減少傾向にあるのが現状となっております。

このような状況では、今後の地域活動になってくれる後継者も育ちにくく、自主性・主体性を持った地域活動につながりにくいと考えているところでございます。

自治会活動は人と人とのつながりの中で、ともに助け合うボランティアのようなものであり、一方的に恩恵を受けるというようなものではありません。また、短期間でその目的が達成されるというものでもありません。自分たちの住む地域を今後どのような地域にしていくかを考えていくのは、そこに住む人たちの意思が最優先されなければなりません。そのためには「自分たちの地域は自分たちで」という意識の醸成が必要になります。

そこで、地域の問題点を地域住民の皆さんで考え、解決していくための場として自治会組織を整備し、これまで一部の人たちだけが担ってきた地域のことを地域の皆さんが役割を分担して、かかわっていくことが大切であると考えます。

その結果として、地域に住む人同士の接点もふえ、身近な存在や気心の知れた関係を築いて、地域が元気になっていくことこそが自治会の目的であり、メリットではないかと考えております。

次に、現在の進捗状況でございますが、昨年度末より自主防災組織の設立とあわせて、地域説明会を開催し、現在17地区の延べ23回の説明会を開催しており、今月と来月で説明会は一応終了の予定でございます。

そして、その後は各地区で自治会の設立に向けて、規約の作成や組織の編成などを行い、来年度から市内全地域での自治会制度への創設に向けて作業を進めていくこととなります。

次に、地域での安全パトロールを自治会の組織の中に組み込むことについてお答えします。

議員御指摘の市内全域で自治会が整備されるに当たって、「地域の安全パトロール隊」を自治

会の組織の中に組み込むように行政として指導できないかということでございますが、「自治会活動の活性化と推進を図るための区長会申し合わせ書」の中で、「自治会の規約や組織図は各地区の実情に合わせて編成することとする」と記載してあります。

したがって、自治会活動は地域住民によって自主的に行われるものでありますし、必要な活動であれば、地域で声を上げていただいて、自治会の組織として組み込んでいただくべきであり、市としましては、申し合わせ書の内容を尊重し、組織の具体的な編成を指導することは控えたいと考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 今聞きましたメリット、今までの組織よりはもっと身近なものにしたいというふうな、というところであるでしょうし、指導というか、パトロールについては自主性に任せるといふふうなことであったかというふうに思います。

自治会制度自体は私も反対ではありませんし、今、国の地方分権という流れでも全く同じようなものだというふうにとらえております。

自分の地域、自分たちのことは自分で考えて、主体的、効率的、効果的、押しつけでない、自分たちの地域づくりをしよう、そういうものだというふうにも思います。

今の国の地方分権の流れというのは、どうもこう国はもう借金でいっぱいですよと、もう地方のことは面倒見れません、もう地方のことは自分でやってください、お金のかからない小さな政府を目指します、地方は地方で頑張ってください、そういうふうにもとれるところもあります。今まで都会も田舎も平等にしよう、税金を集めて、中央に集めて都会の周りはほとんど整備され、田舎はされていないところもあります。要らない橋、高速道路、施設、官僚とか政治家が思いのままにやって、今、年金基金も使い切った、郵便貯金も使い切った、不良債権ばかり残った、だからもう地方のことは地方でやってください、小さな政府を目指しますではいけない。これも全く水俣市も同じだと思います。

地域で、この水俣市も今度の総合計画の中で、平成20年は115億の財政規模に戻したい。水俣市も減少する収入に見合う効率化を進め、小さな行政を目指すということだと思います。極端な効率化は行政サービスの低下につながるというふうにも思います。その一環で、市民参加型の行政を目指す、それもわかります。それには自治会制度も必要になる。地域の活性化、活力にもつながると思いますし、希薄になりがちな地域の人間関係をもっとこういいものにしたいというふうな自治会であったら非常にいいものになると思います。しかし、その辺も踏まえて、行政も積極的に自治会の方をこう支援する形、お金じゃなくても人的なもので、賄えるものだったら行政の方も人的なもので積極的に職員の方は自治会に入るとか、そういうものもやっていただきたいというふうに思います。

今回、その中で防犯を取り上げましたのは、今、パトロール隊、もう毎日新聞見ると、どこそこ上がった、どこそこをつくった、もう毎日のように載っております。水俣の小学校も二小ではもう2年くらい前からやっております。一小は今度7月の地区懇談会でそういうふうなものを出して行って、秋くらいから来年にかけてつくりたい。そういうふうに準備しておりますし、中学校は、ワン・ツー・スリー・ネットワークというのを一中、二中、三中で、今、これは青少年育成という部分が強いんですけど、夜回っております。今月の10日からやっております。それ私も参加しますが、やっています。商店街も毎月7日、その警察署から駅まで、これは自転車のかぎかけ、そういうのを日本一にしたい、かぎかけ日本一にしたいというのでやっています。いろんなところでやっているの、それにこう地域も一緒にまぎってもらいたいというのが、私の思いです。今、一小で、じゃやりますよ、じゃどこに一緒に頼みましょうかというときに、じゃ老人会なのか、婦人会なのか、なかなか組織がこう大き過ぎてわかりにくいんです。各地域だったら地域でそういうふうな受け入れるところがあったら一緒にやっていきたいというふうな思いだと思います。二小も、今、老人会とか、婦人会とかやっておりますけど、地域にあったら地域の自分たちの周りのところを見るのは、やっぱり地域の人が一番わかっているというふうに思うので、ぜひ、そういう部分も考えて、なかなか指導しにくいということもあると思うんですけど、区長会あたりで、こういう意見もあるというのを行政の方から言っていただければ、自主的に立ち上がることもあるというふうに思っておりますし、当然防犯という委員会をつくれるというふうにも思いますので、その中でパトロールという部分も焦点を当てていただきたいというふうに思います。

それで2つ目の質問をしますが、以前、携帯電話で、私ここで携帯電話の防災情報を見られるようにできないだろうかということを行いましたら、早目に対応していただいて、今は見れるようになっております。きょうはちょっと私携帯をここに持ってきておりますけど、ふだんは持ってきませんが、わかりやすいように持ってきております。それはできました。で、次にメールで防犯担当者とか、消防団員に防災情報を教えてもらえないだろうかというのは、それはまだ今検討中だというふうに思います。まだできてませんので。ここに私のメールには熊本の大江小学校の防犯メールというのがしょっちゅう送られてきます。これは自分で登録すれば勝手に向こうが送ってくれます。ここに来ているのは、5月31日、保護者より通報、31日ですね。大江6丁目、細かい通路を下校中、だれか自転車に乗った男性、黒い長袖のシャツから白いシャツが見えた、どうした、自転車をとめて下半身を見せた、対応を警察に通報、警察も下校時間にパトロールをすること、学校でも巡回を行う、こういう情報が来ます。

ほかには5月25日、北署より連絡あり、11時35分ごろ、本荘町のマンションに刃物を持った男があらわれた、1、2、3年は3時10分くらいに下校、4、5年生は4時10分くらいに下校、6

年生は修学旅行後4時30分ごろ下校。こういうふうには情報をくれます。別に私はこれ見たけんどのじゃないんですけど、たまたまあったんで登録させてもらおうと来ております。

できれば、できるかできないかわかりません。こういうのもほとんどお金はかかりません。もう情報料ですから、もうほとんどお金はかからないと思います。かかりません。ぜひ、もし検討していただけるのなら、こういうもんを水俣市で検討していただいて、これ希望者、もらいたいという人だけがもらえばいいわけですから、要らない人には別に送る必要ないので、そういう人がいたらやっていただけないかということ、もう一つは、今ファクスで警察の方から役所の方にも来ると思うんですけど、ファクスで送られているのはあるんです。4月14日、9時15分、鶴田橋踏切から水俣駅に向かう遊歩道上で、上下黒色のジャージ姿の男性が女生徒の前でズボン脱ぐという事案が起きている。こういうふうなファクスでその都度送られてはくるんですけど、情報はやっぱり鮮度、生鮮食品と一緒に、鮮度が本当大事なんです。メールだともうその場で外に出た人が見たら、もうその場でああどっかでなんか変なものが出たといったら、時間のとれる人は行ってもいいでしょうし、そういう対応が水俣の安全というふうなものにつながるというふうに、私は思うので、こういうのを検討していただくことはできるかどうかを、じゃ2つ目の質問にさせていただきます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 西田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、その前に人的な支援をとということで、自治会の制度でありましたけれども、そうなりますと、結局市役所の職員をたくさんふやすということになると、合理化とかの意味もございませんし、やはり自治会というのは、自主的にいろんなことをやっていただくというのが基本でございます。ただ、議員がおっしゃいますように、地域でいろんな活動に市役所の職員が参加するというのは、私は非常に大切なことというふうに思いますので、ぜひお誘いをしていただきまして、地域に協力するように御指導いただければというふうに思っております。

それと防犯情報の、そういうメールの配信というものを検討する気はないかということでございますが、私も今初めて聞いたもんですから、どれくらいの経費、どれくらいの体制というものが要るかということをよく把握しておりませんので、その大江の小学校ですか、そちらの方をぜひいろいろ調べさせていただきまして、今後、検討の課題に上げさせていただきたいというふうに思います。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 わかりました。今言いたいのは、参加していただきたいというのは、わかっているんじゃないかと思いますが、別に職務中に自主防災に参加しろ、そういうのと全然、ボランティア的なもので、積極的に行政の方も参加していただきたいというところです。別に職員ふやせとか、

そういうものでは全然違うということをお伝えしておきます。

地域のパトロールとか、こういうのが広がっていきますと、水俣は環境以外に防犯意識も高い、犯罪発生率が低い、日本で一番安全なまち、そういうふうなものになれば、水俣に住みたいという方もふえてくるでしょうし、水俣に1家族でもふえとお金も水俣に落ちるわけですから、ぜひそういう水俣の活性化につながるような防犯組織というものを、支援の方をしていただきたいというふうに思ひまして、これで終わります。

議長（松本満良君） 次に、ごみ問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、ごみ問題について順次お答えいたします。

近年の資源ごみ量、地域に還元するリサイクル推進助成金についてお答えをいたします。

直近3カ年の資源ごみ量を見ますと、平成14年度が2,298トン、平成15年度が2,371トン、平成16年度が2,245トンで、ほぼ横ばいの状態ではありますが、地域に還元したリサイクル推進助成金の総額は、平成14年度が443万円、平成15年度が556万円、平成16年度が775万円と急増をしております。量が横ばいにもかかわらず、助成金額が急増した原因は、紙類の市場価格の高騰により、市の販売収入がふえたためであります。

なお、リサイクル推進助成金は、市民が分別し、クリーンセンターに集まってきた資源物の売り上げから、センターへの直接搬入分を差し引き、各区の資源ごみ量に応じて案分して支払われるものであります。その用途につきましては、さまざまではありますが、住民自治のための貴重な財源としてお役に立っているものと考えております。

次に、紙類の収集回数をふやしたらどうかという御質問についてお答えします。

まず、可燃ごみの状況について御説明いたします。

水俣芦北広域行政事務組合の可燃ごみの処理負担金は、可燃ごみの排出量に応じて決定をされます。ところが、平成16年度における1市2町の人口1人当たり年間可燃ごみ排出量を見ますと、津奈木町87キログラム、芦北町91キログラムに対しまして、水俣市が169キログラムと約2倍近くの可燃ごみを排出しております。

これが14年度まで1億円前後であった水俣市の可燃ごみ処理費が、平成16年度で1億6,700万円と急増した大きな原因の一つになっております。つまり逆に考えれば、可燃ごみの発生を他の2町と同程度に抑えることができれば、年間約4,000万円程度の広域行政事務組合への負担金を削減することが可能と思われれます。このように、可燃ごみ量は一般財源への影響が極めて大きく、その発生の抑制は水俣市のごみ問題の中でも、最も緊急かつ深刻な課題となっております。そのため、まず手始めに市民から可燃ごみとして排出されたごみ袋の約200袋をランダムに集め、中

身を分別して調査をしてみました。その結果、ごみ袋の中身の構成は、可燃物が45.6%、紙類が24.2%、生ごみ13.8%、廃プラ10.8%、布類3.2%、その他の不燃物2.3%であり、半分以上が資源として分別可能なものであります。

特に紙と廃プラについては潜在量の半分も分別されず、多くが可燃ごみとして排出されているのではないかと推測されます

ごみの中で最も発生しやすく、かさばるのは紙と廃プラであります。しかし現在、紙は月に1回、廃プラは月に2回しか収集しておらず、仕方なく可燃ごみとして排出する家庭もあるのではないかと考えられます。

紙や廃プラの収集頻度をふやせれば、水俣市民ならもっと精度の高い分別を行うことが期待でき、さらにそれは可燃ごみの減少という広域の負担金の軽減につながると思われまます。

このことから議員の御提案を踏まえ、可燃ごみの減少を図る手段として、紙と廃プラの収集回数をふやすなどの方法の検討を進めてまいりたいと思います。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 検討をしていただけるといふような答弁であったといふふうに思います。

資源ごみ、今言われたように、大体ここ2,000トンか、2,300トンぐらいで大体もう落ち着いている。紙が高く取れるから、443万が556万になって、ことしは775万になった。これは紙をやっぱり集めた方がよかばいって、それは当然なる議論だと思います。で、今言われたように、袋の中の55%ぐらいは分別できるんじゃないかといふような資料も出ている。わかるんですよ。それを、じゃ水俣市民にもっと分別してください。言いつ放しじゃ、もう市民はたまらない。これだけ21分別して、これだけ生ごみやってるのに、まだせろと言うとかいといふような意見になると思います。それにはやっぱり市民にやりやすいように、分別をしてもらいたい。やりやすいようなサービスをしてもらいたい。その中の一環には、紙をもっと集めるように、廃プラと同じように集めるのも一つの手段だと思いますし、そういう行政の方からできるサービスというものもぜひ考えてもらいたい。で、これを言いますと、じゃ車をふやさんばんとですか、人をふやさんばんとですかという議論になったりするでしょう。それじゃなくて、今の中で効率よくできることを考えて、行政の方でやっていただきたいといふような思いです。ぜひ要らない、コストが上がるというのじゃなくて、今の段階の中でできる範囲内でやって、そして市民に、もっと分別すれば、燃やしているごみを分別すれば、紙を燃やさんかったら自分たちにもメリットがありますよ。税金が安くなるかどうかわかりませんが、メリットがあるんですよというのを周知をしていただきたい。それがやっぱり一番大事だといふふうに思います。で、その中で、小手先でじゃ何でも分別するとお金が返ってくるけんせんねと言っても、それは結局最終的には余り長続きしないわけなんです。もっと、じゃ水俣市で燃やす、さっきも言われた京都議定書の話の中、つながる

と思うんですけど、燃やすごみを減らせばCO<sub>2</sub>も減ると、地球温暖化の抑制にもつながる、将来の水俣の子どもたちのためにもなる、地球のためにもなるんですよ、だからごみを燃やすのはやめましょう、紙を分別しましょうと、そういう市民に啓発をしていただきたい。そういうふう

に思っています。

熊本が、きのうかおとといかの、熊本市が新聞になんか載ってたんですけど、10%、7月の水道料を落としたい、そういうキャンペーンをしてましたです。で、そういうふうに数字を上げて、7月は水を10%削減しよう、上げられています。

ですから、ぜひ水俣市におきまして、そういうふうにもまず周知するのについては、まあ市報でいろいろやられて、この間、市報に出ましたよね、四千何百万浮きますよというのがありました。ですからそういうのを繰り返しやる部分と、もっとやったら4,300万を倍の8,000万円ぐらいも浮きますよ。そういうのもどんどん資料提供として出してあげる。あと周知するのにポスターをつくるとかですね。今、恋籠祭は水俣工業高校に頼んで、よく恋籠祭でポスターとかつくったりしますですね。水俣の子どもたちにそういうポスターを書いてもらうとか、標語を出すとか、そういう取り組みも必要じゃないかなというふうに思います。

税務署は夏とかによく納税の標語、習字、作文というのがよく学校に言ってきます。結局、そういうのを子どものうちから、納税の大事というのを覚えてもらうというのでやってるんです。

ですから水俣市もぜひそういうふうにも周知の仕方をいろんな形でやっていただきたい。

ですから、1つじゃ質問事項にしますけど、ポスターとか、そういう紙でもいいです。そういう部分を周知できるようなものを考える予定があるかが1つ。

市役所も手本となって、先ほどエネルギーを何か5%ぐらい削減をするのを目標に上げておられるというふう言われたように聞きました。ですから、燃えるごみも、もしかしたらもうISOで図っていらっしゃるのか知りませんが、そういうものが出ているんだったら、じゃ年間5%減らしましょう、6%減らしましょうというふうな目標を、そういう燃えるごみに対しても市民に公表して掲げる、そういうのはどうでしょうかというのを1つ質問とします。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

紙類等のいろんなリサイクル、分別についてのポスター等の考えはないかということでございます。

その前に、紙類等の収集頻度をふやすことにつきましては、モデル地区等を考えまして、まず経費とか、いろんなそういった収集の日のバランスとか、そういったものの経費増等を収集する必要もございまして、3カ月ぐらいモデル地区を設定しまして実施したいと一応考えております。

ポスター等につきましては、広報等でもお知らせをいたしておりますが、市民にわかりやすいような方法でお知らせする方法は検討していきたいと思っております。

現在、市役所の中でも紙類につきましては、極力今までごみ箱に捨てておったのを封筒の中に入れて、それをまとめて資源ごみとして分別するように、まず市役所の方で徹底をさせておりますので、そのような方法とか、いろんなことつきましても、随時市民の方にわかりやすいような形でお知らせをしてみたいと思っております。

それから市役所での目標、燃えないごみといいますか、その目標数値、これにつきましてはISOの中でも一応各部門ごとにエネルギーの削減量とか、そういったものを目標としておりますので、こういったものにつきましても、職員の方に徹底をしてみいりまして、先ほど地球温暖化関係の方の中でも市長が申し上げましたように、できる限り地球温暖化のもとになる温暖化排出ガスを減らすようなことで、市役所の取り組みを市民の皆様方にもお知らせしていくという手はずを取ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 ぜひ、積極的に市役所の方もそういう数値目標等を上げてやっていただきたいというふうに思います。

何で数値目標を上げたがいいかという、ここにごみの処理の状況の平成3年からずっとこうデータがありますけど、生ごみを途中で始めたり、21分別が始まったりとか、そういうのがあるんですけど、可燃ごみ自体はだんだん、生ごみが始まったんで燃やすのは減ってるんですね。最終的にごみの合計というのは、10年前が9,274トン、ことしは9,278トンです。結局、分別はいけないと言うんじゃないんですよ。分別するのが目的になって、これ手段、分別するのは手段だと思っただけですね。最終的な目的は、「環境モデル都市みなまた」は循環型の社会、ごみゼロにしましょうというのが「環境モデル都市みなまた」だというふうに、私は思います。

ですから最終的にごみが減らないのは、それは売る方、買う方、いろんなところの問題もあると思うんですけど、最終的には、燃えるごみを減らすのも、当然必要ですけど、最終的にはごみを限りなくゼロに近づける。そういうことをやること、そしてそれが実現できるように、世界に発信するのが水俣の役割だというふうに思います。ですから、いろんなところで包装をやめましょうとか、マイバックしましょうとか、宴会があると、もう山ほど残っておったりとかもしますけど、もったいないというのが、本当にこうそういう概念が薄らいでいるように思います。

今、「もったいない」という言葉、なんかよそにも、世界的にもなっている。トヨタの改善と同じように、「もったいない」という言葉がどんどんこう発信して、そういう概念が発信、広がっていったというふうにも聞いております。水俣版もったいない運動でも何でもいいんです。もったいないということを子どもたちにも伝える。いただきます、ごちそうさま、もったいない

でもいいですよ。なんかそういうものを、何か水俣らしいものを発信してもらいたいという思いがあります。

何でも行政にやれやれと私は言うとするわけじゃない。これはみんなで考えればいいと思うんですけど、その中で行政の方、優秀な方もいらっしゃるんで、そういうものを水俣らしい、もったいない運動でもいいです、そういうものを考えていただければなというふうに思っております。やっぱりそういう水俣の生き方というのが、よそから評価されるものだというふうに思います。昔豆腐を鍋持って行って買ってあったように、あと量り売りでしょうゆ、お酒買う、そういう水俣はそぎゃんとばしよっと、それはよそからみたら斬新にも見えるかもしれませんし、そういうことをやること自体が地球の負荷を和らげるというふうにつながっていくと思いますので、ぜひ行政がリードしていただいて、そういう社会、ごみゼロ社会に近づくように、いろんな形でやっていただきたいなというふうに思います。それはもう議員も一緒にそれは考えるところは考えるべきだというふうにも思っております。

環境を守る3R、リデュース、リユース、リサイクル、リデュースは減量化です。発生抑制、リユースは再使用、リサイクルは再資源、今もう再資源化はもう水俣はもう十分できたので、今度はその次、リユース、リデュースという部分にステップアップしていった方がいいんじゃないかなあというふうに思います。それを伝えて、これは終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、最終処分場問題及び水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてお答えします。

初めに、ボーリング調査資料の提出を求めることについてお答えさせていただきます。

3月議会でもお答えしましたように、専門的な知識が必要となりますので、市の検討委員会で協議していただくこととなりますが、環境影響評価はボーリングだけではなく、多方面にわたって調査することになっております。また、建設方法も市や県から出した意見書に対する対処方法等、他の調査結果もあわせて検討する必要があるとも思いますので、当然、市としましては各種資料の提出等を求めていきたいと考えております。

次に、会社が市民の質問に答えるよう、市が窓口となる気はないかについてお答えします。事業者からの説明につきましては、IWD東亜熊本は、他の最終処分場を計画した地域では反対があっても地元説明会を開催してきているとお聞きいたしておりますし、また3月の市議会の特別

委員会でも、事業者はその後新たな申し入れはあっていないと言っておられますので、説明開催の趣旨を説明し、改めて申し入れをなされてみてはいかがでしょうかと思っております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会で事業目的の変更等について、検討することに対する市長の考えについてお答えします。

検討委員会で建設を阻止するための方策として、検討委員会として現在できることの一つとして、建設地の買い上げや、例えば住宅や市民の憩いの場に事業目的を変更することなどについてなどを検討したらどうかということで、実際にはどういった議論になり、また答申されるかはわかりませんが、他人の土地の事業目的の変更を求めることは常識的にはあり得ないと思いますし、それなりの理由がなければ聞いてもいただけないと思います。そのためには買い上げが前提になると考えております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 1番につきましては、今から求めていきたいということによかったんですね。

これは前回の私の質問の議事録ですけど、ボーリング調査の資料の提出をなせるかどうかというふうな御質問でございますが、これは当然提出を求めてまいりますというふうな答弁が前回もあっております。で、もう3カ月たってるわけです。当然、私はもう出てきてるものだというふうに思っておるんですけど、まだ出てきてないということであれば、もうIWDが調査したのを、分析したのを待ってる必要はないと思います。もうそういう資料があるんだったら、もうすぐでも出してもらう。ですから、それが必要だというふうに思います。

面談につきましては、申し入れをもう一回されたらどうかということでもありますけど、水の会でなかなか申し入れ等をやってもうまく向こうと、これどっちがどうなのか、私にもわかりませんが、今ところ全然そういうことはできていないわけです。うまくやれてないというのが現実でありますので、中立の立場の水俣市だったら、じゃそこで、その立場でやるのが必要じゃないか。水俣市がそこに入っていくのも別におかしくはない。中立だったら、2人の間のパイプ役になるのは全然問題はないというふうに思っておりますので、ぜひそういうところもやっていただきたいと思っております。

検討委員会につきましては、今から出るものなんだろうが、最終的に適地かどうかというのを判断する、そういう答申を出すというのは、最初の目的だと思うので、この間の委員会で、そういう答申はしたいというのが出たんです。それはもうもとに戻って一番最初からそういうものだと思っておりますので、それが出たときにはぜひ重く受けとめていただきたいと思ひますし、一緒に検討をしていただきたい、そういうふうに思います。

環境モデル都市の話がきのうも出ておりましたですけど、何か議論が、この間もすれ違うような気がしたんですけど、環境モデル都市だから、自分たちのごみはよそに出すが、よそから持っ

てくるもんは許さん。よく出ます。議事録を見ても何回も出ておりますけど、水の会とか、反対している人は、湯の鶴のあそこにつくるのが危なか、だけん反対、自分たちのごみはよそに出すばってん、よそからのごみは受け入れませんという人は1人もおらんです、言いません。私もそうです。これはモラルの問題だと思しますので、その問題と反対の問題と、よそにごみを出すという問題、分けて議論せんといけないというふうに思います。反対していること、イコール、自分たちのごみはじゃよそに出していいのか。よそんとは受け入れないかというのは、それは私はもう全然違うところで議論するというふうにした方がいいと思います。これは熊本に置きかえますと、熊本は地下水がどんどん、地下水で水道水を賄っているというのは、もう有名な話ですよ。それはもうデータでわかっているわけなんです。阿蘇の西のふもとに降ったのがずっと浸透して、白川中流域という地下水プールがある。これが水がめだというふうに言われてます。これはもうインターネットに載っております。それと同じように水俣のあそこも水がめだというふうに。下に当然、水道の取るところがあるので、そういうふうに言われてます。で、じゃ白川の中流域に水俣と同じ規模のものを持っていったら、つくりますと言ったら、それはやっぱりだれだって熊本市民は反対すると思いますし、それは幸山市長も反対すると思います。ここがやられたら、もう危ないというのは、もう資料でわかっているわけですから。ここの水が地下水になって画図湖とか、そういうところにわき出している。それと全く水俣も同じなので、あそこのできるのが危ないから反対だと言っているわけでありまして、私たち反対している者はですね。だれも自分たちのごみはよそに出す、よそんとは受け入れないということは一言も言ったこともありませんし、そういう考えの人はいないと思います。

それで、きのうも公共関与出たですかね、公共関与。きのう話が出たですね。公共関与で熊本県はやっていこうというふうな意向だと。公共関与、これは熊本市のホームページですけど、公共関与とは、産業廃棄物処理施設は本来民間で設置するのが原則です。しかし、住民の環境問題への意識の高まりなどにより、最近では処理施設の新設、増設は難しくなっています。特に県内の民間処理業者が設置する管理型最終処分場は平成19年度中にも不足することが予想されています。これ九州産廃です。このままでは不法投棄の増加や県内産業活動への影響が心配されます。産業廃棄物管理型最終処分場を整備する取り組みを進めています。この取り組みが公共関与です。ですから、私たちは公共関与で当然、この問題はやるべきだ。民間が急に水俣につくるのはよくない。危ないからですよ。ただごみを持ってくるのがいけないと言ってるんじゃないです。危ないからいけないというふうな意見です。

第4回の検討委員会で、水の会、憂える会、来て発言をされました。これ議事録がここにあるんですけど、市長も聞きなつたですかね、これは。「市長から3月30日に呼び出しが来ました。やっぱり市長から呼び出しが来るんだから、私は行かんばいかんと思いました。そしたら市長が

私に恫喝しました。恫喝、どういう恫喝かという、私にのしかかるような格好で、おれはこれに命をかけている。これというのは、いま一つわからない。おまえは、おまえはですよ。私は40歳、ああ30歳年上です。おまえは同じように命をかけるかと、そういう恫喝をしました。私は何に命をかけるかはわからないのに、命なんかかけれるかといって、いすから立ち上がろうと、私においかぶさるような格好で恫喝をしたんで、おれは今安静にしとかなきゃいかんのだ。何を言っとるんだと言っておったんですが、それを聞いたあとも二度、三度と同じような恫喝をしました。これは坂本会長が公の場で言うところのわけです。これを聞いたとき、これは本当かうそか私は知りませんが、この話は議会の特別委員会でもありましたし、水の会の講演会でもありました。市長、これ聞いとんだったらですね、否定した方がいいですよ、もし違ふんやったら。これは、この方は機会あるごとに、この件について話をしたいと思いますというふうにも言われておるんです。水俣の市長、私たちの代表はこんなことをしたんだよと言われているのは非常に水俣市民として恥ずかしいです。ですからちゃんと否定するところは否定してもらいたいというふうに思うんですよ。これ坂本会長という方ですけどね。そういうふうに、名前は言わない方がいいですかね。言わない方がいいですね。ああ済みません。出ていますね。ですから、もし否定するんだったらちゃんと否定してほしい。市民でいるんなところで出てます。やっぱり前、鈴木宗男代議士が恫喝問題したときに選挙民は恥ずかしいという意見がいっぱい出たじゃないですか。これがそのまま広がっていくことは非常に市民としてもよくない。親子ほど違うものにのしかかっておまえ呼ばわれしたと言われてるんですよ。このことは別に市民じゃなくても職員に対してもそんなことしちゃいかんです、当然。職業の上下というのは基本的には社会に出たらないわけでしょう。年齢が上の人には敬う気持ちが大事だというふうに思います。別に年上だけん、へつらえとか、意見聞けとかいうのとは全然違います。ベースの部分で尊敬するとか、敬う心は当然必要だと思う。ですから、こういうふう言われていること事態をぜひ市長としてのコメントをいただきたい。市長が70前後の人に覆いかぶさり、おれはこれに命をかけている、おまえはこれに命をかけるか。恫喝かどうかと、吉海部長は厳しい意見のぶつかり合いというふうに意見を言われています。これだったら、これはもう出るところに出ても別にいいと思う。名誉毀損で訴えても別におかしくないと思うんです。公の場で言われているんですから。ぜひそこをはっきりしていただきたい。

第2質問は、言います。ポーリング調査の分析はしなくて結構なので、もう今週中、来週中でも結構なので、IWDの方に調査結果をすぐ出すように言ってもらいたい。これを拒むようであれば、いつも市長が言われる信頼に値しない業者だというふうに思います。

それから2つ目、今言いました、その恫喝の問題でのしかかっておまえ呼ばわりしたとか言われてるんで、その事実関係が、うそだったらもうちゃんと否定してください。で、名誉毀損でも

訴える気持ちがあるのかどうか。

以上です。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 西田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

非常にこの産廃問題では私ども焦点がすごくこう、まあ私の前で言われることと、それぞれの説明会で言われることに、相当開きがあったもんですから、さっき西田議員がおっしゃったように、それが本当であれば非常に我々としても対応しやすいなというふうに思っております。まあ場所が悪いから反対してるんだということと、公共がつくるのであればいいというふうなようなまとめ方をされているのかなと思います。

それと、今資料の請求等について、資料といいますか、ボーリングの現物を欲しいというふうに言われたということですが、私どもといたしましては、それを分析するにの相当な経費がかかりますので、分析した結果をいただきたいというふうに考えております。またそのボーリングした泥を、ちょっと一応話をしたいとは思いますが、よろしかったら、橋渡しも市長しろと言われますが、まず西田議員御自分で言われて、それでだめなときに御相談していただけたら、何もしないのにいつもやれやれと言われますので、ぜひ御自分で直接動いていただけたらというふうに思います。

それと今言われた坂本さんに対しての問題ですが、これの経緯をまず説明させていただきますと、これは市議会の皆様方、全員協議会を開いたときに、私が30億で産廃処分場の予定地を買うというふうなファクスを、実は坂本さんがつくられたのか知りませんが、流されておりました。あのときに30億で私は買うと言ったように認識した議員さんは1人もいらっしゃらなかったと思いますけども、そのことで事実と違うことを言われても、私は困りますので、その全協で説明したときのテープをまず聞いてから出されたいかがですかということ、吉海部長、そして私の秘書同席のもとに話をさせていただいております。そのときにも坂本さんの方にはお断りして、これは全部この場もテープでとっておりますからということをお話をさせていただきました。ただ、どちらが先に言い出したかわかりませんが、まあ私たちの記憶の限りでは、大体もしどなった回数とか時間を平均すると大体6・4で坂本さんの方がどなったんじゃないかと、私思っておりますし、覆いかぶさるということも、ちょっとすごくあれだし、例えばおまえというのも、そのテープをまた聞いていただけたらわかりますけども、坂本さんと、そのおまえという、おまえと言われてもですねと、私の方が坂本さんにそう言ったら、おれはおまえと一言も言っとらんから謝れということで、私はそうですねと、じゃおまえとは言ってないですねということで、そこで私が謝ったのを記憶しております。これはテープを聞いていただいてもそうなんですけども、ですから私が坂本さんに申し上げたのは、テープを聞いていただいて、その30億で買うとい

うことは私は言ってませんし、議会の方もそのように認識をしてないというふうに思います。もし30億で買うと言うのであれば、多分マスコミの方もいらっしゃいましたので、マスコミ等も取り上げられると思いますので、そのテープを聞いて、その文章をもう一回出すか出さんかを決めてくださいというためにお呼びをしておりますので、それまで私にいろんな反対の運動がありますけども、それをやめてくれということ一度も言ったことはございませんので、当然、市民の方々が反対するといったいろんな行為を起こされるのは当然のことだと思っておりますので、随分趣旨が違うなあというふうに私は感じております。

議長（松本満良君） 西田弘志議員。

西田弘志君 わかりました。その辺の認識は、私たちはここにいませんでしたので、わかりません。それは坂本さんが、どういうふうにとられるかは自由だと思います。

ボーリング調査については、水の会の方からも、そういうのを言いたい、出してくれと。なかなかそれがうまくあいに出てこないから、こういうところに取り上げて言うておるんです、私は。公の場で言うことが向こうにも伝わりやすい。自分が電話してIWDに電話しても、出るか出らんかよくわからない。引き延ばしてじゃ来月、再来月になったら全然先に進まないの、こういう公の場で取り上げているということなので、ぜひ資料の提出を早急に求めていただきたいというふうに思います。

きょうの新聞に、きのうの発言で、IWDが安定型をやめることになったというふうに載ってたですかね、ここに新聞ありますけど。で、市長が申し入れを安定型については、埋立期間が長く、管理型に比べ問題が起きやすいと言われる安定型を中止してほしいと3月末に打診した。危ないと思うんだったら、管理型も安定型も同じように、もう見方によっては、それは安定型が危ないという人もいます、シートがないですから。管理型にはシートがあるけん、大丈夫かということ、シートが破れるかもしれないから危ないという意見もいっぱいあります。どっちが安全かどうかというのは見方によって違うわけですから。もし危険と思うのだったら、両方やめてくれというのが当然だと思いますし、小林社長がこういうふうに言われたのは、市民の会、いろんなところで反対運動が起こっているの、安定型をやめて、なんか目先を変えたいというふうにしか思えないんですよ。小林社長はこの事業に対して、社会的に使命感があるというふうなことを言っておられる。で、世界一いい施設をつくりたいみたいなことの発言も、とれるような発言もあるわけ。この施設は当然、この社会には要るから、自分たちは悪いことをしているという思いはないので、やっている。それだったら別にちょこちょこ、じゃこっちはやめるとかということはないと思います。前回の2回目の検討委員会では、反対運動いろいろ上がっているときに、じゃもう廃酸とか汚泥は除外しましたという意見を小林社長は言われました。今度は安定型はやめます。これで反対運動が少しでも緩まって、じゃ管理型だけつくったらどうなるんでしょ

う。これが15年、20年、九州のごみがそこに捨てられるわけです。そしたら、今さっきも言いましたように、管理型はもう足りない、そういう施設は足りないというのは、どこの自治体でも同じです。これが水俣にできたら、それはみな九州じゅうの業者喜ぶだろうし、各県の自治体の長もそれは喜ぶ。もうその苦勞、公共関与ですする必要ないわけですから。IWDにすれば、それは1個つくってしまえば、短期的にはもう産廃処分場を自治体に周知することが必要でしょうし、中期的には5年、10年かけて水俣に迷惑かけてる。じゃどんどん水俣に、お金でも何でもいいんですけど、水俣に還元していきましようというのをずっとやって、最終的にもう15年ぐらい経ったら、もうそろそろ満杯になってきたなあと、普通社長だったら、安定型のつくる予定のところがあいておると、じゃここに管理型の処分場をもう一回つくったらどうでしょうか、それは普通の経営者だったら、やっぱりそういうふうに言うと思います。20年が、次は40年。そのとき出たときに、そのときに江口市長だったら、私たちに何も権限もない、決めるのは県知事だから、2つ目をつくっちゃいかんという法律もないので、中立です。じゃ水俣にもう1個できましようでも、それはおかしくない、これは仮定の話なので、でも普通に考えたらそれはおかしくない。20年が40年、水俣は九州じゅうのごみ捨て場になってもおかしくはないと思います。それ普通の企業の論理だというふうに思います。それが私たちはいやだから反対してます。自分にも子どもいますし、今、子どもの声も聞こえますけど、ここに子どもがいっぱいいるじゃないですか。じゃ次の20年先、あの子たちにその水俣にごみ捨て場をつくって渡せるかというのが嫌だからやっている。今反対しているのは、本気で危ないと思って反対運動をしております。

ですから、ぜひこれも何回も言いますが、一緒にやってほしいというのがありますけど、こういう危ないということを実際に議論をしていただきたい。私は賛成の人がおってもよかと思うんです。賛成の人がおって、反対の人がおったら、それで意見を言うところもないわけです。賛成の人があそこであれば税金も落ちる、水俣市は潤う、よか施設ばいという意見があったら、その反対の人とする意見の場があってもいいと思うんですけど、そういう場自体も何もないわけです。反対しているものだけが、何か自分たちのエゴみたいに言われるのは、非常に残念です。ですから、ぜひ行政の方もそういう危険性ということを認識していただいて、いろんなところで議論をしていただきたいというふうに思って、私の質問を終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

---

午後1時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

藤本寿子君 こんにちは。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

午後からの眠い時間帯ですので、大きな声で頑張って質問したいと思います。

先般、5月22日、「東京原発」という映画の上映会に参加しました。この映画は東京に原発を誘致するという知事の一声から物語が始まっていきます。その中で都庁内での知事とお役人の議論の中で、現在の電力事情を明らかにしていくのですが、私たちの暮らしの中で、最も利用しているエネルギーについて、余りに知らないことが多く、驚きました。まず、日本の電気料金は世界一高いこと、さらに、ほぼ独占状態の電力会社の国への借金は30兆円にも及びます。電気が足りないからと原発をつくり続けているけれど、実は電気は足りていた。ヨーロッパでは原子力発電所をつくらないという政策転換がいろんな国で転換が行われています。原子力発電所はふえ続け、日本では55基もあります。この小さな国、日本は原発だらけ、原発のごみだらけ、本当に絶望的な思いにかられます。

しかし、そんなことに手をこまねいては何事も前に進まない、小さなことでも実践が大切と、また国が方針を変えないなら、環境のまち「みなまた」からエネルギー転換の施策を発信していきたい。6月19日は廃食油を回収して、代替燃料を肥料にしたり、それから石けんなどにかえていこうと、「水俣リターンネット」が発足します。たとえ小さな炎でも灯すことが大切だと考える日々です。そして、危険なごみの発生抑制、二酸化炭素の削減こそ、私たちに与えられた最大の課題であり、子どもたちへの希望でもあり、本日の質問に入りたいと思います。

まず、1番目は、児童虐待、女性へのDV防止についてです。

実はこの問題については2度目の質問になります。昨年もしているんですけども、今回、この質問をしましたのには経過がございまして、6月2日に熊本日々新聞に次のような記事がありました。記事では、まず、児童虐待相談300件突破という見出しで、熊本市と八代市の県内2つの児童相談所に寄せられた児童虐待の2004年度の相談件数が統計を取り始めた1990年以降、初めて300件を超えたことが、1日明らかになったと書いてありました。それによると、この2000年の法施行は児童虐待防止法案なんですけれども、2000年の法施行以降、相談件数は270件前後で推移していましたが、昨年度は前年度を42件上回る307件だった。種別で言いますと、身体的虐待が前年度に比べ31件ふえ134件、それからこれまで最も多かったネグレストと言いまして、療育拒否ですね、食べ物を与えなかったり、まあ全く無視してしまったりとか、いろんな形があるようですけれど、それが114件という数字を上回りました。

そこで、私どもが住んでいます水俣の現状が大変気になりまして、今回、よろしかったら質問にお答えいただけないかと思えます。

児童虐待について、1、児童虐待防止法案改正以降も含まれますけれども、2004年度の水俣市の把握されている現状についてお尋ねします。

2番に、女性へのDVの現状について。

1、DV防止法案改正以降の具体的な取り組みについてお尋ねします。

2番目に、外国人女性からの被害相談などがあるのかもお尋ねしたいと思えます。

次に、大きな2番ですけれども、水俣市のごみ処理についてお尋ねします。

実は午前中にも西田議員の方でも質問をされまして、ほとんど重なるところもございまして、そのところは割愛しながら質問に入りたいと思えますけれども、きょうの通告をしておりました内容は、分別ごみについてということで、1、ごみ分別による水俣市のごみの現状についてお尋ねしたいと思えます。

2、分別における問題点についてお尋ねします。

大きな2です。ごみ減量についてということで、ごみ減量のためさらに取り組もうと思えていること、また市民に啓発したいことをお尋ねします。

2番目に、本年3月、熊本県議会において、容器包装リサイクル法案の改正を求める意見書が採択されておりますけれども、この意見書についての水俣市の見解をお尋ねします。

なお、このごみ処理の質問に当たりましては、私は「環境モデル都市づくり宣言」が出ましてから、関係者の皆さん、ここにおられる市役所の方々も、当時、本当に一生懸命頑張っていて、このことを推進していただいたことに敬意を表したいと思えます。

また、市民の1人として、地域の方々と一緒に分別して出せたことの喜びを思い出します。今や夢だった岡山の処分場の耐久年度も大幅に延長しました。生ごみの収集、堆肥化、もちろんいろんな課題はありながらも、ここまで前進してきたことに私たちは誇りを持ってよいと思えます。その前提できょう質問をさせていただければと思えます。

次に、大きな3番で、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場についてお尋ねします。

この問題はもう昨年何回も質問をさせていただいております。市長の中立という姿勢は賛成と同じではないかということはずっと一貫して主張してまいりましたけれども、今回、4月20日には水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の中でも、さまざまな意見が出ております。議論は環境影響評価の今後、また土地の問題での業者へのアプローチの問題と、具体的などころまで及んだという感想を持ちました。ただ、産廃をめぐる論議と並行しまして、私たち水俣にとって大切な問題が、この問題を考える根本的な問題として、2つの問題があるのではないかと私は思っています。それがきょうの質問になります。

1、水道水源保護条例をつくってほしいという要望がありました。私もしております。その後の検討はあったのか。また、もしつくるとしたら、その基本的理念はどのようなものかお尋ねします。

2、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会でも論議になっていますが、「環境モデル都市」として、最終処分ごみを他市から受け入れる場合、基本的にどのような考えを持って入れるおつもりかをお尋ねしたいと思います。

次に、4番になります。国立水俣病総合研究センター主催の健康セミナーでの滝沢助役の発言についてお尋ねします。

3月26日に行われましたこの健康セミナーでの講演内容についてですが、まず、3月26日の講演の案内チラシがあるんですけども、肩書として、水俣市助役・元国立水俣病総合研究センター所長、滝澤行雄氏とあります。いわば水俣市の代表として、水俣市民に健康の講演をなさったと理解しております。

また、聞きに行かれた方の中には、水俣市民の方や水俣病の被害者の方や、遠くは熊本市から水銀問題で先生のお話を聞きたい、また健康の面など、留意する点があれば聞いておきたいということで、講座に行ったという方がたくさんおられました。しかし、講座の内容を聞きながら、大変混乱をした。特に妊婦の方なども聴講しておられたようですけれども、「私の聞いていたことと違って」と驚いたということであります。やはり、これは水俣市の公人として講義をなさった以上、水俣市の今後の水俣病問題解決にも大きな影響があることと思ひまして、質問させていただきます。

具体的な項目は5つです。このセミナーの講演中、助役は、水俣病は毛髪水銀200ppm以下では起こらないという発言をされたと聞いておりますが、水俣市として、事実を確認されたかお尋ねします。

2番目に、国が定めた魚介類の暫定的基準値は厳しい、もっと高くしていい旨の発言があったと聞きますけれども、水俣市として、事実を確認されたかどうかお尋ねします。

3、滝沢助役の一連の発言に対し、複数の公開質問状が提出されていますけれども、認識しているかどうかお尋ねします。これについては、通告の後で、質問状を見せていただきましたら、市長あてに連名になっているものもありまして、認識していると前提としております。

4番に、聴講した市民の混乱をどのように認識されたかお尋ねします。

5、環境都市みなまたの助役として適切な発言であったのか、市長としての見解をお尋ねします。

以上です。執行部の皆さんの誠実な熱意のある回答をお願いします。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

市長(江口隆一君) 藤本議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、児童虐待、女性へのDV防止及び水俣市のごみ処理については福祉環境部長から、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場につきましては水道局長及び福祉環境部長から、滝澤助役の発言につきましては私から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長(松本満良君) 児童虐待、女性へのDV防止についての答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉海安丈君登壇)

福祉環境部長(吉海安丈君) 児童虐待の現状についての質問にお答えいたします。

相談などへの対応につきましては、福祉課内に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員を1人配置いたしております。家庭児童相談室には児童に関するさまざまな相談が来ておりますが、平成16年度におきましては、延べ454件の相談があり、そのうち、延べ122件が児童虐待関係の御相談でありました。

児童虐待の中でも、本市ではネグレクトと言って食事を与えない、あるいは入浴させないなどの育児放棄が延べ59件で最も多く、次いで身体的虐待が延べ34件となり、その次が心理的虐待が延べ29件となり、性的虐待の相談はありませんでした。

また、児童虐待防止法の改正に伴い、本年4月1日から、市町村が一義的な相談窓口として法律で位置づけられましたので、市役所内におきましては、家庭相談員以外にも福祉課子育て支援係職員でも対応できる体制にいたしております。

次に、女性へのDVの現状についての御質問にお答えします。

まず、DV防止法、これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と申しますが、これの改正以降の具体的な取り組みについてお答えいたします。

本市におきましては、これまで女性のための相談窓口として、福祉課内に婦人相談室を設け、婦人相談員を1名配置し、さまざまな悩みを持つ女性の相談相手として、一緒になって問題解決に努めているところであります。

特に、昨年のDV防止法改正以降、DV相談の件数は平成15年度は延べ144件であったものが、平成16年度は248件と著しく増加しております。DV行為は女性の基本的な人権を踏みにじるものであり、被害を受けた女性ばかりでなく、社会に対しても深刻な影響を及ぼします。

また、これらの被害が潜在化する傾向を持っていることや、女性差別意識が残っていることに根差した構造的問題であることが問題解決を困難にしています。そのような状況の中、昨年組織しました男女共同参画社会推進懇話会からの市への提言の中にも、「人権を侵害するDVに対す

る防止・啓発に取り組むこと」が明記され、これを受けて、市ではことし3月策定の「男女共同参画推進計画」の中で、重点施策の一つとして、「DV問題相談体制の充実、支援のための連携強化」を掲げ、DV問題への対応を強化することといたしました。

具体的に申しますと、昨年度までは婦人相談室だけでの対応でありましたが、今年度からはより専門的な立場にある弁護士との連携を図り、迅速な解決に向けて取り組むため、弁護士相談日を設け、5月1日号の広報「みなまた」に掲載し、周知を図るとともに、5月から女性弁護士による被害者の相談対応に当たっているところであります。

今後も、より一層DV被害者の相談体制の充実を図り、問題発生を予防するための啓発活動や地域、警察などとの連携を密にした被害者の救済等、さまざまな観点からの幅広い対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、外国人女性からの被害相談などがあるかについてお答えします。

平成16年度におきまして、市の婦人相談室に相談がありましたDV被害の相談件数延べ248件のうち、外国人女性の被害相談は延べ30件となっており、外国人女性からの被害相談は増加傾向にあります。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

ちょっと今、実は相談員の方のところには2回ほど行きましたんですけども、お話を聞くことができずに、今内容を聞きまして、ちょっとショックを受けております。やはり水俣の方も大変な状況なのだなということで、今お聞きしまして、これは本当に腰を据えてかからねばいけないねというふうに、心情でございますけど、思いました。

それで、先ほど紹介しました新聞記事の中に気になることがございました。それは加害者が、実の母が62%となっております。それから、また性的な被害が10件ということで、数字として出ていますけど、これは児童虐待のことですけども、出ておまして、この性的虐待というのは、考えてみていただきたいんですけども、これは結局、先日24歳の男性が18歳の女性を長い間監禁していたという事件がございましたけれども、家庭の中で、やはり性的暴力がずっと続いていくということは、やはり監禁の状態と同じじゃないのかなというふうに思いまして、大変こう深刻な問題であって、その子どもたちの将来を本当に決めてしまうような、大変な重要な問題だということを感じております。

それからもう一つは、これは水俣市の施策にできればしていただければと思うんですけども、実の母が62%だったということで、人のことを言うよりも自分のことを言った方がいいと思うんですけども、子どもに小言を言いますと、初めはしつけのつもりで言っているつもりなんですけれども、だんだんそれが高じましてもうとまらなくなってしまうという状態が、自分にも1回

や2回はあったなという経験がございます。で、そのことを考えてみるときに思うのは、本当は子どもたちに自分が訴えていることは、自分の弱さではないのかなと思ったり、自分を守りたい、子どもをきちっとしつける、普通にしつけたい、自分が思い描いたようにしつけたいと思ったときに、自分を守りたい、自分の弱さをこう何というんですかね、カバーしたいということで、子どもにどんどん、こうやはり言い続けて、したらだめだ、これもだめだ、あれもだめだということを書いていたんじゃないかなということ自分ながら反省しているんですけども、ある本を読んでいまして、ああこれは本当にいい表現だなと思いましたが、怒りのマグマというふうに、マグマが噴出すると、もうとどまるところを知らないということで、本当に怖いのは、普通のお母さんたちの中に、夫はやっぱり子どもの養育には無関心だという状況が割とあって、お母さんたちが、その子どもたちと対応するときに、そのマグマが一回爆発しますととどまらないということで、例えばしつけと称して、失神するまで首を絞めたり、骨折するまで殴ったり、そのことを、そしてしつけとされているということが、今全国で蔓延してるんじゃないかと。もちろん虐待の問題が今クローズアップされてますので、たくさんの方々がこういうふうに相談に来られたりとかということがあるという現状があると思うんですけども、それでも本当に地下深く潜っていたことが、今表面化しているんだということで、私はやっぱりこの問題は小手先のことで取り締まったりとかということでは解決できない問題じゃないのかなというふうに思いまして、やはり女性参画にかかわってくださっている市役所の方や、警察の方もそうだと思うんですけども、1つの提案としましては、ありきたりのアンケートではなくて、女性の立場に立った、女性が本当に今どんなことを感じて、女性が孤独ではないのか、どんなことで悩んでいるのか、そういったような罪を暴くようなアンケートではなくて、今の女性の現状、そういったことを調査できるようなアンケートみたいなものをしていただけないかというのが1つの提案です。

それからもう一つは、DVの問題ですけれども、これも大変微妙な問題で、一度私の方で質問させていただきましたときにも、もう水俣市でも本当にDVの被害者というのは日常的にありまして、パーセンテージでも驚いたわけなんですけれども、これもやはり根が深い問題でありまして、やっぱり根本的にかえていくということになると、やはり地域だとか、PTAとかで、今相談の方に松本先生とか座っていただいておりますので、もう本当にもっと深くえぐらなければいけないのかもしれないんですけども、やはりとにかく伝えていくということが必要じゃないかと思っておりますので、地域だとか、PTAとかで、できるだけこの問題について、やわらかくお話をしていただくことができないだろうかということで、そういったことも、この2つのことを、まず提案したいと思います。

それから、外国人の女性のことで、これも延べ30件ということで、DVのあれがありましたけれども、これも大変微妙な問題だと思うんですけども、やはり一番大切なことは実態を知る

ということではないかなと思いますので、そのことも含めて、外国人の人はよその人なんだというふうに思わないで、いろいろなお店が8軒ぐらいのところにダンサーの方たちもいらっしゃってるようなんですけども、その方たちが暴力に遭ってないかとか、そういったことも本当に、私、女性としては気になる場所ですので、できましたらそういったことも実態をとらえていただけないかなあというふうに思いまして、これを第2の質問にします。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員に確認します。提案というのは質問というふうに理解していいんですか。

（「はい、質問です。」という者あり）

議長（松本満良君） 質問ですね。答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 藤本議員の御質問にお答えいたします。

女性へのアンケートの提案、それから、やわらかい相談の提案といったような御質問、まあ提案ということでしたが、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、男女共同参画推進の中でも関係団体等が連携して当たるというふうになっておりますので、そちらの方で、そういったアンケートの方法につきましても、いろいろ検討していくことも必要でございますし、そういった相談等につきましても、よりよい相談の方法というのは当然検討していく必要があると思っております。

それから外国人のDVの実態についてということで、お店とか何かの方に務めていらっしゃる方とか、そういったものを実態を調べてみる必要はどうかということだったと思いますけども、現在、延べ件数で30件というふうに先ほど申したつもりでございましたが、30件となっておりますけども、実際の実人員はもう本当わずかでございますし、数人の方が何回か来られて30件となっているわけでございますので、これは特定の少数の方が何回かおいでになったということでございます。ただ、いろんな場面場面でそのような虐待とか、そういったものにつきましては、極力こちらの実態を把握するように努力をしてみたいと思います。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問に入りますが、一昨日、児童虐待の問題ですけれども、非行少年の虐待体験率が高いということで、厚生労働省の方で、児童相談分析ということなされたそうなんですけれども、その中に虐待を受けた子どもは非行に走る傾向があるということで、新聞報道にあっておりますけれども、私はまあ質問ではなく、最後は要望なり、意見にさせていただきたいんですけれども、やはりこの問題は、子どもたちを取り締まるといったり、また事件について起こさないようにする、きょう午前中にはCAPの提案とかもございましたけれども、その前に、やはり根本的には親同士が、両親がいかに健全であるかということが、

まずは大切なのではないかと。一つの連鎖として、やっぱり親が子どもに虐待をする、そうすると子どもが非行に走るというふうなことに、それだけではありませんけれども、そういう傾向があるということですので、やはりまずは親の健全な関係というのをつくっていかねばいけないうんじゃないかなというふうに思いますので、いろんな形で私自身もこれから先考えて、御一緒にいかなきゃいけないと思うんですけども、その辺のところでは根本的な施策ということを考えていただけないかなということ、このことについては終わりたいと思います。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、水俣市のごみ処理について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、ごみの処理についての御質問にお答えいたします。

まず、ごみ分別による水俣市のごみの現状についてお答えいたします。

平成16年度のごみ排出量は可燃ごみ5,103トン、資源ごみ2,245トン、生ごみ1,574トン、粗大ごみ356トンで、合計が9,278トン、リサイクル率が41.2%でありました。平成15年度の排出総量が9,411トンでありましたので、約130トンほど減少いたしております。

次に、分別における問題点についてお答えいたします。

水俣市の資源物の分別については、水俣市民が行う分別制度は極めて優秀であり、他品目への異物混入はほとんどなく、水俣ブランドとして内外から高い評価を受けております。分別の正確さについては、ほとんど問題ないのですが、問題点として最も大きく深刻なものは、先ほど西田議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、可燃ごみの中に本来資源として分別されるべきものがまだ多く含まれている点であります。

特に、可燃性の資源物である紙と廃プラスチックであります。それは広域行政事務組合への負担金としてダイレクトに反映され、その額が年間約1億7,000万円と大きく、極めて深刻、かつ緊急な課題であります。

次、ごみ減量のため、さらに取り組もうと思っていること、また市民に啓発したいことについてお答えいたします。

さきにお答えいたしましたとおり、水俣市が最も優先すべきごみの課題は可燃ごみの減量であり、可燃ごみの中に含まれていると推測される紙類と廃プラスチック類の分別徹底と発生抑制であります。食品トレイと買い物袋の削減による発生時点での抑制に取り組んでおられますごみ減量女性連絡会議、議員もメンバーに入っておりますが、そちらの方の活動を支援しながら、情報を共有し、さらなる紙類等廃プラスチックの資源化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、県議会の「容器包装リサイクル法案の改正を求める意見書」についての見解についてお

答えします。

この意見書を簡単に3つに要約しますと、1つが、市町村の収集選別、保管にかかる経費の軽減、2つ目が、発生抑制及び再利用を促進する制度の導入、3つ目が、分別排出やリサイクルが容易になる容器包装の統一規格化でございます。

この意見については、水俣市としても全く同意見でございます。特にびんに関しましては、業者の容器包装リサイクル協会に支払う負担金が免罪符となり、びんのリサイクル方法がワンウェイからリユースへの転換を阻害する原因となっているという、何とも皮肉の状況となっております。

この意見書に述べられている要望が認められ、法律の改正が実現されることを望んでおります。  
議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 御答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

この問題につきまして、先ほど西田議員に御回答をずっといただいておりますので、大体重なっていると思いますので、ただちょっと気になることと、質問を2つぐらいさせていただきます。

17年度の水俣芦北広域行政事務組合負担金が約2億円で、約ですけれども、ごみ収集の委託料が約1億8,000万ということで、本市の財政に大変大きな負担となっております。ちょっとクリーンセンターの方にお話を聞きに行きましたら、なかなか燃えるごみが減らないので、有料化も考えないかなかなというようなこともちょっと、そういった意見も持たれているようなこともお聞きしましたがけれども、正直言いますと、これだけのお金を税金から出しておりますので、市民がある程度出しているのと一緒にかなというふうに思っています、できればやはりごみを分別して、減らす方法でお願いできないかというふうに思います。それで西田議員の提案のように、やはり収集の回数をもう少しふやしてほしいということがあります。

そして、先日、私ども袋の方ですけれども、学童保育の方でごみの分別のことを、道路で拾ってきたごみを分別したときに、クリーンセンターの方が来てくださって、子どもたちにお話をさせていただいたんですけども、そのときの話が初めはみんな後ろを向いていたんですけども、話が終わるときには、もうこんなになりまして、もう本当に一生懸命聞いておりました。これは子どもたちにとって、本当にいい教育なんだなというふうに思っています、ごみを捨てたらまずだめなんだよというふうに言っていただいて、とてもこういうことはいいなと思っていたので、できましたらいろんな地区で、そういう説明会のようなものをしていただいて、今のごみの現状を話していただければありがたいかなというふうに思います。これが一つ質問です。

それと、これは総合医療センターの院長先生にもこの間お話ししましたんですけども、昔は、私どもの昔というか、私どもの子どもは、おしめは、布のおしめを使っておりました。今は紙おむつを使われるお母さんたちが多いんですけども、紙おむつの問題というのもいろいろありま

して、それを言い出すと切りがないので、ちょっと今言いませんけれども、できたら医療センターあたりで、子どもさん生まれるときにおしめは布がいいよとかというふうに、ごみにもならないからというような指導をしていただけないかということ、そのときに言いました。こういったことが可能かどうかということで、この2つをお聞きしたいと思います。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の質問にお答えいたします。

水俣市の可燃物のごみの現状、そういったふえ続ける可燃物のごみの現状とか、広域行政事務組合の負担金等にかかわる税金の大変大きな出費と、そういったことについての地域の住民への説明とか、そういったのをつもりはないかということだと思います。これにつきましては、各区長さん等で構成されておりますリサイクル推進協議会とか、いろんなあれもございまして、年に数回、そういった会議をして、そこでも各区長さん等に御説明をしているところでございますが、折を見まして、そういった地域の方々への説明というものにつきましても、今後、検討させていただきたいと思っております。

議長（松本満良君） 葦浦総合医療センター事務部長。

総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 突然飛んでまいりましたので、びっくりしましたけれども、私も実はおしめで育った世代でございますので、おしめの方がいいのかなと、実は思いますけれども、今現在は私の子どもはもう実は紙おむつで育った世代ということで、布と両方兼用して育てた記憶ございますけれども、今、医療センターの多分産科だと思いますけれども、退院されるときに、そういう御指導とかされたらどうですかということだと思いますけれども、実際、先生方がどう思っておられるのかということもございますけれども、帰ってちょっとそういう話をしてみたいというふうに思っております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 要望で終わります。容器包装リサイクル法案の改正については、大変前向きな御意見をいただきましてありがとうございます。

本議会に提案をしていますので、ぜひ決議されるようにと祈っています。

以上です。

議長（松本満良君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について答弁を求めます。

山田水道局長。

（水道局長 山田敏博君登壇）

水道局長（山田敏博君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場についてお答えします。

まず、水道水源保護条例の制定について、その後、検討はあったのかの御質問にお答えします。

平成17年、第2回定例会において、藤本議員、緒方議員の一般質問にお答えしましたとおり、昨年12月、三重県紀伊長島町が水道水源保護条例に基づいて行った産業廃棄物の中間処理施設を「設置の禁止される事業場」に当たると認定した処分は違法であるとする最高裁の新たな判例が示されたところであります。

この判例の要旨は、条例においては、事前協議して慎重に判断するとしているのに、産業廃棄物処理施設の許可申請等の準備を既に行っている業者に対して、事前協議の場で協議をしないまま、いきなり産業廃棄物処理施設建設自体を規制対象にして、事実上、設置不可能な状態に陥らせるのは、産業廃棄物処理業者の地位を不当に害するものだという内容でありました。

近年このような新たな判例等を踏まえて、本市において、水道水源保護条例を制定することは、本市水道事業の運営上、極めて大きい影響が予想されるため、当該条例を制定することは考えておりません。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、「環境モデル都市」として、最終処分ごみを他市から受け入れる場合、基本的にどのような考えをもって受け入れるつもりかについてお答えいたします。

水俣市は、水俣病の教訓をもとに、環境で苦しんだまちだからこそ、環境にこだわり、環境で立ち直っていこうということで、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行い、さまざまな環境施策を行って、内外から認められる環境モデル都市になっています。その後、水俣市民が取り組んできた環境保全活動を生かし、地域で発生したものは、地域でリサイクルする地域内ゼロ・エミッションを目指しています。エコタウン事業やごみの分別収集もその一つの方策であります。

ゼロ・エミッションにおいては、すべての廃棄物を再資源化することが最終目標ではありますが、現在の技術ではどうしても資源化できず、最終処分場に頼らざるを得ないことも事実であります。

また、これまでも申し上げておりますが、水俣市から排出される産業廃棄物は他の市町村に設置された処分場に持ち出しながら、水俣市に持ち込むことは一切許さないという考えはいかがなものかと思っております。

基本的には、市内で発生した産業廃棄物についても、また、仮に他市から受け入れる場合においても、ゼロ・エミッションを目指し、でき得る限り、廃棄物の再資源化を促進し、どうしても資源化できないものを受け入れるということが、これからの最終処分場のあり方ではないかと考えております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 2番目の質問に入ります。

水道水源保護条例ですけれども、御存じのように、全国で200以上の自治体がこの保護条例をつくっておりますけれども、先ほど来いろいろ御意見を承りましたが、今回ずっと調べてみましたら、千葉県の市原市というところの条例が水道水源の保護地域のところに一番に産業廃棄物、2に砂利採取、3にゴルフ場ということで、対象事業者をおきまして、それに対する規制をするということをつくってありまして、ここの条例のおもしろいところは、市民の責務というのがございます。市民の方では調理のくずだとか、廃食油等の処理、また洗剤の使用とか、そういうことを適正に行うようにということで、この条例には盛り込んであります。

時間がありませんので、水道水源保護条例のことで、こんなことを市原市の方からお聞きしました。何とお電話して2時間余りお話をしましたけれども、その中で水道水源保護条例は役に立っていますかというふうに私が聞きましたら、もちろん役に立っていますと。1つは、国の法律的規制というのは大変甘くて、産廃の問題では、もう国の規制は本当に甘いということで、さらにどんどん法律を変更して行って、厳しくしていているのはいいんだけど、その厳しくした後に残ったごみというのは、ほったらかしだということで、どうにもならないものが、ここはかなりの処分場とゴルフ場とがあるみたいなんですけれども。そういうことで水道水源保護条例は、その意味では市原市としては、業者が入ってくるときには、まず説明をしてもらったりとかということで、今も現実にこの水道水源保護条例があるので、ゴルフ場をつくるという人がおられて、その方たちにその前提で、まず説明会というのをさせているということだそうです。それが1つあります。

それから環境モデル都市宣言の問題ですけれども、今回、4月にシャボン玉フォーラムという全国大会がありまして、仙台の方に行ってまいりました。そこでは産業廃棄物の問題でしたので、私もぜひ勉強してみたいと思って行ったんですけれども、全体の講演の講師が国の仕事をずっとされた方でした。内閣府政府調達苦情検討委員会で公害等調整委員会ですね、また豊島の方で廃棄物処理の協議会の会長などもされまして、本当に頭を悩ませてきましたと、いろんなことですね。その方がおっしゃったのは、本当に抜粋した部分だけ申し上げますけれども、現在、アメリカなんかがそうらしいんですけれども、最終処分のごみについては、州ごとで規制をしているということなんです。例えば商品になるような中間処理になるようなものは越境して、要するに流通してもいいけれども、埋め立てるごみについては、越境をさせないと、そういった考え方を今後日本の政策として、打ち立てられた方がよいと、そういうふうにも思っているし、その方向に行くだろうというようなことを、この先生はおっしゃっておられました。大宮大学の先生ですけれども。これを聞きましたときに、水俣市の宣言というのも、どんどんと内容を時代に合わせて変わっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところでは、市長が

中立だということについて、ずっと私も述べてまいりましたけれども、ゼロ・エミッションの考え方、また水俣市のこれから先のごみの問題については、きちんとした指針を持っているべきではないかと思われましたので申し上げました。

済みません、時間がないので、もっと質問したいこともありましたんですけども、今回は最終処分場の問題については、これで終わらせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、水道水源保護条例はぜひつくっていただきたいと思います。

それから環境モデル都市だから、最終処分のごみを受け入れるという考え方は、私はおかしいのではないかと思いますので、その意見を申し述べまして、この問題については終わらせていただきます。

議長（松本満良君） 次に、国立水俣病総合研究センター主催の健康セミナーでの滝澤助役の発言について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 国立水俣病総合研究センター主催の健康セミナーでの滝澤助役発言について、順次お答えをさせていただきます。

まず、水俣病は、毛髪水銀200ppm以下では起こらないという発言について、市として事実を確認されたかについてお答えさせていただきます。

去る3月26日の国立水俣病総合研究センター主催の第3回公開セミナーにおいて、滝澤助役は「食と健康」と題して講演しております。講演は、出席者に配布した講演資料に従って行い、資料の表「米国FDA（食品医薬品庁）による規制値の見直し」の説明において、米国ロチェスター大学医学部研究グループが米国FDAに提出した報告には、新潟水俣病の発症時の最小発症量は50ppmではなく、200ppmになると記載されており、このことを皆さんに紹介したと聞いております。

次に、国が定めた魚介類の暫定的基準値は厳しい、もっと高くしていい旨の発言について、市として事実を確認されたかについてお答えします。

滝澤助役から、国が定めた魚介類中水銀の暫定規制値は諸外国の中では最も厳しい10.4ppmであることを講演資料の表で説明したと聞いております。

この規制値は、水俣湾の魚介類対策や環境復元事業の策定等において重要な役割を果たしてきており、その意義について助役は否定しておらず、一方、暫定規制値というように、研究の進展や社会の変化とともに、一般消費者のリスクマネジメントにおけるこの規制値の有効性や妥当性については、常にさまざまな議論において見直されるものです。

例えば、この規制値は全国で流通する魚介類に対して強制力をもって適用されることは現在あ

りません。実際には、規制値を超える魚介類も散見されますが、それによる健康被害は発生しておりませんし、消費者の健康を守るためには、より効果的で現実に即した規制値を考えるべきであるとの意見を紹介したとのことでした。

現在、内閣府の食品安全委員会汚染物質専門調査会において、低濃度の健康影響についてのリスク評価が進められており、この結果を受けて厚生労働省と水産庁がリスク管理を提示する段取りにあると聞いております。

次に、複数の公開質問状の提出を認識しているかについてお答えします。

御質問のとおり、認識いたしております。

次に、聴講した市民の混乱をどのように認識されたかについてお答えします。

公開セミナーは国立水俣病総合研究センター、鹿児島大学、長崎大学の研究者を初め、多くの市民の方々が出席され、有意義な講演であったと聞いております。

講演会終了後は恒例のように盛大な拍手を受け、司会者の謝辞をもって、次の講師の講演に入ったと聞いております。その際、聴講した市民に混乱は全くなく、主催した国水総研では企画した成果と話しておられ、また大学の研究者の方は、大変興味深い内容で、いろいろと勉強になったと話されていたとお聞きいたしております。

次に、環境都市みなまの助役として適切な発言であったのか、市長としての見解についてお答えします。

今回の講演は、国水総研の研究者に対しては、水銀による健康影響についての的確なリスク評価とリスクマネジメントの必要性を指摘し、一層の研究推進を促そうとしたこと、また、通常の魚食では健康に問題はなく、脂肪分の多いマグロ、サバ、ニシン、マス、サケなどの魚類に含有するドコサヘキサエン酸やエイコサペンタエン酸、タウリンなどが子どもの脳機能を高めるほか、成人の生活習慣病を予防することなど、食と健康の課題を最新のデータで具体的に話され、事に水俣市では百寿者が全国のトップレベルと際立っていることを知らされ、感激した人々がおられたこともお聞きいたしております。このことは講演資料から容易に読み取ることができます。

したがって、この内容が環境都市みなまに相入れない不適切なことだとは考えておりません。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 御答弁をいただきましたので、2番目の質問に入ります。

市長の方も詳しい話をなさいましたので、私の方も余り理解できずにいましたけれども、一生懸命勉強をしまして、考えてまいりました。助役は、詳しい話になりますけれども、水俣病は毛髪水銀200ppm以下では起こらないと言われた発言の中ですね、その中でアメリカのロチェスター大学医学部研究グループがスウェーデンの方でも研究なさってるわけなんですけど、スウェー

デン専門家グループによる水俣病の最小発症値を血中で0.20ppm、頭髪で50ppmとしているのは、それは間違いで、新潟水俣病患者の検体採取は発生時期とずれており、当時の分析事実ともずれている。従って、最小発症量は血中で34ppmで、頭髪で200ppmだと推察されているというふうに、そのときに御講義で述べられているんですけれども、この34ppmというのは、まず間違いでありまして、助役の方で公開質問状の中で、訂正をされておられます。私がここで質問をまず一番にしたいことは、助役はこの一連の発言なさいましたけれども、何の必要があってこの質問をなされたのかということが全く理解できませんので、まずそこのところをお答えいただきたいと思えます。

それから余談ですけれども、ロチェスター大学の研究は新しいというふうにおっしゃったということですが、この研究は32年前のものでありまして、世界では毎年のように1,000人単位での調査などがあるというふうに向っております。

重ねて申し上げますけれども、このような資料をもって来られて、助役が申し上げられたかった事はどういうことなのかということをお伺いしたいと思います。

さらに魚介類の基準値のことでは、このセミナーを聴講された3人の方が公開質問状を助役あてに出しておられます。

助役は、「厚生労働省の公表する魚介類の基準値の中には、規制値を超えるものも散見されますが、それによる健康被害は発生しておりません。消費者の健康を守るために、より効果的で、現実に即した規制値を考えるべきであるとの意見を紹介したものです」と、これは公開質問状の回答の中に文章で回答されています。この回答の結びに、「国はただいま指針を策定中ですので、各界専門家の意見を聞くはずです」と結んでおられます。

そこでその指針のことなんですけれども、もちろん御存じだと思いますけれども、先日6月9日付の新聞報道、これは熊本日々新聞ですが、メチル水銀の1週間の許容摂取量について、食品安全委員会の汚染物質専門調査会では、現在の国内規準より約4割少ないリスク評価結果をまとめています。その中で、座長が言っておられるのは、佐藤さんという座長ですけれども、「国際基準より高目になったが、十分に安全を確保できると判断した。——低くして確保できるというふうに判断したというわけですね——妊婦だけでなく、妊娠を希望する女性も考慮してほしい」とまとめられておられます。つまり、現実に即したというふうに言われておられますけれども、リスク評価が現実には倍に近いほど厳しくなっているわけです。これについて、2つ目の質問いたします。

また、聴講した方の混乱についてですが、市長の方では混乱はないとおっしゃいましたけれども、身重の奥さんと2人で聴講していた方がこのような質問を滝澤助役にされておられます。滝澤さんのお話は、本日配布された資料の中にある国立水俣病総合研究センター発行の「水銀と健康」

というのがあるそうなんですけれども、その6ページの中に、母体の水銀濃度について、特に注意しましょうというように呼びかけてあったんだそうですけれども、低濃度の水銀が胎児に及ぼす影響について注意を呼びかけていた内容だったそうです。そうなので、滝澤さんのおっしゃることと、この「水銀と健康」が言っていることとはそごを来すのではないのですかというふうに質問したところ、どちらが信頼できるのでしょうかと質問したら、滝澤助役はきっぱりと、私が正しいのです。それをつくった際、御自分でつくられたそうですけれども、それをつくった際には、メチル水銀の研究について不明瞭な部分もあったので、規準を厳しくしていたとおっしゃったということですが、この発言は、国の指針のこともですけれども、国立水俣病総合研究センターの現在の研究の方向性や、また水俣市の住民とっても大変混乱を招くような発言ではないのかというふうに思いますので、この3つについて質問をいたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 藤本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この発言の趣旨、なぜしたのかということですが、環境省の方から講演の依頼があったということであります。

それと、今御質問の中でいろいろお聞きいたしておりましたところ、国立水俣病総合研究センターの所長時代の発言とか、この場でふさわしくない御質問でございまして、そこは、先ほども言われましたように、公開質問状等でお答えをしているというふうに思いますので、この場でお答えすることは私は適切じゃないというふうに考えております。

議長（松本満良君） 藤本寿子議員。

藤本寿子君 3回目の質問をいたします。

滝澤助役の公開セミナーでの一連の発言に対し、さまざまな立場の人たちから公開質問状が出ておりますけれども、事に市内にお住みの未認定の被害者の方から、このような公開質問状が出ております。

私はこの発言に対して疑問を持ちました。発言が真実なら、元国水総研所長、現水俣市助役としての職務を考えたとき、重大な問題発言だと思います。その理由としては、あなたは水俣病事件の被害事実を余りに知らなさ過ぎるのではと思うのです。私の家族は水俣病によって取り戻すことのできない悲惨な運命を強いられた一族です。祖父は急性劇症型で殺され、父は38歳で死に、妹は胎児性患者として一生を苦しまされ、祖母も水俣病で死に、母親も認定患者として体調に日々苦しんでいます。このような家族の中で、47年間、水俣病を見続けてまいりました。私は45年前、毛髪水銀値が226ppm検出されています。祖母の場合20ppm以下でも水俣病と認定しています。あなたの発言は、私の家族に対しにせ患者と受けとめかねない重大発言だと思います。さらに、このようなあなたの発言が50年近くたった水俣病事件が今でも解決できないでいる原因

の一つだと思えます。私は、あなたに対しての発言の撤回と何を根拠に発言されたのか具体的な説明を求めます。

質問は4つあります。私の親族には20名の水俣病患者がいます。このような中で私の毛髪水銀値は226ppm検出されていますが、この原因は何だと思えますか。

2、毛髪水銀値が226ppmの被害を受けた私に健康への被害があると思えますか。

3、祖母は20ppm、妹は33ppm、母親は71ppmで水俣病として認定しています。あなたの発言と異なりますがなぜですか。

4、水俣病が拡大した最大の原因は何だと思えますか。

この4つについて、助役には5月25日付で回答をなさっておられます。

まず気になるのは、水俣市の職員に公開質問状の回答を持っていかせたことです。さらに4つの質問すべてに助役として答えるべきところ、1については答えられましたが、2、3、4についてはお答えがなかった。その理由は、「私は神経内科医ではなく、水銀の中毒学、疫学的研究に従事してきた。水俣病の認定審査にはかかわったことはなく、それぞれの御質問に答える立場にはない」とおっしゃっておられますが、講義の内容と、御回答に矛盾があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。もう少し立ち入って申し上げますと、健康セミナーにおいて、それではなぜ専門外のことまで言われたのでしょうか。そのことが市民の混乱を招いているのではないかと私は思います。

平成4年に「環境モデル都市宣言」が出まして、市民と患者との融和をうたっています。なぜ被害者の切実な思いに直接耳を傾けて、公開質問状が出たことに御回答をなさらなかったのか、本当に私は残念に思います。

そして、この問題は決して看過できない、助役という立場でおられる以上、また関西訴訟の判決以降、2,000人に及ぶ申請者が出る中、恐らくやっと申請をしたという人が多いと思うのです。この方たちはどのような思いでこの発言を聞かれたかと思うと、本当に残念な思いがいたします。救済されないで亡くなった方もたくさんあります。一つの規制や一つの基準値によって、何千人の人をさへ切り捨ててしまうことができます。

また水俣病という病からの欠落ではなくて、人間の生きてきたあかし、つまり尊厳を切り捨ててしまうことだと私は深く思い立っていただけないかと考えます。

水俣市のもやい直しは、今や崩れ落ちつつあるのではないかと思います、いかがでしょうか。最後に、2つの質問をいたします。

公開質問状を出されたこの方に対して、会ってきちんとお話をしていただけないかということが1つです。

もう一つは、できましたら、たくさんの方が公開質問状を出されておられますので、話といい

ますか、公開討論会でもしていただけないかと思ます。

この2つのことを質問して終わりたいと思ます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 今、藤本議員から御質問がございましたけれども、助役として質問というよりも、研究者に対しての質問ではなかったかというふうに思っております。私は問題はどんどんすり変わっているような気がして残念でなりません。本当に残念であります。

この講演会というのは何かといいますと、食と健康をテーマにした健康セミナーでの講演でありまして、助役のスライドを見ましたけれども、約50枚スライドがある中で、この水銀についてのスライドというのは7枚でありました。ですから、よく資料とか説明がということでございますけれども、その一貫の中で、私が聞いたところでは、主催者側の方から食と健康だけではなくて、水分に関連したものも入れてくださいということでの説明でございましたので、説明の資料が足りなかったという部分はございますけれども、あくまでも食と健康がテーマであったということをお認めいただきたいと思ます。

また、これについては、助役は、今、助役としての立場で頑張っていたいておりますので、それについての討論会を行う気持ちも現在のところございません。

議長（松本満良君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩いたします。

午後 2 時37分 休憩

---

午後 2 時47分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

（吉田正和君登壇）

吉田正和君 こんにちは。

民主党の吉田正和でございます。

本日もたくさん苦言を申し上げることになるかもしれませんが、市の政治がよくなればよいという純粋な気持ちで申し上げるだけでございますので、そこは御了解いただきたいというふうに思ます。

まず、産廃最終処分場問題から申し上げます。

産廃最終処分場問題は、水俣が本当に水俣病の教訓を生かしているのか否かを正面から水俣に問うています。

環境分野においては、水俣は日本国の中の熊本県の人口2万か3万の一地方小都市ではなくて、

世界の水俣であり、世界じゅうの心ある人が水俣がこの問題をどう処するかを目を凝らして眺めているのです。

この問題を正しく乗り切れれば、水俣は真の環境モデル都市足り得るでしょうし、逆に誤った処し方をすれば、水俣は世界の信用を失ってしまうでしょう。

この問題の本質は、水俣が水俣のアイデンティティーを失うかどうかというところにあります。

ところで、事物に処するには、理念や哲学がしっかりと確立されていないと、後々必ずぶれが生じてしまうので、まずもって後世の批判に耐え得るしっかりとした哲学を練り上げることが肝要と考えます。

では、産廃最終処分場問題はいかに考えるべきでしょうか。私は、主にほかの地域で発生したごみのための産廃最終処分場建設は水俣市内であれば、規模、場所を問わず絶対反対する立場に立っています。理由は以下のとおりです。

まず、主に地元で出るごみはほかの地域には迷惑をかけないように、主に地元で処分すべきと考えます。これは「地域内処理の原則」と呼ばれ、ほかの地域に迷惑をかけないようにという責任感に基づいています。換言いたしますと、自己責任論に立脚しています。自分の家を出たごみを人様の家の庭先に捨ててはならないのと同じことです。このルールを否定すると、まさに反対のための反対になってしまいますから、このルールは是認されなければなりません。つまり、このルールを認めた時点で反対のための反対からは抜け出したこととなります。

問題となるのは、ほかの地域で発生したごみを水俣は引き受けるべきかどうかという点です。既に地域内処理の原則は認めているので、ほかの地域で発生したごみを引き受けるかどうかについては、理念的には水俣が自由に判断してよいということになります。私は引き受けるべきではないと考えます。理由は以下のとおりです。

まず、水俣は水俣病の教訓を生かし続けなければならないという使命を負ったまち、環境モデル都市として存在します。環境破壊のツケは必ず人間に戻ってきますから、環境破壊だけは何としてでも避けなければなりません。そして環境保全の視点から、ごみ問題をせんじ詰めると、自然に返らないタイプのごみをいかにして減らすかということに帰着します。ならば、水俣は自然に返らないタイプのごみをどのようにして減らせるか、そこに力を注ぐべきということになります。これが水俣とごみとのかかわり方ということになります。そこに来て、最終処分場は自然に返らないタイプのごみを減らす機能を有するのでしょうか。否です。最終処分場はごみをただ単に引き受け、集積し、ため込むだけですから、ごみを減らすこととは全く関係ありません。つまり、ごみをどんどん集積し、ごみの山をつくるのが最終処分場であり、それはごみをいかにして減らすかという水俣の役割とはむしろ逆の機能を有しています。

以上の理由、つまり水俣の役割論から、主に他地域から持ち込むごみのための最終処分場建設

は、水俣市内であれば、規模・場所を問わず許されないということになります。ですから、世界一の安全性を有する処分場をもってしても、建設予定地を市内で、例えば海岸部に変更したとしても、建設規模を小さくしたとしても、仮に大変な経済効果が見込まれるようなことがあったとしても、事業に行政がかかわるような公共関与形態であったとしても、万一国や県から多額の補助金が来るようなことがあったとしても、水俣の役割論から建設は絶対に許されません。

以上の論理は水俣が水俣病を経験した時点で決定されたものであり、私はそれを解釈しているに過ぎません。水俣の役割は、水俣病の経験から自動的に、論理、必然的に規定されているのです。我々水俣人は水俣病で地獄の苦しみを味わい、そしてそれは水俣と水俣人にとって歴史を貫く最大の体験であり、記憶です。

ここで水俣病の教訓を生かして処分場建設阻止することができなければ、水俣病で命を落とした人々と、すべての生命が果たして浮かばれるでしょうか。

次に、いま少し役割論が一般的責任論を凌駕するという視点で敷衍して述べてみたいと思います。

水俣は世界で最も悲惨な公害、もしくは公害病を経験したからこそ、環境分野においては、それを超克して、世界に向けてリーダーシップをとることが期待され、我々水俣人も「環境モデル都市」として生きていくことを決意いたしました。

結局は人間にツケが必ず戻ってくる環境汚染を決して繰り返さないというのがその趣旨です。

そのような水俣に対して世界じゅうのだれが最終処分場の建設を期待しているのでしょうか。世界が水俣に対して期待するのは最終処分場の建設などではなく、この地球上で全世界の人々が最終処分場をつくらなくても暮らしていけるような、社会・文明をつくり上げるにはどうしたらよいか、その徹底研究をすることを期待しているのです。それが水俣病の経験から規定される水俣の使命であり、世界が与えた役割なのです。どこかにつくらなければならないなどというような一般的責任論に基づいての最終処分場の建設を水俣に期待する人は、世界じゅうどこを見渡しても恐らくいないでしょう。論を整理すると、世界は水俣に対して最終処分場の建設などではなく、環境分野における地球規模でのリーダーシップをとることを期待しているのです。

以上、水俣は水俣病を経験した時点で、他所で発生した産廃のための最終処分場建設は水俣市内であれば、規模・場所を問わず絶対反対すべきという結論が導き出されますが、江口市長は、水俣が水俣病を経験した時点で、いかなる結論が導かれるとお考えでしょうか。環境モデル都市と産廃問題をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして、住民投票についてお尋ねいたします。

私はかねてより産廃最終処分場設置の是非を問う住民投票を実施すべきということを主張しておりますが、まず、住民投票はどのような場合に行うべきかといいますと、次のようなケースが

考えられます。

1つ目は、地域住民の命運を左右しかねない大問題が発生しているときには、みずからの運命はみずから決すべきである。

2つ目は、地域社会に多大な影響を及ぼしかねない大問題が発生しているにもかかわらず、前回の選挙の争点になっていない場合は、政治は民意を反映しない蓋然性が高いので、住民みずから意思を表示すべきである。

3つ目は、今現在の政治が実際に民意をしっかりと反映していないような場合である。

私は産廃問題においては、この3つの要件のすべてを充足しているように感じていますので、まさに住民投票を実施すべきこー一番のタイミングとっております。

これほどの大問題は、今後起きることは恐らくあり得ないので、住民投票という制度は今使わなければ、未来永劫使うことのない制度になってしまいます。逆に言えば、今回のような大問題のためにこそ住民投票という制度は用意してあるのです。

仮に、今述べたような要件を満たしていなくとも、次のような筋論から、やはり住民投票を実施すべきと考えます。つまり、水俣病を経験した水俣は、現在、環境モデル都市として存在します。水俣病の経験は水俣の生い立ちであり、また環境モデル都市であるということは、まさに水俣が水俣であり続けるアイデンティティーです。そのアイデンティティーを根底から覆しかねない大問題が今回の産廃問題です。

みずからの生い立ちや生き方を大きく揺さぶる大問題なのです。この問題は我々水俣人に対して、この問題をどう乗り切るのですか。また環境モデル都市として、この問題をどう考えるのですかという問いを正面から突きつけています。ですから、我々水俣人は環境モデル都市の住民として、この問いに正面から回答をしなければなりません。産廃問題をどう考えるかをしっかりと意思表示する必要があります。

次に、住民投票を行った場合の実際上の効果ですが、これには決定的な効果があります。どうということかと申し上げますと、一般に住民投票条例には住民投票の結果を首長は尊重しなければならないという条文が入ります。これは決定的な意味を有する条文なのです。水俣の産廃問題については、以前約2万人の産廃反対の署名が集まりましたので、その後、反対運動が衰退していない限り、産廃に反対する市民の数はふえていると常識的に推測できますので、住民投票を行った場合、産廃最終処分場は設置すべきでないという結果が出るのは間違いないでしょう。つまり、江口市長は中立の立場におられますが、私は中立は事実上の賛成派と考えていますけれども、いずれにしても、住民投票の結果が産廃反対ということになれば、それを尊重するということは、その論をずっと推し進めて考えますならば、市長も反対の立場に立たなければならないということになってしまうのです。つまり、市長が反対の立場に回らなければ、結果を尊重すべきとする

条例を破ったということになってしまうのです。もちろん、条文の性質上、これを破ったからといって、即、法的な責任が生じるわけではないでしょう。しかし、条例を破るわけですから、決定的な政治的責任が生じるでしょう。つまり、住民投票の結果は、市長に対して条例を破るか、反対の立場に立つことのどちらかを選べと迫ることになるわけです。これほど、市長に対して強力に本意を迫る手段はほかにあるでしょうか。栃木県で産廃の反対運動にかかわった現職の議員の方のお話によると、知事が許認可の判断をなすに当たって、やはり地元の意向も参考にするとおっしゃられました。その際に住民が幾ら反対で固まっていたとしても、首長や議会が反対でまともでないならば、知事は判こを押してしまうそうです。ですから、まずもって市長が反対の立場になれば、知事が判こを押してしまう可能性は極めて高いということになります。ですから、反対運動の第一にやらなければならないことは、市長に対して反対の立場に立ってもらう運動をやることなのです。そして、その最も強力な方法が先ほど来申し上げております住民投票なのです。

次に、住民投票を実施するには、予算がかかりますが、額は大まかに試算いたしましたところ、1,000万円前後ということになりました。しかし、この額は場合によっては30億円とも見積もられる市長提案の建設予定地買収額や、水俣に計画されている処分場の規模に比べれば圧倒的に小規模の香川県の豊島や岐阜の処分場では産廃による環境汚染が発生しており、その後始末費用は現段階でもう既に数百億円に上っており、そうした額と比較すると、全く取るに足りない額ということになります。

また、住民投票を実施する自治体の数は、原発や産廃最終処分場の設置問題を含めて、全国的に増加する傾向にあります。ちなみに産廃反対の町長が暴漢に襲われた御嵩町では、その町長が反対運動の先頭に立ち、住民投票条例の制定もみずから率先して行われました。住民投票の結果にも進んで従う旨あらかじめ述べてもおられました。

以上、述べましたことを前提にいたしまして、住民投票条例が可決成立しましたときには、条例を執行する予算をつけるおつもりがあるのかどうか。つまり、私は住民投票を実施すべきと考えますが、市長はどういうおつもりかお尋ねいたします。

続きまして、教育問題についてお尋ねいたします。

現在、文部科学省の義務教育における方針の中核は、子どもたちに生きる力をつけさせることです。以前は、学力向上のみを目指す知識偏重型の教育が行われておりましたが、いろいろな反省のもと、現在の生きる力を養う教育になったものと理解しております。

ところで、生きる力の内実は文部科学省によりますと、知識を初めとして、考える力など、種々雑多なファクターの総合体、総合力ということですが、しかし、生きる力の筆頭要素として、学力向上、つまり知識を挙げているところを見ますと、やはり、知識を最重視していることが伺

われます。もっと申し上げれば、このたびの水俣市第4次総合計画の中にも、「生きる力をはぐくむため」とし、生きる力を明確に目的として位置づけ、学力、つまり知識等をその手段としています。手段の中で、学力向上、つまり知識を筆頭に想起する以上、論を大きく整理すれば、生きる力と学力向上、つまり知識は目的と手段の関係として位置づけられているということになります。

ところで、子どもたちに対して、入学式や卒業式などの公式の場で、たびたび江口市長が、勉強しなくてもよい、勉強しなくても自分のように市長にもなれるんだとおっしゃっておられる旨を仄聞いたしました。このことは、生きる力と知識や学力が目的と手段の関係に立たないことを市長御自身が認識された上で発言されていると思います。その点、私も生きる力と学力や知識といったものが目的と手段の関係に立たないとする市長の考えには全く賛同するものでございます。しかしながら、江口市長はエコタウン・サミットの際には、水俣市では学力向上に力を大変に入れており、目覚ましい結果を上げている旨あいさつされました。

教育方針の根本原理にかかわる大事な部分について、矛盾する発言が余りに目立つように感じしております。このような状況では、教育委員会としても非常に困惑するものと思われまます。

そこで、まずは前提として、教育委員会としては、生きる力と学力向上の関係という教育の根本的な原理について、どのようにお考えかお尋ねします。

続きまして、議員定数削減についてお尋ねいたします。

まず、議会の役割論から説き起こしてまいりますと、近代に至るまで権力は分けられておらず、単一のものでした。今日で言う行政と立法と司法が分けられずに、単一の権力として存在してきました。しかし、権力は歴史的に見れば、必ず腐敗し、暴れ回り、人民・国民を傷つけてきたのです。ヨーロッパにおける中世絶対王政がまさにその典型でしょう。その後、暴れる権力をどうにか弱体化するために権力を分割いたしました。最初は2つに分割され、立法権がまず権力本体から独立したのです。その後、司法が分割され、3つの権力になって、現在に至っています。しかし、分割しても何ら歯どめがないので、小さくとも権力である以上暴れ回ります。特に危ないのは、やはり行政権です。なぜならば軍隊や課税権を持っているので、現実的に人民・国民を傷つけ得るからです。分割してもなお権力は暴れ回るので、それを抑えるために、何らかのストッパーをつけましょうということになりました。それがいわゆるチェック・アンド・バランス、つまり抑制と均衡を保つために発明されたさまざまな道具です。最も危険な行政権に対しては、ストッパーとして議会に行政の長に対する不信任決議を初めとするさまざまな道具が付与せしめられました。ストッパーとして最も強力なものが長に対する不信任決議なのです。つまり、そのことはとりもなおさず、長に対する不信任決議をなしたときに、議会は始めて十全にチェック機能を果たし得たということになるのです。

では、今回の産廃問題という未曾有の大問題において、市長は中立という明らかに誤った判断をしているにもかかわらず、それに対して議会はチェック機能を十分に果たしているのでしょうか。市長の中立性がおかしいということは、今まで一般質問でも幾多の議員から触れられたことはございます。しかし、一般質問はあくまで質問であり、それ以上でもそれ以下でもございません。単なる質問に過ぎないのです。単なる質問はチェックの方法としては、いかにも弱過ぎます。ほかに不信任決議を初め、より強力な方法があるのですから、一般質問によって市長の誤った判断を矯正することができなければ、より強力な手段に移行していくのは当然と思われれます。では、その強力な方法は、ちょっと想起するだけでも、例えば市長に対して中立の立場から絶対反対の立場に翻意するよう求める決議をなしたり、また、それでもらちが明かない場合は、辞職勧告決議、また最も強力な方法として、先ほど来、お話しいたしております不信任決議があるわけです。

議会在産廃問題について全会一致で反対の決議をしているにもかかわらず、それに対して市長が中立の立場を変更しないという状況ですので、まさに、より強力な手段に訴えるべきタイミングではなからうかと思われれます。ですから、私は議会に対して、より強力な手段に訴えることをこの場をかりて御提案申し上げます。

蛇足ですが、一般質問はチェックの方法としては余り強力ではありませんが、産廃問題という水俣の人間が全員でストップをかけなければならない未曾有の大事件があるわけですから、議員は21名全員が一般質問に立って産廃問題を取り上げて、これを戦っていかなければならないはずなのに、産廃を、それも明確に、強く反対の立場から質問する議員は若干名であり、極めて憂慮する事態であると私は感じております。

私は産廃問題という水俣の命運を決しかねない大問題において、市長が明らかに誤った判断をしているにもかかわらず、それに対して議会がしっかりとチェックすることができなければ、議会のレーゾンデートルは一体何なのでしょう。

私はチェックを十全に果たし得ない議会にレーゾンデートルを積極的に見出し得ませんので、議員定数を減らすべきであるという議論が昨今出ておりますが、私は大幅に削減することをこの場をかりて改めて提案いたします。

具体的な数を申し上げますと、現在の定数は22名ですが、それをおおよそ半分にまで削減することを御提案申し上げます。また、民意を反映するために、定数削減には反対するという議論もあるようですが、その民意が議員定数の削減を求めているわけです。

また、定数を削減すると、次のようなメリットも生まれます。経費が浮くのはもとよりですが、何といたしましても、議員と特定の地域との密着性が薄れてきますので、今までのように議員の能力に関係なく、自分の地域からも1人は議員を出そうということで議員が当選してきたりであるとか、また親戚がたくさんいるので議員に当選しやすいなどといったような、市民全体、市政全

体にとって必ずしもプラスにならない形で議員が当選してしまうということが抑制しやすくなるということなのです。その結果、選挙が少なからず、政策型の選挙に移行していくものと予想されます。政策型の選挙になれば、政治の質も上がり、そのことはとりもなおさず市民の幸福に直結していくということになります。

そこで、お尋ねいたします。

議員定数を半分に減らした場合の経費以外の側面におけるメリットは今述べましたとおりですが、経費的な側面においてどれほどのメリットがあるのでしょうかお尋ねいたします。

続きまして、市長の資質についてお尋ねいたします。

æ, 決断力について。

まず、政治とか政治家といったものは一体何のために存在するのでしょうか。それは、まぎれもなく市民の幸福度を1ミリでもアップさせるために存在するのです。では、どうやってアップさせるのか、どのようにして市民を幸福にするのでしょうか。それは、政治家個人の人気や人格、人徳、はたまた金のばらまきやおどしによってなすものではありません。市民を幸福にすることができる政策によってなすものであります。人気があっても人格がすぐれていても、政策がよくなければ決して市民を幸福にすることができないことは、論を待ちません。要するに政策ありきなのです。そこで、市長を初め、政治指導者は何が市民を幸福にすることができる政策かをまさに決断しなければなりません。この判断を誤ると市民を不幸にしてしまうわけですから、政治家の仕事はまさにこの点に尽きるといっても決して過言ではありません。政策判断、つまりどういう政策が市民を幸福にするのか、その決断をすることが政治家の第一の仕事であり、最大の仕事であり、決定的な仕事ということになります。

ところで、御承知のとおり、本市の最大の政策課題は、産廃問題をどう処するかということにあります。では、これがなぜ本市の最大の政策課題であるかは、先ほどつまびらかに述べたところでありますが、大事なことです。いま一度簡明に繰り返させていただきますと、水俣が水俣病の教訓をしっかりと生かし続ける真の環境モデル都市であるか否かが試されており、かつ、もし環境汚染につながるようなことがあれば、市民生活に取り返しのつかない打撃を与えることになってしまうからです。

では本題に入ります。産廃問題は水俣の命運を決する大問題であります。この問題をどう処するかという本市の最大の政策課題において、市長は決断をしましたでしょうか。私は、市長には、決断力が必要と考えますが、江口市長はどうお考えなのかお尋ねいたします。

続きましてæ, 公約についてお尋ねいたします。

まず、公約というものの位置づけ、とらえ方が定まっていないように感じていますので、そこから説き起こしてみたいと思います。

公約のまず「約」の字ですが、これはもちろん約束の意味であり、別の言い方で申し上げますと、契約といっても差し支えございません。

次に、公約の「公」ですが、これはまさにパブリックということですから、個人対個人、1対1の関係ではなく、万人に対するの意味ということになります。ですから、結論を申し上げますと、公約は政治家の万人に対する政策についての約束、市民一人一人に対する契約ということになります。それでは契約というものを破るとどうなりますでしょうか。御承知のとおり、一般社会では法的な責任が生じ、場合によっては訴えられてしまうほど重い責任が生じます。もちろん社会的、道義的責任も生じます。政治家のなす公約は、万人に対してなすものですから、私は、一般市民社会における1対1の約束よりも、その重みは圧倒的に重いものと考えます。

また、政治は市民生活に対して、最も強力に、広範に影響を及ぼす作用であり、営みであるならば、そういう意味においても政治家の公約は決定的に重いものではないでしょうか。また、別の角度から公約の重みを敷衍して申し上げますと、選挙において選挙民はみずからの幸福なり、夢なりを託して投票するわけです。その際に、みずからの幸福や夢をだれに託して投票するかは、政治家の公約を見て判断するわけです。そのような意味においても、公約の重要性は容易に理解できるかと思えます。

ところで、江口市長は、市長選の際に、新たに港の建設をしたり、市長公用車の廃止——もしくは、ここちょっと記憶が不確かなんですけども、市長室を1階に移転することなども入っていたような気がいたしますが、済みません、取り消しいたします。市長室を1階に移転するということは、江口市長の公約ではございませんでした——などを公約として掲げておられました。これらの公約をすばらしい立派な公約と感じて、江口市長に投票された選挙民もいるかと思えます。

そこで、お尋ねいたします。

江口市長は、これらの公約をどの程度履行されましたでしょうか。また、政治家は公約をどのように扱うべきでしょうか。

以上、お尋ね申し上げます。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、産廃最終処分場問題及び市長の資質については私から、教育については教育長から、議員定数削減につきましては総務企画部長から、それぞれお答えさせていただきます。

まず、吉田議員の質問にお答えする前に、今質問の中で非常に気になる点、また誤解されると

困る点を訂正をまず先にさせていただきたいと思います。

西田議員の御質問でもお答えさせていただきましたけれども、30億で買い上げると言ったことはございません。それと、勉強しなくてもよいという、そういう公の場で言ったこともございません。それから、一般質問が産廃問題を解決する、何か効力があるような言い方でございますが、これは企業に対してではございませんので、もっと効果的なことをやられた方がいいのではないかとというふうに推察をされます。

それともう一つですが、地域内処理を認めるということでございますけれども、この地域内処理を受け入れるということは、水俣市民が出すごみは産廃処分場をつくって、そこに入れるというふうなことになると思いますけれども、そのように受けとっていいのでしょうか。

それと吉田議員の話を聞いておりましたときに、水俣市民はごみを出さないというふうに仮定した上での、すべて想定の話でございまして、もう少し現実的な話を一般質問ではされた方がよろしいのではないかとというふうに思っております。

そしてもう一つつけ加えさせていただきますと、最終処分場をつくらぬようなまちを願えというのは、それは私も全く同感でございまして、新しい総合計画の中でエコポリス構想というものを打ち出しました。これは環境、そして人間が暮らしやすいまち、環境未来都市をつくりたいということで、世界じゅうのできれば先進技術の粋を集めたすばらしいまちをつくることのできないかということで、その思いを込めた構想でございますので、議員がおっしゃるようなことについても、鋭意努力をしているということをお理解いただきたいと思います。

それから、産廃最終処分場問題について、環境モデル都市みなまたは、最終処分場問題をどう考えるべきかについてお答えいたします。

前回の3月定例議会でもお答えいたしておりますが、水俣病の教訓をもとに、環境で苦しんだまちだからこそ、環境にこだわり、環境で立ち直っていこうということで、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行っております。その後、住民協働でさまざまな環境施策に取り組んでまいりましたが、水俣で発生したごみを水俣でリサイクルする地域内ゼロ・エミッションもその一つです。ゼロ・エミッションにおいては、すべての廃棄物を再資源化することが最終目標ではありますが、現代の技術ではどうしても100%の再資源化ができず、最終処分場が必要になります。もちろん水俣市内の工場からも産業廃棄物が発生し、その多くは他の市町村に設置された最終処分場に運ばれているのが現状です。

水俣のごみは他の市町村に持ち込みながら、水俣には一切のごみは持ち込ませないという考えでは、環境意識の高い水俣市民が目指す環境モデル都市の考え方と整合性が図れないのではないかと考えております。

次に、住民投票を実施すべきではないかについてお答えします。

住民投票条例につきましても、仮に住民投票を実施しても、他市町村の例を見る限り、県知事の許可・不許可の判断に影響があるとは思いません。例えば、宮崎県小林市や千葉県海上町では住民投票を行い、反対多数となったにもかかわらず、県知事の許可がおりております。

このように住民投票条例を制定し、もし住民投票の結果で反対多数となっても、法の基準を満たせば処分場設置の許可がおりてしまうと思われまます。

また、仮に水俣市で産業廃棄物最終処分場設置の是非に関する住民投票を行えば、住民投票の結果によっては、県知事が不許可にするのではないかと反対派の市民は期待を抱いてしまうかもしれませんし、かえっていたずらに市民の混乱を招き、これまで住民協働で取り組んできたもやい直しにも影響を与えかねません。

以上のことから、現在のところ住民投票の実施については考えておりません。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

かなり産廃問題にも私今まで一般質問を随分してまいりまして、質問内容も固定化し、答弁内容もだんだん固定化してきておりますので、非常にこう堂々めぐりという感じになってきておりますけれども、ただ、これ、お互いに多分哲学の問題だと思うんですね。ですから、それはもうやっぱりお互いの信念ですから、何度でも同じことを繰り返して、私はぶつければいいというふうに思っております。私は、やっぱり今までもずっと申し上げてまいりましたけれども、水俣というのはやっぱり水俣病なんですね、一言で申し上げますと。つまり、どういうことかと申しますと、水俣病の経験というのは、もう決定的なやっぱり水俣にとっては経験だったと思うんですね。ですから、以前もこういうロジック使いましたけれども、人間にとってもやっぱり生き立ちというものがあるわけですね。で、人間はみずからの生き立ちからは絶対逃げることはできないわけですね。死ぬまではずっと一緒です。生き立ちを否定することはできないですね。ですから、水俣にとっての生き立ちというのは、まさに水俣病だと思うんですね。ですから、どこまでいっても水俣病から逃げられないわけです。水俣病のやっぱり第一の教訓は、もう当たり前のことなんですけれども、環境汚染だけはもう二度と起こしてはいけないということですね。当たり前のことなんですけれども、一番大事なことです。私は何度でもこれ繰り返して申し上げてまいりたいと思っておりますけれども、環境を汚してはいけないということであるならば、ごみ問題についても水俣はこういうふうを考えるべきかということになりますと、やっぱりごみ問題というのは、煮詰めてまいりますと、結局、ごみ自体が多いこと事態も確かに問題ではありますけれども、それ以上にやっぱり、自然に戻らないタイプのごみが多いということが問題だと思うんですね。ですから、環境を一番大切にしようという水俣であるならば、ごみ問題とのかかわり方というのは、やっぱり自然に戻らないタイプのごみをいかに減らしていこうかということの研究して、実行していく

というのが、私水俣の役割だと、水俣病から既定される役割だというふうに考えております。

そこにきまして、じゃ産廃の最終処分場というのはどういう機能を持っているかと申し上げますと、先ほども非常にこう長々と申し上げましたけれども、要するにもうどこにも持っていきよのないごみを、もうとにかくその集積して、ため込んで、堆積してごみの山をつくるというのが実際上の機能なわけですね。ですから、先ほどその水俣の役割というのは、いかにしたらごみを減らすことができるかということですので、そのことから考えますと、最終処分場の機能というのは、水俣の役割とは、もう180度逆の方向を向いているということが言えるというふうに私は考えております。ですから、産廃について反対する場合の理由は、現在、市内にも反対団体幾つかありますですし、反対団体によってはその理由も異なるでしょうし、また個人個人で反対しておられる方でも、その理由は異なって当然だと思いますけれども、私はやっぱり水俣の役割論、役割論からノーと言うべきだし、絶対に言わないといけないというふうに考えております。ですから、例えば産廃を拒ばない人の中には、こういう理由に立っていらっしゃる方結構おられるんですね。ひところは経済効果ということをおっしゃられる方おりましたけれども、かなり減ってきてまいりました。そのことは、恐らく市長御自身もたしか検討委員会だと思いますけど、もし間違っておりましたら訂正いたしますけれども、経済効果も試算しましたところ、思ったほどの額ではなかったということをおっしゃられたような気がしますけども、多分そういう市長のお話も影響されてだと思っただけですけども、経済効果を賛成の根拠にされる方というのは随分減ってまいりました。ただ、今賛成のことをおっしゃられる方のほとんどは多分その責任論のことを多分最大の根拠にされていると思うんですよね。ですから、その自分たちだけごみは嫌だというような言い方、つまりいわゆる地域エゴ、これを言うのはけしからんと。その点、私も全く同感でございます。ただ、私先ほど来申し上げておりますが、地元で出るごみは私は地元で処分すべきだという考え方に立っておりますので、だとするならば、よそから来るものについてもノーということと言えると思うんですね。このロジックであれば、反対のための反対にもならないですし、ただ現時点では、それは水俣からももちろんたくさんのごみがよそに出ているのは承知いたしております。だからといって私のロジックが崩壊するわけではないんですね。今後、なるべくその地元で出るごみは地元で処分していきましょうという方向で努力していけばいい話であってですね。ですから、どこかにつくらなければならないというような、いわゆる一般的責任論、これに基づいて、その水俣は産廃の最終処分場をつくるべきだという人は、恐らく水俣以外にはなかなかいないんじゃないかというふうに私は推測をいたしております。

やっぱり水俣については、その熊本県は知らなくても、水俣市というのは、やっぱり世界じゅうの人が教科書に出てて知ってるわけですね、水俣ディーズでもって。その水俣に対してその一般的責任論というのを根拠にして、どっかにつくらなきゃならんとだけんというのを根拠に

して、水俣にも産廃の最終処分場の建設を期待する人が果たしているのかと、私はやっぱりないだろうと、それはゼロかどうかかわからないですけども、ほぼいないだろうというふうに考えております。ですから、そういう人たちは水俣は水俣病を経験して、あれだけやっぱり環境でひどい目に遭っているわけだから、産廃処分場なんかつくってるんじゃなくて、産廃処分場をつくらないようにしても済むような社会・文明をつくるにはどうしたらいいかと、その研究に特化してくださいというふうに多分考えるんだらうと私は推測いたしております。

ですから、そういうふうに考えてまいりますと、水俣の役割というのは、そういうことですから、もう圧倒的な役割を水俣は担っておりますので、どっかにつくらなければならないなどという一般的責任論というのは、私はもう吹っ飛んでしまうと。もう一般的責任論の存在何というのはもう極小化してしまうと、圧倒的な役割論の前には、取るに足らないような話であると、そういうような認識でございます。ですから、そうしたことをずっと煮詰めてまいりますと、水俣の役割論と自己責任論の2つから、やっぱり他所で発生したごみのための産廃最終処分場建設は水俣市内であれば、規模・場所を問わず絶対反対という結論が導かれてくると思うんですね、自動的にですね。

ですから、このことについて、江口市長はどう考えておられるか、多分また同じ答弁をちょうだいするかと思いますけども、改めて御答弁をお願いいたしたいと思います。

でもう一つは、住民投票の方なんですけども、実際上の効果、先ほど私演壇で申し上げたとおりでございます。ですから、私自身はやっぱりその実際上の効果もあるんだらうと、現段階では考えております。ただ、もしそれが万一なくとも、先ほど申し上げましたけれども、筋論からやはり住民投票を実施すべきと。もう一回繰り返しますけれども、水俣病を経験した水俣は、現在、環境モデル都市として存在します。水俣病の経験は水俣の生い立ちであり、また環境モデル都市であるということは、まさに水俣が水俣であり続けるアイデンティティーです。そのアイデンティティーを根底から覆しかねない大問題が今回の産廃問題です。みずからの生い立ちや生き方を大きく揺さぶる大問題なのです。ここでいうみずからというのは、もちろん水俣自体です。この問題は、我々水俣人に対して、この問題を、産廃問題をどう乗り切るのですか。また、環境モデル都市として、この問題をどう考えるのですかという問いを正面から突きつけていますと。ですから、我々水俣人は環境モデル都市の住民として、この問いに正面から回答しなければなりません。産廃問題をどう考えるかをしっかりと意思表示する必要があります。

ですから、今申し上げましたセンテンスの趣旨は、要するに実際上の効果があるなしに関係なしに、やっぱり環境モデル都市みなまたとして、産廃問題をどう考えるかと、自分たちはどうしたらいいかということをやっぱり意思表示する必要があるだろうと、みずからのその生き方とか、生い立ちを根底から覆すようなやっぱり大問題なんですね。そこで意思表示をしないというのは、

いかにも道理にかなわない、合わないというような発想ですね。ですから、私はやはり先ほどの市長答弁を聞きまして、住民投票をして、しっかりとやっぱり意思表示をすべきだというふうに考えております。

これは事務的なことなんですけども、たしか去年、9月議会か12月議会だったかと思いきけども、2議会連続で住民投票のことを私質問いたしまして、その多分2回目だったと思いきけども、市長御自身の答弁だったかと思いきけども、機運が高まれば、その住民投票について助力しますかというお尋ねを私したかと思うんですけども、機運が高まればたしか議会に諮るのもやぶさかでないといったような趣旨の多分答弁があったように記憶いたしております。細かな文言はちょっと正確には覚えておりませんが、多分そういう趣旨の答弁があったかと思っておりますので、そのことと、先ほどの市長の答弁ちょっと矛盾するような気もいたしますので、そこら辺も、もし可能であれば整合的にもう一度御答弁いただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） それでは、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

非常に吉田議員の場合多岐にわたっておりますので、一言でお答えできるかどうかわかりませんが、多分、議員と私の中で、いつもこの答弁と質問がかみ合わないというのは、多分、議員の場合、先ほど、御自分でも申されましたけど、信念とか哲学という上に立った御質問をされている。私の場合、やはり市長でございますので、現実的な線で当然答弁をしているということと、まず一番最初の時点からかみ合っていないのではないかというふうに思います。

ただ吉田議員、今までも御自分で申されてもまいりましたけれども、法律は自分は勉強してたということで、まずそういう現実的な視点に立って御質問していただければ、非常に私どもとまたかみ合うのではないかというふうに思っております。そして、何度も言っておりますけれども、地域内処理は当たり前だと、自分としてもちゃんと理解をしているということでございますけれども、地域内で処理をするのであれば、リサイクルできない廃棄物というのはどうするんですかと、まずそこが地域内処理を認めながら、どうして処理するかというのが抜けておりますので、最初の出発点から、まず非現実的でなかるかということで、そこをぜひ押さえていただきませんと、また議論がかみ合わないなというふうに思っております。

昨日の答弁でも申し上げましたけれども、私の中立ということについて、また住民投票について、いろいろお話がっておりますけれども、中立であったからこそ企業に対して事業計画の縮小を勝ち取ることができたというふうに思っております。あとで資質のところでも、そのお答えしますが、現在のところ変わってませんし、このやり方で効果をちゃんと勝ち取ることができたというふうに思っております。

それと住民投票につきましても、先ほどとダブりますけれども、住民投票を行って、反対が多かったまちにつきましても県知事の許可がおりておりまして、これも議員がいつもお得意の法律がおかしいのであれば、ぜひ法律をお調べになりますと、住民投票を行って反対の結果が多くて、それを阻止することはできないというふうな内容になっておりますので、ぜひ御確認いただきまして、またいろんな御努力、また活動につなげていただければというふうに考えております。議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 2回目の答弁ありがとうございます。

なんか非常にこう私もいろいろ自説を主張するのも時々むなしく感じるときもあるんですけども、まあそれでも主張させていただきたいと思います。

やっぱり産廃問題につきましては、その水俣として、水俣病を経験した水俣として、環境モデル都市みなまたとして、やっぱりどうしたいのかと、自分たちとしてはと。それをまず先に言うこと、私大事だと思うんですね。法律がどうしたであるとか、その実際上の効果がどうしたであるとかというのは、それはもう技術的な話で、二の次、三の次に出てくる話だと思うんですよ。まず自分たちとしてどうしたいかというのがないといけないと思うんですね。ですから、そういう意味では、やっぱり環境モデル都市の市長としては、江口市長は規模・場所を問わず絶対反対ということをやっぱり表明するのが筋であるというふうに、私はもう確信いたしておりますので、ぜひ今からでも構わないので翻意をお願いいたしたいというふうに考えております。

ちょっと本論からずれますけども、例えば市長がよく使いますフレーズに、環境モデル都市だからこそつくらないといけないという言い方をされることがあるように私は感じております。もし私の発言、理解が間違っていればあとで修正いたしたいと思っておりますけども、もし仮にそれが、市長発言がそういうことであるならば、やっぱり大人というのは非常にこうしがらみがありますので、いろんなことを考えますから、逆にその発言、こう深く考えちゃって正しいのかどうかわかんなくなってしまうこともあると思うんですけども、私なりにちょっと小さい子どももいるもんですから、ちょっと聞いてみました。環境モデル都市だからこそ、その処分場をつくらないといけないと、小さい子どもといっても高校生ぐらいなんですけども、子どもの方がやっぱりそのロジックが正しいかどうかというのは、本当こう直観で純粹で判断するんですよ。みんなやっぱり首かしげるんですよ。ええ、それむしろ逆なんじゃないですかと。きのう、市長が中立だからこそ、今回処分場の方も安定型の方を取りやめてどうのということをおっしゃられましたけども、それも早速、私、周りにおる子どもに聞いてみたんですね。意味がやっぱりわからないと言うんですね、正直言って。子どもじゃなくとも、大人でも多分直観的にすっと腑に落ちないと思うんですよ、よくわからないという感じですね。だけど私思うんですけども、やっぱり大人にせよ、子どもにせよ、そうした常識的な直観といえますか、判断というのも、なかなか、あなど

れないという気がいたしております。ですから、市長がおっしゃる中立を貫いたからこそ、業者がその半分撤退みたいな形になったでとるか、もしくは環境モデル都市だからこそやっぱりつくらないといけないというようなことは、やっぱり常識的になかなか理解しがたいということは市長もきちっとやっぱりお受けとめになられた方がいいという気がいたします。

もう一つは、住民投票のことなんですけども、やっぱりその水俣は水俣病を経験して、その教訓を生かし続ける環境モデル都市として存在するわけですから、その産廃問題をどう処するかによって、その環境モデル都市で今後もあり続けるかどうかというのが、やっぱり大きく揺さぶられていると思うんですね。みずからの生き方を非常にこう脅かすような大問題を突きつけられているわけですね。そのときに、やっぱり実際上の効果があるとかないとかではなくて、私としてはこういう生き方なんだというふうに表明するのは、それは自治体であっても個人であっても、全く同じだと思うんですね。ここ一番というときに、おれはこういう生き方で生きていくんだということを表明するというのは、これはもう私としては当たり前のことだと思うんですけども、そういう意味でもやはり住民投票はぜひすべきだというふうに考えておりますが、それでも、もし住民投票条例が成立、可決した場合に予算をつけるおつもりがないのかどうか、改めて伺いいたします。

以上でございます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 吉田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

水俣がどうしたいかを主張しなさいということでございますけど、だれに向かって言うのかというのを、またお聞かせ願いたいと思います。

それと、何度も申し上げますけど、私の方は行政でありまして、当然、国・県とともに共同でいろんな事業を行っております。その中で、やはり法律、または条例というものを無視してはできないということも、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それと中立は賛成であるというふうに議員おっしゃっておりますけれども、昨日のそのIWDが縮小していただいたことにつきましても、その縮小というベクトルを見たときに、中立であれば進める方と、まあ縮小というのは、縮小はどちらの方にベクトルが向いているかというのをお考えればおわかりということですし、またとめる方法があれば提示をしてくださいと、今からでも反対しますということもずっと申し上げておりまして、この1年間、具体的なとめる方法が提示されてないというのは、やはりなかなかとめる方法がないと私はお感じになられていることの証明ではなからうかというふうに考えております。

それと住民投票条例がもし成立した場合の予算ということでございますが、現在のところ住民投票を行っても、それが全く許認可に権限がないし、また効果がないと、いたずらに市民の皆様

方に期待を抱かせることになるというふうなことで、今のところ考えておりません。

議長（松本満良君） 次に、教育について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 生きる力、学力向上の関係についてのお尋ねにお答えします。

生きる力と学力向上とは、目的と手段の関係ではないかと考えるが、その関係をどのようにとらえているかという御質問です。

平成14年度から実施された学習指導要領は、生きる力を育成することを目指しています。

この生きる力について、私は、人間として、より豊かに充実した人生を生きるための総合的なエネルギーであると考えております。

人として豊かに生きるためには、幾つかの基本的な条件があります。たくましい体力や健康な身体が必要でしょうし、他人を思いやる心も必要です。芸術に感動する心や周囲の人々と円滑な人間関係をつくることも大切なことです。そして物事を正しく判断し、自分で考え、適切に行動していく力も大切な条件になります。それらが総合的に生きる力となって働いていくのではないかと考えています。

学校教育では知・徳・体の3つの側面から児童・生徒に働きかけて、その成長を促します。

生きる力を総合的なものとしてとらえ、知・徳・体のバランスの取れた教育活動を展開していくことが大切であるという基本的な認識に立って学校現場への指導、助言に当たっているところです。

議員御指摘の学力向上が生きる力を養うための手段になっているのではないかという点については、そのように考えることができると思います。

映画「たそがれ清兵衛」の中で、子どもが父親に「学問は何のためにするの」と問いかけます。父親は、「学問をすれば考える力がつく。自分の頭で物事を考えることができるようになる。そうすると、どんな時代になっても自分で考えながら生きていくことができる」と答える場面がありました。学習と思考力・判断力の関係を示す言葉ではないかと感じました。豊かな人間性や健康・体力などと同様に、大切に育てていかなければならないものです。

生きる力と学力向上を決まりきった関係と考えるのではなく、常にいろいろな視点から考察を重ねつつ、より確かな教育実践を進めていくことができるよう、今後も努力してまいりたいと考えているところです。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

第2質問に移らせていただきたいと思います。

教育委員会の見解、考え方は以上のとおりでございますが、それについて、江口市長は一人の政治家として御自身の教育哲学と照らし合わせて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） よく哲学を聞かれますけれども、私どもというのは一言で言うと、先ほども吉田議員がおっしゃいましたように、誤解をされがちですので、非常に何ですか、事前に精査してやっぱりこういうのは質問をしていただければありがたいと思います。

ただ、生きる力と学力向上ということで、吉田議員何回も質問されてまいりましたけれども、生きる力、学力向上というような生きていく上で、両方とも私は大変大事なものというふうに考えております。ですから、どちらをとるということではなくて、両方とも必要なことで、我々としていたしましては、これは教育委員会じゃございませんけれども、必要な経費については、当然、市の方でも捻出し、応援をしたいというふうに考えておりますので、これからもその姿勢で教育の振興にも頑張っていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

今の市長の答弁によりますと、生きる力も学力向上もどっちとも大切だということでございましたけども、しかし、非常にこう市長にはめずらしく無難な御答弁でありましたので、ちょっと取っかかりを失ったような感じで、どうやって取っかかりをつくろうかと、今考えておるんですけども。やっぱりその時々によって、その方針といいますか、重きを置くところはやっぱり違うと思うんですね。文部科学省もやっぱり、その教育方針についても、その時代時代でこう重きが変わってきてるわけですね。で、以前は例えば知識偏重型の学力向上に重きがあったと思うんですけども、現在はそのやり方でいろんな弊害が出てきたもんですから、生きる力ということで、その学力向上は知識を中心としつつも、もうちょっとこう総合力というような形、ウエートが置かれてきていると。で、私思うんですけども、やっぱり生きる力というのを文字どおり解せば、その学力とか知識とかではなくて、かなり乱暴に申し上げればですね。やっぱりしゃばの、世渡りの上手さだということになると思うんですね、常識的に理解をいたしますと。恐らく市長も腹の中ではそういうふうに理解を多分されていると思うんですけども。私はそういう意味で生きる力を非常にやっぱり個人として生きる場合には重要だと思うんですね。やっぱり自分の人生、生きていかないといけないんですね。ただ私はもう一つ、国家というのを維持していかないといけないという命題があると思うんですね。つまり国力が下がりますと、国はつぶれてしまいますんで、ですから国家というのはどうしてもやっぱり維持していかないといけないと思う。そのためには、やっぱりその何というんですかね、日本社会のしゃばの世渡りだけをする力が幾らついてたとしても、そういう人は幸福かもしれませんけども、日本というのは、国際社会の

中に、もうかなり複雑な形で組み込まれていて、その傾向はもっともっと強くなっていくと思うんですよね。現に水俣にあるような企業であっても、例えば工場を海外に移転したりとかという話がもうふだんに聞くような状況になってきてますのでですね。

国際社会の荒波の中で生きていく場合に、果たしてその日本社会のしゃばをこう立ち回るだけの力でもって通用するのかという問題が出てくると思うんですよね。じゃそこで要求される力は何なのかということを考えますと、やっぱり私は考える力ではないかというふうに考えております。やっぱり海外へ出ていきますと、未知のものにたくさん触れるわけですよね。で、これどう処したらいいのかというのは、やっぱり経験からしかわからないわけですから、やっぱり考える力に頼らざるを得ないということになってくると思うんです。ですから、日本が国際社会の中にますます複雑に組み込まれて、その中で立ち回っていこうと思うならば、私は考える力にやっぱり力点を置くべきなんではないかと、そこを徹底的にやっぱり教育すべきなんではないかというふうに考えております。

先ほど教育長の答弁の中にもございましたけども、「たそがれ清兵衛」の映画の中のフレーズですね。もう非常に私にとって、こう補強証拠になるようなフレーズだったもんですから、いま一度読まさせていただきますと、学問をすれば考える力がつくと、で、自分の頭で物事を考えることができるようになると、そうすると、どんな時代になっても自分で考えながら生きていくことができる。考える力という言葉が出てきてますですね。で、また、生きるという言葉も出てきております。これを整理いたしますと、要するに、生きるカイコール考える力というふうに「たそがれ清兵衛」のせりふはなっているんだというふうに私理解してるんですね。ですから、これは私のスタンスと全く同じで、その日本国においても、世界に出て生きていく場合であっても、やっぱり考える力の方が私は重要なんじゃないかというふうに考えております。ですから、例えばIBMという会社ありますですね、世界規模の会社で。これはもう大変な大きな会社ですけども、その社訓はシンクなんですね。ただのシンクです。要するに考えるという意味ですね。ここにもですから考えるということがいかに大事かということがあらわれているかというふうに思います。ですから、生きる力も、まあ学力向上もどっちも重要だというような御答弁では、非常にこう江口市長らしくないもんですから、もうこれだということを一言おっしゃっていただきたいんですが、で、そこでは私はやっぱり考える力が重要ではないかというふうに考えておりますが、江口市長はいかがお考えになるのかお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（松本満良君） 市長の考えを聞きたいんですね。

江口市長。

市長（江口隆一君） 3回目の質問にお答えさせていただきます。

これというのを言えというのも非常に難しい話でありまして、どれも重要だと、言いましたとおり、さっきは多分何か答えることによって、議員がまたそこをついてくるんじゃないかと、ひとつ心配もございましたもんですから、まあ無難に答えたくんですけど。

よく私が学校での教育ということではなくて、家庭での教育の話をするときに、家庭での教育というのは、早く自分たちから手を離れても大丈夫な自立できるような人間をつくることではないでしょうかというお話をしております、またその自立といったときに、何が大事なのかというふうな、ちょっと今、議員御指摘のまあ考える力なのかもしれませんし、またその考える上で、いろんな情報をやはり知っていることも必要かもしれません。

また、国際結婚した関係で、外国の方々をよく知り合うんですけども、また日本人のいいところというのは、どこの国に行っても日本人は通用するんじゃないかと、すごく協調性があるし、相手を立てる気持ちを持っているからということも、これも一つの生きていく上で、また人から好かれる上では大事なことはないかというふうに考えておまして、これに絞れというのは大変難しゅうございます。

ただ教育委員会の予算で、すべての学校を学力向上指定校にして、ぜひ学力向上に頑張ってもらいたいと懇願したのは私でありまして、そういう意味では、こう言いながら、学力向上に力を入れているんじゃないかと言われるれば、そうかもしれませんし、ちょっと、要領でこう言ってるのではなくて、本当に教育という意味では、どれも放っておきたくないというのが現在の心境でございます、ただ、ことし秋に男女共同参画の都市宣言をさせていただきます。これもやはり国際的な常識から見ると、どうしても日本はやっぱり男子、男性が有利な社会のように思われがちでございますので、国際的なレディーファーストを身につけていただく意味でも、考えていただく意味でも重要ではないかということで、この方も現在考えている、そういう施策の中の一つであります。

議長（松本満良君） 次に、議員定数削減について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、議員定数削減についてお答えします。

議員定数が現在の22名から半分の11名に減った場合には、議員1人当たり年間約619万7,000円の費用となっておりますので、年間約6,816万円の経費が削減されることとなります。

議長（松本満良君） 次に、市長の資質について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、市長の資質についてお答えいたします。

市長には決断力が必要と思うが、私はどのように考えるかとお尋ねでございますが、当然、市長には決断力が必要だと思います。市長の権限に属する事柄で、私の決断で物事が進展したり、解決できる場合、例えば行財政改革などを決断し、職員の定数の大幅削減など、市の職員が嫌がるようなことも、これまで私は鋭意決断をしてまいりました。

これからも真に決断が迫られる場合は、たとえ自分がその決断によって苦しい立場に立つことが予想される場合であっても、あえて市民のために英断をしていくつもりでもあります。

次に、政治家は公約をどう扱うべきかにお答えいたします。

読んで字のごとく、選挙という公の場で有権者に対して公約として幾つかの政策の実行を掲げて当選したわけでありますので、当然守るべきものと考えております。

しかし、公約が社会情勢の変化により時代にそぐわないものになったり、真に市民のためにならないと判断した場合には勇気をもって公約を破ることもやぶさかではないというふうに考えております。

それから、先ほど公用車の廃止、そして港の移転というものを公約にしたのではないかとということでございます。公用車につきましては、水俣市の民間のタクシー会社等と御相談をいたしましたところ、その値段では受けれないということで、受けていただく場がなかったということと、実行した場合に、これまでの経費よりも値段が上がるということで実行いたしませんでした。ただ、それにつきましては市報の方できちっと市民の皆様方にも御報告をさせていただいております。

それと港の移転につきましても、県・国と協議をいたしましたところ、国の方については、予算の方も用意できるような旨の、正式ではございませんけど、内々での御返事ございましたが、県の方が実際そのような予算を使う余裕がないというふうなことで、現在のところとまっている段階であります。

議長（松本満良君） 吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

決断力の方に絞って再質問させていただきたいと思います。

市長が例えば行財政改革において、大変な実績を上げておられるということは、私は正面から認めております。今後もその路線は続けていただきたいと思っております。ただ、私思いますに、行財政改革も例えば手を抜きますと、財政再建団体に転落してしまうとか、もうのっぴきならない問題が待っているのは承知いたしておりますけども、それ以上に、やっぱり私はその本市の最大課題というのは、やっぱり産廃問題と思っておりますので、産廃問題はもうとにかくその水俣が水俣でなくなってしまうような問題だと思っておりますので、で、この問題について決断ができるかどうかというのを、私重要だと思っております。で、市長はやっぱり中立という立場を取

ってらっしゃいますけども、もしかしたら私はここをお尋ねしたら、例えば中立という決断をしたというようなことをおっしゃられるかもしれませんけども、やっぱりつくるか、つくらないかが問題ですから、その中立という決断はあり得ないですね。白か黒に決断するのがやっぱり政治家の仕事とっておりますので。ですから、中立というのは決断したことにはなりませんので、ですから、白か黒か、賛成か反対か決断をするのが、私は市長の仕事だと思っておりますが、そうした決断をされるおつもりがあるのかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどと同じになりますけれども、例えば鋭意決断をすることによりまして、例えば多くの方々から、疑念、また不満を抱くことになりまして、それが市民のためになるというふうに出断したときには、あえて泥をかぶるつもりで、私は実行していくということをお先ほども申し上げました。

この産廃問題につきましても、中立といったことで、相当の誤解が生まれているというふうにお自分でも認識をいたしておりますけれども、先ほど言いましたように、私が中立ということを出断したと言うだろうというふうにお予想されておりますけれども、この中立という姿勢をとったからこそIWDからもあのような事業の縮小ということをおかち取ることができましたと、自分でも思っておりますので、この出断について間違っただけはないかというふうに思っております。

また、仮にもし私が反対ということでの、最初から表明をしていた場合に、じゃどうなったかという、多分あんまり現状としては変わってないんじゃないだろうかということで、議員の皆様方にもいつも申し上げますけれども、もし、私がとった方法以外に、いい方法があれば、ぜひ指導していただきたい、また提示していただきたいと言っていることは本心でございます、議員が言うように、ただ姿勢で中立だから非常に出断をしていないということではなくて、どの行動、どういふ我々が行いをおすることが市民のためになるのかということをお、どうかその点から考えていただきまして、またいろいろ御指導いただければありがたいというふうにお考えております。

議長（松本満良君） 残り時間40秒です。発言ありますか。

吉田正和議員。

吉田正和君 御答弁ありがとうございます。

いま一度お伺いいたします。

市長が命がけで産廃問題やっておられるという話を伺ったことがございます。で、その中立ということをお、それにつなげますと、要するに命がけで中立で頑張っているということになるかと思っておりますけども、やっぱりどうしても私の国語能力じゃそれちょっと理解できないんですね。

ですから、反対という立場で命がけで頑張るといっておつもりがあるのかも、再度くどいようですが、改めてお伺いいたします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 中立ということで、実は企業のIWDでも相当いろんな厳しいことも申し上げておりますし、また政治的にも大変な立場にいるというような認識をしておりますが、これが私の選択肢の一番ベストだろうということで、これからもこの姿勢で鋭意頑張っていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明16日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時0分 散会

平成17年6月16日

平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成17年6月16日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後4時10分 散会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中 功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山 徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次 長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（江口隆一君）	助 役（滝澤行雄君）
収 入 役（徳富邦博君）	総務企画部長（森 近君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	産業建設部長（松田大作君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	教 育 長（宮本勝彬君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	福祉環境部次長（中田和哉君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	水道局長（山田敏博君）
教 育 次 長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	

---

議事日程 第4号

平成17年6月16日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 緒方誠也君 1 水俣病の教訓について  
2 「環境モデル都市づくり宣言」の趣旨について  
3 水俣病新対策について  
4 防空ごう対策について
- 2 清水晶夫君 1 障害者自立支援法案について  
2 水俣の土石流災害の教訓と課題について  
3 大地震に備える震災対策について
- 3 中村幸治君 1 第4次水俣市総合計画について  
2 教育関係について  
æ, 絶対評価について  
3 災害について
- 4 中山徹君 1 IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場について  
æ, IWD東亜熊本の住民説明会開催について  
æ,, 市「廃棄物最終処分場検討委員会」について  
æ” 「予定地買い上げ」問題について  
2 談合問題と入札制度改善について  
æ, 談合問題の基本的認識について  
æ,, 平成16年度水俣市発注工事入札結果について  
æ” 入札制度改善について

(付託委員会)

第2 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (総務文教)

第3 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
(産業建設)

第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

- 第 6 議第52号 専決処分の報告及び承認について  
専第 7 号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第 1 号) (総務文教)
- 第 7 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について  
(総務文教)
- 第 8 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について (厚生)
- 第 9 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(厚生)
- 第10 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第11 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務文教)
- 第12 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について (総務文教)
- 第13 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について (総務文教)
- 第14 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について (産業建設)
- 第15 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第 2 号) (各委)
- 第16 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) (厚生)
- 第17 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第 1 号) (厚生)
- 第18 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第 1 号) (厚生)
- 第19 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号) (産業建設)
- 第20 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第 1 号) (産業建設)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

議長(松本満良君) ただいまから本日の会議を開きます。

---

議長(松本満良君) 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成16年度行政監査報告及び平成16年度4月分、平成17年4月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、市長から、株式会社みなまたの経営状況報告 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第 1 一般質問

議長（松本満良君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

緒方誠也君 おはようございます。

無限 21 議員団の緒方です。

通告に従い、私見を交えながら質問いたします。

ことは、大変な犠牲をこうむり、大変な犠牲を近隣諸国に与えた第 2 次世界大戦から 60 年目の節目となっています。防空ごう生活、飛来する爆撃機、かすかに戦争記憶がよみがえり、戦後の厳しい食糧難、カライモを食べ、カライモのつる、アワ飯、麦飯で何とか飢えをしのいだことを思い出します。

被爆 60 周年の 8 月 6 日、8 月 9 日がやってきます。大きな犠牲の上に二度と戦争はしないと誓いつくり上げた世界に誇る平和憲法、代表的な第 9 条が今改悪されようとしています。

また、歴史教科書も戦争しやすい国へとつくりかえられようとしております。原爆を広島、長崎に落とされ壊滅的な犠牲を受けた日本は、教訓を忘れることなく戦争をしない平和国家を希求し続けることが日本に与えられた宿命であり、戦争で亡くなられた方々への慰霊の心である。

国のトップは犠牲者を逆なでするような発言と行動を繰り返し、近隣諸国との関係を悪化させていることに怒りを感じます。戦争を知らない世代が多くなっている今日、大きな犠牲の上に得た教訓は、忘れることなく叫び続けることが大事であります。戦争をしない国、平和憲法第 9 条を守ることを、原爆反対を。

来年は、水俣に大きな犠牲をもたらした水俣病公式確認から 50 年目の節目を迎えます。第 4 次水俣市総合計画の施策の大綱の中で、「水俣病の風化を防ぐためのさまざまな事業や取り組みを展開し、水俣病の貴重な経験と教訓を発信します」とうたわれています。まさに水俣にとって負の遺産を大事にした、世界に発信できる大きな財産であり、風化されない取り組みが大事であります。

しかし、市行政の姿勢、トップの発言を聞いているとき、水俣病の教訓とは何ぞやの疑念がわいてまいります。環境モデル都市づくりの考え方についても大きな違いがあるようです。先ほどの戦争の教訓と同様、風化と空回りが懸念されます。

昨年、「なぜ産廃最終処分場は不要なのか」の講演の中で、馬奈木弁護士は、水俣病の教訓が伝わっていない、学ばれていないと発言をされました。私たちが産廃問題で研修に行った先のある首長さんは、「何で水俣の市長さんが中立」と首をひねっておられました。

市民の方から、今、水俣市のどこに水俣病の教訓、その精神を生かした環境創造みなまた推進事業の理念は生かされているのですか、産業廃棄物最終処分場の建設反対で2万人の署名があるにもかかわらず、業者に加担し中立を言い張る市長、びっくり仰天の滝澤助役の発言等々、市のかじ取り役の2人がこれじゃ水俣病の教訓どころではないと思います。議会は水俣病の教訓をどのように理解し、市政の監視役をやっているのですかとの投書もいただきました。

水俣にとってのまちづくりのテーゼともいうべき「水俣病の教訓」、その精神を生かした環境モデル都市づくりについて、執行部と議会、市民間で認識に差があることは水俣病の教訓を世界に発信する水俣として大きな問題であり、来年に水俣病公式確認50年目を迎える今日、考え方を突き合わせ、共有しておくべきとして質問項目に取り上げました。

水俣病の原因企業であるチッソは、5月20日の新聞によりますと、34年ぶりに7億6,000万円の法人チッソとしての黒字決算を発表しました。チッソに長い間籍を置き、大変な苦しみを経験してきた者として感慨深いものであります。さらに強い企業収益基盤をつくり上げ、水俣での企業の存続、雇用の拡大に力を発揮してほしい。原因企業として水俣病の教訓を忘れることなく環境を大事にした企業活動、水俣との共栄共存を変わらぬ経営方針として掲げ続けられることを期待したいと思います。

なお、会議録を読み直したところ、私の12月議会の水俣病関連の3回目の発言中、言葉足らずで短絡した発言となり、社員の名誉を傷つけた形となっている点があったので、「昭和46年代、いい人材の確保に大変な苦勞をしていたと聞いている」と、この場で訂正をさせていただきたいと思います。

早速、質問に入ります。

□A□水俣病の教訓をどのようにとらえ、市行政に生かされていますか。

□B□A下記事項で教訓はどう生かされていますか、また現在の状況はどうなっていますか。

ア、産廃最終処分場設置問題。

イ、水俣湾魚類調査問題。

ウ、水俣湾ダイオキシンヘドロ問題。

以上、お尋ねをします。

次に、環境モデル都市づくりについてであります。市長は3月議会、私の産廃ごみ捨て場の答弁で、「環境モデル都市のとらえ方についてちょっと認識が違う、議会の皆さんも環境モデル都市と、環境モデル都市宣言をしたのはどういう趣旨かということを検討していただきたい」と言われましたので、認識を同じく共有するために取り上げました。

「環境モデル都市づくり宣言」の趣旨について市長の考え方をお尋ねをします。

次に、水俣病新対策についてお尋ねをします。

4月7日、小池環境大臣は新たな未認定患者に対する水俣病対策を発表しましたが、一部に前進との評価はあるものの、患者団体には「納得できない」の声が強く、前熊本県認定審査会会長は「事態変わらぬ」と発言されたとの報道があり、公式発表50年を控えた現在、さらなる混乱状況にあると言わざるを得ません。

そこで、お尋ねをします。

〔A〕地元市長として、これで問題解決と考えますか。

〔B〕増加一方の患者申請対策に効果があると考えますか。

〔C〕認定審査会は軌道に乗ると考えますか。

〔D〕水俣として新たな取り組みを考えておられますか。

以上、お尋ねをします。

次の防空ごう対策については、野中議員への答弁でわかりましたので、〔E〕危険箇所はあったのか、あったとすれば対策についてのみお尋ねをします。

以上で当壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 緒方議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、水俣病の教訓及び環境モデル都市づくり宣言の趣旨については私から、水俣病新対策については福祉環境部長から、防空ごう対策につきましては産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、水俣病の教訓をどのようにとらえ市行政に生かしているかでございますが、水俣病の教訓とは水俣病の経験を反省し、長い歴史と多くの出来事にかんがみ、二度と同じ過ちを繰り返さないことでもあります。そのためには、水俣市は平成2年からの環境創造みなまた推進事業において、水俣病を正しく理解し、犠牲になられた方々に祈りをささげることをはじめました。

加えて、水俣病の犠牲を決してむだにしないため、環境に配慮したさまざまな取り組みを行ってまいりました。これらの理念と取り組みを踏まえて、第4次総合計画の基本構想である「エコ

ポリス構想」を策定いたしております。今後も水俣病の経験と教訓を生かし、住民協働で「環境首都」を目指していきたいと考えております。

次に、お尋ねになった3点について、水俣病の教訓をどう生かしており、現在の状況がどうなっているかについてお答えします。

産廃最終処分場設置問題につきましては、水俣市内での循環型社会の形成を目指し、ごみ分別やエコタウン事業等、廃棄物の再資源化に取り組んでおりますが、現行の技術やシステムではどうしても再資源化できない廃棄物が生じ、最終処分場で処理せざるを得ません。しかし、これまで何度も申し上げておりますとおり、自分のまちに最終処分場の建設を望んでいる市長はいないと思っておりますが、法令の基準を満たせば建設が許可されてしまう可能性がありますので、中立の立場をとりながら事業者へ申し入れ等を行っております。そして、事業者からは、世界水準のトップをいく技術を駆使して経営する、透明性を高め誠心誠意対応する等の回答を得ているところで

す。また、先日の質問にもお答えしましたように、問題になりやすいと言われている安定型処分場の建設中止を申し入れた結果、事業者から、受け入れる方向で検討するとの返事も得ております。仮に許可され建設されるとしても、水俣病の教訓を生かすことは当然のことながら、市民から安心・安全と評価されるような施設となるよう今後も申し入れ等を続けていく考えであります。

次に、水俣湾魚類調査につきましては、ここ数年、熊本県が年に1回、水俣湾で採捕したカサゴとササノハベラの水銀調査を実施しています。そして、昨年秋の調査において、カサゴがこれまでの調査結果と比べ高目に変動したため、早速12月に学識経験者等による水俣湾魚類水銀検討会議が熊本県に設置されました。この検討会議には、地元水俣からも参加させていただいており、意見や要望も申し上げます。そして、検討会議の答申に基づいて追加調査が実施されました。

その結果、カサゴもササノハベラもともに前回より低い数値ではありましたが、カサゴは依然として高目の数値であったことから、今年度から年2回の調査が実施され、検討会議でその推移を見守り、さらに原因を追及していくこととされております。

次に、水俣湾ダイオキシンヘドロ問題につきましては、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、水質の環境基準が施行され、平成14年7月に底質の環境基準が示されております。堆積したダイオキシン類は、これらの環境基準が施行される前に排出されたものですが、環境基準を超えるダイオキシン類が見つかった時点で早急に原因究明等が行われ、チッソ工場から排出されたものと特定され、現在、ダイオキシン類の除去工事の実施計画等が立てられているところです。

なお、環境基準を超えている水底土砂ダイオキシン類につきましては、全国で数カ所知られて

おりますが、島根県の事例とともに全国に先駆けて除去工事が行われるとのことでした。

このように、水俣湾魚類調査やダイオキシン調査等の速やかな対策がとられつつあることは、水俣病の教訓が十分に生かされているからではないかと思っております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2次質問に入ります。

市長の答弁の中で、やっぱり環境創造みなまた推進事業の取り組みから話がありましたが、確かに環境創造みなまた推進事業は、水俣病の教訓のとらえ方では基本のバイブルだと私も考えます。だから、この中では環境の破壊は、最初ですので突き合わせるという意味で述べますと、1、環境の破壊は人の身体のみならず多くの生命を奪い、人の心をむしばみ、地域社会の存立を危うくする、2、一度破壊された環境の復元は非常に困難である、3、環境、人の健康に配慮しない経済効率優先の産業活動は、結局は大きな経済的損失を生む、ゆえに、水俣病を経験した水俣だからこそ、より一層環境や自然、生態系に配慮した地域づくりを推進していく、市民間の融和を図る、自然生態系への配慮、環境を大事にする、水俣病について正面からとらえ環境破壊のもたらす悲惨さ、環境保護の大切さを発信する、水・川にこだわり環境保全は市民、行政一緒に行動する。

以上のことから、水俣の行政は市民の命・健康を大事にした政治、安心・安全なものづくり、加害者の立場に立たず被害者の立場に立って水俣病のことを理解する、身障者などの社会的弱者に配慮する、経済を優先して公害を起こさない、公害のない環境に優しいまちをつくる、差別をなくすということだろうと思います。

一番の基本とすべきであるというのを、水俣市2000年発行の「水俣病その歴史と教訓」では、環境を汚染してはならないを教訓の原点として位置づけるというふうにし、人類共通の教訓として共有し、環境への配慮がいかに重要であるかを認識されるよう責任を果たしていきたいというふうに書いてあります。まさにそのとおりだと思いますが、この教訓の認識は、このようなところで市長も一致できるのかどうか、まず1点尋ねておきたいと思います。

次に、最終処分場問題ですが、再資源化できないのを処理するために必要なんだという答弁があつてますが、このことはやはり教訓論が生きていないのではないかと、先ほど教訓を述べましたけども、自然環境への加担になるというのは確かにそうだし、市民の命・健康が心配されることも事実だと。水・川が環境が汚染される可能性が非常に大というのも事実。市民生活が脅かされる、安全面です。それと市民の多くが反対している。これらをどう考えるのか、どこに教訓が生きているのか、どこから中立の姿勢が出てくるのか。大変な犠牲の上につくられたまちづくりの方針は環境を汚染してはならない。その方針に逆行する企業進出に、なぜはっきりノーと言えないのか。まさに生活環境上の反対理由があるというふうに思うわけですが、この点

について再度市長にお尋ねいたします。

次に、水俣湾魚類調査の問題ですけれども、魚の水銀値は2002年から上がってきているということはデータからわかっています。ところが、ここら付近の問題で風評被害が起きるということで注意をしてくれと。あるいは総水銀値は0.4、メチル水銀は0.36に上がったけれども、総水銀は0.4というのは0.395だから大丈夫なんだという姿勢。あるいはこの前の「食と健康」での助役の発言の中にあつたと聞きますけれども、台風が多かったから水銀値が上がったんだと。どこに健康と命を大事にする水俣の教訓が生かされているのですか。

ダイオキシン発生の問題では、今の市長の答弁では、速やかに対策がとられたと言われますけれども、最初の企業擁護の当初の発言、チツソをつぶすとかという取り組み方ですね。それから、発覚から処置までの3年ぐらいたって、まだできてないという問題。ここら付近についても、まさに水俣病発生した当時の行政姿勢そのものであるというように言わざるを得ない。

水俣病の教訓を大事にして市政執行されるべきと思いますけれども、まず、市に患者団体、患者からの抗議があつていること自体が問題で、本当に教訓を生かした政治とかけ離れているのではないかと、その証明ではないかというふうに私は考えます。

3月26日の国水総研公開セミナーの「食と健康」での水俣市助役の講演内容について、きのう藤本議員から質問があつてましたけれども、まさに、それに対する水俣病の教訓が生かされていない。

学者にはいろいろな人がいます。これはもう学者は立場がありますからいろいろな人がいるわけですが、学者ならそのような発言もわかります。しかし、慰霊式で市長が完全に謝罪をして、患者ともやい直しを誓い、環境・健康をまちづくりの基本に掲げる水俣市の助役としての発言は不適切だと言わざるを得ない。それを昨日の答弁では適切と言い切る市長に、水俣病の教訓は生きていないのではないか。化学物質の影響は、環境ホルモンはppmの時代からナノ、ピコの時代に入っている。微量メチル水銀の影響が問題とされている時代に逆行しているのではないか。

平成16年8月18日の新聞は、厚労省のマグロ、カジキの大型魚の対応摂取量を3分の1に検討するというふうに報道されています。水俣の助役の立場にある人が、マグロは大丈夫と何回も力説をされたと聞いています。非常に問題です。だから水俣湾のカサゴのメチル水銀が規制値の0.3ppmを超え0.36と高くなっても、総水銀が0.4をわずかに切っているから大丈夫という発想になるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをします。

まず、助役の発言に水俣病の教訓はどう生かされていると思いますか、市長にお尋ねをします。

2番目に、このような講演会のときは水俣市助役の肩書を外してもらふべきと考えるが、市長

はどう考えますか。

続いて、助役にお尋ねをします。

水俣の助役である限り、水俣病の教訓を大事にした姿勢、発言をしていただきたいと思いますが、これについてどう思いますか。

それと、台風が多かったから魚の水銀値が上がったということはどういうことですかお尋ねをします。

以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 教訓の認識でございますけれども、これは現在も私の市政の中では生きていくというふうに思っております。例えば、環境についての意識が高くなれば、全国環境首都コンテスト行われましたけれども、そこで1位をとることもできませんし、また、それらについても議会の皆様方から非難されておりますのは産廃問題についてでございます。その市政については具体的な皆様方からの御指摘というのはございませんので、市政についてはきちっとやっているというふうに認識をいたしております。

ただ、この産廃問題につきましては、何遍も申し上げますけど、多分、先々日も申し上げましたが、この廃棄物処理法の法律をどう解釈しているのかと。これは法律ですから解釈で済むのではないと思っておりますけど、もう一度議会の皆様方でよく勉強をさせていただきたい。これは一番わかりやすいのが奈良県そして天理市の例があると思っております。あそこでは県知事も反対、県議会も全員反対、そして市長も反対、市議会も反対という中で許可を、裁判をせずに奈良県が許可を出したというのは一体なぜかという、廃棄物処理法の問題があったからこそ、去年の12月のように許可を出さなかった場合に、鹿児島県のように敗訴する可能性が高いということを私は予測されたからこそ許可を出されたのではないかというふうに認識をしております。これも皆様方の参考になる一つの例ではなからうかというふうに思います。

それと、よく処分場反対の方々が言われますのが、あそこが不適地だということと産廃処分場は非常に危険で、すぐ漏れるんだというお話をされますけれども、私はそういう不適地、またはそういういいかげんな施設であれば、私は熊本県は許可をしないだろうというふうに思っており、県を信じております。皆様方の発言は、裏を返せば熊本県はいいかげんなんだというふうな発言にもとれますので、できればそういうところまできちっと県ともある程度話をする必要があるのではないかとということで、ぜひお考えをいただきたいと思っております。

なぜ反対と言えないかにつきましては、今言ったような理由でございます。

それと、水俣湾のカサゴとかササノハベラの水銀値が上がったことについてでございますが、

助役が大丈夫だと言ったという話は、私は今初めて聞きましたものですから、どこで聞かれたのか、ちょっとまた確認をしたいと思えますけれども、これは県の正式な名称は忘れましたが、私もみずからその場に出席をさせていただきまして、きちとした原因の追及をちゃんとやっていただきたいということを何回も申し上げてまいりました。その中で、どなただったかわかりませんが、その委員の中から台風の影響があるのではないかというふうな発言がございました。私はその中で、台風といっても今までも、じゃ台風が来るたびに規制値が上がるのかといったような質問もいたしまして、それに対しては非常に信憑性が薄いのではないかというふうなことも申し上げてきております。ちょっと質問の場でいきなり言われたものですから確認することはできませんけれども、助役の発言から、あの規制値が大丈夫だということになったことにはなっていないというふうに私は認識をいたしております。

(発言する者あり)

市長(江口隆一君)(続) 助役の言葉の中でといいますけれども、部分的に取り上げられますと、どの言葉についてもいろんな誤解を生じることがあります。ただ、その中での流れとか意味とかにつきましても、多分、昨日の藤本議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、こういう一例があるということと、逆に厳しい、こういう一例もあるということで両方を紹介されておまして、報道とか見てますと一方の部分だけを言ったように誤解されがちですけれども、例えばこういう例があると幅があることを言われておまして、その中で教訓が生きてないというふうには私は思っておりません。

それと場所次第で、きょうは肩書を外してということでございますが、やっぱりどのような場に行きましても、よっぽど内輪で、きょうは無礼講で仕事の話はせずにというところではいいと思えますけれども、やっぱりどのような場に行きましても、そういう肩書はついて回るというふうに私は認識をいたしております。

(発言する者あり)

市長(江口隆一君)(続) それにつきましても、この通告と関連性がないというので答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長(松本満良君) 緒方議員、3回目の質問で続けてもう一回それも含めて質問をし直してください。

緒方誠也議員。

緒方誠也君 私は水俣湾の魚の水銀値が上がったという問題での助役の発言、これも水俣湾の魚の問題は私3回続けて取り上げてますけれども、こちら付近で助役が、助役として、台風が多かったから魚の水銀値が上がったんだというのを、いろいろな資料から出てきてるわけですね。今、

江口市長がかわって話をされて、それは助役が言ったのではないという答弁をされますけれども、実際ほかの情報では助役が言ったと聞いているわけですから、助役本人がおられるわけですから、助役からはっきり聞いた方がいいから助役に質問しているわけです。

それと、助役である限り当然水俣病の教訓を大事にすべきだと思いますから、その姿勢はどうか、今後も続けられるのか、非常に水俣の助役として大事なところですから、助役に聞きたいと思います。

議長（松本満良君） 滝澤助役。

助役（滝澤行雄君） ただいまの緒方議員の御質問にお答えします。

まず最初の、水俣湾の魚介類のカサゴのメチル水銀の値が少し上がったということで熊本県の検討委員会に出ました。その検討委員会の中で、その年度に水俣ではかなり大きな台風がありまして、その影響ではないかということ、ある委員がはっきり言いました。私ではありません。議事録を現に調べていただきまして、そしてもう一度訂正していただきたいと、このように思います。

なお、この検討委員会は原因が何かということで各委員の先生に聞いているわけでありまして。そしてそれを検討するわけですからいろいろな意見が出るわけです。本当にそれが台風なのか、あるいはもう既に水銀の放出がなくなっているから一体どうかということ、その検討の段階で出たことが、ある委員が言ったということで、僕はそれも一つの重要な原因究明には当然いろいろな仮説を立てて、そしてディスカッションしてデータを求めるということで、第2回目のときには市長に出席していただいて、そういうような意見が出たわけです。決して私は言っておりません。

それから次に、助役としての発言とかいうわけですが、このたびの第3回の、いわゆる公開セミナー、セミナーというのは大体、研究者がいろいろやっていることを市民に参画していただいたというわけでありまして、国立水俣病研究センターの方からそういうようにパンフレットをつくったわけでありまして。そういうことで、ただいま私、行政官であります、かつて長い間40年近く研究生活をやってきました。そしてその研究成果を行政官として言うことに何ら問題はないのではないかと、私自身は思います。そして研究発表の中でも研究者として、私個人の意見としてというようなことを盛んに言って、食と安全性、健康の問題、そして水俣市には百寿歳という人が全国でも唯一多いというようなことも言って、かなり参加者からは喝采を受けたのが事実であります。

（発言する者あり）

議長（松本満良君） 次に、環境モデル都市づくり宣言の趣旨について答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 次に、環境モデル都市づくり宣言の趣旨について市長の考え方についてお答えします。

水俣市のまちづくりの取り組みは、平成2年の水俣湾埋立地エコパークの完成を機に開始された環境創造みなまた推進事業から本格的に始まりました。この年が本市のいわば環境再生元年であります。

その後、平成4年、新たな出発の年とするため、市は二度と再び水俣病のような不幸な出来事を繰り返してはならないという強い使命感のもとに、水俣病の教訓を学び、後世に伝えていくこと等に努め、その成果を国内外の人々と共有していくことを念願し、当時の「公害のまち」という暗いイメージを払拭し、資源循環型社会の形成に向け、環境にこだわったまちづくりに将来へ向かって取り組む「環境モデル都市づくり」を宣言したものであります。

以来、22種のごみの分別収集、ISO14001の認証取得から市民監査方式による自己宣言方式への移行、学校版ISOを初めとする水俣版のISOの創設、エコタウン承認などなど、市民と行政の協働による環境モデル都市づくりのさまざまな取り組みが進展してまいりました。

環境モデル都市宣言が出された当初、市民の環境意識が低いと批判されたまちが、一步先を行く環境自治体・都市として国の内外から高い評価を得、本年は環境首都コンテストで全国総合1位を獲得し、真の環境首都の称号を目指すまでとなってまいりました。

昨年12月に市議会の皆様方の御理解を得て議決いただきました第4次の水俣市総合計画をスタートさせましたが、本計画も世界に類を見ない水俣病の経験とその教訓を生かして、これまでの環境モデル都市づくりの取り組みをさらに進めるとともに、人づくりを基盤に環境と調和した持続可能な経済の発展を追求しながら、環境と経済、そして健康で安心・安全な暮らしがバランスよく調和して、持続的に発展していくまち「エコポリスみなまた」を将来の都市像とし、新たなまちづくりに取り組み始めておりますが、その基本理念は環境モデル都市の理念を受け継いだものとしており、宣言の趣旨を今日の市政に生かしております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 環境モデル都市は、91年から始まった環境創造みなまた推進事業、これからの始まりだということで、それについては私も一致できます。ただ、私は最初の質問の中で述べたように、環境創造みなまた推進事業の理念が生かされていないのではないかというのがあるわけですね。そういう投書があります。

たまたま環境創造推進事業のあれでは、私も平成3年、委員として入りましたので、その古い資料を持ってきました。この中でどういうことなのかといえば、市長は強い意識で環境モデル都市づくりをつくったんだということで、環境モデル都市の看板をおろせば産廃等反対に回るんだと言われますけれども、環境モデル都市というのは、平成3年、県水俣振興室主導でつくった、

予算も8割が県、2割が水俣という状況でやってたんですけども、もう4年中に愛と安らぎの環境モデル都市宣言をするんだと、1年ちょっとで、もうそこら付近に計画はなってたわけですね。環境モデル都市宣言ですよ。私は議会から2人のうちの1人として入ったんですけども、環境モデル都市というのは何だと、これは。ただ、水銀ヘドロを取り上げ埋めたばかりではないかと、おかしいのではないかと私はその委員会の中で発言をした経緯があります。当時の県だったのか、市だったのか、悪いのもモデルなんだと、こういう表現をされたんです。私は、そんなモデル都市は要らないというふうに発言をしました。後日、当時の岡田市長とそういう話をする場がありまして、「おかしいですよ、このモデル都市宣言は」というのを市長に言ったら、市長は、私もどうも引っかかっているんだと言う発言をされて、それならば環境モデル都市づくりという行動体にしてはどうですかという提言をしたことを思い出します。それでモデル都市づくりとなったかどうかは別にして、そういうことがあったということ覚えていただきたい。あくまでも平成4年に県主導でつくるといのが先だったということです。

だから今、よく環境の手本、他の行政を牽引するなどの片意地張った言い方ではなくて、我々の水俣病を経験した水俣がしっかり取り組む姿、それを見て結果として他市のモデルになるということで、上から下まで、しっかりした本当の水俣病を教訓にした環境モデル都市づくりに入っていかなければいかんと。市長が言われる環境首都、それを結果として取れるように頑張っていないといかんとというふうに思います。ぜひ、中身のある環境モデル都市を私はつくるべきだといふふうに思います。

だから、環境モデル都市の宣言書は、もう皆さん御存じのとおりですが、私はその当時出た古いやつを持ってきましたけれども、1番は、水俣病の教訓を学び後世に伝えていく、2番には、水俣病患者の救済と市民の融和、3番目に、循環する自然生態系の中の人やその他多くの生物に配慮をされた産業活用の転換を促していく、4番目に、生命の基盤である海・山・川を大切に守り、次の世代に引き継いでいく、5番目に、文明社会のあり方を問い直し、有限な資源を大切に利用することを基調とする社会システムづくりを進めていくというふうになっているわけですね。

そういうことで、私が思うのは、ここで2点お尋ねしますが、こういう中身のしっかりした環境モデル都市づくり、まずそこら付近、市長と共有できるのかどうか、それが1点。

産廃最終処分場の問題は、これは2番目の市民との融和にも反するし、3番目の人やその他多くの生物に配慮した産業活用の転換、4番目の生命の基盤である海・山・川を大切に守り、次の世代に引き継いでいく、5番目の文明社会のあり方を問い直し有限な資源を大切に利用するという、ここら付近に合致しないんですよ。自分たちの水俣のまちづくりに合致しないのに、なぜ、よそから金もうけのためになる企業を、しかも非常に危険な水源のところにつくるのに反対と言

えないのですか。

市長は天理市の例もさっき言われましたけど、私たちは天理市に行ってしっかり勉強してきました。確かに結果として県は許可をせざるを得なかったけれども、許可をした後でも市との間ではとことんまだやり合ってます。まず法律を言われますけれども、この法律というのは、日本の中で、産業活動の中で廃棄物が多くなると、この廃棄物を処理せんばいかんから、処理をするがためにつくった法律であって、基準さえクリアすれば簡単に許可されるシステムになっているわけです。しかし、ここら付近にも住民のいろいろな反対運動の中で、徐々にではありますが、厳しくなっているのも事実です。黙っていたら簡単なやつがじゃんじゃんどこでもできてしまう。住民の反対運動で法律は変わっていくんです。特に水俣という特別な市であるならば、きちんとした、その先頭に立ってでもその法律を変えるんだというぐらいの迫力がないといかんのではないか、そういう取り組みが必要だと思います。

そういう点で、先ほどの2点について市長の考え方をお尋ねします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、環境モデル都市のとらえ方について緒方議員と認識が違うと思いますけれども、環境モデル都市というのは、水俣市がみずから宣言をしたわけであります。なぜ、自分たちのまちにモデルというものをつけたかといいますと、これは趣旨というのは環境の手本となり、他の行政を牽引していきますという表明ではなかったのかというように私どもは認識をいたしております。そのまちが実際、自分のまちで廃棄物を他市に捨てているにもかかわらず、持ってくるのはけしからんというのを環境モデル都市宣言をした市長として言えるのか、言っているのかというのを私は考えたときに、それははっきり手本となるようなまちが言うことではないということ私議員の皆様方にも説明をいたしました。ですから、この環境モデル都市宣言というものを、看板を下げていただきますと、私は、よそのまちの手本にもならなくていいわけですので、堂々と反対をしますよということも議会の皆様方に申し上げましたので、まずそういう議論をぜひやっていただきたいと思います。そして私がまた考えておりますのが、有害物質の取り扱いについて、水俣市以外で捨てるのは知らないというのを、本当に水俣病の教訓を言ってる人たちが、自分のまちにさえ持ってこなかったらいいということ、果たして言っているのかというのを私は常に心配をいたしております。

きのうの西田議員の質問でも、水俣市が出すのは水俣市の中で、公共関与であれば私は反対ではないという話がありましたけれども、自分たちのまちの出した廃棄物については、やはり自分たちでも責任をとるべきではなかろうかというのは、私は当たり前のことだろうというふうに思っておりまして、その前の質問でも、やはり道徳的な観点から言ったときにも環境モデル都市

云々という前に、果たして本当に手本としてどうなのかということをよく私はお考えいただくべき、水俣も重要な今岐路に立っているのではないかとということで、また、このような市民そして議会の皆様方ともこのような議論ができるというのは、ある意味では水俣病が起こったまちだからこそ、また環境を真剣に考えるまちだからこそできることでありまして、この議論を深めて真の環境モデル都市になるように、ぜひこの機会を生かしたいというふうに考えております。

それと、よく質問をされる中で、市長はどうしてということをおっしゃるけれども、この産廃問題につきましては市の事業ではございません。降ってわいた民間の話でございまして、それを市の市政でどうのこうのと言われても、基本的には何遍も言いますけれども、自分のまちに産廃処分場をつくってほしい、来てほしいと思う市長はどこにもいないだろうということはずっと申し上げてまいりましたので、市の事業みたいな重ね合わせ方をさせていただくことも、ちょっと私どもにとっても不本意ではないかなというふうに思っております。

お答えになっているかどうかはわかりませんが、2回目の答弁を終わらせていただきます。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 今の答弁の中で、よそからのごみを受け入れないというのはおかしいのではないかとことですけれども、自分のやつはよそへ持って行って、よそからのやつは受け入れないというのは道徳に反するとかいろいろ言われますけれども、水俣は、し尿処理も持ってくるし、よその可燃ごみも受け入れてるわけですね。そういうこともやっているし、まず環境モデル都市づくりの中でも最初からごみの分別収集して全部水俣で処理するというのではなくて、結果としてごみの分別をして、よそにも資源ごみ出して、水俣でできるやつは水俣でしようという行動体としてやっているわけですから、時間とともに解決していくという形でいいと思うのです。

そういう面で、ここら付近全然かみ合わないんですけども、まず、市のまちづくり、市が環境を大事にしていこうというまちづくりを一番に掲げているのに、それに反する企業が来たとき、何で企業にノーと言えないのですか。やっぱり市長だったら自分のまちづくりに反するのなら、来てほしくないという行動をとるのが当たり前じゃないですか、答弁は要りませんが。

私は3月議会の議会報告の中で、産廃処分場問題で市民の考え方を聞きました。あなたは江口市長の考え方を指示しますかということで、□□水俣のまちづくりに産廃処分場は必要と思いますか。□□番目に、環境モデル都市の看板をおろせば反対に回るという市長の考え方についてどう思いますか。3番目に、市長の中立の姿勢についてどう思いますか。4番目に、勝つ方法があれば反対に回るという市長の態度についてどう思いますか。5番目に、予定地購入についてどう思いますかということで、意識的返送を待ったやり方でやったのですが、確かに返った数は少ないのですが、届いた返事の100%は、市長の態度は指示をされていないということです。

それと主な意見をここで紹介しますと、市内のごみでどうしてもリサイクルできないものは、将来市内に処分場が必要かもしれません。その場合でも場所を選んで必要最小限に市で措置を考えるべき。水源の上流に大規模な産廃処分場をつくることは過疎化を助長することになると懸念します。汚染が広範囲なるのは確実、絶対に認めることはできない。市長の発言を見ると、市長が水俣に処分場をつくるよう業者に口ききしたので今さら引っ込みがつかなくなり、中立などと言っているのではと勘ぐりたくなります。

時間の都合で、全部は出しませんが、もう一つは、水俣市民は水俣病で長い間苦しめられ、多くのとうとい命を失い、今なお苦しんでおられる方がおられます。水俣市は水俣再生へ向けて市民相互の理解を初め、環境創造みなまた推進事業、環境モデル都市づくり宣言、環境基本条例を制定、23種類のごみ分別収集事業を推進し、環境都市を目指しているところである。このような現状での市民を逆なでするような産廃処分場を木白野地域に建設することは絶対許すことはできません。市長は、先人が考え、行ってきた水俣の環境問題に対することを深く思い、市民の先頭に立ってこの産廃処分場の建設に反対すべきと思います。

最後になりますが、これはもうファクスでいただきましたけども、以前のような明るい水俣が戻ってきつつある中、またしても水俣の住民を混乱の渦に陥れるような産廃最終処分場の誘致、一部の人たちの利益になるこのような最終処分場が認可された場合、日本じゅうはおろか世界じゅうの人たちから、水俣の住民は性懲りもなく、どこまでばかりだろうかと笑い物になることは間違いないでしょう。私たち市職員も、本来大々的な反対運動を展開していきたい気持ちは十分ありますが、市長自身、中立という立場から、自分が中立であるのに何で職員が反対するのかといったような圧力とも受け取れるべき言葉を耳にしております。また、反対署名についても家族だけが署名欄への記載をしているような状況であります。本来の姿ではないと思いますという投書もいただいております、アンケート結果もですね。

そういうことで、これは市長とはなかなか意見が統一できませんけれども、ぜひこういうことも参考にして、水俣病の教訓を大事にしたまちづくり、環境モデル都市づくりを、本当に内容のあるやつにしていきたい。よそから笑われないようなやつをつくっていただきたい、そういうことをお願いしてこの問題については終わります。

議長（松本満良君） 次に、水俣病新対策について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、環境省から出された水俣病新対策についての御質問にお答えします。

まず、地元市長としてこれで問題解決と考えるのかとのことですが、今月1日から関西訴訟の

勝訴原告と二次訴訟原告に対しての救済策が新対策の一部として実施されました。今後、総合対策医療事業の拡充等が予定されておりますが、解決に向けてはその場しのぎの救済ではなく、被害者の将来を見据えた対策が必要であると思います。

特に、胎児性患者や高齢化する患者の福祉対策や社会活動支援が考慮されなければならないと思います。あわせて疲弊した地域を再生させるため、地元の現状を踏まえた地域振興策の実施も必要であると考えております。

次に、増加一方の患者申請対策に効果があるかとのことですが、認定申請者の増加が報道等により大きく取り上げられておりますのは、県の認定審査会が休止して認定業務が滞り、多くの申請者が待たされているからであると思います。水俣市といたしましては、今後の対策の充実も十分に考慮されて救済を進め、効果を上げていただきたいと存じます。

次に、認定審査会は軌道に乗るとお考えかとのことですが、認定審査会は、御承知のとおり、国の法定受託事務で県が実施されております。県におかれては、認定審査会の再開に向けて努力をされておられますので、速やかに業務が進められることを願っております。

次に、水俣市として新たな取り組みを考えておられるかとのことですが、先ほども申し上げましたように、対策には今後の被害者の生活を見据えた取り組みとして福祉対策や社会活動支援、地域振興策等が重要であると考えております。しかし、それぞれの取り組みには当然予算が伴いますので、市独自で実施していくことは困難であります。そのために実施の実現に向けて最高裁判決後から、直ちに市長みずから国会議員を初め国や県、関係各所に何度も要望を行っております。

また、八代海沿岸の地域再生、融和及び振興も考慮し、芦北町、津奈木町、御所浦町の3町と合同で、国に対しまして具体的な取り組みを盛り込んだ要望書を提出しております。さらに、各課が抱える水俣病対策及び地域振興策を取りまとめ、県が策定する第4次水俣芦北地域振興計画の中で、国に強く要望していく所存でございます。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2次質問をいたします。

地元市長として、これで問題解決かとお考えかとの問いに対しては、その場しのぎでない解決策を求めたいということですので、ぜひそうしてほしいと思います。見方によっては、これは単なる紛争処理だと、また先に起きますよと言われる方もおられます。この前、6月10日、共産党の調査団が来られたときにも、高齢化する被害者を一日も早く救済してほしい、今度こそ最終決着をつけてほしいと市長が言われたと書いてあります新聞報道もされてますけども、ぜひそういう面ではもっと努力してほしいというように思います。

それと増加一方の患者申請対策に効果があると考えますかということですが、効果を上げてい

ただきたいという形の答弁ですけれども、最高裁判決は現在の認定基準を否定しています。有識者懇談会を国は新設して、国の行政責任を踏まえ、水俣病問題を包括的に検証し、今後の施策に生かすが、認定基準は見直さないと言っているわけです。そこら付近で市長は有識者懇談会、どのような期待を持っておられるのか、それについて市長の期待があればお聞かせいただきたい。

それと、認定審査会は軌道に乗ると考えますかには、法定受託事務だから県の推移を見守りたい、うまくいこう願っているということですが、新聞報道によると、岡嶋前認定審査会会長は、今回の新被害者救済策について、司法と行政の二重基準はそのまま変わらない、委員再任、改めて否定的な見解を示しております。医療費が全額公費負担となる保険手帳の受付再開で、認定申請者が移行する可能性があるにしても申請者が減れば解決という問題ではない。最高裁判決で状況が変わったと、もう委員を引き受けるつもりはないと言っております。申請を棄却された人が司法で救済されるのであれば審査しても意味がない、まさにそのとおりだと思います。これでは審査会は軌道に乗らないのではないですか。私たちは、ことし初め、議会として陳情に行ったときに、自民党本部で自民党議員との懇談の中で、審査会が軌道に乗るように地元も頑張ってくださいよということを、魚住国会議員だったですかね、そういうことを言われたんですけども、どんな動きをしても、認定して否定しても、棄却しても、裁判でまた認められるというシステムが変わらない限りは、これはいつまでも混乱を招くだけなんです。ぜひこの公式確認50年を前にして、やはり50年を迎えるときは静かになってた、大体道筋がはっきりしたというふうな解決策を求めるべきだと思います。

ぜひ地元の市長として、基準の一本化により解決に向けた道筋づくりを強力に働きかけるべきだということだと思いますが、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

水俣としての取り組みについては了解いたしました。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

有識者懇談会をどう思うかということで非常に難しい問題ではありますが、ただ、地元から吉井前市長も入っておられますので、地元の意向については私たちの気持ちをきっちりと言っているということで感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それと、その方々の顔ぶれにつきましても普通の、よく国がああいう機関をつくりますと無難で、どちらかという国側に立った発言をするような方々をおそろえになることも結構多いんですけども、今回のこの懇談会というのは、小池大臣が大変強く希望をしまして、検証をしたいというふうなことで設立され、はっきり物を言われる、それも水俣病に本当にかかわった方々でして、そういう意味では大変な、逆に期待をいたしております。

それと、基準を一本化することについての働きかけをということでございますけども、非常に

難しい問題で、水俣病かどうかははっきり境界がわからないということでこれまで長年にわたりいろんな問題が続いてまいりました。そして、それでもその基準がはっきりできないものだから結局裁判とか、いろんな形での救済というものも行われてまいりまして、ここはいたし方ないなと思う反面、おっしゃったようにどんどん医学の方も進んでまいりますので、ぜひ明確にさせていただくような働きかけというものは我々としてもやっていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。  
緒方誠也君 有識懇をどう思うかではなくて、何を期待しますかというのを私は質問したのですから、そういうところをよろしくお願いしたい。

それと6月15日の熊日新聞報道によりますと、水俣病問題にかかわる懇談会で吉井前市長は、総理の反省と謝罪を求めた。できれば50年を迎えた5月1日の慰霊式でやってほしいということをも求めたと。あるいは水俣病の新たな定義づくりのため医学や法律家による専門家のいろんな場をつくってほしいという提案をされています。

また、地域社会対策や精神面の救済を重視してほしいと訴えられたというふうに新聞報道されています。これについて市長はどう思われるかお尋ねします。

議長（松本満良君） 江口市長。  
市長（江口隆一君） 再度お答えさせていただきます。

総理がこの水俣に来ていただけるというのは水俣病のことを多分大きく考えていただくということで、私もできれば来ていただきたいというふうな希望を持っております。それと謝罪も当然でございますけれども、この水俣に、例えば患者救済にしてもそうですが、何をさせていただけるかというのが現実として市政を預かる者としての関心でございます、できれば手ぶらではなくて何かを持ってきていただきたいというのが本音のところでございます。

議長（松本満良君） 次に、防空ごう対策について答弁を求めます。

松田産業建設部長。

（産業建設部長 松田大作君登壇）

産業建設部長（松田大作君） 次に、危険箇所はあったのか、あったとすれば対策はどのように考えているのかについてお答えします。

危険箇所につきましては、先日、野中議員へ答弁しましたとおりですが、これから現地調査を行い、危険性があるかなどを判断してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 現地調査をして危険があるのかどうかを判断したいということですが、話を聞いてみると、第一小学校の横の防空ごう対策はもう処置をされた。これぐらいの安全に対して緊急性をもった行動をされるというのは非常にありがたいというふうに思います。

私は袋の元陸軍使用の防空ごうについて、学校近くであり、子どもたちが出入りして心配だと、要するに非行の問題とか、あるいは今回のCO<sub>2</sub>の問題、そういう中毒の問題等も心配だということで、10年ぐらい前になりますか、そういう要望をした経緯があります。幸い、今回まで鹿児島のようなことが起きてこずにほっとしているんですけども、ぜひ、こういう問題点のあるところは、そういう要請があったときには、行政として即行動するように今後してほしいということはお願いにして、もう一点、問題点としていた袋のそこら付近について取り組み方の考え方があれば教えていただきたい。

議長（松本満良君） 松田産業建設部長。

産業建設部長（松田大作君） 袋の話ですけど、あそこにつきましては、今調査段階では一番大きい穴でございまして、あそこにつきまして人が容易に近づける場所でもありますので、今後、入り口部分につきましては何らかの対策を講じていきたいと考えております。

議長（松本満良君） 緒方誠也議員。

緒方誠也君 よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

議長（松本満良君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時46分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に許します。

（清水晶夫君登壇）

清水晶夫君 皆さんお疲れさまです。

日本共産党市議団の清水晶夫です。

通告に従いまして、私見を交えて順次質問をしてみたいと思ひます。御答弁よろしくお願ひいたします。

1、障害者自立支援法案についてであります。

年金問題や介護保険法の見直し問題など、一連の国民負担増を前提とした社会保障制度の見直しが進む中、障害者福祉の分野にも今大きな転換が持ち込まれようといひしてあります。

厚生労働省は、今開催中の国会に障害者自立支援法案を提出して、この法案の成立に向けて新制度への移行を推し進めようとしてあります。厚生労働省はその改革、私どもに言わせますとかぎ括弧の改革というふうに思ひますけれども、この改革と称するポイントを以下5点挙げている

わけです。

□A□障害者福祉サービスの一元化ということで、身体・知的・精神の障害種別を超えたサービスの一元化を目指し、提供の主体は市町村での一元化を目指すとしています。

□E□障害者がもっと働ける社会にということで、福祉から一般企業就労を目指すのだということ。

□C□地域の限られた社会資源の活用ということで、規制緩和により空き教室などの利用やNPOなどの参入を目指すとしています。

□D□公平なサービス利用のための手続や基準の透明、明確化ということで、コンピューターによる1次判定、市町村審査会による2次判定、ケアマネージメントなどの導入を目指すとしています。

□E□増大する福祉サービスなどの費用をみんなで負担し、支え合う仕組みの強化ということで定率負担、自己負担の導入による負担の公平化、国の予算の義務化を挙げています。

この5点、挙げています。

そこで、この新法案は、これまでの制度の全面改定であるにもかかわらず、制度変革の具体的な説明が障害者当事者に行われないうまま、その意見を十分反映することもなしに、いきなり国会での審議が始まっております。

同時に今後、施策の実施主体になるとされている市町村に対しても、上程後になって正式な説明がなされる、余りに民主主義を無視した強引な手法だとの批判が出されております。

そして、この法案の最大の問題点が大幅な負担増を求めるものとなっていることから、当事者、家族、自治体を巻き込んだ困惑が急速に広がってきているというのが今日の状況ではないかと思えます。

そこで、質問に入ります。

□A□今、国会で審議されている障害者自立支援法案は、障害者の福祉サービス利用負担を、所得に応じた応能負担からサービス量に応じた応益負担に変え、利用者に原則1割の負担を求める内容となっております。重度の障害者や所得の低い人ほど重い負担がかかるというものです。通所施設では施設の利用料に加え、食費なども自己負担となるものです。この法案が実施されることとなりますと、障害者とその家族は大変な影響を受けることとなります。

市長は、この法案についてどのような認識を持っておられるか。

□E□障害者施策の実施主体が市の段階に一元化される内容ともなっており、その責任の重大さが懸念をされます。この点はどのように受けとめられるのでしょうか。

□C□障害者は、これ以上の負担は私たちを毒ガス室に入れるようなものだと言い、家族の方は、政府は障害者を持つ家庭の実態がわかっていない。市の方も実態をもっと調査をして、障害者の

声を政府に届くように働きかけてほしい、このことを声を大にして言いたいというふうに訴えられております。こういう声に、市としてこたえるべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねをいたします。

2、水俣の土石流災害の教訓と課題についてであります。

崇城大学工学部環境建設工学科の村田重之教授は、平成15年7月20日の早朝、水俣市宝川内の集川で発生した土石流が下流の集の集落を襲い、住宅10戸を一気に押し流し、15名の人命と大きな物的被害をもたらした出来事について、3回の現地調査をもとに、この災害がどのようなメカニズムで発生したのか、また、今回の災害の教訓と問題点についてということで、2003年9月、くまもと自治研の定例会で講演をされました。村田教授は、土石流の引き金になったのは集川の中流で発生した大規模な斜面崩壊で、最大幅が約90メートル、最大長が約150メートル、最大崩壊厚さ約20メートルにも及ぶ巨大なもので、なぜこのような大規模の崩壊がこの場所で発生したのか大きな疑問だ。崩壊した土砂が土石流となって勾配が20度の溪流を時速40から50キロで駆け下っている。土石流は直進性があるために途中で4回ほど流れの方向を大きく変え、最終的に集の集落を襲っている。

この斜面崩壊は梅雨末期の典型的な集中豪雨によって起きたもので、最大時間雨量が90ミリを超え、降雨特性によると20日未明から降り出した雨が午前3時から激しくなり、3時に42ミリ、4時に87ミリ、5時に91ミリの時間雨量と、7時間にも及ぶ320ミリの猛烈な降雨を記録している。降雨が短期間に集中したことが今回の災害を引き起こしたと言える。

この場所から直線距離でわずか12キロメートルしか離れていない鹿児島県の出水市針原において、5年前の平成10年7月10日、午前1時ごろに今回の土石流に非常によく似た土石流災害が発生しているが、やはり土石流の発生当日300ミリの降雨が記録されている。違っているところは、土石流の発生が激しい降雨の最中ではなく、雨が上がった後に発生していること。

いずれにしても、これらの地域は地質的に非常に似通った場所であり、この地域では何らかの条件が重なれば今後も同様の形態の土石流が発生すると考えねばならないというふうに、この講演で話をされておられます。

そこで、お尋ねですが、□A□平成15年7月20日の災害から2年目の梅雨時期を迎えますが、災害の教訓と今後の課題について再認識をしていくということは非常に大切なことでもあります。2年目を迎える今日、どのような認識を持っておられるか。

□B□毎年、梅雨や台風の季節の前には防災対策が話題に上ります。真夜中の災害対策、あるいは土・日曜日と重なったときの初動体制についての対策、それぞれの課題があるのではないのでしょうか。この対策についての対応はいかがか。

□C□防災情報をどのように伝え、どう生かすかは相当に専門的で高度な知識が必要であり、今

後は庁内に防災専門家（防災専門官）を育て、充実をさせていく考えはないかお尋ねをいたします。

次に、大きな3の項目で、大地震に備える震災対策について。

阪神・淡路大地震から10年、三宅島の噴火による全島避難から4年余り、2003年7月の宮城県北部地震、昨年10月の新潟県中越地震、そして、ことし3月の福岡県沖地震と続き、それぞれ大きな被害が出たことは承知のとおりです。

今日の地震の起きる状況などを見れば、確率が低くても安心できないというふうに思います。福岡県沖地震でわかったのは、どこでも地震の危険があるということであります。確率が低いのを安心情報と考えず、どこに住んでいようと大切なのは、日ごろの私たち住民の防災対策をしっかり手だてしていくことではないかというふうに思います。

そこで、お尋ねです。

□A]豪雨・土石流災害とともに最近の新潟中越地震や福岡沖地震を考え、震災発生時の初動体制の確立を初め、震災対策についての考えをお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 清水議員の質問に順次お答えさせていただきます。

まず、障害者自立支援法案については福祉環境部長から、水俣の土石流災害の教訓と課題については私から、大地震に備える震災対策については総務企画部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

議長（松本満良君） 障害者自立支援法案について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

福祉環境部長（吉海安丈君） 障害者自立支援法案についての御質問に順次お答えいたします。

まず、障害者自立支援法案に対する認識についての御質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法案は、身体障害、知的障害、精神障害に分かれていた障害者施策を一元化し、障害者の能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障害者が身近なところで必要なサービスが受けられ、かつ個人の尊厳を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、平成18年1月から段階的施行が始まることで、これに向けて現在、国会において審議されているところであります。

平成15年度から支援費制度の導入によって障害者に対する福祉サービス等の支援を行っている

ところですが、予想を上回る利用の伸びであり、制度自体の安定的運営を圧迫しかねない状況にあり、増大する福祉サービスを確保するためには、社会全体で支え合う仕組みづくりが急務であると認識しております。

しかしながら、施行までの限られた期間の中で議員が憂慮されている低所得者問題や市の財政負担等々につきまして、いまだ具体的な内容も示されておらず、不透明な状況であります。しかし、今後の障害福祉サービスの需要供給量の推測、それに伴う市の財政負担、市民の負担等予測される諸課題に早急に取り組み、市民の皆様が随時情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、実施主体である市の責任に対する御質問にお答えいたします。

障害者自立支援法案が施行されますと、その実施主体を市町村が担うこととなりますが、現在でも身体障害者、知的障害者、精神障害者の一部の在宅サービスはすべて市町村が実施主体になっておりますし、施設入所につきましても、障害児の措置と精神障害者の社会復帰施設入所以外は市町村が実施主体になっておりますので、責任の重大さはこれまでと同様であると思っております。

次に、障害者の家族の訴えに対し、市はこたえるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

障害者やその家族の制度に対する不安や要望は十分お察ししており、真摯に承っております。障害者自立支援法案の具体的な内容が明らかになっておりませんが、支援費制度からの改正に適切に対応していただくよう国に対し県市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 再質問に進みたいと思います。

御答弁いただきましたが、今回の改悪案で障害者ケアマネージメントを制度として導入をするという考えが出されておりますが、事業は基本的には市が行うという内容になっているようですが、そしてその一部を事業者へ委託をすることができるというように聞いております。仮に、この委託が進めば、介護保険と同様に認定とか、あるいは支給の実務管理のみが市の仕事となり得る可能性が生まれてくるのではないかというふうに思いますけれども、この点についての考えをまず聞いておきたいというふうに思います。これが1点です。

現在、この法案に対して障害者団体からは、これ以上の負担増では障害者は暮らしていけない、もっと慎重に議論をとる声が急速に広がり始めております。それは私は当然なことではないかというふうに思います。私たちの身近なところにもおられて、そういう非常に不安を感じた声が聞こえてくるわけであるからです。当然なことだというふうに思うわけであります。

この法案の最大の問題点が浮かび上がってまいりまして、とてもじゃないけれども大幅負担増

になるということが最大の問題点であります。改悪案による負担増の月平均の試算をしてみると、身体障害者のホームヘルプで今約1,000円、これが改悪後8倍の約8,400円になるという試算、通所施設で今約1,000円、これが19倍の約1万9,000円にということ、18歳未満の入所施設で今約1万1,000円、これが3倍の3万円にと、こういうふうに試算がされているということです。障害者にとって政府厚労省の無慈悲さがどうしようもない怒りになるのは、よく理解がいきます。障害者家族は今収入が9万円ぐらいの障害者なのに、支払ってあとに残るのは2万円そこそこの状態と、そういう実態の中にこんな今後考えられているむちゃな負担増ということになれば、金がない者は死ぬしかないのか、こういうふうに言っておられます。

もっと慎重論議をとの声は地方自治体や議会からも上がり始めているというふうに聞いております。本市としてもこの法案に対しての慎重な論議がなされ、障害者家族の立場を私たちが心底から理解しながら世論を大きく盛り上げていき、政府を動かすまでの努力をしていく必要があるのではないかとこのように思うわけです。

2回目の質問に、さっき言いました障害者ケアマネジメントの制度化についての質問の答弁をしていただければということで再質問を終わります。

議長（松本満良君） 吉海福祉環境部長。

福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

ケアマネジメントのことについてでございますが、当然新たに業務といたしまして追加されてきますのには、そのようなサービスの必要性を明らかにするために、例えば審査会と申しますか、そういったものを設置する必要があると考えられます。これにつきましては、障害者の程度の区分の認定等をする、そういったような組織になるかと思っておりますが、現在の介護保険で行われております認定審査会、そういった調査等の審査会等が今後設置されることになると思っておりますので、当然市町村におきましてもそのような対応が必要ではないかと考えております。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 ありがとうございます。

引き続きまして質問をいたします。

この改悪案が打ち出される中で、住民の福祉の増進を図るということで地方自治法第1条の2という自治体の役割が改めて問われているのではないかとこのように思います。

現在、慎重論議が広がり始めておりますが、一方では、余りにもこの法案の内容が知られていないということ、少数者の問題として十分な世論になっていないという現実があるのではないかとこのように思います。関係者の緊急な対応が、この法案については求められているというふうに思います。

今日では、この21世紀は人権の世紀というふうに言われ、その21世紀にふさわしい住民福祉を充実させていくために、最も谷間に置かれたこの障害者福祉の問題を放置することなく、障害児

者が大切にされる社会はみんなを大切に作る社会というふうな位置づけをもって真剣な論議が展開されるよう私見を述べまして、この障害者自立支援法案についての質問は終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、水俣の土石流災害の教訓と課題について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 次に、水俣の土石流災害の教訓と課題についてお答えいたします。

まず、2年目を迎える今日、どのような認識を持っておられるのかについてお答えをいたします。

おととしの土石流災害では19名ものとうとい生命が奪われ、市内各地でさまざまな被害が発生いたしました。市では被害の教訓を踏まえ、あのような惨事を二度と絶対繰り返さないという認識のもと、日ごろから職員の危機管理意識の向上を図るため、重要課題となっています初動体制の確立を目指し、抜き打ちの職員の情報伝達訓練を実施するなど、さまざまな防災体制強化の取り組みを行ってまいりました。今後も引き続き災害を忘れず、教訓を風化させることなく防災体制の強化に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、真夜中の災害対策、土・日曜日と重なったときの初動体制についての対策に課題があるのではないかについてお答えいたします。

清水議員御指摘のように、災害は、いつ、何時に起きるかわからず、また職員が市役所にいる時間帯は限られているため、土・日や夜間の職員が市役所にいない時間帯については対策を考える必要があります。このような状況を踏まえ、特に職員が帰宅した後の初動体制の確保に力を入れております。

まず、注意報などの气象台から発表される前でも災害発生の恐れのある気象状況になりそうな場合、契約をしております民間気象会社の気象予報士から24時間体制で市の防災担当の方へ電話連絡が入るようになっております。

また、勤務時間中に予知できた場合には、庁内掲示板などで全職員に周知を行い、時間外において災害待機の可能性があることを周知するようにしております。

また、職員の招集につきましても、土石流災害後見直しを行い、今年度からは初動対応に当たる注意報警戒班の職員全員に民間気象会社から注意報・警報が出た場合、メールが送信される仕組みを取り入れ、初動体制がおくれないよう配慮しております。

次に、庁内に防災の専門家を育て、充実させていく考えはないかについてお答えします。

防災対策につきましては、1人の職員が高い専門性を持つことも重要ですが、職員全員が防災への高い意識を持つことの方がより重要になると考えております。そのため、特に専門家を育て

るという方法ではなく、防災を担当した職員を市の各組織に配置し、防災への取り組みを強化するとともに職員全員を何らかの防災組織の中に組み入れる方法で災害に備えてまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 2回目の質問に入ります。

今、本市がとっている防災対策についての答弁をしていただきましたので、概要については了解をしたいというふうに思いますが、今回の災害での問題点と今後の対策として、先ほど触れました村田教授の指摘というものがあります。それに触れたいと思うのですが、大体5点ほど出されているかに思います。

まず第一に、土石流の通り道に、水俣で起きた大規模な土石流災害についての指摘ですけれども、まず一つは、土石流の通り道に住居が建てられていると。集の集落は谷の出口に点在していたわけですので、この場所は以前の土石流によって形成された扇状地、扇状の土地ということで、大きな雨が降れば土石流が流れてくる場所に考えられるということではないかというふうに思いますが、今後はこのような災害の危険性が予測される場所を住居として使用させない指導が必要だというふうに、この1点では言っておられます。

2点目で言っておられるのは、植林の場所の選定、森林の管理が十分でなかったという指摘です。今回、小規模崩落が発生している場所は多くが人工林だったというふうに思いますが、今回調査をされたところでは間伐がほとんどなされていなかった。また、崩壊前の空中写真を見られたそうですけれども、集川がどこを流れているのかわからないほどの川のそばまで植林が行われていた。それらの樹木は今回の土石流でことごとく流れ出していることがわかった。このことが災害を大きくしているんだというふうに言っておられるわけです。これは平成2年の阿蘇豪雨災害での古恵川の流木災害で明らかとなり、川の流域には杉などの粘りの弱い樹木は植林しないようにということを言っておられます。傾斜地にも無理な植林をしないようにすることが大切だ。植林も混合林のような、災害に対して強い方法を採用することが必要ではないか。降雨時に河川への負担を軽くするような、防災を考えに入れた植林に変えていく必要があるというふうに指摘をされております。

3点目の指摘としては、林道の管理がやっぱりよくなかったと。林道に集まった水の流れの処理を誤ると斜面崩壊や、場合によっては土石流の引き金になることもある。これに対しては豪雨のあとで実際にどのような水の流れがあったのかを調査をして対策をとることが必要だ。これは常日ごろより実施していくべきものだというふうに指摘をされています。

4点目の指摘として、治山ダムが崩壊したということですね。これは私も実際見てみまして、上流にあった2基の治山ダム、完全に崩壊して、今後つくる以上は、やはり強い壊れないものを

つくらなきゃいけないなというふうに私も思いました。

それから5点目として、情報の伝達や防災設備が機能していなかったということで、これはさっきの質問でもしましたけれども、毎年、梅雨や台風の季節の前に防災訓練というものが全国的に行われるわけでありますが、水俣でもそうですが、これは平時の昼間の条件での訓練ということもありまして、先ほど夜中の災害対策とかいう問題についても、土・日曜日と重なった問題などについてもさっき質問しまして、答弁があったとおりです。そういうことからして情報の伝達や防災設備が機能していくようにすべきだというのが指摘の5点目だというふうに思います。

それから、平成7年の阪神・淡路大震災で経験済みなことだということで、災害の教訓を生かすことの難しさというのがこの水俣を訪れての教訓だというふうにも言っておられるようです。防災行政をどのように伝えて、どう生かすかはそれぞれの担当課に専門的なところまでいかないにしても、かなり詳しい人を配置するというやり方もあるやに思いますけれども、やはり専門的な立場で高度な知識を必要とする、そういう任務を持った人が庁内に1人は必要ではないかというふうに私は思うんですけれども。そういう今、答弁にあったようなことでありますけれども、鋭意そういう努力をしていただくように、これは要望をしたいと思います。

今後は非常にそういう点で、いつ、どこで、どのような大雨による土石流などの被害が起こるかもわかりません。そういうことから日ごろの防災対策というものが非常に大事になってくるのではないかというふうに思います。

以上が、村田教授の問題点と今後の対策として提供されたこのことを、私は時間がだんだん経過していきますと、災害に認識というのはやはり希薄になっていきがちです。そういう意味で再度認識を新たにするためということで、この水俣の教訓、問題点を再検討しておく必要があるというふうに思いましたので、あえて質問をしているところです。

そこで、質問いたしますが、水俣での類似箇所の洗い出しというものが必要でないかというふうに思います。特に山間部の方になりますけれども、集落ごとに類似箇所の洗い出しをやっておく対策が必要というふうに思いますけれども、もう既にその教訓に立ってやられているというふうに思いますけれども、この点についてはいかがか質問をして、再質問にかえたいと思います。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） 今、清水議員が御指摘されましたように、いろんな問題があると思っております。

この地域につきましては、急傾斜地が多いということと土質の関係もあって、やはりいつ、どこで起きるかわからないというような状況があるかなと思ってますけれども、今、危険箇所の洗い出しということですが、一応、県の方で水俣市のそういった危険箇所のマップができておまして、そういった部分につきましては土石流溪流とあわせまして、各区長さん方に今配付をして

おります。その辺も含めながらまた今後、各地域の防災組織を今組織しておりますので、そういったところと連携をしながら、逆に早く感じて逃げるということが一番大切なことなのかなと思いますので、ただ、危険箇所を洗い出しても一緒ですので、あとは各地域が、そういった危険を察したときにどう対応すればいいかといったことも含めまして、また協議をしながら二度とこういったことが起こらないように教訓として生かしていきたいと思っております。

以上です。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 今言われましたように、二度とこういう災害そのものにならないように努力もしていきたいと。自然災害ですので、どういう規模での災害というものが今後考えられるかということでは想定できない問題かもしれませんけれども、ぜひやはり日ごろの防災対策を、自主防災組織の組織化の問題もありますが、ぜひ絡ませながら市民一体となって、議会も、言うならば主導的役割を果たすという意味で頑張っていかなきゃならない、しっかりした問題点をとらえ、対策も講じていくという、土石流災害から人の命と財産を守るためにみんなと一緒に頑張っていきたいなということを述べまして、この件についての質問を終わりたいと思います。

議長（松本満良君） 次に、大地震に備える震災対策について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、大地震に備える震災対策についてお答えします。

6月3日にも天草芦北地方を震源とする地震があったところであり、震災対策につきましても強化を図る必要があると認識しております。

まず、今年度の防災計画では、震災対策の強化としまして震災対策編を追加いたしまして、6月1日に行われました防災会議で了承いただいたところであります。

また、初動体制の確保といたしましては、大規模震災に対応するため緊急対応班を設置しております。緊急対応班については、道路の決壊や落橋等を考慮し、市役所から徒歩で30分以内に登庁できる総務企画部の職員を18名指名し、確実に初動対応が行えるよう配慮しております。

このほか、地震は予知が難しいため事前の対策が一番効果的ですので、改めて避難場所の確認や懐中電灯などの備品の点検等、各家庭での震災対策が進むよう、今後、市報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 6月1日、今、答弁がありましたように、本市では防災会議が開かれた。大地震に備え緊急班を設置したとの新聞記事も私も見ましたけれども、4月に設置をしていたとのことでありますが、この間、緊急対策班は初動体制の確立を目指して、これまで緊急出動を実施したと

いうふうな話も聞いておりますけれども、素早く対応することができたのかどうか、実際やられてみて、実施結果について聞いてみたいと思いましたので、その点ひとつお願いしたいと思います。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） それでは第2質問にお答えします。

緊急対策班が出動したかということですが、6月3日の天草芦北地方を震源とします地震が、当初、揺れが発生しましてテレビをつけてみますと震度5弱ということでしたので、一応5弱の場合は緊急対策班というか庁舎に駆けつけるという想定になっておりますので、近所に住んでいます職員を中心に10名ほど、地震後大体早い人で5分ぐらい、大体10分から15分以内にそれだけの人が集まったと。あとの報道を聞きますと震度2とか震度3だったものですから、その間、見た人につきましては、電話連絡でどうでしょうかという形がありましたので、ちょうど初めての緊急対策班の訓練みたいな形になりまして、大ごとに至りませんでしたけれども、そういった形で地震等に対しましても初動体制を確立していこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 清水晶夫議員。

清水晶夫君 素早い対応をしていくという点で、前向きの対策というのがとられているというふうなことで了解をしたいというふうに思います。今後も引き続きそういった点で、このシステムが有効に活用できるようにお願いしたいというふうに思います。

6月14日の夕方のNHKテレビだったと思いますが、防災シリーズの放映がなされておりました。その中で、布田川・日奈久断層帯の地震活動についてということでの特集でした。この断層として平成12年にマグニチュード5.0、そして今回の6月3日のマグニチュード4.8、これを紹介をしております、報道の中でも言うておりますが、最近はいつでも、どこで起きるかわからないという関係者の談話も聞かれたようなわけです。聞くところによりますと、日奈久から阿久根に至る断層もあるというふうに私は聞いておりますが、これら断層群についての本市としての防災予防対策、断層が走っている上にあるまちとして、この防災予防対策をこれまでの震災対策の中で考えてこられたことがあるのかどうか、あるとすれば、どういうことをこの断層問題については検討をしておられるのか、この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） 今、御指摘ありましたように、布田川・日奈久断層がありますし、出水の方面にもまた近く断層が走っております。そういった意味で、いつ地震が発生するかわからない地域であるという認識のもとに、これまでどちらかといいますと台風とか土石流、そういうものを中心に防災対策を考えておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、ことしの

防災会議の方で震災対策も含めてくるということで、行政だけがこれやっていっても何もならない話で、先ほど言いましたように、地震はいつあるかわからないし、それぞれの人がやはり自分の身は自分で守っていくということがまず大事だと思いますので、そういった意味で、予防対策としまして、家具とかそういうものをちゃんと固定する方法だったり、避難所の問題も含めまして住民の方に十分広報等伝えながら備えていきたいというような形で考えております。

議長（松本満良君） 以上で清水晶夫君の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治議員登壇）

中村幸治君 皆さん、こんにちは。

最後から 2 番目となりました、無限21議員団の中村です。

水俣の将来あるいは市民の安全を考えて質問いたします。

当市に江口市長が誕生して、ことしが 4 年目の最後の年になります。今後 5 年間の水俣の進むべき方向性として第 4 次総合計画を打ち出されました。今回は、その第 4 次総合計画を中心に、教育問題、水俣市民の安全に関する災害関係の質問をいたします。

それでは早速質問に入ります。

第 4 次総合計画につきましては、私なりにチェックをいたしましたところ、疑問点が出てきましたので、次の件について質問をいたします。

□A第 4 次水俣市総合計画作成に何人の方が携わり、延べどれくらいの時間をかけられたのかお尋ねします。

□B総合計画の 1 年前倒しの理由は何かお尋ねします。

□C産業振興の中で環境テクノセンターの役割について、どのように考えておられるかお尋ねします。

□D計画策定の基本的姿勢の中で、市民や団体・企業など、多様な主体がそれぞれの役割に応じた取り組みや事業の実施により参加する協働計画としますと明記してありますが、企業はこの総合計画にどのようなかわり方をするのかお尋ねします。

□E基本構想の枠組みで目標年次における将来人口を 2 万9,500人と設定をされていますが、本当に目標を達成するためには、1 年単位での目標人口設定が必要ではないのかと思いますが、

いかがかお尋ねします。

□□A目標年次における将来人口2万9,500人を達成するために、総合計画書の中でどのような対策を掲げられているのかお尋ねします。

□□A今回の資料には基本構想はありますが、実施計画が見当たりません。実施計画はどのようなになっているのかお尋ねします。

次に、教育関係についての質問です。絶対評価について。

先日来、小・中学校における評価の問題が新聞等で大きく報道されています。報道によりますと、本年実施された県立高校の前期日程試験で8,000人も受験生が不合格となったとあり、入学選抜試験の方法とともに中学校から高校に送られる成績、いわゆる内申書の問題も取り上げられておりました。児童・生徒にとっても保護者にとっても学校の成績は、時には人生を左右する大きな問題であり関心も高いところです。

そこで、お尋ねします。

□□A小・中学校の成績評価は、現在どのような方法で行われているのか。また、公正さは確保されているのかお尋ねします。

次に、子どもたちの学習評価の方法として絶対評価というものが使われているということをお聞きしています。この絶対評価は文部科学省によって導入されたとのことですが、そこで、お聞きします。

□□A絶対評価の導入に対して、教育委員会ではどのようにとらえられているのかお尋ねします。

□□A現在、市内の小・中学校に教育委員会としてどのような指導を行っているのかお尋ねします。

次に、災害についてですが、平成15年7月の豪雨災害はまだ市民の記憶の中に深く刻み込まれています。あのような悲惨な出来事が二度と起こらないように防災には万全の注意を払わなければなりません。

そこで、質問をいたします。

□□A災害対策総合訓練には、現在、市民としての参加はないようですが、市民の参加は考えておられないのかお尋ねします。

□□A災害対策マニュアルでは津波の一時避難予定場所が白浜・桜ヶ丘の沿岸地域は、もやい館、市役所、築地地区は武道館、勤労青少年ホームとなっていますが、立地が河川近くで問題はないのかお尋ねします。

□□A大雨により水俣川がはんらんまたは堤防が決壊した場合、市内の浸水予測または各地区の避難場所はどうかお尋ねします。

□□A6月3日早朝の地震発生時のマスコミ報道について。

ア、各地の震度について、芦北・津奈木は震度3のテロップが流れたのに、なぜ水俣の情報は流れなかったのかお尋ねします。

イ、交通情報について、JR九州の情報は流れたのに、なぜ肥薩おれんじ鉄道の情報は流れなかったのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 中村議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、第4次水俣市総合計画については私から、教育関係については教育長から、災害については総務企画部長から、それぞれお答えさせていただきます。

まず、第4次水俣市総合計画についてお答えします。

第4次水俣市総合計画作成に何人の方が携わり、延べどのくらいの時間をかけられたのかという質問でございますが、第4次水俣市総合計画を策定するに当たり、平成15年12月から4回にわたって渡辺九州経済産業局環境資源部長、早瀬長崎大学環境科学部教授など市外有識者を含めた5名のコアメンバーと、話題提供者2名の計7名による「環境と経済が一体となって向上するまちづくりに関する懇話会」を開催し、総合計画を見直すに当たって、環境モデル都市づくりと経済の両立という総合計画の新たなビジョンづくりのため検討を行いました。

この懇話会で話し合われたエコポリスみなまた構想案をたたき台として、平成16年6月に水俣市総合計画策定審議会を、8月に同策定委員会、9月に同策定委員会作業部会を立ち上げ、第4次水俣市総合計画を策定しております。

策定審議会につきましては、ビジョン案に関する意見交換、基本構想の審議等を目的に、坂本会長、寺本副会長のほか学識経験者、市議会議員、本市の環境・産業・地域づくりに関係のある方、一般公募の市民等15名で4回にわたり審議を行っております。

策定委員会では、市役所課長級職員15名で4回の全体会議及び数回の各グループ会議を開催し、基本構想、重点戦略等について審議、検討を行っております。

また、策定委員会のもとに設けました作業部会では、さまざまな分野に属する19名の市民委員で4回会議を開催しており、基本構想等に関する提案、意見聴取を行っております。

以上のように、第4次水俣市総合計画は各分野の市民、学識・有識者、市議会議員、行政職員など、延べ224人が、延べ16回にわたる審議等を行い、協働で策定した計画となっております。

次に、総合計画の1年前倒しの理由は何かという質問にお答えいたします。

水俣市では平成8年度から平成17年度を計画期間とした第3次水俣市総合計画に基づき、環

境・健康・福祉を大切にす産業文化都市を目指して、多くの市民の皆様御協力をいただきながらまちづくりに取り組み、その結果、環境モデル都市みなまたとして一定の成果を上げたところであります。

その一方で、この10年間で長引く景気低迷の中、税源移譲、補助金削減、地方交付税見直しからなる国の三位一体改革、抜本的な地方行財政改革の進展、市町村合併の推進、人口減少に伴う地域活力の低下等、地方自治体を取り巻く社会環境は急激な変化を遂げております。

そこで、第3次水俣市総合計画の後期計画では、このような急激な社会環境の変化に対応できない部分があることから、これを前倒しして見直し、今後予想されるさまざまな環境の変化に対応した戦略的な自治体経営の基盤となるべき新たな総合計画として第4次水俣市総合計画を策定したところです。

次に、産業振興の中で環境テクノセンターの役割についてどのように考えているのかとの御質問にお答えいたします。

株式会社みなまた環境テクノセンターにつきましては、水俣・芦北地域産業の育成と、技術向上のための支援の促進、産・学・行政との連携による受託研究開発業務の促進、環境モデル都市実現への寄与等を目的とし、平成11年3月に設立され、国・県・財団等からの受託研究開発業務、環境ビジネス創出に向けた技術開発並びに技術移転、産業展開への取り組みなどを行っております。

最近では、平成15年度から文部科学省の委託を受け、海草による海域の浄化研究、バイオマスによる畜産廃棄物処理研究を行い、最終年度の本年度内には今までと比較し、相当に安価な汚水処理システムが完成する見込みで、完成の暁には地元企業に技術の提供を図りたいとのことあります。

また、昨年度はエコタウン企業であります株式会社田中商店からの依頼により、八代高等専門学校と連携し自動栓抜き機の開発を行い、年内には実用される見込みであると聞いております。このように、地元をリードするような、また地元の要請に応じる形での技術の開発、産・学連携の推進により地元企業の発展に寄与されるものと期待をいたしております。

次に、計画策定の基本的姿勢の中で、市民や団体・企業など多様な主体がそれぞれ役割に応じた取り組みや事業の実施により参加する協働型計画としますと明記してあるが、企業はこの計画にどのようなかわり方をするのかという質問にお答えいたします。

これまでも本市の企業においては修学旅行やNPO、自治体などの視察研修を受け入れていただき、環境学習へ寄与していただくなど、あらゆる面で御協力いただいております。

第4次水俣市総合計画も、行政だけではなく、市民や団体・企業など多様な主体がそれぞれ役割に応じた取り組みや事業の実施により参加する協働型計画としており、特に企業については、

雇用拡大や地域経済活性化はもちろんのこと、企業活動やそのノウハウを本市のまちづくりに取り入れ、生かしていきたいと考えております。

具体的には現在検討を進めておりますみなまた未来の環境ミュージアム構想において、民間企業がその活動の中で環境に関する最新の環境技術の展示や実演に取り組んでいただきたいと考えておりますし、薬草園構想においては、民間活力によって薬草の加工、流通、販路などを担っていただきたいと考えております。

そのほかにも、今後、市が推進する施策の中で、企業や市民団体などと協働することでより効果の上がるもの、あるいは民間を主体とすべき事業など、ケース・バイ・ケースで総体として市のまちづくりが進展していくような手法を検討していただきたいと考えています。

次に、基本構想の枠組みで目標年次における将来人口を2万9,500人と設定しているが、本当に目標達成をするためには、1年単位での目標人口設定が必要ではないかという質問にお答えいたします。

まず、本市の人口については、昭和31年の5万461人をピークにほぼ毎年減少しており、平成17年5月現在で2万9,807人となっております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、今後の日本の推計人口は平成18年を境に減少すると予想されており、人口減少は本市のみならず日本全体が直面している問題となっております。

そこで、第4次水俣市総合計画においては、目標年次である平成21年の将来人口を増加とはせず、現在の人口から転出等の社会減に歯どめをかけ、自然減の人数を考慮した2万9,500人とし、総合計画としては初めて人口減少の数字を設定したところです。

第4次水俣市総合計画におきましては、本市の住みやすいまちとしての潜在能力を生かし、環境と経済、健康で安心安全な暮らしがバランスよく調和して、持続的に発展向上していくまち「エコポリスみなまた」を将来の都市像とし、その「エコポリスみなまた」の基本方向に基づき、住みやすいまち、住みたいまちとして本市の魅力さをさらに高める施策、すなわち重点戦略や分野ごとの施策の取り組みを総合的に実施することで本市の魅力を高め、定住人口をふやすことで人口の社会減を食いとめ、人口減少の抑制を図りたいと考えております。

このような定住人口の増加や人口減少の抑制を促す施策については、短期間で効果が出ることは難しいと考えており、第4次水俣市総合計画の計画期間であります平成17年度から平成21年度の5年間にわたってさまざまな施策に取り組み、計画終了時には設定した将来人口をキープできるように努力したいと考えております。

したがって、1年単位での人口目標を設定することは考えておりません。

次に、目標年次における将来人口2万9,500人を達成するために、総合計画の中でどのような対策を挙げられているのかという質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でもお答えしましたように、第4次水俣市総合計画に基づき、住みやすいまち、住みたいまちとして本市の魅力をさらに高める施策を展開してまいります。

ゆとりある暮らしの創造として、みなまた未来の環境ミュージアム構想等の推進により、これまでの環境への取り組みをさらに進め、豊かな暮らしの創造として、水俣エコタウンプラン等の推進による雇用の拡大や住宅政策等に取り組めます。

また、いやしのある暮らしの創造として、医療・福祉政策の展開や薬草園構想に基づく予防医学への取り組み、豪雨災害の教訓を生かす防災のまちづくり等による安心・安全で住みやすいまちづくり、基盤としての人づくりの推進として、子育て支援の充実、学校教育における児童・生徒の学力向上対策等による、子どもを生み、育てやすい環境の整備等、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、実施計画はどのようになっているかという質問にお答えします。

第4次水俣市総合計画につきましては、基本理念、将来の都市像、基本方向、施策の大綱等からなる基本構想と、重点戦略、部門別計画等からなる実施計画で構成するとしております。実施計画は、基本構想を具体的な事業の展開により実現するための計画として、重点戦略と部門別の実施計画、地域計画を明らかにし、裏づけとなる財政計画や事業評価などについて示すとしており、現在、事業評価とあわせて作業を進めているところであり、早急に取りまとめを行い策定したいと考えております。

議長（松本満良君） 中村幸治議員。

中村幸治君 では、2回目の質問をいたしたいと思います。

まず、この計画の作成に当たっては、平成15年末から平成16年12月の約10カ月間、大変な苦労をして完成をされたということについては私も敬意を表したいと思います。

そこでなんですけど、この第4次水俣市総合計画の中身を私なりにちょっと分析してみました。その方法というのは、第4次総合計画の施策の中に第3次総合計画の施策がどれほど入っているのだろうかと思い、この2つの施策の対比を私なりに資料をつくってみました。これがその資料なんですけれども、後でお見せしてもよろしいんですけど。

まず、第4次総合計画の基本構想の施策ですけど、数えてみますと全部で146項目というすごい数になります。この146項目の施策の中に第3次総合計画の施策と同じようなものはないか調べてみましたところ、何と95項目、約65%が第3次総合計画と同じ施策なんです。では、あとの残りの51項目は第4次総合計画の新しい施策かということ、そうではないんですね。第3次総合計画は9年前につくられています。つまり9年前ということですので、その当時にはそういう言葉とか施策はできなかったということで、3年間のローリングの見直しで大体、現在事業展開をしているというものが含まれております。

その中身をちょっと見てみますと、これが第4次総合計画の施策全部書いてるんですけど、ここにありますとおり、環境マイスターの育成、それからユニバーサルデザインによる空間づくり、これは全部第4次の施策ですね。それから地籍調査の推進、また月浦福祉ニュータウンの整備促進、それからエコタウン事業の推進、中心市街地の活性化、こういうものは第3次という格好の中でも取り組まれている部分ではないかなと思います。

それならば、第4次総合計画の新しい施策というのがどれほどあるんだろうかと、これを考えたものですから自分なりにちょっと拾ってみました。

すると、これは基本方向が6つの基本方向になっているということは皆さん御存じのとおりだと思いますけど、まず1番目の、ゆとりある暮らしの創造、この中に、水俣病を胸に刻んで残された課題、教訓の発信というのがありますけど、これには5つの施策を打ってあります。しかし私が調べましたところ、新しい施策というのは水俣病公式確認50年事業、この1点だけですね。

それから2番目、エコポリスみなまた、環境首都への新たな挑戦、これは11項目ほどあります。ところが新しい施策としては、みなまた未来の環境ミュージアム構想の推進、この1点だけ。

3番目、豊かな自然環境と景観を未来へ引き継ぐ、これは一応13項目ほどありますが、新しい施策としては、不知火海的环境再生、海草の森づくり。

それから基本方向の2番目、豊かな暮らしの創造、これについて見てみますと、暮らしを支える社会基盤と生活環境を整える、これは14項目あります。

それと、広がるエコタウン・賑わう商店街に、商工業の振興、これについては8項目ほどありますが、新しい施策としては見当たらないのではないかなと思います。

それから3番目、豊かで風格のある元気村づくり、農林水産業の振興、これは15項目ほど挙げられています。その中で新しい施策としては、薬草園構想の推進、地産地消の推進、学校給食への地場農産物の提供、それともう一つが不知火海の再生と活用、海草の森づくり、これは先ほどのやつと一緒にですね。

それからもう一点だけ、基本方向の5番目の、もやいによるまちづくり、この中の市民参加と協働によるまちづくり、これが4項目ほどありますけど、新しい施策としてはアドプト制度の導入というような格好で、第4次総合計画の新しい施策としては、私が数えた分の中では14項目だけかなと、ということであるならば、これは全体の10%しかないということなんですよ。

先ほどの答弁で1年間の前倒しの理由を長引く景気低迷、または国の三位一体改革、あるいは抜本的な地方行財政改革等を言われましたが、私は、これは第3次の前倒しになるのかなという気がします。というのも、今申しましたとおり、第4次総合計画の施策146項目の中に第3次総合計画の施策が95項目も入っているというこの事実、それと、第4次総合計画の新しい施策として全体の10%しか入っていない。この数値を見て私は、なぜ急いで1年前倒しをされたのか理由

がわかりません。そんなに急いで第3次総合計画を前倒しにされたのか、される必要があったのか、そこをもう一回質問したいと思います。

次に、□□の質問の企業のかかわり方についてですが、答弁としては、当然、総合計画の事業の中では企業も参加するということが、これは大事なことだと思います。先ほど私、壇上から質問のときにも言いましたが、先ほど市長も言われましたですね、計画策定の基本姿勢の中で行政だけが実施する計画ではなく、市民や団体・企業など多様な主体がそれぞれの役割に応じた取り組みや事業の実施により参加する協働型計画としますということを明記してあります。これは、この計画書の、私は大変重要な考え方だと思って、私もその点は評価いたします。しかし、この計画書の15ページの第2章、基本理念、これをちょっと見てみます。

第2章、基本理念と将来の都市像、基本方向、第1節、まちづくりの基本理念、この中の抜粋をしますけど、ここに書いてあるのが、市民と行政がもやいの精神で協働して、新たな水俣づくりに取り組んでいきます。

次、第2章、将来の都市像、本市の将来の都市像を、エコポリスみなまた、人・環境・経済がもやい輝くまちとします。エコポリスみなまたは、人づくりを基盤に市民と行政がもやいの精神で協働して地域資源を生かした自主、自立の地域づくりを進め、環境と経済、そして健康で安心安全な暮らしがバランスよく調和して持続的に発展、向上する中で、そこに住む人が誇りと自信に満ちて輝くまちですというようなことを書いてあるんですけど、ここには企業というのが出てこないんですね。まさに、この第4次総合計画の中核であるエコポリス、エコポリスというのはエネルギーまたはエコノミー、またはエコトピアということなんですけど、この大切な基本理念、将来の都市像の協働型計画に、なぜ企業がここに出てこないのか、私、不思議でなりません。

そこで、お尋ねしたいんですけど、まちづくりの基本理念、将来の都市像になぜこの企業というのが明記されなかったのか。

続きまして、5番目、6番目の将来人口についてですけど、本来ならば、先ほども市長が言われましたとおり、本市の将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所が出しました平成22年度予測の2万7,678名をこの第4次総合計画の将来人口とするところです。しかし、ここ数年の人口減少の低い、1年平均、これは水俣のやつですね、これの276人によって計算をされた2万8,900人よりさらに高いハードルの2万9,500人を5年後の人口予測とされたことは、私は水俣の将来のことを思い、人口問題の大切さを理解されたことで、この総合計画を作成された方々の強い意気込みを感じました。しかし、答弁の中では、5年後の目標設定しかされてないということですよ。単純に私ちょっと計算をしてみたんですけど、大体、平成16年が3万257名、これはもう実質決まっていますから、2万9,500人を達成するためには156人減っていくような格好なんです。そうすると17年は3万101名、18年は2万9,945名、19年は2万9,789名、20年は2万

9,633名、21年が2万9,477名ということで大体2万9,500名ということで設定をされた。

しかし、ことしの4月の人口を考えてみますと、先ほど言ったように、16年の3月は3万2,577名、17年の4月、これを3万2,577名から437名を引くと2万9,140人ということで、もうこの時点で317名目標よりか足りないというようなことになってしまうんです。ここまでいくと、毎年目標人口に対して300人ぐらい多くの人口が減少していくという恐れがあります。これをとめるには一応私なりに考えてみたんですけど、まず子どもを生んでいただく環境づくり、これが一つ抜けている部分があるのかなと、これが大切かなと思っております。それと子どもを育てていく環境づくり、それと子どもを生める年代、つまり若者の雇用の場を設ける、それと他県、他市からの移住ができる環境づくり、それと当市として3世代が住めるようなまちづくりという構想が大事ではないだろうかと思えます。

この間、水俣高校にちょっと行ったんですけど、水俣高校の就職関係の先生が言われてました。水俣高校の生徒は水俣に就職をしたいんだと、しかし水俣に雇用がないと、今回の雇用で水俣・芦北地区で企業が5件ぐらいしか来てないということなんですよ、これは本当に大変なことだと思います。

しかし、第4次総合計画の中で新しい施策をいろいろ言われましたけど、私はそれが本当に人口増につながるのか、もう少し深く考えてもらいたい。今まで私も含めて何人もの議員が人口問題について質問をされましたが、答弁は同じことの繰り返しでした。というのは、今までやってきた施策はほとんど人口増にはつながっていないということになります。この計画書の7ページの人口問題についてこのように書いてあります。平成18年度をピークに日本全体の人口が減少していく中、高齢化とともに少子化、人口減少の急速な進展は地域全体の活力喪失や、経済力の低下を引き起こすなど本市の将来における重要かつ深刻な課題になると思われますと書いてあるんですよ。確かに全国的な問題で、なかなかこれは難しい問題だと思います。しかし、水俣の将来がかかっているわけです。

そこで、お尋ねします。

この計画で5年後の人口目標2万9,500人を確保することができるのでしょうか。

第2回目の質問をちょっと整理します。次の3点を第2の質問とします。

まず一つ、急いで第3次総合計画を前倒しをして、第4次総合計画を作成する必要があったかどうか。

2番目、まちづくりの基本理念、将来の都市像になぜ企業が明記されていないのか。

3番目、この計画書の将来人口2万9,500人を達成できる自信がえられるのかどうか、以上3点を2回目の質問とします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 中村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

中村議員も、また私たちと違った観点からいろんな分析をさせていただいておりまして、大変私どもにも参考になったなど、お礼を申し上げたいと思います。

ただ、議員がおっしゃるように、項目の数をよく数えられたなと思いますけども、146項目のうち95項目が一緒じゃないかというふうな御指摘でございますが、ただ、総合計画を変えるときに、すべてを変えるというのは、これまで市がやってきたこととの整合性が全くとれません。我々がやる事業につきましても、市が単独でやってるのではなくて、当然、国、県に計画を出し、その補助金をもらいながらやっております、去年までいただいたが途中で要らんぞということになりますと、次、国、県に陳情に行っても相手にされないこともございますので、ある程度の継続というのをやっていく必要がありますので、どうか御了解をいただきたいというふうに思っております。

それと、議員がもう一つ見落とされておりますといいますが、今の現状を御理解いただきたいのが、私が市長になりましてから水俣市始まって以来の財政難ということを申し上げてまいりました。このときに通常のこれまでやってきた事業、本当に基本的な事業さえも継続することが困難な中で新しいものを模索したと。その模索するときにも何を模索するかというと、なるべく市が負担をしなくてもいいような事業というのを、やはり私どもは国、県と相談しながら探しているわけでありまして、何にでも計画を変えたから新しいものができるといったような現状にないということ、どうか御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、将来の都市像になぜ企業が入ってないのかについては総務企画部長の方から答弁していただきますけれども、人口2万9,500人を維持できるのかということでございますが、もしかしたら一時期はこれを多分下回ることがあるかもしれません。しかし、今、議員の、1年間に156人の減り方じゃないとこれをオーバーするよということでございますが、多分下回ることあるかもしれませんけれども、我々はこの5年以内に人口をふやす方策をとりたいということで、この新しい総合計画を立てたわけでありまして、ですから途中で人口減、例えば自然減、そして子どもの出生率の低下、そして就職がよそへの、進学等で減るということ以外にも、ふえる方策というものも取り入れていきたいというふうに考えておりますし、おとといの岩阪議員の質問でも、NEDOの補助金があれば80人雇用の木質系の新規企業の建設も見込まれるというふうなお話もいたしましたけれども、手をこまねいて黙っているわけではなくて、水俣の活性化のために一生懸命努力をしていきたいというふうに思っておりますので、どうか議員の方もこれからも御指導、御協力のほどをお願い申し上げたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） それでは中村議員の第2の質問の中で、将来の都市像とまちづくり

の基本理念の中に企業はなぜ入っていないのかということですが、この企業とか団体の部分を個別にうたうのではなくて、まちづくりの基本理念というのは相対的なまちづくりの考え方をそこに述べているということで、市民と行政がもやいの精神で協働して新たな水俣づくりに取り組んでいきますということで、この市民の中にすべてそういう企業・団体、そういったものも含めて市民と行政が一体となって進めていきますということで、ここの部分につきましては個々の部分のそういう企業とか団体とか、そういった名称は省いたところで表現をしたということですので御理解をいただきたいと思います。

議長（松本満良君） 中村幸治議員。

中村幸治君 一応、今私の分析結果という格好でお話をしたんですけど、私もこの総合計画の部分の評価はしています。ただ、私が言ったのは、先ほどの146項目のうちの95項目、それと新しいのが10%、これだけの第3次総合計画でできるようなものなのに、なぜ前倒しをされたのかということ私を一つ疑問に思っている部分があるんです。先ほども言われましたように、前倒しの理由、これ、長引く景気低迷とかいろいろ言われたんですけど、この総合計画の1ページの総合計画策定の考え方の第1節をちょっと読んでみます。

第3次水俣市総合計画の後期基本計画の期間は、本市の行政運営にとって大きな変化がありました。平成14年2月に現在の市長が誕生して新しい市政が始まる一方、長引く景気低迷に加え、国の三位一体改革、抜本的な地方行財政改革の進展など急激に変化する社会環境に対応できなくなってきました。そこで、現計画を前倒しして見直し、今後予想されるさまざまな環境の変化に対応した戦略的な自治体経営の基盤となるべき新たな総合計画を策定することとしましたと、ここに書いてあるんですね。

先ほどの答弁の中で、私が今読んだ項目の中で、市長が変わられたからというような格好の部分がちょっと入ってきているんですね。だけど先ほどの説明の中にはそれがなかつたものですか、私はさっき申しましたように、第4次の総合計画は新しいのが10%しかない、しかし、それなのになぜ、その第3次総合計画はあと1年延ばしてできなかったのか、そこが私はわからないんです、先ほどの説明の中では、だから今読んだように、ここに書いてあるように、市長交代というような部分の中の一部がこの文章あります、それが先ほどの説明になかつたものですか、何でだろうかなということですね。その部分を少し御説明いただければなというふうに思います。

それから企業の明記の件も一緒ですよ、この計画書はこういうふうにつくりますよという大事なところには企業という明記をしながら、この計画書の一番肝心なまちづくりの基本理念、将来の都市像エコポリスみなまたを形成する重要なところでは明記がなされていないと。どうしても私から見たら、何となくこれは急いでつくられたのかなというようなことしか思えません。

それから本当は私、もう平成17年度に入っているわけですから、実施計画も私はある程度の、もう何カ月になりますかね、つくっておらなければいけないのかなと思いますけど、ただ、そこはちょっと実施計画をはっきり見てないものですからはっきりしたことは言えないんですけど、ただ人口問題だけ、これは市長が先ほど言われましたとおり、ぜひ頑張ってもらいたいということで、質問は先ほどの市長の部分のところをお聞かせ願えばと思います。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 中村議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

マスコミの方がいらっしゃいますので言いにくいのですが、ぶっちゃけて言いますと、先ほど1回目の質問でお答えしたのが一番の理由でありますし、どうせつくるのであれば早く現実的な目標設定といえますか、数値を対応したものをもう使った方がいいだろうという思いもございました。ただ、本心を言いますと、ただ市長が交代したからというふうな文章が入っているというのは余り私も意識したことはありませんで、今、入ってるんですかと聞いたら入ってるということですから、これは余り実は意図するところではございません。ただ、ぶっちゃけて言いますと、という話が、国とか県に陳情に行きました場合に、計画の中に入ってる入ってないで相当受け方が違います。といいますのが、水俣市としてはこれを重点施策で行きたいんだということで総合計画の中にも入れてつくり上げていくんですよということと、計画の中で、これもその対象になるのかなというふうな感じでぼんと持ち出して攻めていってもなかなか予算を取りにくいという現状がございます。

もう一つ、この水俣市というのが慌てました理由といいますのが、ちょうど来年が水俣病の公式発見50年ということでもあります。ですから、この50年というものの前に総合計画をつくり直して新たな予算、日ごろだといただけないような予算をきちっと明記して、何とか水俣の活性化につなげないかということで、ことしつくり上げてしまった場合に来年陳情といいますと、もう国の予算の要望というのが今月ぐらいから始まりますので間に合わないというふうなことが実はございまして、予算を取りやすくするために1年前倒しをしてつくった。ですから、こういうのを公に言いますと、国とか県に行って、もしこれを聞かれたら、おまえたちはそういう下心かと言われるので、あえて公に言ってなかったというのが現状であります。

議長（松本満良君） 次に、教育関係について答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

教育長（宮本勝彬君） 小・中学校の成績評価は現在どのような方法で行われているか、また、公正さは確保されているのかというお尋ねにお答えします。

学校教育における評価とは、教師の一連の教育活動の中で指導の成果をはかり、次の指導に生

かす重要なサイクルの一つです。

また、子どもや保護者にとって評価とは学習の成果を数値や言葉であらわしたものであるとも受け取られています。時にはそれが社会や集団の中での子どもの上位・下位の関係をあらわすことがあるとも考えられており、そこに評価の持つ重さと課題があります。

さて、そのような重要な評価ですが、小・中学校では、現在御承知のとおり、いわゆる絶対評価によって行われております。絶対評価とは、達成目標に基づく評価とも言われ、子どもが学習目標に対してどこまで近づいたかを集団や他の学習者のでき、ふできに関係なく評価していく方法です。学習指導要領の改訂により平成14年度から実施されています。

評価の方法は先生によって多少違いはありますが、基本的にはある単元を指導する場合、子ども一人一人に対して、その時間に学びとるべき内容に「達した」、「おおむね達した」、「達していない」の3段階で評定し記録します。

具体的には、観察法であったり簡単な試験であったり問答法であったりします。それらを8時間とか10時間とか累積して単元目標への到達度合いを見ていくこととなります。そのほかに、授業中の小テストや定期テストなどを加味しながら、学期末までに累積された子どもの得点を5段階や3段階に換算して、その学期の子どもの成績とすることとなります。

公平さに関しては、この絶対評価が導入される前から指導者による基準の違いが予想できたことから、評価の客観性・公平性を確保することが最大の課題であるとして、どの学校の先生方にも最大限の努力を傾けていただいております。

つまり、評価者の基準の設け方によって子どもの成績が変わることがあるので、この絶対評価の導入に当たっては、水俣市内の小・中学校では、すべての教科で教師が協議し合って、1年間かけて教科・単元ごとの評価基準を設定しました。したがって、同じ教科や単元であれば、どの学校であろうと、教師が変わろうと、評価する視点や基準は同じです。その上で市内小・中学校の先生方にはよりわかりやすい授業の改善や、客観性の高い評価のあり方を目指して研さんに努めていただいております。学校の中の研修だけでなく、学校を超えて教科ごとの先生たちが集まって、年間に4回程度の教科等研究会等を通して具体的な情報交換や評価方法の研究に当たっていただいております。とはいえ、絶対評価の導入による高校入試のあり方が県内全体で話題になっている中、保護者や児童・生徒の皆さんが不安や不信感を抱かれることがないよう、より確かで客観的な評価が行われていくよう、教育委員会としても指導助言に当たっていきたいと考えているところです。

次に、絶対評価の導入を、教育委員会としてはどのようにとらえているかというお尋ねにお答えします。

いわゆる絶対評価は、学習指導要領の改訂に伴い平成14年度から導入されました。それまでの

相対評価では集団の学習状況が評価の基準になるため、学級の中で5と1が7%、4と2が24%、残り38%が3と割合が初めから決まっています。したがって、だれかが成績を上げれば、だれかが落ちていくという競争の仕組みになっていることなどもあって、さまざまな批判が行われ、現在の絶対評価の導入となりました。

絶対評価という名称には、教師の主観で決めるかのような誤解が伴いがちですが、実際には目標に基づいた評価と言われ、集団ではなく学ぶべき目標にどれだけ近づいたかという達成目標を評価の基準にしています。そのため、子ども一人一人の学びの成果をそのまま反映できます。

子どもの学びや習得の度合いをきちんととらえることができるという利点がある反面、集団の中でどれぐらいの位置にいるのかということにはわかりません。とはいえ、子ども一人一人を大切に教育を展開する上では、集団を基準にするよりも学習目標を基準にする方が、より正しく子どもを評価できる方法であることは明らかです。

問題があるとすれば、評価する基準が指導者によって異なると評価の信頼性が薄らいでいくということです。また、現在の高校入試では、この評価結果が判定材料にされることになり、一層、評価の客観性が求められることとなります。

子どもの努力を認めることのできるものとして導入された学習目標に基づいた評価である絶対評価が、保護者や児童・生徒から信頼され、支持されるものとなることは重要なことです。

教育委員会としましては、学校に対して継続的に指導、助言を重ねながら、質の高い指導と評価の活動が展開されるように努力していく所存です。

次に、市内の小・中学校に教育委員会としてはどのような指導を行っているかという御質問にお答えします。

子どもの伸びや努力を確実にとらえることのできる絶対評価のすぐれた面が十二分に発揮されるよう、教育委員会としても各学校に対して継続的に指導を続けております。

まず、絶対評価が導入された平成14年度までに市内の小・中学校すべてが共通した評価の基準をもって指導に臨むことができるよう、それぞれの教科で各学校から担当教師が集まって、年間の指導計画や評価基準計画を作成しました。單元ごとに指導目標に基づく評価基準を共通化することによって、先生が変われば評価が違ってしまうことがないように努めました。

次に、絶対評価の根幹となるのは日常的な記録の蓄積であることから、各学校で指導記録簿や成績補助簿を作成して、毎時間または単元の節目ごとに目標に対する視点を絞った児童・生徒の学習の様子を記録をとることを奨励しています。各学校ではそれぞれに工夫を重ねて児童・生徒の記録を積み重ね、目標への到達度に応じた客観的な評価に心がけています。さらに、指導と評価が表裏一体の関係であることから、先生方がわかりやすい授業や指導法の工夫に努めることができるよう、教科等研究会等での研修機会の確保や財政的な支援を行っています。

また、毎月の校長会や教頭研修会等の機会を通して、評価に関する情報の提供とあわせて評価の客観性や信頼性を高めることの重要性について指導を重ねているところです。

以上のように、教育委員会としましても、絶対評価の実施が、児童・生徒、保護者にとって信頼されるものとなるよう今後も努力していきたいと考えております。

議長（松本満良君） 中村幸治議員。

中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

ただいまの答弁で、絶対評価が客観的で公正なものとなるよう教育委員会でも努力をしておられるということがよく理解できました。

そこで1点だけ、ちょっと質問したいと思います。

今後、教育委員会として、絶対評価を実施することによって、水俣の子どもたちのどんなところが伸びていくと期待されているのか、そこをお尋ねして、教育関係はこれで終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（松本満良君） 宮本教育長。

教育長（宮本勝彬君） 絶対評価によって、子どものどんなよさを伸ばしていくのかという第2の質問にお答えをいたします。

さきの答弁とダブるかもしれませんが、私は、常に植物が太陽に向かって伸びていくように、人は喜びの方向に伸びていくものだ、そのように思っております。子どもたちを喜びの方向に向けていくのが絶対評価だと、そのようにとらえております。これまで、一言で申し上げますと、学級の中での順位によってその評価をしていたのが相対評価でございました。これからは一人一人のよさに光を当てて、その光を当てることによって子どもたちの個性でありますとか、あるいは子どもたちの能力でありますとか、それを最大限に引き出そうとするのが、この絶対評価の大きな役割ではないかなと、そのように思っております。

したがいまして、他人と比べるのではなくて、むしろ学習の結果を追求するのではなくて、学習の過程を追求していく、学習の過程を丹念に追いかけていく、それがこの絶対評価だろうと、そのように思っております。したがいまして、その中では子どもたち自身の内面の伸びでありますとか、あるいはちょっとでも努力したことに対して私たちは認め、そして褒めて、励まして、そうする中で子どもたちの自主性、主体性あるいは人に対する思いやりとか、そういったものが育っていくのではないかと、つまり、総合的な人間形成へ、人間を形成していく上にこの絶対評価はつながりをもっていくのではないかと、つなげることができるのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、この絶対評価が子どもたちが学んでいく上での意欲あるいはやる気、それにつながる評価だと、そのようにとらえております。

議長（松本満良君） 次に、災害について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、災害対策総合訓練への市民参加についてお答えします。

水俣市防災計画に記載してあります災害対策総合訓練の項目は、職員非常招集訓練や情報伝達訓練など行政関係機関が行う内容となっております。

市民が参加する訓練といたしましては、今年9月4日に県の総合防災訓練が水俣市で実施されます。この中で、葛彩館を拠点として9区から14区の東部地区を対象に、地震や豪雨を想定した自主防災組織での避難、誘導訓練を行うことを予定しております。住民参加型の訓練としましては、自主防災組織での訓練を行っていただき、市がお手伝いをする形で考えております。

なお、今後、自主防災組織の設立に伴い、各地区の自主訓練として、災害対策総合訓練とは別に市民参加型訓練として水俣市地域防災計画の中に位置づけるよう検討したいと考えております。

次に、災害対策マニュアルに記載してあります津波発生時の一時避難予定場所の立地についてお答えします。

津波からの避難につきましては、高台などへ迅速に移動することが大原則ですが、高台まで遠い沿岸部や平野部では避難までに時間を要し、間に合わないケースが想定されます。議員御指摘のとおり、沿岸部や河川の近くにある施設、または低い施設はどこにいても大きな津波が発生した場合、被害を受ける可能性があります。マニュアルに津波発生時の一時避難所として記載している施設は、高台などへの避難が間に合わない場合の緊急避難場所として、3階建て以上のビルを指定しています。

しかし、最近の各地で発生しています地震による津波の状況を考えますと、これが万全というわけではありませんので、今後、自主防災組織や地域の現状をよく知ったそれぞれの地域の人たちと協議した上で避難場所を選定していくよう見直しを含めて検討してまいります。

次に、水俣川がはんらん、または堤防が決壊した場合の市内の浸水予測と、各地区の避難場所についてお答えします。

浸水予測につきましては、水防法の改正に伴い、県の責務といたしまして浸水想定区域図の作成、市町村の責務としてハザードマップの公表が義務化されております。本市の浸水想定区域図は17年度末に作成予定ということでありますので、これを受けまして平成18年度以降、ハザードマップの作成に取りかかる予定であります。

また、各地区の避難所につきましては、ハザードマップ作成に伴い、見直しを図っていく予定であります。

次に、6月3日早朝に発生いたしました地震発生時の水俣市の震度発表についてお答えします。

水俣市の震度につきましては、平成17年4月1日から気象台より報道機関へ提供されるようになり、テロップ等で震度が流れるようになりました。震度の報道につきましては、各報道機関により違いもあるようですが、地震の規模に応じて震度3以上を中心に放送することがあるようです。今回の地震に関しましては、市で待機しておりました職員がテレビ放送の中で、水俣の震度2と表示されたのを確認しておりますが、テレビ局に確認しましたところ、優先的には震度3以上のところが放送されたようで、水俣市も放送はされたものの頻度は少なかったようですという回答をいただきました。

次に、交通情報について、JR九州の情報は流れたのに、なぜ肥薩おれんじ鉄道の情報は流れなかったかについてお答えします。

肥薩おれんじ鉄道にお尋ねしましたところ、6月3日早朝の地震発生に係るマスコミへの情報提供につきましては、第1報、地震による上田浦 - 八代間運転見合わせを午前5時56分、第2報、運転再開を午前7時20分、第3報、列車への影響を午前10時17分に、熊本・鹿児島両県の全新聞社、全テレビ局へファクスで送付されており、テレビ局にも確認しましたところ、早朝より放送されているとのことです。

議長（松本満良君） 中村幸治議員。

中村幸治君 それでは、2回目の質問です。

私、このごろ、水俣川のそこの土手を自転車で朝よく回ってるんですけど、津波に関しまして、一時避難場所ということで高台あたりということを言われたんですけど、高台については、災害対策マニュアルの中では、湯の児とか丸島、百間、湯堂、これについては避難場所として高台ということで明記されてるんですね。私が今言いました2つ、これに関しては明記をされてないと。私も津波は高台が一番避難場所としては安全だということはわかっております。それで築地地区あたりですね、ずっと見ていったんですけど、あそこは高台がないんですよ、本当。だから、あのところに関しましては、今、部長の答弁のように、住民各位といろんな相談をされて、本当の避難場所としてどこがいいのか、それは検討する余地があるのかなと。

ただ白浜、桜ヶ丘地区、ここを見てもみますと、私から言わせますと、高台として河村電器の高台、ここはあるのかなという気がします。ともかく市役所とか、そちら方面よりかはこちらの方の一時避難場所というのが一番安全のかなという気がするものですから。ただ、ここが民間施設でありますから、何かいろんな制約等があるのかどうかしれませんが、第2の質問としては、今言いました河村電器、そういうところが一時避難場所としてできるかどうか、そのところを1つ質問したいと。

それと水俣川のはんらん、決壊、これを私なりにずっと、なぜそれが起きるかなと、ひょっと

したら起きる可能性があるのかなということを考えてみたところ、まず集中豪雨が起きやすい環境に今現在なっているということですね。それと山間部で降った雨水、これが人工林の伐採等で水俣川に流れつく時間帯が早くなってきているのではないかなと。

それともう一つ、人工林のために保水力がなくてがけ崩れが多く、そのために流木等が多くなってきていると。それと水俣川の下流には橋が3つですよ。それと湯出川下流には橋が2つと鉄橋が1つということで、構造物があるということで、はんらんのおそれが一つあるのかなと。

それともう一つ、決壊については水俣川の堤防、ここ数年大型トラックが搬入道路として使用をしていたために山中付近の道路が若干傷んでいる傾向があるということ。それと体育館近くの堤防の基礎部分のコンクリート、これに少し亀裂が入っている。すぐすぐ危険ということはないかもしれませんが、これは私が素人の目で見ただけの部分ですから。しかしここは湯出川との合流地点なので、大雨のときなんか大量の水によってどうなるかちょっと心配というような、こういうことがあるものですから、決壊の可能性があるのかなと。そういうことでマップをつくられるということで私も安心しました。ぜひこれは早急にとというか、時間をかけてつくっていただければと。

ただ、その中で1つ、私ちょっと提案があるんですけど、ずっと市内を回っていると、2階建てが結構多いんですよ。だから浸水量によって、何メートル上がるかによって一時避難として自分のところの2階を避難場所として使えるという部分もあります。平家が結構少ないのです。

一応そういうところで、ハザードマップをつくられるときに、もし今現在、ゼンリン地図とか市役所にある地図とか、そういうあたりで平家とか2階建てとかそういう区別的なやつをつくられてあるのならそれでいいんですけど、もしなければ、次の展開としてそういうのが利用できるのかなと思いますから、そこのところを質問したいと思います。その2点です。

議長（松本満良君） 森総務企画部長。

総務企画部長（森 近君） 津波の避難場所の記載の方法ですけども、私も見てみまして、あそこが抜けておりまして、基本的にはすべて高台かなと思っております。それを変えた上で、なかなか平野部の場合はそこまで到達できないということで、確かに白浜とか桜ヶ丘につきましては、私たちもまず河村電器なのかなということは考えておりますので、民間施設でもありますので、今後協議をしながらそういった形が指定できないか、できる方向で話し合いを進めていきたいなと思っております。

それと、ハザードマップでの平家と2階建ての件なんですけども、そこまでできるかちょっとわからないんですが、けさ、ちょうど宮崎市のハザードマップがニュースで流れておりましたけれども、何メートル来ますという形で色分けをされておりましたので、そういったことを見ることで、自分のところは決壊した場合は何メートル来るなということで、じゃ自分たちは2階でいいのか、ほかのところに逃げなきゃだめなのかということで、これは常々市長も言ってますけど

も、自分でやっぱり思考を働かせてどうするかということで、すべてがマニュアルとかそういうことを基準にしながらも、やはりそれぞれの立場でも考えていただく必要があるのかなと。平家と2階建てにつきましては、ハザードマップをつくる中でどういう形ができるか検討してまいりたいと思います。

議長（松本満良君） 中村幸治議員。

中村幸治君 ありがとうございます。

ともかく自主防災組織、こちらの方を早く立ち上げるといことと、それと地震なんかは特に最初の30秒、これで生きられたら生き延びるんですよというようなこともありますから、まず自分が自己管理をする、自分の命は自分で守ることが一番大事だと思います。

今後とも災害については水俣市としても頑張っていたきたいということを願ひまして、私の質問を終わります。

議長（松本満良君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2 時39分 休憩

---

午後 2 時49分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹議員登壇）

中山 徹君 日本共産党議員団の中山です。

最後の質問になりました。

市長のすかつとする、眠気がさめるような答弁を期待して質問に入りたいと思います。

きのうから、環境モデル都市づくり、それから水俣病の教訓の話で、私の頭の上を飛ぶような空中戦がいろいろと交わされましたけれど、私は足元の問題で各論についてお尋ねをしたいと思っています。

IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場についてであります。

このことについては、初日の岩阪議員の質問の中で、市長が、安定型の最終処分場については会社の方が断念をされたというお話があったわけですが、それのない時点での質問の通告ですので、ちょっとかみ合わないところもあるかもしれませんが、再質問の中でそのことについてはお尋ねしたいと思います。

第1点は、IWD東亜熊本の住民説明会開催についてであります。

市議会の特別委員会で、小林社長に対して積極的に出てきて、会社の方も出てこられて、計画

の中身について市民に説明するつもりはないのですかというふうにお聞きしました。それに対して小林社長は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会というのができているので、そこが基本的には市民の代表だというふうに思っているから、その検討委員会の方たちにお答えをすればいいと、検討委員会が窓口だという認識を小林社長は発言されてたんですけども、そうなってくると非常に市民の意見が本当にそこに反映されるのだろうかというふうな疑問を持つわけですが、市長は、この検討委員会が窓口だというIWD東亜熊本の小林社長の発言について、どのように認識されておられますかというのが第1点であります。

それから2番目に、ずっと市民の会として会社の方に直接意見交換会をする機会をぜひつくりたいということをお口頭で、あるいは内容証明で申し入れをしているわけですが、現在までまだ実現していません。そのことについて昨年9月、市長にお尋ねしたときに、市長は、説明を申し入れてもなかなかやってくれないということですので、そのあたりは私の方からも、市長の方からも呼びかけをしたいと思いますというふうに答えていただきました。仲介をとってもいいという趣旨だというふうに理解していますが、そのことについてその後どうだったのか明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、廃棄物最終処分場検討委員会についてですけども、これも重複するところがあるかもしれませんが、5月の委員会で、検討委員会は中間答申を出すことを含めて次回の検討委員会で議論しましょうという結論が出たわけですね。大体、検討委員会は会社のアセスメント条例に基づくいろいろな手続上の問題や準備書の中身の問題について議論するという段階に来ているけれども、その準備書が出るまで待つのか、どうしましょうかという議論の中で、事業目的の変更も含めて見直すべきではないかという意見が出て、そして、そういうことであるならば、今の現在地は、木臼野の予定地は適地でないの、事業目的の変更も含めて検討委員会として市長に中間答申を出すということで検討したらどうかというふうになったわけですね。ということは、検討委員会の結論は、あそこの現在地は最終処分場として適地ではないということはもう共通の認識になっているというふうに思うわけですが、このことについて、市長はどういうふうに、この検討委員会の中間答申を出すことについての方向づけについて対応されるおつもりかというのが質問です。

それから検討委員会に市民の会から幾つか質問をしています。この質問については、検討委員会からは回答されていませんが、このことについて市長はどういうふうにお考えでしょうか。

それから、こうなってくると改めて検討委員会って一体何だろうかという話になるわけですが、検討委員会の位置づけについて改めて市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから予定地買い上げ問題ですけども、市民の会の公開質問状の中で、最終段階になって市民の皆さんや議会が希望されれば、この買い上げについても具体的に進めていきたいという趣

旨の話をされてるんですけども、市民の皆さんや議会が買い上げを希望しているという話は私は聞いてないのですが、この買い上げの話は、もともと市長が市議会の全員協議会で自分の考え方として言われたことであって、そこをちゃんとはっきりさせた上で、それしかないと思われるならばそれで進められればいいんじゃないかと思うんですが、市民や議会が何か希望をしているかのような、そういう印象を与える回答になっていたものですから、ちょっとおかしいなと思うので、その真意をお尋ねしたいと思っているわけでありまして。

それから大きな問題の2番目は、談合問題と入札制度改革についてであります。

いわゆる鋼鉄製橋梁談合事件について、今、毎日のように報道されていますが、国土交通省が発注する鋼鉄製橋梁工事入札の談合事件も捜査の対象となって東京高検の刑事告発、逮捕も含めて捜査が進んでいるわけでありまして。国土交通省の工事で26社と8人を独占禁止法違反で起訴するということが15日付で、東京高検が起訴するというニュースも報道されています。今後は道路公団発注分に移るだろうというふうに言われているわけですが、この談合の問題は、国の工事に限らず県や市の公共工事でも、私は談合があって当たり前と、行われているのが当たり前だというふうに思いますが、こうした国の鋼鉄製談合事件についてどのような感想を市長はお持ちですかということをまずお尋ねをいたします。

そして基本的な談合についての市長の認識についても明らかにしていただきたいと思っております。以前にもお聞きしていますけれども、その考え方に変わりないかどうか改めてお尋ねをするわけです。

それから平成16年度の水俣市発注工事入札結果についてずっと縦覧をしました。2日間かけて縦覧をしてきましたけれども、落札率の現状や、今、水俣の場合は原則指名競争入札というか、もうほとんど全部と言っていいほど指名競争入札なんですけれども、その入札結果についてどういうふうに分析をしておられるかというのが第1点です。

それから設計金額の算出の方法、予定金額は設計金額の何パーセントという、単純に率を掛けて指名通知と一緒に予定価格も業者にお知らせをするというやり方を今されてるわけですが、この設計金額の決め方が多分コンサルタントを活用したりいろいろされてると思いますが、算出方法や予定価格の決め方、コンサルタントの活用の実態、このことについて明らかにしていただきたいと思っております。

それから、水俣総合医療センター増築工事の入札手続、結果についてですけれども、このことは御承知のように、入札前に事前情報があって、もうこれははっきり契約の上で名前も出ていますので、ゼネコンである清水建設に落札するだろうという事前情報が流れてました。結果的にそのとおりになったわけですが、こうした総合医療センター増築工事の入札手続を改めて本当にきちっとされたのかどうか、談合がなかったのかどうか、そのことについて明らかにしてい

ただきたいというつもりで聞いているわけであります。

それから3番目は、入札制度の改善についてですけれども、この間ずっと積極的に入札制度の改善については予定価格を事前に公表するとか指名業者の公表は事後にするとか、幾つか積算内訳書の提出を義務づけるとか、具体的な改革をされてこられてますけれども、まだまだ基本的には指名競争入札の考え方自体を改める、条件つきでいいか制限つきか、その辺はいろいろあると思いますが、基本的には一般競争入札にする。だれが参加しているかわからないような状態で入札をするということを本気で考えなければ、この談合あるいは調整、勉強会、いろいろ言われてますけれども、そのよしあしはともかくとして、こうした異常な事態はなくならないというふうにするんです。そういう点で、入札制度改善について指名競争入札の見直しや条件つき一般競争入札、電子入札の導入をぜひ検討していただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

それから公共工事の入札・契約適正化法による改善のため、情報公開、工事現場の点検とか施工体制台帳、施工体制台帳というのは、下請の業者がどこで、単価がどうで、監督がだれという、そういったような台帳をきちっと点検をするということと、それから入札手続を監視する第三者の委員会をきちっと設置をすべきではないかということなどがこの法律の中で提起をされておりますけれども、具体化をぜひ急ぐべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

その他、日弁連の実態調査と提言の文書を執行部にも上げてありますが、日弁連の実態調査と提言の中にも幾つもの入札改革の問題が幾つか出されています。これを参考にしてぜひ改革を進めていただきたいというふうに思いますけれども、検討されたのかどうか、以上お尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 中山議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

なるべくすかっといくように頑張りたいと思います。

まず、IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場については私から、談合問題と入札制度改善につきましては総務企画部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場についてお答えいたします。

まず、IWD東亜熊本の住民説明会開催について、検討委員会が窓口という小林社長発言をどう認識しているかについてお答えさせていただきます。

昨日の西田議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、市として事業者とそういう話もして

おりませんし、市としてはそのようには考えておりません。

次に、水俣の命と水を守る市民の会から IWD 東亜熊本に対する面談申し入れについて市長から呼びかけたかについてお答えします。

IWD 東亜熊本にお話ししたところ、説明会の開催につきましては、昨年多くのスタッフそろえてきちんと説明する予定でお待ちしていたが、1人だけで、とにかく事業をやめてほしいということでいらっしゃったので、きちんと説明会を開催することができなかった。その後、開催要望はなかったにもかかわらず、再三お願いしているが、説明会を開催してくれない旨の配達証明がきて、再三というのが何なのかかわからず、一企業として混乱したとお聞きいたしております。

また、今年3月3日に開催された市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会でも、IWD 東亜熊本から同様の説明がなされておりますので、中山議員も御存じのことと思います。

昨日の西田議員にもお答えいたしましたけれども、その後新たな申し入れはないと事業者からお聞きいたしております、事業者が納得するように説明会開催の趣旨をきちんと説明し、改めて申し入れをなされてはいかがかと思っております。

次に、市廃棄物最終処分場検討委員会で中間答申を出すかどうかを含めて検討することについてどう考えるかについてお答えします。

これについても昨日の西田議員にもお答えしましたけれども、他人の土地の事業目的の変更を求めることは常識的にはあり得ないというふうに思っております。そして、そのためには買い上げが前提となると考えております。

それから、先ほど中山議員の御質問で、検討委員会で不適地というふうに決まったようなお話をされましたけれども、私の方ではそのように現在聞いておりません。もし、不適地と判断されたのであれば県も許可をすることはないというふうに私は思っております。

次に、市民の会からの質問について、検討委員会の対応についてお答えいたします。

今年4月20日に開催された第4回検討委員会では、水俣の命と水を守る市民の会及び水俣を憂える会との意見交換会を行っておりますが、事前にそれぞれの会の皆様とは検討委員会としての回答はできない、あくまで委員個人の意見を述べていただくということで了解をいただいていると事務局から聞いております。

次に、検討委員会の位置づけにつきましては、これまで何度も答弁しておりますとおり、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会設置要項の第1条、設置目的、第2条の検討事項に規定してあるとおりで、その点についてきちんと役割を果たしていただけるよう期待をしているところです。

次に、予定地買い上げ問題について、市民や議会が希望すればと変わっているが、その真意についてお答えします。

買い上げにつきましても、これまで答弁してきたと思えますけれども考え方については変わっ

ておりません。

また、議会の方々に全く理解がなかったような、今、議員の御指摘でございますけれども、そうではないというふうに認識をいたしております。ただ、買い上げには高額な経費が予想され、市民や議会の皆様の御理解をいただくことが必要になりますので、ぜひ御検討をいただきますようお願いいたします。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 会社と市民の会との意見交換会の件なんですけれども、今、市長が言われたように、専務さんの家に1人で行かれたときの話を、もういつも言われるんですけれども、あれはちょっと誤解が、それはまた、そこはしょうがないですから。会社の方の誤解があると思いますので、それも含めてきちっとお話をせんといかんと思います。いずれにしても、市長には何回かお会いになっているわけだし、市民の会は明確に最終処分場建設反対なんですけれども、だから会わないというのはちょっとおかしいので、準備書の中でいろいろ言われている基準の問題だとか、構造基準の問題だとか、その準備書の中身についての議論は、今後縦覧をされて意見書を出して、公聴会なり説明会なりされていくでしょうけども、それ以前の問題で、なぜ水俣なのかということがいろいろの間議論されてきましたし、新聞報道あるいは初日の一般質問の中で言われましたように、安定型の処分場を中止をするというわけなんですけれども、なぜ最初、管理型と安定型、2つの計画が準備されていたのか、必要でもなかったものをなぜ最初から出されていたのかというふうに、逆に言えば思うわけですよ。そんなに簡単にやめられるものだったら、なぜあいう、特別委員会で社長にお聞きしたときは、自分たちは全国展開で事業を行っているし、どこが適地かというのは見ればわかるということで、今のところが適地だし、どうしても管理型と安定型両方とも要るんだというお話だったわけですから、それがいとも簡単に安定型を中止するというふうになったというのは、何か、そういうことも含めて、じゃ安定型はいろいろ問題があるけれども、管理型は安全だというふうに考えておられるのかどうか。安定型と管理型とどういうふうに区別して考えておられるのか、そういったことも含めて準備書以前の問題で、ぜひお聞きしたいことがたくさんあるわけですよ。そういう点で、ぜひ意見交換会の場をつくっていただくように、市長おっしゃいましたけれども、会の方からもそういう申し入れをされるといいなというように思いますが、なかなか会の方からいうと、先ほど言いましたように、検討委員会が窓口だからというふうな言い方をされておりますので、ぜひ市の方も窓口になって、そういう場の設定のために力をかしていただきたいというふうに思いますけれども、そのことについてどうかというのが1つ。

それから、例の安定型をやめるということで、市長は、50%不安が消えて非常によかった、喜ばしいことだということですが、私はもう50%も100%も変わらない。逆に言えば、会社の

方から言わせると、市長がおっしゃるように、安定型はやめました、随分譲歩しました、だから管理型をつくらせてくださいという話になるわけですね。一方で市長は買い上げるとおっしゃるわけでしょう。安定型をやめる、市長がおっしゃること全部のんで譲歩しているのに何で買われるのですかという話になるじゃないですか。会社の方は、市長が、新聞によると、3月から5月にかけて数回社長と会われたということを書かれてましたけれども、この話の中では、管理型も安定型も両方ともやめてくださいという話はされなかったのかどうか、買い上げの話はされなかったのかどうか、そこがちょっとよくわからないんですよ。安定型だけやめてくださいという話だけされたわけではないと思うのですが、総合的に考えている話をする中で、会社から言わせると、安定型はやめたわけだから管理型をつくらせてくださいよ、買うなんて言わずにつくらせてくださいよという話になるのが筋であって、会社の方からすればそういう受け取り方になります、そうですね。だから、そのことと、市長が買い上げをしたいと、買い上げしかもうやめさせる方法はないんだというふうに、ずっとそれに固執されているわけですがけれども、買い上げ方針と安定型をやめるということとの関係はどう理解すればいいのか、この間の会社との交渉の中身について、管理型もやめてくださいとなぜ言われなかったのか、売ってくださいとはなぜ言われなかったのか、その辺について明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから一般的に理解すると、会社の言い方を新聞報道その他で見ると、安定型は危険けれども管理型は安心なんだ、大丈夫なんだという印象を与えるんですよ。ところが、この管理型についても問題が起きているわけですよ。これは、安東毅先生が書かれた本の中で、「科学の目を見た管理型処分場の安全性」ということで、管理型の場合はシートを下に敷くようになっているわけですがけれども、二重シートにするとか、そこから排出される排水については処理施設をつくってきれいな水にして戻すんだとか幾つか書いてあるけれども、それにはいろいろ問題があるということで、例えば東京都の日の出町の谷戸沢とか、八王子の戸吹というのですか、それから長崎県の松浦郡の小佐々町とか、それから神奈川県横浜、これは一般廃棄物ですがけれども、神明台処分場とか、こういうところで幾つもの管理型でも問題が起きているわけですね。これは直ちに起きなくても10年後、20年後、30年後、もっと言えば50年先に問題が出てくるかもしれないという、そういった意味でも大変危険なものだということで、管理型だから決して安全ではないんだということが具体的に指摘をされています。

それからダイオキシンや環境ホルモンの対策なんかでは、例えば浸出水の浄化のやり方として生物処理と高度処理の2つの方法があるけれども、大体普通は生物処理の段階で終わってしまっていて、やっぱり問題があるんだということで現実に問題が起きているところがあちこちあるんだという、そういう指摘を専門家の科学の目で、まさに見て分析をして書かれています。だから管理型は安全だということは決してないということが明らかになっているわけですね。それで岡山県

の吉永町もこの管理型ですよ、これは不許可になったところです。それから三重県の伊勢市もそうですね。鹿児島県の鹿屋市は裁判で差しとめが認められたところです、これも管理型ですよ。そういうふうに、どうも安定型をやめさせてよかったと、会社の方は管理型だから大丈夫だという印象を与えるような、そうじゃないかもしれないけれども、そんな印象を与えるものですから、なおさら危険だなと。50%不安が解けたというよりも、むしろ、もっと、ある意味では油断させとって後ろから殴るという、何かそんな感じの手法にもとれなくもないというふうに思うんですね。私はそういうふうに思うんです。

きのうからずっと環境モデル都市との関係とか水俣病の教訓とか言われているんですけども、馬奈木先生が、この間の文化会館での講演の中で言われたのは、管理型処分場の2つの問題ということで言われたのは、1つは、基準の問題なんですね。どこも国の基準は守っているわけですよ。構造上の基準はみんな満たしているわけですね。ただ、基準そのものは満たしていても、じゃ50年先大丈夫かという話になると必ずしも、それはだれが補償するという、だれも補償できないという状況になるわけだし、水俣病だってチッソが流した排水は飲んで大丈夫だと、水道の水の基準からいってもクリアしているんだということだったけれども、ずっとあとになって、24年たって水俣病の患者さんが出てきたと、健康被害が出てきたということ、そういったことを考えれば、やっぱり水俣病の教訓というのは、基準を満たしているからとか構造上問題ないからいいということではなくて、将来にわたってそういうことが本当にこの水俣にふさわしいのかどうかということでは考えるべきだと、そう考えれば、やっぱり水俣にこういう最終処分場をつくるということについては問題があるのではないかという、そういう中身の講演をなさっています、市長もごらんになっていると思います。

そういうふうに考えると、やっぱり今の木臼野のあその場所に、水俣市民の水がめと言われているところにこれをつくるということについては絶対に許してはならないというふうに思うわけですね。

そういう点で、管理型が決して安全じゃないんだということをしっかりと市長自身も頭の中に、多分もう理解されていると思いますけれども、そういうことも含めて建設そのものを中止させる、そのことのためにぜひ頑張ってくださいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。差し当たってそれぐらいにしておきます。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） 中山議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員の御質問を聞いておまして、窓口にというふうなお話でございますが、やはり中立の立場の私がいたからこそ、そういう話ができるのではないかというふうに、逆に、やっぱり私の中立が間違っていなかったのではないかなというふうに判断していただいたのかなと大変うれ

しく思っております。

そして、私がただ一つ思いますのが、企業に申し入れをしたというふうなお話が聞こえてまいりますけれども、企業に問い合わせをしましたところ、申し入れがないというふうな御返事がありますし、昨日の西田議員にも、御自分で電話をされたらどうですかと言っても何かしないような返事でした、まずきちっと御自分たちで申し入れをされたらどうでしょうか。IWDにも確認をいたしましたけれども、ほかの地域でも当然反対が起こってまして、反対派の方々とも話をしに来ているし、説明会も開いてきているということでございますので、多分聞き入れていただけるものではないかというふうに思っております。

それと1つ、私ちょっと残念だったのが、簡単にとまったような言い方をされますけれども、実は企業に対しても相当、大体私の性格を見ていただければおわかりと思いますけれども、厳しいことも言ってまいりました。議員おっしゃいますように、安定型だけ危なくて管理型が大丈夫かというところではないというふうに認識をいたしております。ただ、私が言っておりますのは、そのときは「水と命を守る会」じゃなくて「水を守る会」の1回目の会合に私も出席をさせていただきましたが、そのときのお名前を忘れましたが、今、九大の名誉教授、安東先生、その方がどちらかという安定型が危ないんだという話を何回も言われておりましたので、そしてほかの方々に聞いてもきちっと決められた品目さえ入れていれば大丈夫なんですけれども、ほかの品目が入ったときに、水を処理しない安定型の方がどちらかといえば危険性が高いんだというふうなお話を聞きましたものですから、あのような発言をしたわけであります。

それともう一つ誤解がないように申し上げておきますけれども、企業との交換条件というのは、何かいかにも私が話したような言い方ですが、それはございませんし、まず成り立つはずもございません。といいますのが、私が許可権者ではございませんで、熊本県が許可するわけですので、私と幾らどんな約束をしたにしても企業が工場をつくる許可をもらうについては全く何の関係もないということで、そこはもう議員の方も逆にその辺は御承知でなからうかということで、ぜひ次からそういう言い方はなるべく遠慮していただければというふうに思っております。

それと私の場合、中立の立場でございますので、企業につきまして、例えば買い上げはどうだ、例えば建設をやめなさいといったような話は、実はある意味微妙な立場でやりにくい部分がございます。ただ、持ち前の性格ですので、これだけ反対が起こってますから、まだ頑張らずとですかみたいなことは言ったことはございますけれども、それが市長としての要請かというところではないというふうには認識をいたしておりますけれども、大変反対があるということも当然伝えてありますし、また今回の問題につきましては、以前も申し上げましたけれども、安定型につきましては、県の試算で30年以上の操業になる可能性があるということを言われまして、地方におきましてはなかなか安定型の品目というのはリサイクル率も上がってまいりまして、なかなか

そろわないようになってきた。そういうときに企業として事業性を考えたときに、あんまりよろしくないんじゃないですかという言い方を一番は頭に掲げているいろいろ言っただけで、その辺は中立という上でのテクニックとか、微妙な立場もございませうけれども、当然水俣の市民の方々、きょう質問されました中山議員さんたちの気持ちというのも、これからも企業には伝えてまいりたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 大事なところの答弁がなかったと思うのですが、安定型はこちらからお願いしてやめていただいた、そのことと、それでもなおかつ買い上げということが理屈に合わないと思うんですね、会社の方から言わせると、さっき申し上げましたように。市長がせっかくそうやっていただいたのでやめたんですよ。こっちも本当は両方つくりたかったけれども、せっかくそういう申し出でしたのでやめましたと。その上もまだつくってはいけないのですかという話になるじゃないですか、会社の方からすると。そこの整合性はどうなるんですかと、そこをちょっと答弁がなかった。それはあとで今度の答弁のときをお願いしたいと思います。

それから会社との交渉の話は、これは私もいろいろ言われましたけれども、個人的には専務さんに電話で何回も申し入れをしているんですよ、七、八回してると思うんですね。その途中でいろいろあったのであれですけども、しているんです。そのときは準備書ができてからとか、社長が忙しくて全国を回ってるからとか、いろいろあったものですから。それが私個人でしているというふうにとらわれたのかどうかその辺わかりません、市民の会からは1回も申し入れがあってないというふうにおっしゃってるのはなぜなのか。その辺も含めて、いずれにしても会ってお互いに誤解を解いた上で、この問題をどう進めるかという意見交換を冷静に話をすればいいと思っておりますので、申し入れはぜひまた会の方からなさると思いますし、結局、市長は口をきいていただけないということですかね、何かよくそのところはっきりわかりません。やるだけやっもらうように市民の会にお願いしますけれども、それでなおかつできない場合は市長の方から口添えをしていただけるのかどうかということ。

それから検討委員会の位置づけですけど、さっきも言いましたけれども、大体、準備書が出る段階になってきているので、藤木先生が検討委員会のときにおっしゃったのは、一応、検討委員会の使命は今のところ終わった、今の段階までの時点ではですね。あと準備書が出た時点で中身について検討するか、それとも今の時点で何か事業目的や計画の変更その他、買い上げも含めて第三セクターで利用目的について検討するとか、そういったようなことも含めて検討することがあれば次回の検討委員会はどうしましょうかという趣旨の話の中で、全体の意向としては、最初から北九州市のエコタウンの花鳥先生も含めて現所在地は適地ではないんじゃないかという話は一貫して検討委員会の中で出ている話だと思っておりますね。そういう点で事業目的について見直した

らどうかという話を、これはさっきの市長の話で、相手の民間の土地をどうしなさい、こうしなさいと他人の土地についてとやかく言うのは常識的にあり得ないということですが、それは検討委員会が言うんじゃないで、検討委員会として市長に中間答申をして、市長の方から業者に言ってもらうようにしたらどうかという趣旨の話ですよ。だから何も矛盾しないと思います、ごく当たり前のこと。中間答申を市長に出そうということを検討しようというわけですから、そこは誤解のないようお願いしたいと思うんです。

それで、検討委員会からそういう答申が出たときには、市長はその検討委員会の中間答申をどう尊重されるおつもりなのか。最初お聞きしたときは、検討委員会ではいろいろ自由に議論してくださいと、それを聞いて最終的には市長が、私が判断しますという話だったと思うんですね。だから諮問委員会の性格というよりも何か私的な懇談会みたいな感じだったというように思うのですが、そういう中間答申がもし出された場合には、市長はどういう扱いをされるのか、そこだけ3点ですかね。

買い上げの話と矛盾しないかという話と、それから口ききの話と、それと今の検討委員会の位置づけです。お願いします。

議長（松本満良君） 江口市長。

市長（江口隆一君） それでは中山議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

買い上げとの整合性ということでございますが、私は中立の立場でございますので、そこは別に余り考えなくてよろしいのではなからうかというふうに思っております。といいますのも、何遍も申し上げますけれども、私が誘致してきた企業でもございませぬし、市の事業でもございませぬ。また、市の計画の中に入っているわけでもございませぬので、そこについては中立という立場でございますので、逆に私の方が一番身軽でよろしいんじゃないかというふうに思っております。

それから、口をきいてもらえないかということについてでございますけれども、そのことになりますと意見のキャッチボールを毎回するたびに私たちが動かなければいけませんので、先ほども言いましたように、断られたということを余り聞きませぬで、うわさでは何か全然申し入れを聞いていただけないといううわさは聞きますけれども、企業に聞くと、手紙が来たただけと、何で私たちが再三言っているのに何もしないとされるのが逆に不思議だというふうに言われておりましたので、だれかきちっと窓口をつくって申し入れをされたらどうだろうかというふうに提案をさせていただきたいと思っております。

それと、もし中間答申が出たときにどうだということでございますが、今のところ中身がどういうふうなものになるかというのは、私、予想がつかませぬので、中間答申が出た時点でまた、ここでうかつなことを言いますと、またその答申にいろんな差しさわり、影響があると、また、

私の意見が反映されたものになる可能性がございますので、出た時点でまた判断をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 次に、談合問題と入札制度改善について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森 近君登壇）

総務企画部長（森 近君） 次に、談合問題と入札制度改善についての質問に順次お答えします。

まず、鋼鉄製橋梁談合事件についてどんな感想を持っているかについてお答えします。

鋼鉄製橋梁工事をめぐる談合事件は、国土交通省等が発注する橋梁上部工事の競争入札に際して、大手メーカー47社によって組織される2つの談合組織が受注予定業者の決定や入札価格の調整等を行い、公共の利益に反して不当な取引制限を行ったとして談合組織の幹事会社8社が刑事告発されたものであります。国民の税金によって実施される公共事業において適正な競争が行われず、このような大規模な談合が行われ、一部の企業が不当な利益を得ていたことは適正な予算の執行を妨害し、税金をむだに浪費するような許されざる行為であり、関係した企業や社員は厳しく罰せられるべきであると思います。

次に、改めて談合について市長の基本認識を明らかにしていただきたいとの御質問にお答えいたします。

談合は公正な競争を制限することになり、落札価格の高どまりを招くことから、地方自治法の本旨であります最少の経費で最大の効果を上げることに反し、市に多大な損害を与えることとなり、決して許されるものではないと認識いたしております。

談合は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法において禁止及び罰則の規定が定められておりますが、水俣市におきましても水俣市談合情報処理要項及び水俣市公共工事請負契約約款の規定に従って、指名停止処分、賠償金の請求等厳正に対応することとしております。

次に、落札率の現状、指名競争入札等による入札結果についてどう分析しているかとの御質問にお答えいたします。

平成16年度は372件の入札を行い、平均落札率は97.3%となっておりますが、これらの入札は指名競争入札の方法を用いております。指名競争入札を行う根拠につきましては、平成15年12月議会において中山議員の御質問にお答えしているとおりでございます。

指名競争入札は、一般競争入札に比べて特定の業者を選定することから、不信用、不誠実の業者を排除することができ、入札手続が簡単であるという長所がありますが、指名業者の固定化及び偏りを招きやすく談合が容易であるなどの短所があるとされております。このような弊害をなくすために、地方自治法施行令第167条の11第2項に、工事等の実績、従業員の数、資本の額、経営の規模及び状況等の指名業者の資格要件を定めることが義務づけられております。

水俣市におきましては、水俣市建設工事請負業者選定要項を定め、工事規模、工事の難易度、指名及び受注の状況等を考慮して、指名が特定の業者に偏らないよう注意し、公正に入札が行われるよう運用しているところでございます。入札結果につきましては、公正な価格競争が行われた結果と受けとめております。

次に、設計金額の算出方法、予定価格の決め方、コンサルタントの活用の実態についてお答えいたします。

まず、設計金額の算出方法でございますが、ほとんどの建設工事につきましては設計図面、積算基準書、単価表等に基づいて、市の技術職員が積算し設計金額を算出しておりますが、市の技術職員で設計金額の算出が困難な大規模な建設工事につきましては、設計事務所、建設コンサルタント等に委託しているものもでございます。

予定価格につきましては、予定価格の事前公表の実施に伴い、予定価格の基準を明確化する必要があったことから、設計金額に応じた基準を定めており、それをもとに予定価格を決定しております。

次に、水俣市立総合医療センター増築工事の入札手続、結果について問題はなかったかとの御質問にお答えいたします。

この工事につきましては、規模が大きく、技術的難易度が高い工事であり、工事が円滑に施工されること、水俣市内の業者に技術取得の機会を提供するとの理由から、建築主体工事及び機械設備工事は市外大手業者と市内業者、電気設備工事は市内大手業者と市内中小業者による特定建設工事共同企業体での発注を行ったものであります。

この工事について、昨年の6月議会の一般質問で、野中重男議員が、談合情報と判断できる内容の発言をされたことから、一般質問終了後に野中議員から情報の詳細をお聞きしましたが、談合情報の出所、談合の場所、日時、落札予定金額等の具体的な情報を得ることはできませんでした。翌日、水俣市工事指名等審査会を開催し、この談合情報を審議しましたが、信憑性の高い情報とはいえないものの、議会の一般質問の中での発言であったことから、入札参加者全員の事情聴取を行うことに決定し、水俣市談合情報等処理要項に基づき、業者ごとに事情聴取を行っております。また、談合情報は水俣警察署にも報告いたしております。

しかしながら、談合の事実があったとは認められませんでしたので、談合は行っていない旨の誓約書を提出させ入札を行いました。入札手続につきましては、水俣市の規則に基づいて行ったものであり、厳格に対処したものと自負しておりますので問題はないと考えております。入札結果も、これらの対応をした上で入札を行った結果でございますので問題はなかったかと受けとめております。

次に、指名競争入札の見直し、条件つき一般競争入札、電子入札の導入を検討されるつもりは

ないかとの御質問にお答えいたします。

入札方法につきましては、水俣市で行っております指名競争入札のほかに一般競争入札、条件つき一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札等多くの方法があります。これらは通常の指名競争入札に比べて公正性、透明性、競争性が確保されるという長所がある反面、公告や応募業者の把握等が必要なことから、入札に要する時間がかかるとともに入札に要する事務の増加という短所があります。

この中で、条件つき一般競争入札につきましては、水俣市内に事業所を有する業者等の地域要件や、業者の経営規模等の入札参加条件を付した上で一般競争入札を行う方法であり、水俣市内の業者を対象として入札を行うことができるため、他の方法に比べると取り入れやすい方法ですが、公告から入札、契約まで2カ月程度の日数を要することから、工事の年度内完成が困難になる可能性があり、安易に条件つき一般競争入札を導入することはできないと考えます。

電子入札につきましては、平成15年12月議会の中山議員の一般質問でお答えしておりますが、熊本県及び県内市町村で組織する電子申請システム、電子入札システムを共同で開発、運営するため、電子自治体共同運営協議会を設立し、その作業部会で協議及び検討を重ねております。

熊本市及び熊本県は、平成17年度から試験的に一部稼働を行いますが、その結果を踏まえて各市町村は導入する予定としており、平成20年から平成23年度において段階的に参加するよう熊本県は求めています。電子入札システムの利用参加については、毎年、百数十万円の参加負担金が必要となるほか、総合行政ネットワーク（L G W A N）と、庁内L A Nの接続及びそれに伴うセキュリティー対策、水俣市の認証基盤の整備等に約5,000万円程度のシステム整備を伴いますので、入札件数の少ない水俣市の場合、電子入札の導入が必要かどうか費用対効果の面も含めて慎重に検証する必要があると考えております。

次に、公共工事の入札・契約適正化法による改善のため情報公開、工事現場点検、施工体制台帳点検、入札手続監視の第三者機関設置等の具体化を急ぐべきではないかについてお答えします。

まず、情報公開につきましては、入札、契約に関する情報を管理課に閲覧できるようにしておりますが、他の自治体では入札結果等をホームページで公開しているところが多数見られます。水俣市におきましても、ホームページを利用した情報公開の方法及び内容を検討したいと思えます。

工事現場及び施工体制台帳の点検につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条、建設業法第24条の7及び建設業法施行令第7条の4の規定により、下請契約の総額が3,000万円、建築一式工事においては4,500万円以上となる工事については、元請業者による施工体制台帳の作成及び備え付け、施工体系図の工事現場での掲示、施工体制台帳の発注元への提出が義務づけられております。

水俣市では、下請契約の総額が法令等で定める金額に該当する場合には、法令等に基づき施工体制台帳の提出を求め、台帳の記載と実際の体制が合致しているか工事現場にて確認し、適正な施工が確保されているかどうか点検しておりますが、さらに厳正かつ的確な評価を実施し、請負業者の指導育成並びに工事の適正な施工、品質の確保を図ってまいりたいと思います。

入札手続監視の第三者機関設置等の具体化につきましては、平成15年12月議会の中山議員の一般質問に対して、他市の状況等を調査しながら検討を進めてまいりたいとお答えしているところでございます。

県下13市の状況を調査したところ、八代市、宇土市、本渡市の3市において設置されておりますが、他の10市では未設置であります。また、3市の審議内容や設置効果等の調査につきましては、第三者の監視を受け、公正に入札を行っているとの対外的なアピール効果はあるとのことですが、入札結果につきましては第三者機関設置前と変わらないようであります。委員報酬や費用弁償等の経費面を考えると、現在のところ設置に対する費用対効果も少ないのではないかと考えております。

次に、日弁連の実態調査と提言について検討されたかについてお答えいたします。

日弁連提言につきましても、平成15年12月議会の一般質問にお答えしておりますように、事前に指名業者を公表しない、積算内訳の提出、下請報告書の提出、談合があった場合の損害金の請求等、提言の中で実施可能なものにつきましては、既に要項等の見直しを行い、入札制度の改善に努めているところでございますが、地域制限の緩和、市外に本店を有する業者の指名、共同企業体の取り扱い等、提言の中には水俣市のような中小の地方公共団体になじみにくい提言もありますので、すべてを提言どおりに受け入れることは問題もあると思いますが、今後とも改善に努めてまいりたいと思います。

議長（松本満良君） 中山徹議員。

中山 徹君 談合問題の基本的な市長の認識については了解をいたしました。ぜひそういう立場で今後も頑張っていただきたいと思っております。

費用対効果の話をされましたけれども、この落札率、大体普通建設事業が20億ぐらいですかね、20億だとして落札率が1%下がれば5,000万、5%下がれば1億ということになるわけですよ。そういうふうに考えれば、ある程度費用がかかっても改善が必要なところ、談合できない仕組みをどうつくるかということをしっかり考えて実行していけば、それだけの効果は出てくるということ考えていただきたいというふうに思います。それは要望にしておきます。

それで16年度の発注工事をずっと見ていくと、明らかに談合があるということははっきりしていると思うんですね。例えば2月8日に入札がなっています。18件なっているんですね、それで、Aランク、Bランク、Cランクというふうに業者の区分がしてありますが、Aランクに属する業

者の方が8社いらっしゃいます。Bが7社、Cが8社、Dが7社、Eが8社というふうにランクごとにしてあるんですけども、指名はAランクの方、Bランクの方というふうに全部同じランクの方が指名されてるわけですよ。そして同じ日に18件ですよ、次から次にずっと順番どおりされてるんですけども、これに参加されているのはAクラスとBクラスとCクラスなんですけれども、見事にBクラス7件の方が全部1件ずつ、Bクラスの指名して行った入札は全部1社ずつ1件ずつとっておられる。Cクラスの方も8件全部とっておられるわけですね。Aクラスは、この場合は3件でしたのでそうはなってませんが、本来なら同じ2月8日の工事は、災害復旧工事なんです、大体土木関係の工事ですね。積算内訳だとか出していけば当然のことながら、同じ根拠で出すわけですから安いところは全部安いはずですよ、単純に考えて。ところが、どういうわけか全部分散をしてくるといのは、普通何か神がかり的なことで、そんなことあり得ないと思うんですよ。全部8件ともみんな平等に1件ずつ。だから指名競争の場合でも、例えばAとかBとかじゃなくて、A、B、C、Dの中からとにかく希望される方は全部希望して入札に参加してくださいというふうに、指名じゃなくて資格を持った人は、もちろん資格要件は一定ありますよ、やった工事が瑕疵があったりとかいろいろ問題があったりするといかんで一定の資格要件は要りますけれども、指名をなくして、この工事をやりたい方は資格はこうこうこうですから手を挙げて参加してくださいというやり方でやれば、そんなに費用をかけなくてできると思うんですね。そういうのが全部あります。同じ日に18件とか7件とか10件とか、大体集中的に入札がされてるんですけども、指名は全部ランクごと、見事に、もっと言えば工事2件ずつとか、Bクラスの工事の指名業者で日にちもわかってますが、2件ずつ平等に工事を受け取る。こんなことは普通考えられないじゃないですか。それはお互いに仕事を共有するというか、この仕事のない時代ですからお互いに仕事を分け合いましょうという意味での調整といえればそれまでかもしれませんが、基本的にはそういう仕組みをなくすということをしなければ、談合そのものはなくなるわけですから、思い切ってそういう、やっぱり指名競争入札を、廃止と言わなかったのは、見直しというふうにわざと私言ってるのは、そういう指名の仕方とか廃止も含めて指名の競争入札のあり方そのものを抜本的に見直すということの本気で考えなければ、落札率は下がらないと思うんですよ。そこはどうか、ぜひ答えていただきたいというふうに思います。

それから、おもしろいのが幾つもあって、例えば学校関係とか公共施設警備の業務委託なんかの場合は、学校関係の是一件一件全部されているけれども全部同じなんです、予定価格が。一小学も1渡小学校も全部一緒という、規模が大きくても小さくても予定価格はみんな一緒となっておりますね。一件一件入札をされてますよね。こんなむだなことすることがあるんだろうか。例えば学校関係の警備ということで、こういうやり方をして同じ業者がとっておられるわけですけども、こういうやり方をするんだったら、もっとやり方をいろいろ工夫すればいいと思いますけ

れども、わざわざ分けて予定価格も設計価格も落札もみんな一緒、入札したところも業者は1つの業者はみんな同じ金額という、何かもうばかげたような、一生懸命担当者は苦労しながら設計価格だとか出して苦労してやってるのに、こういうやり方ではせっかくの苦労は何も、何もということはないですけれども、本当に生かされないということになりますから、こういったようなやり方についてはぜひ改めるべきではないかと。明らかにこれ見て、これは入札じゃないなというのがあります。落札率64%とか、1社だけ極端に安くされているところというのがありますから、これはもう明らかに落札じゃなくて1件だけ、この仕事をぜひとりたいたいということで頑張られたんだなというような入札もあります。だから、これを厳密にずっと見ていけばそういう明らかに、談合というのが悪く聞こえるのであれば調整といってもいいですけれども、そういったようなことを本気で改善していくということをしなければ、せっかく予定価格を決めたがために高値で落ちついてしまう。以前は予定価格の公表は事後でした。だから幾らが予定価格なのかわからないものだから何回も入札をやり直すということで、予定価格を下回るまでやって、結果的には落札率が90%前後でおさまったとか、かえって以前の方が落札率が低かったかもしれません。今度は予定価格はもう指名通知と一緒に出されますので、全部1回で、話し合いさえすれば全部1回で97%、さっき答弁がありましたように九十七点何%平均で、もう決まるということで、結果的には高値で落ちついてしまうんですね。せっかくの予定価格の事前公表という、思い切ったことが裏目に出てるといえることがあると思うんですよ。そういう点で、私は、予定価格の公表じゃなくて設計額を出して、出すならば、そして予定価格はその場でくじ引きで決める。担当の方には言いましたけど、松阪市だとか横須賀市なんか一般的には入札の問題では進んでいるところというふうに評価されていますが、そういうところでは設計価格を出して、その場の入札現場で予定価格はくじ引きで、3人の立ち会いの人が引いて予定価格を決めて、既にそれを上回っている方は仕事をとれないわけですから、だからもう打ち合わせしとってそれがむだになるという、調整そのものが、勉強会やってもそれがむだになるというやり方を工夫してやってるようですから。ただ、本当によく研究していけば談合ができにくいような方法というのはできると思うので、ぜひ本気で、今の部長の話聞くとどうも後ろ向きで、電子入札にしても事務量がふえたりとかいろいろ、一般競争入札にすると事務量がふえてとか言われますけれども、逆に指名審査の場合にむしろそっちの事務が大変なわけですよ。指名審査資格、そういうのも大変で、省けるところも出てきますので、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいと。これは要望でいいですので、検討していただきたいと思います。

お聞きしたいのは、市立病院の入札のことなんですよ。

清水建設というのは、もう、これ新聞などで公表されてますので、あえて名前を出して言うわけですがけれども、鹿児島県の荒瀬ダムの工事のときで、三祐コンサルタンツというところと

単価を知って事前につかんだということで、今問題になっているところなんですね、それは去年の3月のことです。

水俣の市立病院の入札は6月でしたから。

清水建設がコンサル会社と結託、ダム工事の資料を事前に入手していたということで農水省が調査を開始しているということが新聞で報道されました。36億円で受けてるわけですがけれども、コンサルタントは三祐コンサルタンツという名古屋のコンサルタント会社と結託をして事前に単価を知って落札をした。これが今わかったからですがけれども、水俣の市立病院の入札は6月でしたから、本来ならばそれが事前にわかっていれば清水建設というのは指名から当然除外されるべき会社だったと思うんですね。結果的にこれがわかったわけですよ。しかも、先ほど言いましたように、野中議員が質問して、結果的には事前情報どおり、確かにこの要項にも言われているような談合の場所だとか時間だとか価格だとか、そういったような公正取引委員会に通報するような、そういう事実というのはつかめなかったかもしれませんが、そういう事前情報どおり、建築工事も電気関係、機械関係もそのとおり落札になったということについては、やっぱりこれは大変なことだと、結果的にはそうなった、事前に、そういう事前情報があったときには当然、市長はしかるべき措置をとられて、関係するところに通報もして調査をされたわけですがけれども、結果的にはそれがあとでわかった、契約後わかったわけですがけれども、この要項でいくと、契約後であっても、もしそういう事実があれば公正取引委員会に通報するというふうになっていると思いますが、この工事について、公正取引委員会がどういうふうな扱いをされるかわかりませんが、ぜひ市として水俣市談合情報処理要項に沿って、この入札についての談合があった疑いがあるということで通報されるつもりはないかどうかということをお聞きします。

以上です。

議長（松本満良君） 答弁を求めます。

江口市長。

市長（江口隆一君） 中山議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁の中でお答えいたしましたけれども、昨年も野中議員の方から談合の証拠があるみたいなお話がありましたものですから、警察の方にも連絡をいたしまして一緒に行こうということでお待ちしておりましたけれども、断られまして、今、議員がおっしゃいますように、鹿児島県の荒瀬ダムでそのようなことがあってということでございますが、水俣の方でのそういう根拠、証拠というのが何も言われませんで、我々といたしましても、うわさがあるとかということをお聞かれても、動いてると、入札すべてを中山議員のお話では疑っていらっしゃいますので、根拠も証拠もなく言われたときに、我々としては、はっきり言って、証拠があればすぐにも対応できるんですけれども、火のないところに煙が立ってると言われても非常に困りますので、ぜ

ひ何らかの証拠を提出していただきたいと思います。私たちも、先ほども言いましたように、去年も野中議員のでも警察の方に、こういう議会の中で御指摘がありましたので、もしかしたら動いていただくかもしれませんのでお願いしますというのもきちっと私自身で電話をいたしておりますので、ここはやっぱり公の議場でございますので、証拠とか根拠がないのにあんまりそういうことを言われるのはふさわしくないのではないかというふうに思っております。

ただ、公の場で言いにくいことでもございましたら、また私どもの方に内々でお伝えいただければありがたいと思いますし、また入札のあり方につきましても、議員がおっしゃるような入札というのも一つの方法かもしれませんが、我々というのは国から補助金をもらってやっておりますので、工期を守らなければいけないということと監査というのがございます。ですから技術力がないところ、例えば資本力がないところに工事を委託した場合に、途中で倒産し、また資材を集めることもできなかったということになりますと、後々ツケがまわってくるのはこの水俣市でございまして、当然、資本力、技術力といった面も考慮して入札をしなければいけない。

またもう一つ大事なことは、この不況下に水俣の地場企業も守っていかなければいけないという、この観点を頭に描きながら入札をきちっと行っていきたいというふうに考えております。

議長（松本満良君） 以上で中山徹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、しばらく休憩いたします。

午後 3 時 54 分 休憩

午後 4 時 5 分 開議

議長（松本満良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（松本満良君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第 48 号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 平成 16 年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）

議長（松本満良君） 日程第 2、議第 48 号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第 49 号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第3、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（松本満良君） 日程第4、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

議長（松本満良君） 日程第5、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

議長（松本満良君） 日程第6、議第52号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第7、議第53号水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第8、議第54号水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第9、議第55号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第10、議第56号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第11、議第57号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第58号 水俣市消防団員の定員、任命、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本満良君） 日程第12、議第58号水俣市消防団員の定員、任命、給与及び服務等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(松本満良君) 日程第13、議第59号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について

議長(松本満良君) 日程第14、議第60号水俣市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

議長(松本満良君) 日程第15、議第61号平成17年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議長(松本満良君) 日程第16、議第62号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（松本満良君） 日程第17、議第63号平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（松本満良君） 日程第18、議第64号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（松本満良君） 日程第19、議第65号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（松本満良君） 日程第20、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認めます。

---

議長（松本満良君） ただいま質疑を終わりました議第48号から議第66号まで議案19件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、22日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、21日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 4 時10分 散会

平成17年6月22日

平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

## 平成17年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成17年6月22日（水曜日）

午前10時2分 開議

午前10時57分 閉会

（出席議員） 21人

松本満良君	西田弘志君	福田  斉君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中  功君
淵上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	緒方誠也君	中山  徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次	長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書	記（赤司和弘君）
書	記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市	長（江口隆一君）	助	役（滝澤行雄君）
収	入  役（徳富邦博君）	総務企画部長	（森  近君）
福祉環境部長	（吉海安丈君）	産業建設部長	（松田大作君）
総合医療センター事務部長	（葦浦博行君）	教 育  長	（宮本勝彬君）
総務企画部次長	（仁木徳子君）	福祉環境部次長	（中田和哉君）
産業建設部次長	（桑畑達美君）	水道局長	（山田敏博君）
教 育  次  長	（森田幸治君）	総務企画部総務課長	（田上和俊君）
総務企画部財政課長	（伊藤亮三君）		

議事日程 第5号

平成17年6月22日 午前10時開議

- 第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について  
専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第8号)
- 第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について  
専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について  
専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第9号)
- 第5 議第52号 専決処分の報告及び承認について  
専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
- 第6 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について
- 第7 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について
- 第14 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 第15 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第2号 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情について

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について  
厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について  
産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第21 議第67号 固定資産評価員の選任について

第22 議第68号 監査委員の選任について

第23 意見第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

第24 意見第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

第25 意見第5号 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について

第26 意見第6号 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書について

第27 意見第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時2分 開議

議長（松本満良君） ただいまから本日の会議を開きます。

議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案件2件、議会運営委員会で発議の意見書案5件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について  
専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について  
専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第5 議第52号 専決処分の報告及び承認について  
専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議第53号 水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議第55号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第56号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第57号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第58号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第59号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第60号 水俣市土地開発公社定款の変更について
- 日程第14 議第61号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第62号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第63号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第64号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第65号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第66号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

議長(松本満良君) 日程第1、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第19、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第1号まで、19件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

(総務文教委員長 真野頼隆君登壇)

総務文教委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、専決処分されました議第48号平成16年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

本案は、退職者の追加に伴う退職手当の増額により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,530万7,000円を増額し、補正後の総額を142億2,109万9,000円とするもので、その内容として、歳出において、第2款総務費に退職手当を計上し、その財源として、第19款繰越金及び第20款諸収入を充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総務費雑入の他会計負担金の中身についてただしたのに対し、医療センター勤務分の期間率で割った負担金であるとの答弁がありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第49号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月25日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものであり、改正の内容として、第1点は、個人の市民税に係る改正で、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の段階的な廃止、給与支払報告書の提出対象者の範囲を年の途中で退職した者まで拡大するものである。

次に、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等を創設するものであり、第2点は、固定資産税に係る改正で、震災等による被災住宅用地に対する特例について、避難指示期間が災害発生年の翌年以降に及んだ場合、避難指示解除後3年間まで適用可能とするものである。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、固定資産税の課税に関し、一昨年のもう豪雨災害の被災者が住宅を新築した場合に課税対象はどのようになるのかとただしたのに対し、通常の課税となるとの答弁がありました。

次に、討論を行ったところ、本案は国の法律の改正に基づいた形のものであるが、大增税に向けた第一段階が定率減税の縮小、廃止であり、個人市民税も上がる、定率減税も今までの2分の1に引き下げられるということであればダブルパンチになり、市民の立場に立った場合大增税につながるものについては反対せざるを得ないとの異議がありましたが、採決の結果、賛成多数で承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第51号平成16年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分

について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであり、第10款災害復旧費で、文教施設災害復旧費の財源の一部を一般財源から地方債に変更している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業債の変更を計上しているとの説明がありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第52号平成17年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、オーストラリア・デボンポート市からの友好訪問団受け入れのため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万7,000円を増額し、補正後の総額を126億6,258万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、国際交流推進事業を計上している。その財源としては、第18款繰入金を充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、繰入金の財源についてただしたのに対し、ふるさと創生基金の使途に国際交流も含まれており、以前もふるさと創生基金を繰り入れ、中・高生をデボンポートに派遣しており、今回の財源についてもふるさと創生基金を充てているとの答弁がありました。

別段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第53号水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者の指定のための手続を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、対象施設についてただしたのに対し、直営が25施設、残り19施設が委託である。委託のうち事業団が3、振興公社が6、シルバー人材センターが2、その他が8となっている。委託施設の中には老人ホームや明水園などがあり、当然指定管理者制度の対象施設となるが、44施設のうち何施設を対象とするかについては今後検討を行うとの答弁がありました。

なお、本条例の運用については、既存の受託事業者に混乱が起きないように最大限の配慮を行うとともに、今後十分検討の上進めてもらいたいとの意見がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員以外の地方公務員が水俣市職員となった場合、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありまし

た。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償費の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、手指の障害の等級及び目の障害の等級等を改正するものであるとの説明でありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市消防団員の定員を570人から530人に削減すること及び入団資格を従来の水俣市に居住する者から、水俣市に居住する者と水俣市内に勤務する者に改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、定員を減らせば出勤する消防団員に負担がかかることにならないかとただしたのに対し、県としてもできるだけ団員の確保に努めるようにとのことではあるが、各団ともなかなかふえていかない、加入が進まないのが現状であり、今回現実的な形にあわせたものであるとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市の一部の非常勤消防団員等に対する退職報償金を2,000円引き上げ、処遇を改善するものであるとの説明でありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成17年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、地域省エネルギービジョン策定事業、第9款教育費に、人権教育推進のための調査研究事業等を計上しており、これらの財源としては、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、2款1項2目人事管理費のうち2節給料の3,336万8,000円の減額についてただしたのに対し、総務部門64人の人事異動に伴う人件費調整分及び職員全体の4月1日付の人事異動に伴う人件費調整額等を一括して人事管理費に計上しており、異動が確定した段階で各課に振り分けるものであるとの答弁がありました。

また、2款1項10目企画費の地域省エネルギービジョン策定委員謝礼と地域省エネルギービジョン策定業務委託料の関係についてただしたのに対し、NEDOからの100%補助を受け地域省エネルギービジョンに関する計画書の策定を行うのであるが、具体的な省エネ効果の数値等を含めた省エネプランの調査及び原案作成等をコンサルに委託する予定である。なお、ビジョン策定に当たっては、大学等専門分野から民間まで10名の委員による策定委員会を設置し、プランの大枠や調査内容の精査をお願いすることとしているとの答弁がありました。

さらに、9款2項2目教育振興費の子どもと親の相談事業に係る相談員についてただしたのに対し、以前から指導員をされていた女性2名を予定しているとの説明がありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

議長（松本満良君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第51号平成16年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、地方債の補正として、社会福祉施設等整備事業費補助金に係る過疎対策事業債の限度額を10万円増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、合併浄化槽補助金の申請状況についてただしたのに対し、2年程前から申請が多く、先着順としているとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第54号水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の社会福祉施設等整備費補助金の制度改正に伴い、市の負担が新たに定められたことから、市独自で補助する必要がなくなり、条例を廃止しようというものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

申し上げます。

本案は、市民が印鑑登録証明書の交付及び廃止申請をする場合に、電子申請の方法でできるようにし、市民の利便性の向上を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成17年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、健康管理事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債で調整している。

また、地方債の補正として、社会福祉施設整備事業債を追加するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、健康管理事業についてただしたのに対し、この事業は水俣病総合対策事業の一環として、地域住民の健康不安を解消するため、基本健康診査を実施するもので、当初の県の方針としては、対象者の問診業務を、平成17年度からやめるとのことであったが、水俣病関西訴訟の最高裁判決を受けて今後の水俣病対策が検討される中で、平成17年度も問診業務を継続することになったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,079万円を増額し、補正後の予算総額を35億2,951万8,000円とするものである。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第1款総務費に、老人保健拠出金を増額し、介護納付金を減額するものである。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,016万6,000円を増額し、補正後の予算総額を47億1,466万9,000円とするものである。

補正の主な内容は、平成16年度の収支決算の結果、支払基金等の返還が生じたため、第3款諸支出金に支払基金等の返還金を計上している。

これらの財源としては、第19款繰越金、第20款諸収入を充当している。

また、熊本県市町村職員共済費に不足が生じたため、人件費を増額している。

この財源としては、第18款繰入金を増額しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ201万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億2,982万7,000円とするものである。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の調整である。

これらの財源としては、第18款繰入金を減額するものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、平成16年9月議会から継続審査となっておりました陳第2号規模・場所を問わない水俣市内の産廃最終処分場建設反対に関する陳情については、陳情そのものに疑義があると思われることから、別途議長あてに報告書を提出しましたことを申し添えておきます。

終わります。

議長（松本満良君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第50号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴う下水道事業債と過疎対策事業債の起債限度額の変更により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、地方債限度額について、下水道事業債を1,570万円減額し、過疎対策事業債を1,570万円増額しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第51号平成16年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであり、補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設及び農業施設に係る過年発生補助災害復旧事業等を減額しており、その財源として、分担金及び負担金、国庫支出金等をもって調整している。

また、繰越明許費補正として、農業施設に係る現年発生補助災害復旧事業を追加し、公共土木

施設に係る過年発生補助災害復旧事業の金額を変更、地方債の補正として、一般公共事業・財源対策債等を追加し、過疎対策債の限度額の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、鶴田橋災害復旧工事費が減額になっているが、鶴田橋の全体復旧費は幾らでそのうち国費の割合はどの程度だったのかとただしたのに対し、総事業費は約4億8,148万円で、国費の割合は、約84%であるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第60号水俣市土地開発公社定款の変更について申し上げます。

本案は、水俣市土地開発公社が、これまで構造改革特別区域法第4条第8項の規定に基づく水俣環境リサイクル産業特区の認定により実施してきた賃貸事業について、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の改正により、すべての土地開発公社で賃貸事業が可能になったため、同公社定款を一部変更しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成17年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、九州新幹線湯水等被害対策事業等を計上しており、これらの財源として、国庫支出金、繰入金等をもって調整している。また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、住宅管理費の中の訴訟代理人委託料についてただしたところ、公営住宅の明け渡しと滞納賃料支払いを求める訴えの提起に係る訴訟代理人委託料で、弁護士報酬と実費の合算額から着手金を除いた額を計上するものであり、当該滞納者については、再三の納入催告にもかかわらず、平成14年1月分から住宅使用料及び駐車場使用料が支払われず、これ以上の放置は、既存公営住宅有効使用の観点等から適切ではなく、地方自治法の規定により法的措置をとったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正の内容は人事異動に伴う人件費の調整のほか、補助金の内示に伴う事業費の減額の補正であり、歳入については、国庫補助金の減額及び公共下水道債の減額により過疎対策債にて対応しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、事業用資産の所管がえに伴

う他会計負担金の補正を行うものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年6月17日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成16年度水俣市一般会計補正予算 (第8号)	承 認	全 員 賛 成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例 の制定について	承 認	賛 成 多 数
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) 付託分	承 認	全 員 賛 成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成17年度水俣市一般会計補正予算 (第1号)	承 認	全 員 賛 成
議第53号	水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する 条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第56号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第57号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第58号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第59号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号) 付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年6月17日

厚生常任委員長 中 山 徹

水俣市議会議長 松本満良様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) 付託分	承認	全員賛成
議第54号	水俣市社会福祉法人助成条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第55号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号) 付託分	原案可決	全員賛成
議第62号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第63号	平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算 (第1号)	原案可決	全員賛成
議第64号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年6月17日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本満良様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別 会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成16年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) 付託分	承認	全員賛成
議第60号	水俣市土地開発公社定款の変更について	原案可決	全員賛成
議第61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第2号) 付託分	原案可決	全員賛成
議第65号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第66号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成

議長（松本満良君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

清水晶夫議員から議第49号について討論の通告があります。

これから発言を許します。

清水晶夫議員。

清水晶夫君 議第49号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

反対の理由は、先ほどの総務文教委員会の委員長報告でも触れられているとおりですが、補足をさせていただきます。

この案件については、国の法律の改正に基づくものであったにせよ、委員長報告にありましたように、市民の厳しい暮らしから見て、増税につながるということで反対です。

第1点の個人市民税については、65歳以上の人で前年の所得額が125万円以下の人は非課税措置を18年度から20年度にかけ、段階的に廃止していくというものであり、本市の対象者は、聞くところによりますと1,100人、当然該当する市民は増税になります。また、個人市・県民税にかかわる定率減税が、今まで所得割額の15%相当額で4万円を超える場合は4万円の減税となっていたものを18年課税から2分の1の縮減ということで、本市での増税になる人は1万1,200人に影響を及ぼすと試算をされています。

ダブル増税に加え、介護保険の見直し、障害者自立支援法などの改悪で、国民への負担増ははかり知れないものがあります。

以上、市民の暮らしと景気に深刻な影響をもたらす増税については賛成できないので、反対の態度を表明し、討論を終わります。

以上です。

議長（松本満良君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第48号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

議長(松本満良君) 次に、議第49号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

議長(松本満良君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

議長(松本満良君) 次に、議第50号専決処分の報告及び承認についてから、議第52号専決処分の報告及び承認についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

---

議長(松本満良君) 次に、議第53号水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定についてから、議第66号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第1号まで、14件を一括して採決します。

本14件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本14件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本14件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 陳第2号 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求め

る陳情について

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

議長（松本満良君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年6月17日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第2号	「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年6月20日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 松本 満良 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年6月17日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本 満良 様

記

事件の番号	件名	理由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年6月22日

議会運営委員長 松本 和幸

水俣市議会議長 松本 満良 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第21 議第 67 号 固定資産評価員の選任について

日程第22 議第 68 号 監査委員の選任について

日程第23 意見第 3 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第24 意見第 4 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

日程第25 意見第 5 号 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について

日程第26 意見第 6 号 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書について

日程第27 意見第 7 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

議長（松本満良君） 日程第21、議第67号固定資産評価員の選任についてから、日程第27、意見第7号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてまで、7件を一括して議題としま

す。

---

### 議第67号

#### 固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求めらる。

平成17年6月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市薄原1535番地

氏 名 本山 祐二

生年月日 昭和29年8月7日

（提案理由）

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

---

### 議第68号

#### 監査委員の選任について

本市の議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求めらる。

平成17年6月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市袋793番地

氏 名 岩阪 雅文

生年月日 昭和22年9月10日

（提案理由）

議員のうちから選任する監査委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

### 意見第3号

#### 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年6月22日

提出者議員	松 本 和 幸
〃	中 村 幸 治
〃	淵 上 道 昭
〃	野 中 重 男
〃	本 井 道 弘
〃	竹 下 武 義
〃	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

（別紙）

#### 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一

体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところです。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況です。

よって政府におかれては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものです。

#### 記

1. 地方六団体の改革案を踏まえたおおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	麻生太郎	様
財務大臣	谷垣禎一	様
内閣官房長官	細田博之	様
郵政民営化・経済財政政策担当大臣		
	竹中平蔵	様
衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様

#### 意見第4号

##### 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年6月22日

提出者議員	中村幸治
〃	松本和幸
〃	淵上道昭
〃	野中重男
〃	本井道弘
〃	竹下武義
〃	緒方誠也

水俣市議会議長 松本満良様

(別紙)

##### 地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきています。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然です。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増してきていることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められています。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところですが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題があります。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しは急務です。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところですが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、A 議長に議会招集権を付与すること、B 委員会にも議案提出権を認めること、C 議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様  
総務大臣 麻生 太郎 様  
衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 扇 千景 様

## 意見第5号

### 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年6月22日

提出者議員	竹下 武義
〃	松本 和幸
〃	中村 幸治
〃	淵上 道昭
〃	本井 道弘
〃	緒方 誠也

水俣市議会議長 松本 満良 様

(別紙)

### 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっています。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中にあって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則としてだれでも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題です。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、

居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところです。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実です。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補い切れない課題を生じさせています。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難です。

よって国、政府におかれては、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小泉純一郎 様  
総務大臣 麻生太郎 様  
衆議院議長 河野洋平 様  
参議院議長 扇 千景 様

#### 意見第6号

##### 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年6月22日

提出者議員	野 中 重 男
〃	松 本 和 幸
〃	中 村 幸 治
〃	淵 上 道 昭
〃	本 井 道 弘
〃	竹 下 武 義
〃	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 満 良 様

(別紙)

##### 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

家庭ごみの約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1997年4月に容器包装リサイクル法が施行され、瓶とペットボトル等が再商品化の対象となり、2000年4月からは、紙製容器、プラスチック容器包装材が対象品目に加わっています。この容器包装リサイクル法は、地域で幾ら努力してリサイクルしても、ワンウエー容器の大量生産、大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。

その一方で依然として地方自治体はリサイクルコストの約7割を占めると言われる収集、選別、保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む自治体の財政を圧迫しています。

したがって、法律によって容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量リサイクルに際限なく税金を投入し続けることとなります。

さらに、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理について、1、発生抑制、2、再使用、3、再生利用、4、熱回収、5、適正処分と優先順位が設けられており、これらを推進するさまざまな経済的手法(デポジット制度など)を法制化する視点での見直しが不可欠となっています。

よって国におかれては、容器包装リサイクル法改正に向け、下記の事項について抜本的な改善を図られるよう強

く要望します。

記

1. 現在、市町村にとって過剰な負担となっている収集、選別、保管に係る経費を、製造、販売事業者の負担とする拡大生産者責任を徹底するとともに、全国的に統一した飲料用容器などのデポジット制度など、再生利用だけでなく、発生抑制、再使用の取り組みを促進するための制度の導入を図ること。
2. 規格統一化、単一素材化を図り、市民の分別排出やリサイクルが安易な容器包装の製造販売が促進されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小泉純一郎 様  
経済産業大臣 中川昭一 様  
環境大臣 小池百合子 様  
衆議院議長 河野洋平 様  
参議院議長 扇 千景 様

意見第7号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年6月22日

提出者議員	
	緒方誠也
〃	松本和幸
〃	中村幸治
〃	淵上道昭
〃	野中重男
〃	本井道弘
〃	竹下武義

水俣市議会議長 松本満良 様

(別紙)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度について、中央教育審議会でも今秋までに結論を得よう検討が始まっています。

この制度は、これまで山間部や離島等における少人数の学校においても、全国一律の教育水準を提供できる制度として大きな役割を果たしてきました。

しかし、政府は、国の財政不足と三位一体の改革により、これを一般財源化し、税源移譲しようとしています。

仮に税源移譲がなされても、地方の財政力の格差は依然として残るものであり、財政力の差による義務教育水準の格差を容認することには変わりはありません。

義務教育に対する責任は、第一義的には国が負うべきであります。国の責任で義務教育の基礎・基盤を保障し、地方は、その基礎・基盤の上に特色ある教育を展開することが望ましい姿であります。

よって国におかれては、憲法が保障する教育の機会均等及び地方財政の安定を図る意味からも義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

総務大臣 麻生太郎 様  
財務大臣 谷垣禎一 様  
文部科学大臣 中山成彬 様

---

議長（松本満良君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第67号並びに議第68号について、江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

市長（江口隆一君） 本日追加提案をいたしました議案について、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第67号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の本山祐二君を選任しようとするものであります。

次に、議第68号監査委員の選任について申し上げます。

本案は議員のうちから選任する本市の監査委員として、本井道弘前委員の後任に岩阪雅文議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、建設常任委員会委員長、公害環境対策特別委員会委員長を歴任され、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 次に、意見第3号提出者代表松本和幸議員。

（松本和幸君登壇）

松本和幸君 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、案文を読み上げて提案理由にかえさせていただきたいと思えます。

#### 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところです。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況です。

よって政府におかれては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の

改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものです。

#### 記

- 1．地方六団体の改革案を踏まえたおおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2．生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 3．政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4．地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 5．地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

議員各位の全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 次に、意見第4号提出者代表中村幸治議員。

（中村幸治君登壇）

中村幸治君 意見第4号について、提出者を代表して、案文を読み上げて提案理由にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきています。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかねばならないのは必然です。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増してきていることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められています。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っている

ところですが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題があります。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務です。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところですが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、A 議長に議会招集権を付与すること、B 委員会にも議案提出権を認めること、C 議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 次に、意見第5号提出者代表竹下武義議員。

（竹下武義君登壇）

竹下武義君 意見第5号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について、案文を読み上げ提案理由といたします。

#### 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっています。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則としてだれでも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題です。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところです。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実です。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本

台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補い切れない課題を生じさせています。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難です。

よって国、政府におかれては、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（松本満良君） 次に、意見第6号提出者代表野中重男議員。

（野中重男君登壇）

野中重男君 意見第6号について、案文を読み上げ提案理由にかえます。

#### 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

家庭ごみの約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1997年4月に容器包装リサイクル法が施行され、瓶とペットボトル等が再商品化の対象となり、2000年4月からは、紙製容器、プラスチック容器包装材が対象品目に加わっています。この容器包装リサイクル法は、地域で幾ら努力してリサイクルしても、ワンウエー容器の大量生産、大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。

その一方で依然として地方自治体はリサイクルコストの約7割を占めると言われる収集、選別、保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む自治体の財政を圧迫しています。

したがって、法律によって容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量リサイクルに際限なく税金を投入し続けることとなります。

さらに、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理について、1、発生抑制、2、再使用、3、再生利用、4、熱回収、5、適正処分と優先順位が設けられており、これらを推進するさまざまな経済的手法（デポジット制度など）を法制化する視点での見直しが不可欠となっています。

よって国におかれては、容器包装リサイクル法改正に向け、下記の事項について抜本的な改善を図られるよう強く要望します。

#### 記

1. 現在、市町村にとって過剰な負担となっている収集、選別、保管に係る経費を、製造、販売事業者の負担とする拡大生産者責任を徹底するとともに、全国的に統一した飲料用容器な

どのデポジット制度など、再生利用だけでなく、発生抑制、再使用の取り組みを促進するための制度の導入を図ること。

2. 規格統一化、単一素材化を図り、市民の分別排出やリサイクルが安易な容器包装の製造販売が促進されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松本満良君） 次に、意見第7号提出者代表緒方誠也議員。

（緒方誠也君登壇）

緒方誠也君 意見第7号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、案文を読み上げて提案理由にかえさせていただきます。

#### 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度について、中央教育審議会で今秋までに結論を得よう検討が始まっています。

この制度は、これまで山間部や離島等における少人数の学校においても、全国一律の教育水準を提供できる制度として大きな役割を果たしてきました。

しかし、政府は、国の財政不足と三位一体の改革により、これを一般財源化し、税源移譲しようとしています。

仮に税源移譲がなされても、地方の財政力の格差は依然として残るものであり、財政力の差による義務教育水準の格差を容認することに変わりはありません。

義務教育に対する責任は、第一義的には国が負うべきであります。国の責任で義務教育の基礎・基盤を保障し、地方は、その基礎・基盤の上に特色ある教育を展開することが望ましい姿であります。

よって国におかれては、憲法が保障する教育の機会均等及び地方財政の安定を図る意味からも義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（松本満良君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました議案7件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本7件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本7件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第67号固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

議長(松本満良君) 次に、議第68号監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

議長(松本満良君) 次に、意見第3号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてから意見第7号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてまで、5件を一括して採決します。

お諮りします。

本5件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(松本満良君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも原案のとおり可決しました。

---

議長(松本満良君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成17年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本満良

署名議員 西田弘志

署名議員 中山徹

## 平成17年6月第3回水俣市議会定例会（6月3日～6月22日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 48号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成16年度水俣市一般 会計補正予算（第8号）	6月3日	総務文教	6月22日 承認	
議第 49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改 正する条例の制定につい て	6月3日	総務文教	6月22日 承認	
議第 50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成16年度水俣市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第4号）	6月3日	産業建設	6月22日 承認	
議第 51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成16年度水俣市一般 会計補正予算（第9号）	6月3日	各 委	6月22日 承認	
議第 52号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成17年度水俣市一般 会計補正予算（第1号）	6月3日	総務文教	6月22日 承認	
議第 53号	水俣市公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する条例の制定について	6月3日	総務文教	6月22日 原案可決	
議第 54号	水俣市社会福祉法人助成条例を廃止す る条例の制定について	6月3日	厚 生	6月22日 原案可決	
議第 55号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条 例の一部を改正する条例の制定につい て	6月3日	厚 生	6月22日 原案可決	
議第 56号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を 改正する条例の制定について	6月3日	総務文教	6月22日 原案可決	
議第 57号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	6月3日	総務文教	6月22日 原案可決	
議第 58号	水俣市消防団員の定員、任免、給与及 び服務等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	6月3日	総務文教	6月22日 原案可決	
議第 59号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償 金の支給に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	6月3日	総務文教	6月22日 原案可決	
議第 60号	水俣市土地開発公社定款の変更につい て	6月3日	産業建設	6月22日 原案可決	
議第 61号	平成17年度水俣市一般会計補正予算 （第2号）	6月3日	各 委	6月22日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 62 号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月3日	厚 生	6月22日 原案可決	
議第 63号	平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	6月3日	厚 生	6月22日 原案可決	
議第 64号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月3日	厚 生	6月22日 原案可決	
議第 65号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月3日	産業建設	6月22日 原案可決	
議第 66号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月3日	産業建設	6月22日 原案可決	
議第 67号	固定資産評価員の選任について （本山祐二君）	6月22日	省 略	6月22日 同 意	
議第 68号	監査委員の選任について （岩阪雅文君）	6月22日	省 略	6月22日 同 意	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 46 号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	(審査終了 まで継続審査)	議 員 提 案
議第 47号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	(審査終了 まで継続審査)	議 員 提 案

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第3号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について	6月22日	省 略	6月22日 原案可決	
意見第4号	地方議会制度の充実強化に関する意見書について	6月22日	省 略	6月22日 原案可決	
意見第5号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について	6月22日	省 略	6月22日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第6号	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書について	6月22日	省 略	6月22日 原案可決	
意見第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	6月22日	省 略	6月22日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
副議長の選挙について	6月3日	大 川 久 洋	投 票

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員及び議会運営委員の選任について	6月3日	(別表のとおり)
公害環境対策特別委員の補欠選任について	6月3日	(別表のとおり)
高速交通対策特別委員の補欠選任について	6月3日	(別表のとおり)
議員定数検討特別委員の補欠選任について	6月3日	竹下武義

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第4号	繰越明許費の報告について（一般会計）	6月3日
報告第5号	繰越明許費の報告について（公共下水道事業特別会計）	6月3日
報告第6号	予算の繰越しの報告について（病院事業会計）	6月3日
報告第7号	予算の繰越しの報告について（水道事業会計）	6月3日
報告第8号	財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	6月3日
報告第9号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月3日
報告第10号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月3日
報告第11号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月16日

## 〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月22日	総務文教	6月22日 継続調査	
環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	6月22日	厚生	6月22日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月22日	産業建設	6月22日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について ----- 議会の情報公開に関する調査について	6月22日	議会運営	6月22日 継続調査	

## 〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第2号	「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情について	水俣市八ノ窪町 1-2-25 千々岩 彩	総務文教	6月3日	6月22日 継続審査

## 〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第2号	規模・場所を問わない水俣市内の産廃最終処分場建設反対に関する陳情について	水俣市旭町 2-2-5 山田 功	厚生	平成16年 9月11日	(6月22日 審議未了)
陳第1号	水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元村 永	議員定数 検討特別	3月11日	(審査終了まで 継続審査)

(参考)

水俣市議会構成一覧表

常任委員会

(平成17年6月3日選任)

委員会名	正副委員長	委 員		
総務文教 定数8人	(正) 真野 頼隆	松本 満良	淵上 道昭	竹下 武義
	(副) 清水 晶夫	藤本 寿子	大川 久洋	
厚 生 定数7人	(正) 中山 徹	福田 齊	本井 道弘	緒方 誠也
	(副) 谷口 真次	吉田 正和	松本 和幸	
産業建設 定数7人	(正) 田中 功	西田 弘志	牧下 恭之	岩阪 雅文
	(副) 大川 末長	中村 幸治	野中 重男	

議会運営委員会 (定数9人)

(平成17年6月3日選任)

正副委員長	委 員		
(正) 松本 和幸	淵上 道昭	本井 道弘	緒方 誠也
(副) 中村 幸治	野中 重男	竹下 武義	

特別委員会

(平成15年5月16日設置・選任 平成17年6月3日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員			
公害環境 対 策 定数11人	(正) 緒方誠也	福田 齊	中村幸治	野中重男	岩阪雅文
	(副) 吉田正和	藤本寿子	田中 功	本井道弘	松本和幸
高速交通 対 策 定数10人	(正) 谷口真次	大川末長	淵上道昭	清水晶夫	竹下武義
	(副) 西田弘志	真野頼隆	牧下恭之	大川久洋	中山 徹